

平成 24 年第 4 回定例会会議録

平成24年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期15日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 6日	木	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決 議案上程・提案理由説明
12月 7日	金	休 会	議案調査
12月 8日	土	休 会	(市の休日)
12月 9日	日	休 会	(市の休日)
12月10日	月	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月11日	火	本 会 議	一般質問
12月12日	水	本 会 議	一般質問
12月13日	木	本 会 議	一般質問
12月14日	金	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
12月15日	土	休 会	(市の休日)
12月16日	日	休 会	(市の休日)
12月17日	月	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
12月18日	火	休 会	議事整理
12月19日	水	休 会	議事整理
12月20日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成24年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

12月6日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	53
2. 本日の会議に付した事件	54
3. 出席議員氏名	56
4. 欠席議員氏名	56
5. 説明のため出席した者の職氏名	57
6. 事務局職員出席者	57
7. 開 会	58
8. 開 議	58
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	59
10. 日程第2 会期の決定	59
11. 日程第3 議事第5号 菊池市議会副議長の選挙	59
12. 日程第4 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決	61
13. 日程第5 議案第97号 上程・説明・質疑・討論・採決	71
14. 日程第6 議案第98号から議案第119号まで一括上程・説明	74
15. 日程第7 報告第18号上程・説明・質疑	86
16. 日程第8 決議案第4号上程・説明・質疑・討論・採決	87
17. 日程第9 請願第4号上程	100
18. 日程通告 散会	100
12月7日（金曜日） 休 会	
12月8日（土曜日） 休 会	
12月9日（日曜日） 休 会	
12月10日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	103
2. 本日の会議に付した事件	103
3. 出席議員氏名	103
4. 欠席議員氏名	104
5. 説明のため出席した者の職氏名	104
6. 事務局職員出席者	104
7. 開 議	105

8. 日程第1	質疑	105
9. 日程第2	常任委員会付託	107
10. 日程第3	一般質問	109
(1)	東 裕人君質問	109
	「国保税について」	110
	○市民環境部長 下田俊一君答弁	110
	東 裕人君再質問	111
	○市民環境部長 下田俊一君答弁	112
(2)	東 裕人君質問	112
	「同和行政について」	112
	○総務企画部長 野口祐成君答弁	113
	○建設部長 松野浩一君答弁	114
	○代表監査委員 宮川貞雄君	114
	東 裕人君再質問	115
	○代表監査委員 宮川貞雄君	116
	東 裕人君再々質問	116
	○市長 福村三男君答弁	116
(3)	東 裕人君質問	117
	「市長の政治姿勢について」	117
	○市長 福村三男君答弁	118
	東 裕人君再質問	121
	○市長 福村三男君答弁	122
	東 裕人君再々質問	122
	○市長 福村三男君答弁	122
	休 憩	124
	開 議	124
(1)	怒留湯健蓉さん質問	124
	「特別支援教育について」	124
	○教育部長 原 誠也君答弁	125
	怒留湯健蓉さん再質問	125
	○教育部長 原 誠也君答弁	127
	怒留湯健蓉さん再々質問	128
	○教育部長 原 誠也君答弁	130
	○教育長 倉原久義君答弁	131

(2) 怒留湯健蓉さん質問	132
「公共施設の完全UD化について」	132
○総務企画部長 野口祐成君答弁	133
怒留湯健蓉さん再質問	134
○総務企画部長 野口祐成君答弁	135
怒留湯健蓉さん再々質問	135
○市長 福村三男君答弁	138
昼食休憩	139
開 議	139
(1) 城 典臣君質問	139
「産廃問題について」	139
○市民環境部長 下田俊一君答弁	140
城 典臣君再質問	141
○市民環境部長 下田俊一君答弁	142
城 典臣君再々質問	144
○市長 福村三男君答弁	144
休 憩	145
開 議	145
(1) 泉田栄一郎君質問	145
「庁舎整備について」	145
○総務企画部長 野口祐成君答弁	147
(2) 泉田栄一郎君質問	147
「田島工業団地について」	148
○経済部長 平野國臣君答弁	148
泉田栄一郎君再質問	149
○経済部長 平野國臣君答弁	149
泉田栄一郎君再々質問	150
○市長 福村三男君答弁	150
(3) 泉田栄一郎君質問	151
「花房台の活用について」	151
○総務企画部長 野口祐成君答弁	151
泉田栄一郎君再質問	151
○市長 福村三男君答弁	152
(4) 泉田栄一郎君質問	153

「いい夫婦の日（11月22日）について」	153
○総務企画部長 野口祐成君答弁	153
泉田栄一郎君再質問	154
○総務企画部長 野口祐成君答弁	154
11. 日程通告 散会	155

12月11日（火曜日） 本会議 頁

1. 議事日程第3号	159
2. 本日の会議に付した事件	159
3. 出席議員氏名	159
4. 欠席議員氏名	160
5. 説明のため出席した者の職氏名	160
6. 事務局職員出席者	160
7. 開 議	161
8. 日程第1 議会広報特別委員会委員の選任について	161
9. 日程第2 企業誘致促進特別委員会正副委員長の辞任について	161
10. 日程第3 一般質問	161
(1) 葛原勇次郎君質問	161
「庁舎整備について」	161
○総務企画部長 野口祐成君答弁	162
(2) 葛原勇次郎君質問	162
「市道について」	162
○建設部長 松野浩一君答弁	163
葛原勇次郎君再質問	164
○市長 福村三男答弁	164
(1) 中山繁雄君質問	165
「合併特例債について」	165
○総務企画部長 野口祐成君答弁	165
(2) 中山繁雄君質問	166
「廃校の跡地について」	166
○総務企画部長 野口祐成君答弁	167
(3) 中山繁雄君質問	168
「グラウンド、体育館の使用について」	168
○教育部長 原 誠也君答弁	168

(4) 中山繁雄君質問	169
「総合支所について」	169
○総務企画部長 野口祐成君答弁	169
休憩	170
開議	170
(1) 東 英俊君質問	170
「公務員の倫理について」	170
○総務企画部長 野口祐成君答弁	171
東 英俊君再質問	172
○総務企画部長 野口祐成君答弁	172
東 英俊君再々質問	173
○市長 福村三男答弁	173
昼食休憩	174
開議	174
(1) 隈部忠宗君質問	174
「学校教育について」	174
○教育部長 原 誠也君答弁	174
隈部忠宗君再質問	177
○教育長 倉原久義君答弁	178
隈部忠宗君再々質問	179
○教育長 倉原久義君答弁	179
○市長 福村三男答弁	181
(2) 隈部忠宗君質問	181
「公民館について」	181
○教育部長 原 誠也君答弁	182
隈部忠宗君再質問	182
○教育部長 原 誠也君答弁	182
隈部忠宗君再々質問	183
○教育長 倉原久義君答弁	183
○市長 福村三男答弁	184
(3) 隈部忠宗君質問	184
「教育環境の充実について」	184
○教育部長 原 誠也君答弁	185
隈部忠宗君再質問	187

○教育部長 原 誠也君答弁	187
(4) 隈部忠宗君質問	187
「友好都市について」	187
○総務企画部長 野口祐成君答弁	187
休憩	189
開議	189
(1) 樋口正博君質問	189
「菊池市の危機管理体制について」	189
○市民環境部長 下田俊一君答弁	190
(2) 樋口正博君質問	190
「観光振興について」	191
○経済部長 平野國臣君答弁	193
樋口正博君再質問	194
○市長 福村三男答弁	196
11. 日程通告 散会	198

12月12日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第4号	201
2. 本日の会議に付した事件	201
3. 出席議員氏名	201
4. 欠席議員氏名	202
5. 説明のため出席した者の職氏名	202
6. 事務局職員出席者	202
7. 開議	203
8. 日程第1 一般質問	203
(1) 森 清孝君質問	203
「税の賦課徴収について」	203
○市民環境部長 下田俊一君答弁	204
○代表監査委員 宮川貞雄君	204
森 清孝君再質問	205
○市民環境部長 下田俊一君答弁	206
○代表監査委員 宮川貞雄君	206
森 清孝君再々質問	207
○市長 福村三男答弁	207

(2) 森 清孝君質問	208
「合志川護岸の復旧について」	208
○建設部長 松野浩一君答弁	209
森 清孝君再質問	209
○建設部長 松野浩一君答弁	209
森 清孝君再々質問	210
○建設部長 松野浩一君答弁	210
(3) 森 清孝君質問	210
「オープン後のポケットパークについて」	210
○建設部長 松野浩一君答弁	211
森 清孝君再質問	212
○建設部長 松野浩一君答弁	213
森 清孝君再々質問	214
○市長 福村三男答弁	214
休 憩	217
開 議	217
(1) 水上彰澄君質問	217
「堆肥舎について」	217
○市民環境部長 下田俊一君答弁	217
水上彰澄君再質問	218
○市民環境部長 下田俊一君答弁	218
(2) 水上彰澄君質問	219
「災害復旧について」	219
○建設部長 松野浩一君答弁	219
○経済部長 平野國臣君答弁	220
(3) 水上彰澄君質問	220
「庁舎の件について」	220
○市長 福村三男答弁	221
昼食休憩	223
開 議	223
(1) 工藤圭一郎君質問	224
「庁舎整備について」	224
○市長 福村三男答弁	224
工藤圭一郎君再質問	225

○市長 福村三男答弁	226
(2) 工藤圭一郎君質問	227
「税滞納について」	227
○市長 福村三男答弁	227
工藤圭一郎君再質問	228
○市長 福村三男答弁	229
工藤圭一郎君再々質問	229
○市長 福村三男答弁	229
(3) 工藤圭一郎君質問	230
「寄付のあり方について」	230
○教育部長 原 誠也君答弁	230
工藤圭一郎君再質問	230
○教育部長 原 誠也君答弁	231
(4) 工藤圭一郎君質問	231
「市長の行政運営について」	231
○市長 福村三男答弁	231
工藤圭一郎君再質問	232
○市長 福村三男答弁	232
休憩	233
開議	233
(1) 大賀慶一君質問	233
「税の収納について」	233
○市民環境部長 下田俊一君答弁	234
大賀慶一君再質問	235
○市民環境部長 下田俊一君答弁	236
大賀慶一君再々質問	236
○市長 福村三男君答弁	237
(2) 大賀慶一君質問	237
「子どもの救命救急医療体制について」	237
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	238
大賀慶一君再質問	239
○教育部長 原 誠也君答弁	240
大賀慶一君再々質問	241
○市民環境部長 下田俊一君答弁	242

9. 日程通告 散会	243
------------	-----

12月13日(木曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第5号	247
2. 本日の会議に付した事件	247
3. 出席議員氏名	247
4. 欠席議員氏名	248
5. 説明のため出席した者の職氏名	248
6. 事務局職員出席者	248
7. 開 議	249
8. 日程第1 一般質問	249
(1) 坂井正次君質問	249
「新市建設計画について」	249
○総務企画部長 野口祐成君答弁	250
坂井正次君再質問	250
○総務企画部長 野口祐成君答弁	251
坂井正次君再々質問	251
○総務企画部長 野口祐成君答弁	252
(2) 坂井正次君質問	252
「洒水の問題について」	252
○市長 福村三男君答弁	253
坂井正次君再質問	253
○市長 福村三男君答弁	254
(3) 坂井正次君質問	254
「九州産廃について」	255
○市民環境部長 下田俊一君答弁	255
坂井正次君再質問	256
○市民環境部長 下田俊一君答弁	257
(4) 坂井正次君質問	258
「県道の整備について」	258
○建設部長 松野浩一君答弁	258
(5) 坂井正次君質問	259
「国道の整備について」	259
○建設部長 松野浩一君答弁	259

坂井正次君再質問	260
○市長 福村三男君答弁	260
(6) 坂井正次君質問	260
「費用対効果について」	260
○建設部長 松野浩一君答弁	261
○総務企画部長 野口祐成君答弁	261
○教育部長 原 誠也君答弁	262
坂井正次君再質問	262
○市長 福村三男君答弁	263
休 憩	263
開 議	263
(1) 森 隆博君質問	264
「新菊池市づくりについて」	264
○総務企画部長 野口祐成君答弁	264
森 隆博君再質問	265
○副市長 永田明紘君答弁	267
○総務企画部長 野口祐成君答弁	268
森 隆博君再々質問	269
○市長 福村三男君答弁	270
(2) 森 隆博君質問	270
「菊池市公共事業入札制度について」	271
○総務企画部長 野口祐成君答弁	271
森 隆博君再質問	273
○副市長 永田明紘君答弁	275
森 隆博君再々質問	275
○市長 福村三男君答弁	276
昼食休憩	277
開 議	277
(1) 木下雄二君質問	277
「道路整備について」	277
○建設部長 松野浩一君答弁	278
(2) 木下雄二君質問	278
「観光振興について」	278
○経済部長 平野國臣君答弁	279

木下雄二君再質問	279
○市長 福村三男君答弁	280
(3) 木下雄二君質問	281
「自治公民館の整備について」	281
○教育部長 原 誠也君答弁	281
木下雄二君再質問	282
○教育部長 原 誠也君答弁	282
木下雄二君再々質問	283
○教育長 倉原久義君答弁	283
(4) 木下雄二君質問	283
「老人福祉センター跡地について」	283
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	284
木下雄二君再質問	284
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	284
木下雄二君再々質問	285
○市長 福村三男君答弁	285
(5) 木下雄二君質問	286
「環境問題について」	286
○市民環境部長 下田俊一君答弁	286
木下雄二君再質問	287
○市長 福村三男君答弁	288
木下雄二君再々質問	289
○市民環境部長 下田俊一君答弁	289
○市長 福村三男君答弁	290
9. 日程第6 議案第120号上程・説明・質疑	290
10. 日程通告 散会	295

12月14日(金曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
12月15日(土曜日)	休会
12月16日(日曜日)	休会
12月17日(月曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
12月18日(火曜日)	休会
12月19日(水曜日)	休会

12月20日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	299
2. 本日の会議に付した事件	299
3. 出席議員氏名	299
4. 欠席議員氏名	300
5. 説明のため出席した者の職氏名	300
6. 事務局職員出席者	301
7. 開 議	302
8. 日程第1 各常任委員長報告	302
・総務文教常任委員長報告	302
・福祉厚生常任委員長報告	307
・経済建設常任委員長報告	310
委員長報告に対する質疑	314
討 論	314
(1) 森 隆博君討論	314
(2) 森 清孝君討論	316
(3) 東 裕人君討論	317
(4) 工藤圭一郎君討論	317
(5) 樋口正博君討論	317
(6) 森 清孝君討論	318
(7) 工藤圭一郎君討論	318
(8) 怒留湯健蓉さん討論	319
(9) 工藤圭一郎君討論	320
(10) 怒留湯健蓉さん討論	320
(11) 中原 繁君討論	322
(12) 森 清孝君討論	322
(13) 森 隆博君討論	323
(14) 樋口正博君討論	323
(15) 北田 彰君討論	324
(16) 二ノ文伸元君討論	324
採 決	325
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	325
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	326
日程第1 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決	326

日程第2	議員提出議案第4号	上程・説明・質疑・討論・採決	327
日程第3	議事第6号	議会改革検討特別委員会の設置について	328
11.	閉会		329

第 1 号

1 2 月 6 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成24年12月6日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第5号 菊池市議会副議長の選挙
- 第4 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決
- 第5 議案第97号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度菊池市一般会計補正予算(第5号))
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第98号 菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第99号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第101号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第102号 菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第104号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定について
- 議案第106号 平成24年度菊池市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第107号 平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1
号)
- 議案第108号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第109号 平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
- 議案第110号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第111号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第4号)
- 議案第112号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算

(第3号)

議案第113号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第114号 平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)

議案第115号 財産の譲渡について

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市四季の里旭志)

議案第117号 市道路線の認定について

議案第118号 菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について

議案第119号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明

第7 報告第18号 専決処分の報告について(市道管理瑕疵)

上程・説明・質疑

第8 決議案第4号 菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

第9 請願第4号 旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願

上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事第5号 菊池市議会副議長の選挙

日程第4 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決

日程第5 議案第97号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市一般会計補正予算(第5号))

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第98号 菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議案第99号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第101号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定について
- 議案第106号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第107号 平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第108号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第109号 平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
- 議案第110号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第111号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第112号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第114号 平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 財産の譲渡について
- 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について
（菊池市四季の里旭志）
- 議案第117号 市道路線の認定について
- 議案第118号 菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について
- 議案第119号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明

日程第7 報告第18号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

上程・説明・質疑

日程第8 決議案第4号 菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 請願第4号 旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願

上程



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君

午前10時08分 開会

○

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（山瀬義也君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月4日に宇城市において第250回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席をいたしました。

次に、10月10日には第7回全国市議会議長会フォーラムが松山市で開催され、出席いたしました。

また、10月25日は宮崎市で開催されました第3回九州議長会理事会に出席し、全国市議会議長会への提出議案等について審議いたしました。詳細につきましては、事務局備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、10月26日から28日にかけて、友好都市締結のため、執行部と鹿児島県龍郷町に出張いたしました。議会から副議長、各委員長も参加し、27日に友好都市の調印が終了いたしました。今後はさらに交流を深め、両市町が共に発展していくことを願うものであります。

次に、監査委員から平成24年8月から10月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、副議長、坂井正次君から一身上の理由により、12月5日付けで副議長の職の辞職願いが提出されました。地方自治法第108条の規定により、これを許可いたしましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時12分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、森清孝君及び中原繁君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

- 議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月29日の議会運営委員会におきまして、本日から12月20日までの15日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの15日間と決定しました。

○

日程第3 議事第5号 菊池市議会副議長の選挙

- 議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、副議長の辞職に伴い副議長が欠員となりましたので、直ちに副議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、東英俊君及び東裕人君を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

- 議長（山瀬義也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

- 議長（山瀬義也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

- 議長（山瀬義也君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。白票については、無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。事務局長に点呼を命じます。

[自席]

○**議会事務局長（城 圭一君）** 命によりまして、議員の点呼をさせていただきます。

1 番、工藤圭一郎議員。2 番、城 典臣議員。3 番、大賀慶一議員。

4 番、岡崎俊裕議員。5 番、水上彰澄議員。6 番、東 英俊議員。

7 番、東 裕人議員。8 番、泉田栄一郎議員。9 番、森 清孝議員。

10 番、中原 繁議員。11 番、樋口正博議員。12 番、二ノ文伸元議員。

13 番、中山繁雄議員。14 番、怒留湯健蓉議員。15 番、坂本昭信議員。

16 番、隈部忠宗議員。17 番、葛原勇次郎議員。18 番、木下雄二議員。

19 番、坂井正次議員。20 番、森 隆博議員。22 番、境 和則議員。

23 番、北田 彰議員。21 番、山瀬義也議長。

以上でございます。

○**議長（山瀬義也君）** 以上23名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○**議長（山瀬義也君）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○**議長（山瀬義也君）** 開票を行います。東英俊君、東裕人君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○**議長（山瀬義也君）** 投票の結果を報告します。

投票総数23票。これは、先ほどの出席議員数に符合します。

そのうち、有効投票 23票

有効投票中、隈部忠宗君 11票

中原 繁君 11票

東 裕人君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票であり、隈部忠宗君と中原繁君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

隈部忠宗君及び中原繁君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは、2回引きます。1回目はくじを引くための順序を決めるものでございます。若い番号のくじを引いた方が、先にくじを引きます。2回目は、この順序によって

くじを引き、若い番号のくじを引いた方が当選人と決定するものです。

くじは、抽選棒で行います。会議規則第31条第2項の規定によって、泉田栄一郎君及び森清孝君に立会人をお願いします。

隈部忠宗君、中原繁君、前に来てください。

まず、隈部忠宗君、中原繁君、くじを引いてください。

(1回目 くじ引き)

○議長(山瀬義也君) くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず、初めに隈部忠宗君、次に、中原繁君、以上のおりで、ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。隈部忠宗君、中原繁君、くじを引いてください。

(2回目 くじ引き)

○議長(山瀬義也君) くじの結果を報告します。

くじの結果、隈部忠宗君が当選人と決定しました。よって、隈部忠宗君が副議長に当選されました。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。ご承諾をお願いいたします。

ただいまから副議長のご挨拶があります。

[登壇]

○副議長(隈部忠宗君) 隈部でございます。坂井正次前副議長の辞職に伴いまして、ただいま選挙が行われました。大変な激戦の中で選ばれましたことを非常に重責を感じております。選ばれました以上は、山瀬議長を補佐しまして、議会の本質であります開かれた議会、市民の皆様にあされる、尊敬される議会を目指して、公正公平をモットーに頑張りたいと思います。特に、現在非常に泗水をよくする会の方々から出されました分離独立の請願、議会では否決されましたけれども、この溝は今後も続くと思います。この溝を少しでも少なくするために努力をする覚悟でございます。浅学非才ではございますけれども、皆様方のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(山瀬義也君) ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時36分

開議 午前10時38分

○

○議長(山瀬義也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4 決算特別委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、決算特別委員会委員長より、議案第84号から議案第94号までの11議案について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○決算特別委員長（中山繁雄君） おはようございます。決算特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第84号、平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第94号、平成23年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件でございました。

9月21日には、委員の皆さんと決算の意義と考え方や審査において配慮すべき点などを確認しました。併せて執行部の説明の要領についても統一したものになるよう協議を行ったところです。

審査は、10月1日から4日間の予定で、執行部の説明を求めながら慎重に進めてまいりました。

それでは、各会計ごとに出されました主な質疑や意見等を報告いたします。

初めに、議案第84号、平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入の主なもので、市税の合計は収入済額50億5,742万1,588円、収納率86.21%であり、収入未済額7億6,369万7,950円、不納欠損額4,505万3,865円とのことでした。

委員より、納税は国民の義務であり、税の収納率を上げることは当然のことである。最近滞納も悪質になってきているという声も聞くが、不納欠損など、事務を適正に行った結果なのかという質疑がありました。執行部より、税金は納期内に払うのが当然であり、納期内に払うことができない納税者に関しては、納税相談に応じ、誓約を交わし、分けて払う分納を勧めている。その際に誓約書に違反したり、悪質なケースは、滞納整理で差し押さえや競売を行うこともある。全て差し押さえでいくと納税者自体が生活できなくなり、困窮することにもなり、ケースバイケースで大変難しいとのことでした。結果的に差し押さえしても、納税額に及ばなかったり、生活困窮、行き先不明、それらに該当する者を3年執行停止していて、結果的に不納欠損になる。今年度に関して収納率は向上しており、担当課としても努力しているが、今後も納税者のことも考えながら滞納整理も十分やりたいとのことでした。

また、昨年度の実績で、差し押さえをした執行物件は不動産国税還付金債権3,820万円余りとの報告でした。さらに、3年前から夜間窓口を開いており、約束があっていた分、会社帰りに来ていただいた方など約650万円余りの支払いがあった。今後も、いろいろ指摘された事項も踏まえ、その分重々反省しながら納税相談者の身になり考えていきたい、ご理解をお願いしたいとの答弁がありました。

委員から、特に不納欠損の推移を見ていると右肩上がりである。これを右肩上がりにならないよう努力してほしいと指摘がありました。

次に、保育園の滞納について質疑がありました。保育料の不納欠損についても相当な金額になっている。収納対策はどうなっているのかとの問いに、3カ月ごとに催促書を出し、児童手当、児童扶養手当、すくすく子宝祝い金などの支給のある保護者には、窓口払いにし、少しでも支払いをお願いしたり、保育園の園長・先生の声かけで滞納をなくすよう取り組んでいる。少しずつは改善しているが、監査からも指摘を受けている。滞納があるから退園してくださいということはないが、滞納がなくなるよう収納対策に取り組んでいきますとの答弁でありました。

次に、市営住宅の未払金について、不納欠損にはならないかとの質疑がありました。これに対して住宅の使用料に関しては不納欠損の取り扱いはない。収入未済額については年々増加傾向だったので、厳しく対応することで少しずつ減ってきている。悪質な滞納者に対しては、明け渡し訴訟も起こし、成果も少しずつ出てきておりますとの答弁でありました。委員から、何もかも滞納が出てきている。来年もおそらく出てくると思う。来年数字が同じだったら何の努力もしなかったという結論になる。厳しいところは厳しく、優しいところは優しく頑張してほしいとの要望がありました。

次に、歳出の主なものを報告いたします。

委員より、国際交流費の中でワイフ物語経費があるが、施策の概要を見るとほとんどが国際交流推進事業ではないのかとの質疑があり、執行部より、菊池ワイフ物語推進協議会はおしどり夫婦の里菊池を国内外にPRし、観光客の強化を目指すと言うことで始まったものであるが、国際交流推進事業や国際友好都市交流事業などの事業を側面から支援する位置付けもあるということでした。

また、国際交流費について、費用対効果はどの質問に、外国人宿泊客推移は平成15年ごろは数百人であったが、平成19年には1万人を越す外国人の宿泊客になった。その内9割が韓国であった。韓国との交流を通じ、菊池のPR効果が上がってきていると思う。最近、国の問題・新型インフルエンザ・口蹄疫・東日本大震災などで激減しているが、回復基調である。これまでの成果が現れてきていると思われるが、今後も引き続き努力したいとの答弁でした。

住宅新築資金貸付事業について、委員より、調定額5,300万円、収入済額300万円について質疑があり、執行部より、住宅新築資金の貸付金で、昭和53年4月1日から平成9年3月31日まで住宅等を借りるまたは土地購入、家の改修に貸し付けた分で、14名の内1名が滞納で13名は少しずつ返済されており、平成23年度に3名完済された。それぞれ支払いはされている。未納者については、催促状を出したり、直接会って話をし、努力しているとの答弁でありました。

地域審議会について、一部審議会の拒否があったと聞くが、審議会のあり方にどうなっているかとの質疑がありました。平成23年度におきましては、4地区とも同じ説明内容となっているが、24年度においては、庁舎整備について7月に説明したが、泗水地区については保留となり、その後も庁舎整備については説明できていない。市長の市政として丁寧な説明が必要であり、説明できるよう今後も努めていきたいとの答弁でした。

次に、学校教育関係について、補助教員について、統合した後の補助教員をどう考えているかとの質疑に対して、現在、翌年度の児童数により学級編成等を行っており、特別支援学級に含め、入ってくる子どもたちを見ながら、その中で県費職員との兼ね合いもあるが、学校現場からは補助教員、福祉支援教員については市費で対応との話もあっている。予算も絡んでくるが、今後、減員しないよう要望していきたいとの答弁がありました。

子育て支援については、児童扶養手当給付費で、平成23年度の認定者数、月額4万1,550円支給されている制度について、制度の盲点をついた悪質なケースはないかとの質疑に、平成23年度新しく認定された方が89名で、総数では横ばい状態である。また、許認定については国の基準に沿って行っており、事実確認については一人ずつ実施しているとのことでした。

次に、経済部所管の主な質疑について申し上げます。

ブランド推進課において、県からのふるさと雇用再生特別交付金事業について、一般財源で使い方がおかしいのでは、またJAとの連携、ブランドの品物について地元の人に販売し知っていただいて、それから全国販売したがよいのではとの質疑がありました。それに対して、平成23年までは県からのふるさと雇用の事業があったが、今後はブランド推進協議会の中で協議を重ね、さまざまなブランドの開発、拡大について検討し、いろいろな補助事業があった場合、十分その成果が出るようにしていく。JAとの関係については、推進協議会に2名参加していただき、野菜部をブランド推進協議会の中でつくり、ブランドロゴマークを貼り出荷していただくよう協議を進めている。また平成24年度において、ブランドイメージロゴを各物産館で季節の野菜に貼り販売し、市民の皆様にも見えるような形でブランドの発

信を行っていききたいとの答弁でした。

次に、建設部所管の主な質疑について申し上げます。

ポケットパークについて、特に現状を見ての費用対効果について質疑がありました。

これに対して、4月から見ていると、高齢の方々、また子どもたちが遊びに来ている状況を見かける。切明のポケットパークは水をテーマにしてあり、子どもたちがよく遊びに来ている。今後もその活用に期待しているとの答弁でありました。

委員から利用者ほとんどいなかった状況だと思う。せっかくつくったのですから、今後の利用をいかに活用し生かすべきか考えていただきたいとの意見が述べられました。

次に、議案第85号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、不納欠損、収入未済額が大きい。国保税については1年も滞納すれば収納不可能になると思うが予防策はあるのかとの質疑がありました。執行部より、国保税については、収入に応じての支払いとなっており、1年間滞納すると資格要件の中で条件つきになる。そのため納税者からは、市税より先に国民健康保険税に充当するような希望もあるが、税は均等に徴収することが求められ、ケースバイケースで納税者の方と相談しながら事務を進めているとのことでした。また地方税法においては、執行停止して3年間と消滅時効の5年間が要因で不納欠損という形で税の執行ができなくなるという報告がありました。

議案第86号、平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんでした。

議案第87号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、返納金の収入未済額1,257万8,895円について質疑がありました。収入未済額が不納欠損になるのはいつになるのか、未済金においては、裁判は考えておられるか。また再発防止はどの質疑があり、これに対して収入未済額については、平成15年7月から平成19年3月まで市内の訪問介護事業者が介護保険サービス料を国保連に不当請求した返済金である。本社が八代で営業所が菊池市にあったが現在事業所もなく、訪問介護事業も稼働していない。グループ会社で営業収入から支払いされ、平成20年100万円、21年70万円、22年18万円、23年3万円である。今まで191万円返済されているが、年々返済金が滞っている。平成20年に誓約書が出されているが、徴収に至っていない。民法上請求しないと10年という規定はあるが、請求権はなくならないと思っているが、顧問弁護士から会社の実体が存在しない形で裁判する相手がない状況で難しいと指導を受けているとのことでした。これからの予防策は、介護事業者等の認定は県が行っており、

県と市は介護給付適正化を目標に指導・監査等を行っている。特に市においては介護サービスのケアプランをつくり、サンプリングしチェックしているとの答弁でありました。普通徴収保険滞納について、払っておられない方は介護保険事業を受けられないのかとの質疑に、不納欠損処理した方も介護サービスは受けられるが、ペナルティがあり、改めて介護サービスを受けるとき3割負担となる。徴収に行くとき払っていただかないと負担割合が増えますと説得しながらやっているが、収入があまりなく生活困窮というような中で納付がないのも現状であるとのことでした。

議案第88号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

委員より、事業費の繰越明許の8,349万円の繰越の理由は何かとの質疑に、この事業が最終年度であり、事業費が固まった関係で発注の時期が遅れたものであるとの答弁でありました。

次に、議案第89号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

委員より、下水道使用料の未済額4,100万円あるが、どのようにして徴収されているのかとの質疑に、執行部より、水道局とともに委託会社に徴収をお願いしている。今後、どのように対応するか協議していきたいとの答弁がありました。

浄化センターの改修について、債務負担を54億円行っていると思うが、今どれくらい投資をしたのかとの質疑に、平成20年度から平成24年度の5年間で約25億円を予定していたが、実際には14億8,000万円で行っている。前期は25億円で債務負担をお願いしている。今後、後期分については25年度に債務負担をお願いするとの答弁がありました。

次に、議案第90号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第91号、平成23年度菊池市地域生活排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

議案第92号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。委員より公共下水道、特定環境保全公共下水道、地域生活排水処理、農業集落排水処理の4会計については、それぞれ徴収事務を委託しているのが、無駄なところがあるのではないかと指摘があり、徴収事務を一つにできないか検討するように意見が出されました。執行部より、内容を確認して予算等に反映できるものは反映させていきたいとのことでした。

議案第93号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

委員より、土・日・祝日にデイサービスを行ってほしいとの声を聞くが、どう

するのかとの質疑に、執行部より、現在のところ要望は上がっていないが、今後検討する課題と考えているとの答弁がありました。

議案第94号、平成23年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑はありませんでした。

最後に、指摘、要望事項について委員より意見を求めました。

収入未済額が非常に多いということである。収納の専門的な方を雇用して徴収に当たっていただくなら、徴収率が向上すると考える。そういう取り組みを考えていただきたいとの要望がありました。

以上、審議の結果議案第84号から議案第93号までの10案件につきまして、討論もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第94号、平成23年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、当委員会決定のとおり速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 中山委員長に、2点お尋ねをします。

まず、決算収支についてです。この決算が9月議会で上程されましたが、その際に私は決算収支について質疑を行いました。平成23年度一般会計決算は、実質単年度収支ともに大幅黒字であることの意味、その要因について伺って、代表監査委員からは歳入の減少より歳出の大幅減が黒字の要因であったとの答弁がありました。

そこでお尋ねしますが、この決算収支について、あるいは決算全体を通しての議論が決算委員会で行われたのかどうか、お聞きします。例えば、歳出の大幅減少が予測できた時点での起債、地方債発行は妥当だったのかとか、また歳出における公債負担比率増からの財政硬直化が監査意見書でも指摘されているわけだから、公債費から見た起債のあり方を検討するとか、歳入歳出のバランスの問題とか、そういった財政問題の議論があったのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○決算特別委員長（中山繁雄君） 東議員にお答えいたします。

決算収支についての議論は、特別あっておりません。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） なければ、次の件についてお聞きしますけれども、昨年の決算特別委員会では、議員の要望によって中小企業振興基本条例の運用と現在の入札状況の審査、こういうのが昨年の決算委員会では行われました。今回の決算審査の際に特別委員会でこの点での審査や審議があったのかどうか、お聞きします。審査するにせよ、しないにせよ、やったり、やりなかつたりというのはよろしくないと考えているのでお聞きするんですけれども、もし審議していないのであれば、なぜしなかつたのか。その理由について合意を得ているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○決算特別委員長（中山繁雄君） 中小企業振興基本条例の関係についても、審議はありませんでした。

○7番（東 裕人君） 質疑を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第84号から議案第94号まで11案件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第84号、85号、86号について、反対、不認定の討論を行います。

まず、議案第84号、平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算についてです。私は、この平成23年度一般会計の当初予算の際に、全体として歳入の源泉、家計をどう温めるかという問題や地域産業政策など、今市民が求めている暮らし・福祉・雇用の緊急的問題に対応した予算となっているのかどうかという点で不十分であること。また、息詰まった構造改革新法ともいべき行革路線、その下での社会保障削減指向や本市財政を圧迫している過去の借金政策についての検証など、予算編成として検討を深めるべき課題が未消化のままであることなどなど上げて反対討論を行いました。その後、1年間の施策、予算執行状況を見ても、これら指摘事項が解決・改善されたとは言えないので、不認定としたいと思います。

なお、先ほどの質疑事項である地方債、公債費の問題を含めた将来負担の問題や歳入歳出のバランスの問題などなど、財政運営、財政比率に関わる問題について、我々議員も含めて今後調査研究すべきであるし、予算編成でも、決算でも議論すべきであろうということも付け加えておきたいと思います。

次に、議案第85号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。平成23年度の国保の所得階層別状況は、一世帯当たり平均所得130万円、所得200万円未満の世帯が81%を占めています。こうした所得の低い層が多くを占める国保については、その担税力に対する行政の認識が市民の暮らしを直接左右します。これまでこの問題で税務課・徴税課・健康推進課で議論・検討しているとのことでありましたが、執行部自身、国保税は高すぎるとしながらも、税率据え置きで推移している現状について、私は肯定できません。社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とした国保が今、住民を苦しめているというこの矛盾を直視して、自治体として国保の負担軽減のために何か必要か、今一度真剣に調査検討し、担税力に対する行政の認識が直ちに施策に反映するよう速やかな対応を求め討論としたいと思います。

次に、議案第86号、平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。75歳以上の高齢者が亡くなるまで少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療も制限をされる。保険料改定は2年ごとに行われる。こうした高齢者に負担と差別を強いるこの制度は速やかに廃止し、安心して老後を送れる制度にすべきであると考えています。よって、制度そのものからも今回のこの決算について反対をしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ただいま、議案第84号、議案第85号、議案第86号に対する反対討論がありましたので、まず議案第84号に対する討論を行います。議案第84号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第84号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第84号に対する討論を終わります。

次に、議案第85号について反対討論がありましたので、議案第85号に対する討論を行います。議案第85号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第85号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第85号に対する討論を終わります。

次に、議案第86号について反対討論がありましたので、議案第86号に対する討論を行います。議案第86号に対する賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 議案第86号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第86号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第84号、議案第85号、議案第86号及び議案第94号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、以上7案件については、決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上7案件については、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第94号については、決算特別委員長報告のとおり可決認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。議案第94号については、決算特別委員長の報告のとおり可決認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第84号、議案第85号、議案第86号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第84号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第84号は、認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第85号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第85号は、認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第86号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第86号は、認定することに決定しました。

ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前11時12分

開議 午前11時22分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第5 議案第97号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度菊池市一般会計補正予算(第5号))

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第97号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成24年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、今日4日に公示をされました衆議院議員総選挙のまただ中でございますが、議員の皆様におかれましては、本会議にこのようにご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月20日までの15日間の日程でご審議をお願いするものでございます。提案理由を申し上げます前にご報告いたします。先月25日の日曜日に合併後初めての菊池市総合防災訓練を隈府小学校校区を対象に実施いたしました。午前7時に震度6強の大地震が発生したという想定の下に、市役所内の災害対策本部設置訓練に始まりまして、消防本部、消防団、警察、社会福祉協議会、隈府校区の皆様のご協力によりまして、住民避難訓練や救出・救護訓練、炊き出し訓練等を実施したところでございます。大変天候にも恵まれまして、約500名の参加がありました。とても意義のある訓練でありましたので、今後におきましても、また計画的に訓練を実施してまいりたいと、このように考えております。

それでは、ただいま上程をされました議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第97号につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務企画部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

それでは、議案第97号についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。議案第97号の専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。専決第21号の専決処分書でございます。平成24年度菊池市一般会計補正予算（第5号）について、平成24年11月22日に専決処分を行ったものでございます。

4ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,952万7,000円を追加し、予算の総額を259億2,848万円とするものでございます。衆議院解散に伴う選挙費用及び九州北部豪雨災害に伴う改修工事費用等早急な取り組みが必要なものについて補正を行ったものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、12ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款12分担金及び負担金の2,704万1,000円は、農地等災害復旧事業費地元分担金でございます。

次に、款14国庫支出金の6,342万9,000円は、農地等災害復旧費補助金でございます。

款15県支出金、2,271万円は、衆議院議員総選挙等に係る委託金でございます。

款18繰入金の1,324万7,000円は、財政調整基金繰入金でございます。これは、今回の補正の財源として繰り入れたものでございます。

款21市債6,310万円は、富納堰及び大城堰災害復旧事業並びの旭志体育館災害復旧事業に対する起債借入額でございます。

次に、14ページをお開きください。歳出の主なものを説明いたします。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費200万円は、固定資産の現地調査で特例措置

の未適用が発見され、還付金が不足するため補正したものでございます。次に、項4 選挙費、目7 衆議院議員選挙費2,376万5,000円は、12月4日公示、12月16日執行の選挙に係る人件費や物品等の必要経費でございます。

款9 教育費、項5 社会教育費、目5 文化施設費703万6,000円は、菊池市文化会館等の空調等施設及び防火関連設備の修繕料でございます。

款10 災害復旧費、項2 農林水産業施設災害復旧費、目1 農地等災害復旧費の1億510万9,000円は、富納堰の工事内容見直し及び大城堰災害復旧工事に係る測量設計等委託料工事請負費工事負担金でございます。

次に、16ページをお願いいたします。款10 災害復旧費、項4 文教施設災害復旧費5,161万7,000円は、旭志体育館災害復旧工事に係る設計管理業務委託料及び工事請負費でございます。

次に、7ページにお戻りください。第2表の繰越明許費です。国庫災害復旧事業、農地用施設につきましては、工法見直し等により年度内に事業を完了することが困難となったため繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、今回の補正により災害復旧事業の限度額を1億4,320万円から6,310万円を追加し、2億630万円に変更するものでございます。これにより地方債発行限度額は総額34億9,401万円となります。

以上、議案第97号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第97号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第6 議案第98号から議案第119号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第98号から議案第119号までの22議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第98号から議案第119号までの議案についてご説明申し上げます。

議案第98号、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法が改正されたため、水道事業に係る布設工事監督者の配置基準等を条例で定めるものです。

議案第99号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例に不開示情報を定めておりますが、その中に例示されます事務を明示して追加するための一部改正でございます。

議案第100号、菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、政務調査費の名称が政務活動費に改められるための一部改正でございます。

議案第101号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第102号、菊池市暴力団排除条例一部を改正する条例の制定について、議案第103号、菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第104号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましの4議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、上位法が改正されたことなどに伴う条例の一部を改正するものでございます。

議案第105号は、公の施設であります菊池市七城世代間交流室を民間に譲渡するため条例を廃止するものでございます。

次に、議案第106号から議案第114号までの9議案につきましては、平成24年度菊池市一般会計並びに各特別会計の補正予算をお願いするものでございます。

次に、議案第115号の財産の譲渡につきましては、菊池市七城世帯間交流室を有効的な施設運営のため財産を譲渡するものです。

次に、議案第116号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、指定の期間が来年3月31日までとなっております菊池市四季の里旭志につきましては、指定管理者の指定をお願いしたく議会の議決を求めるものです。

次に、議案第117号、市道路線の認定につきましては、富の原地区内の新設道路を市道路線として認定するため議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更につきましては、菊池市総合計画後期基本計画、施策6機能的な行政運営環境づくりの一部を変更したいので議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして説明を申し上げます。内容の詳細につきましては総務企画部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

一部追加をさせていただきたいと思っております。議案第119号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更するときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。大変失礼いたしました。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案第98号から議案第119号まで、一括してご説明申し上げます。議案書の21ページをお願いいたします。

議案第98号、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、水道事業に係る布設工事監督者の配置基準等を条例で定める必要があるため制定するものでございます。

開けていただきまして22ページから23ページが制定する条例案でございます。

第1条で目的、第2条で布設工事監督者を配置する工事、第3条で資格、第4条で水道技術者の資格等を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成25年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第98号の説明とさせていただきます。

次に、25ページをお開きください。議案第99号、菊池市情報公開条例の一部

を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市情報公開条例の不開示情報を定める規定において、例示される事務を命じて追加するため条例改正をする必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、26ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の1ページをお開きください。

右が改正案でございます。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第7条第7号ア中「または試験」を「、試験はまたは租税の賦課もしくは徴収」に改めるものでございます。

議案書の26ページにお戻りください。附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第99号の説明とさせていただきます。

次に、27ページをお開きください。議案第100号、菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称が政務活動費に改められることに伴い、本条例に引用している政務調査費の名称を政務活動費に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、28ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の2ページをお開きください。右が改正案でございます。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第2条中政務調査費を政務活動費に改めるものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成25年3月1日から施行することといたしております。

以上、議案第100号の説明とさせていただきます。

次に、29ページをお開きください。議案第101号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者の資格を定めるため条例の改正をするものでございます。

開けていただきまして、30ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の3ページをお開きください。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第33条を第34条とし、第19条から第32条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。技術管理者の資格、第19条、市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定によ

り、施設に技術管理者をおく。第2項、前項の技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に規定する資格を有するものとする。別表第1中第19条を第20条に改める。別表第2中第25条を第26条に改める。別表第3中第30条を第31条に改めるものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第101号の説明とさせていただきます。

次に、31ページをお開きください。議案第102号、菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、事業者の責務が追加されることに伴い、法律を引用する条文の整備をするため条例を改正するものでございます。

開けていただきまして、32ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の5ページをお開きください。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第3条中第32条の2第1項を第32条3第1項に改めるものでございます。

議案書の32ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行とすることとしております。

以上、議案第102号の説明とさせていただきます。

次に、33ページをお開きください。議案第103号、菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、土地改良法の一部が改正され、法律を引用する条文の整備をするため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、34ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表、6ページをお願いいたします。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第1条中96条の4を96条の4第1項に、第36条を第36条の第1項に改める。第2条中「定める」を「規定する」に、第6条中、第96条の4を第96条の4第1項に、第49条を第88条第1項に改めるものでございます。

議案書の34ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第103号の説明とさせていただきます。

次に、35ページをお開きください。議案第104号、菊池市下水道条例の一部

を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、公共下水道等の構造の技術上の基準及び終末処理場等の維持管理に関する基準について条例で定める必要があり、また都市下水路の公共下水道への移管に伴い、都市下水路に関する項目を削除し、下水道法施行令の一部改正に伴い、水質項目を追加するため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、36ページから42ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表7ページから26ページをお願いいたします。右が改正案でございますが、改正点といたしましては、下線部分でございますが、地方分権一括法の施行及び下水道施行令の一部改正により定めておりますが、それに伴う使用料等への影響はございません。

議案書の42ページをお願いいたします。附則といたしましては、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第104号の説明とさせていただきます。

次に、43ページをお開きください。議案第105号、菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、平成24年4月1日から砦保育園が民営化されることに伴い、砦保育園に併設した菊池市七城世代間交流室を民間事業者に譲渡するため本条例を廃止するものでございます。

開けていただきまして、44ページが廃止する条例案でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第100号の説明とさせていただきます。

続きまして、45ページをお願いいたします。議案第106号、平成24年度菊池市一般会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして46ページ、一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正は、予算の総額に3億6,409万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ262億9,257万1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものをご説明いたします。

56ページをお願いいたします。歳入でございます。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金1億2,100万5,000円は、障がい者自立支援事業の増に伴う負担金や保育所入所児童数増加に伴う児童福祉施設運営費負担金の増が主なものでございます。項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金4,348万

円の減は、災害廃棄物処理事業の確定による減額でございます。目9教育費国庫補助金2,020万円の増は、菊池南中学校グラウンド整備に係る補助金でございます。款15県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金6,050万2,000円のうち主なものは、障がい者自立支援事業の増に伴う負担金や保育所入所児童数増加に伴う児童福祉施設運営費負担金の増が主なものでございます。項2県補助金、目3民生費県補助金7,805万5,000円のうち主なものは、安心こども基金特別対策事業に係るものでございます。

58ページをお願いいたします。目5農林水産業費県補助金1,825万7,000円の主なものは、新規就農者の支援のため、青年就農給付事業補助金937万5,000円、熊本型飼料用稲生産流通モデル推進事業401万8,000円、森林整備地域活動支援事業交付金465万円が主なものでございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の174万5,000円は、菊池市七城世代間交流室の有償譲渡に係る収入でございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目5介護保険事業特別会計繰入金7,674万2,000円は、平成23年度の決算に伴い繰り入れるものでございます。

60ページをお願いいたします。款18繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金8億3,270万円の減額は、今回の補正に伴う財源調整の結果、減額するものでございます。

款19繰入金、6億4,848万5,000円の増額は、前年度の繰越金が確定しましたので、今回の補正財源とするものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目2過年度収入の主なものは、平成23年度決算により、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算分3,681万4,000円でございます。

款21市債につきましては、事業費の変動に伴い、公共事業等債、合併特例債、辺地対策事業債、公営住宅事業債合わせて1億4,050万円追加し、本年度借入予算総額36億3,451万円となっています。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。62ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目11情報化推進費1,992万6,000円は、情報管理に伴うICカード認証セキュリティシステム環境構築のための委託料でございます。

64ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億2,420万9,000円の減は、国保財政調整基金繰入に伴う繰出金の減額でございます。目3障がい者福祉費1億6,979万2,000円の主なものは、介護給付事業費1億4,987万6,000円で、障がい者自立支援法の改正により、

一部事務が県から市へ移行されたため増額するものでございます。

66ページをお願いいたします。款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費2億1,693万7,000円の主なものは、保育所入所児童数増加に伴う増加分1億171万5,000円と、県の安心子ども基金を活用した市立保育所の改築に対する補助金1億1,531万3,000円でございます。

68ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目6災害対策費1億9,794万4,000円の減の主なものは、災害廃棄物処理委託料の確定による減額でございます。

70ページをお願いいたします。目8農地費3,545万5,000円は、国の予備費による補正予算に伴い、県営事業の前倒しに伴う事業費増に伴うものでございます。

72ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう新設改良費3,745万円は、川辺工業団地アクセス道路整備事業に係るもので、警察との協議により線形や交差点改良の変更に伴う増額でございます。

76ページをお願いいたします。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費9,426万円は、菊池南中学校グラウンド改修工事に係る費用が主なものでございます。

次に、50ページにお戻りください。第2表繰越明許費の補正です。安心子ども基金特別対策事業から現年度補助災害復旧事業、公共土木施設の6事業につきましては、関係機関との調整と不測の日数を要するため、年度内に事業を完了することが困難であるため繰り越すものでございます。

51ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正としまして、四季の里旭志指定管理委託料ほか2件の委託料について、平成25年度からの契約の締結をするため追加をし、期間限度額の設定をお願いするものでございます。

52ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございますが、起債の目的の公共事業等から辺地対策事業まで、それぞれ追加し、起債発行限度額を総額3億3,451万円とするものでございます。

以上、議案第106号の説明とさせていただきます。

次に、85ページをお開きください。議案第107号、平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして86ページ、国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。今回の補正は、予算の総額に9,338万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億943万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

92ページをお願いいたします。歳入でございます。款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億2,420万9,000円の減は、今回の補正に伴います財政調整の結果、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億8,872万3,000円は、今回の補正の財源として国保財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。96ページをお願いいたします。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金9,359万8,000円、平成23年度分の事業精算に伴う国及び県に対する返納金でございます。

以上、議案第107号の説明とさせていただきます。

次に、99ページをお開きください。議案第108号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして100ページ、菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。今回の補正は、予算の総額に1億4,825万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,610万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

104ページをお願いいたします。歳入の主なものについて説明いたします。款8繰越金1億3,685万9,000円の増額は、前年度の繰越金が確定いたしましたので、今回の補正財源とするものでございます。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。106ページをお願いいたします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金6,871万5,000円は、過年度分の介護保険事業の精算に伴う返納金でございます。

以上、議案第108号の説明とさせていただきます。

次に、109ページをお願いいたします。議案第109号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして110ページ、菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)でございます。今回の補正は、予算の総額に1,725万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,446万3,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

114ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。款9諸収入、項1雑入、目1雑入616万6,000円の増のうち主なものは、平成23年度決算に係る消費税確定申告による還付金に伴う増541万1,000円でございます。

次に、歳出の予算の主なものを説明いたします。116ページをお願いいたしま

す。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,223万9,000円のうち主なものは、飲料水用給水車両1台を購入するための備品購入費用1,214万1,000円でございます。目3災害復旧費91万4,000円のうち主なものは、旭志伊坂橋の橋りょう添加配水管布設工事及び旭志西部第一配水池法面復旧工事に係る費用233万4,000円でございます。

以上、議案第109号の説明とさせていただきます。

次に、119ページをお開きください。議案第110号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして、120ページが菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。今回の補正は、予算の総額から4,344万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,595万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。126ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業費補助金2,524万4,000円の減は、浄水センター改築等に係る費用の最終見込額の算出により、社会資本整備総合交付金の交付額が減額となるものでございます。

款8市債、項1市債、目1市債2,430万円の減は、本年度事業の見込額による下水道事業債借入額の減でございます。

次に、128ページをお開きください。歳出予算の主なものを説明いたします。款1事業費、項1事業費、目1事業費4,600万4,000円の減のうち主なものは、水管渠耐震工事等に係る費用の最終見込額の算出により工事請負費を3,830万円減額するものでございます。

次に、122ページにお戻りください。第2表債務負担行為の補正は、浄水センター等運転管理業務委託6,477万4,000円でございます。第3表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を2,430万円減額し、総額を2億820万円の変更するものでございます。

以上、議案第110号の説明とさせていただきます。

次に、133ページをお開きください。議案第111号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。開けていただき134ページ、菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。今回の補正は、予算の総額に1億5,520万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,508万2,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

140ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業費補助金7,379万4,000円は、桜山地区污水管渠整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増でございます。款8市債、項1市債、目1市債9,070万円は、事業量の増による下水道事業債の借入額の増でございます。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。142ページをお願いいたします。款1事業費、項1事業費、目1事業費1億5,181万8,000円の増のうち主なものは、桜山地区污水管渠整備事業に係る面整備促進のため事業費を増額をしたことによるものでございます。

次に、136ページにお戻りください。第2表繰越明許費です。桜山地区支線整備事業につきましては、測量等不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難である繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為の補正は、浄水センター管理事務委託3,891万3,000円でございます。

次のページをご覧ください。第4表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を9,070万円追加し、総額を2億4,920万円に変更するものでございます。

以上、議案第111号の説明とさせていただきます。

次に、147ページをお開きください。議案第112号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして148ページ、菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、予算の総額に482万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,696万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

152ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。款6繰越金458万2,000円の増額は、前年度の繰越金が確定しましたので、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。款1事業費、項2事業費、市町村整備、目2維持管理費、市町村整備476万8,000円のうち主なものは、7月の豪雨災害により修繕料が不足したことによる修繕料の増17万1,000円と、平成23年度決算に伴う一般会計への繰り出しでございます。

次に、149ページにお戻りください。第2表債務負担行為の補正は、浄化槽保守点検及び清掃業務委託207万9,000円でございます。

以上、議案第112号の説明とさせていただきます。

次に、157ページをお願いいたします。議案第113号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして158ページ、菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正は、予算の総額に304万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,288万円とするものでございます。補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

164ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金2,004万9,000円は、補正の財源とするため繰り入れたものでございます。

款8市債、項1市債、目1市債1,700万円は、資本費平準化債の発行可能額の減による下水道事業債の減額でございます。

次に、歳出の主なものを説明いたします。款1事業費、項1事業費、目2維持管理費303万8,000円のうち主なものは、新規下水道接続件数の増により、農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場等の維持管理費が不足する見込みとなるため増額するものでございます。

次に、160ページにお戻りください。第2表債務負担行為の追加は、処理施設管理業務委託2,909万5,000円でございます。

第3表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を1,700万円減額し8,400万円に変更するものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。議案第114号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について説明いたします。

開けていただきまして170ページ、菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、予算の総額に50万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,248万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。174ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。

款6繰越金90万1,000円の増額は、前年度の繰越金が確定しましたので、今回の補正の財源とするものでございます。

款2サービス事業費、項2施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費48万1,000円のうち主なものは、サービス対象者の増によるおむつリース料の予算額が不足する見込みとなるため50万9,000円増額するものでございます。

以上、議案第114号の説明とさせていただきます。

次に、177ページをお開きください。議案第115号、財産の譲渡についてでございます。提案理由といたしましては、平成24年4月1日から砦保育園が民営化されたことに伴い、砦保育園に併設した菊池市七城世代間交流室を今後の有効的な施設運営に資するため、民間事業者に譲渡するもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1の譲渡する財産、2の譲渡の相手方は、記載のとおりでございます。3の譲渡の時期は、平成25年4月1日でございます。

以上、議案第115号の説明とさせていただきます。

179ページをお開きください。議案第116号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市四季の里の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1、公の施設の名称、2、指定しようとする団体は、記載のとおりでございます。3、指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

以上、議案第116号の説明といたします。

次に、181ページをお開きください。議案第117号、市道路線の認定についてでございます。提案理由といたしましては、富の原地区内の新設道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして、182ページが路線の一覧でございます。今回、1路線、富の原団地線の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第117号の説明といたします。

次に、185ページをお願いいたします。議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市総合計画後期基本計画中、施策6機能的な行政運営環境づくりの一部を変更したいので、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして、186ページが菊池市総合計画の一部変更案でございます。

別冊の新旧対照表の27ページをお開きください。右が変更案でございます。現行の現状と課題の下線部分の「新庁舎を建設」を「本庁舎等を整備」に改め、「新庁舎の建設予定地は合併協議で確認されており、花房中部2期地区畑地帯総合整備事

業区域内において用地を確保する必要があります」を削除。また、「問題解決のための取り組み、下線部分の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の関係機関と調整を図りながら用地を確保し、新庁舎の建設を推進します。新庁舎建設までの間は、現在の各庁舎を活用することになりますが、耐震診断により本庁舎は緊急度ランクが高いとの結果が出ており、緊急時や災害時の活動拠点となるよう耐震補強工事に取り組みます」を「現本庁舎等の整備を進めます。整備に当たっては、耐震診断により緊急度ランクが高いとの結果が出ている現本庁舎を緊急時や災害時の活動拠点となるよう耐震補強工事ならびにリニューアル工事に併せ、分散している第2庁舎、中央公民館を含む第3庁舎、第4庁舎を統合して本庁方式としたときの職員配置を考慮し、不足する面積の増築を検討します」に改めるものでございます。

以上、議案第118号の説明とさせていただきます。

次に、187ページをお願いいたします。議案第119号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして、188ページが変更する規約案でございます。

それでは、別冊新旧対照表の28から29ページをお開きください。下線部分に変更部分でございます。第4条第9号中、「障がい者自立支援法」を「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。第12条第3項を次のように改める。3、「副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て関係市町の長のうちから選任する」を「副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てる」に、別表中「障がい者自立支援費」を「障がい者総合支援費」に改める。別表備考第6項中「障がい者自立支援費」を「障がい者総合支援費」に改めるものです。

議案書の188ページにお戻りください。附則といたしましては、この規約は平成25年4月1日から施行するものです。なお、この議案は、菊池広域連合を組織する関係市町等と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第98号から議案第199号までの説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

日程第7 報告第18号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、報告第18号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 報告第18号、専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

191ページをお願いいたします。専決第20号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成24年10月11日でございます。

1、事故発生日は、平成24年9月16日でございます。2、相手方につきましては、記載のとおりでございます。3、事故の概要としましては、相手方車両が泗水町住吉地内市道住吉赤星線を走行中、道路左側の陥没した穴に左側前輪を脱輪し、その衝撃で左側前輪タイヤを破損させ損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、2万6,376円でございます。

その他の決定事項については、記載のとおりでございます。

以上、報告第18号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第8 決議案第4号 菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第8、決議案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今回、菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議案を提案しました。提出理由として、9月議会において菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例は、議員及び市長等の未納がない証明書の提出を義務づける条例の制定であった。過去の議員滞納疑惑を封じ込めたままの条例改正であり、議員の税滞納の有無、不納欠損に至る5年間の税疑惑の真相を究明し、市民に適正なる公表を行うことが議員の責務であり、当然の行為であるためであります。議員各位におかれましては、提案理由を十分吟味していただき、賛同いただき、議決をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 決議案第4号について、提出者の工藤議員にお尋ねをします。

この決議案第4号は、本年9月議会で賛成少数で不採択となった百条調査特別委員会設置の決議案を再度提出されたものであります。この9月議会の決議案に対し、私は質疑を行いました。百条調査特別委員会が仮に設置されたとして、調査する根拠となる法令はあるのかとの問いに、前回、提出者の森隆博議員は、根拠となる法律はない。議員の特権と答弁されています。それに対して、前回私は法の根拠も示せない、意図も不明確、よって設置の意味はないと反対討論を行いました。その立場から、決議の文面も全く同じこの決議案第4号の提出者に対して質疑を行います。文面が前回と同じでありますので、初めに前回と同じ質問をしたいと思います。仮に百条委員会が設置をされたとして、いざ議員の税情報を調査するに当たって、根拠となる法令は何か、まずお答えいただきたいと思います。

それから、百条調査権が議員の特権と考えるのは、私は理解が不十分であると思うのでお尋ねをしますが、百条調査権とは何か、その目的について提出者の考えるところを述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 東議員の質疑にお答えしたいと思います。

法律の、前回、森議員がお答えになったように、私も法律の詳しいところは専門家にお尋ねしなければなかなか私もきちっとお答えすることはできません。ただ、今回、また同じ内容の議案を提出したと言われますけど、やはりこれはですね、市民の皆さんが思われていることです。市民の皆さんの疑問を私たちは代弁して明らかにするのが責務だと思っております。百条委員会の設置はですね、職員が百条委員会によっていろいろ調べられました。先日、熊日新聞に載っておりました、処分までっております。それを受けてですね、やはりまずは議員自らが襟を正すという意味で、これを再度提案した次第であります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 結局、前回同様、法の根拠も示されないと。その一方で、これまでずっと疑惑、疑惑と泗水の4名の議員さんがこうした議案や討論、あるいは一

般質問で口にします。今も言われていました。では、提出者が言われる疑惑の根拠となるものを示していただきたいと思います。確証を持っているかのごとく発言される以上、これは新聞報道であるとか、又聞きであるとか、そういうものではだめだと思います。この問題は、前回の質疑で、私は森隆博さんに、あたかも滞納議員の存在の確証を持っているかのようなことを言われると、いろんな疑念が再燃しかねないと。それはよろしくない指摘をした問題です。にもかかわらず、今回そういうふうな理由で提案されるわけですから、ここで明確に疑惑と言われるものの根拠について示していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） お答えします。

疑惑があるから調査するのであって、はっきりしているのであればですね、これは警察の問題だろうと私は思います。であるからこそその百条委員会の設置ということをお願いしているまでであります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 何かよくわからないんですけどね、今の答弁は。

それから、私はその確証を持っているかのごとく言われるのはよろしくないというのを前日も言いましたし、今回も指摘しました。それを前後して、先ほど工藤議員が百条委員会で職員が調べられて処分をされたと、ちょっと事実とも違うような話もされていますからちょっと言いますけど、やはりその税滞納疑惑があると、確証があるとするのであれば、当然その情報の発信源は職員なわけですよ。職員しか知らないわけですから。それをあたかもあるのごとく言われているから、職員さんが巻き込まれて、調査もされて、情報漏洩には至らなかったけれども、不正アクセスありということで行政側のセキュリティ委員会で調べられて処分も受けると。あまり、前日も言いましたけど、いろんな疑念が再燃しかねないというのは、そういうことなわけです。職員を巻き込んでいるということに対する無自覚な発言というのは、私は考えるべきだと思っています。

最後に、9月議会で全会一致で可決をされた政治倫理条例の一部改正条例を提案した者として、今回の決議案第4号に看過できない問題があると思っていますのでお尋ねをします。この提案理由に、提出の理由に9月の政治倫理条例一部改正条例を取り上げて、過去の議員滞納疑惑を封じ込めたままの条例改正と述べられています。この改正条例は、今回の提出者である工藤議員、賛成者である森清孝議員、森

隆博議員含めて、質疑も討論もなく全会一致で可決をされた条例改正案でありました。9月議会の本会議場で、質疑も討論もなく、自らも賛成しておきながら、このようなレッテル貼りを臆することなくこの議場で述べられることは、私は議会全体に対する侮辱であると受け止めています。これは、工藤議員、一体侮辱なのか、この決議案の意図は何なのか、答えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 侮辱ではなくてですね、それは悪いことではないと。ただ、今から先の話だけじゃなく、過去の話はどうしてもきちっと精査するべきと思って私は提案しております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

境和則君。

[登壇]

○22番（境和則君） 工藤議員にお伺いをいたしたいと思います。

今、東議員が質疑をされましたので、重なる点があるかと思えますけれども、まずお許しをいただきたいと思えます。先ほど述べられましたように、私はこの決議案第4号の中に、あたかも過去の議員滞納疑惑を封じ込めたままの条例改正であると断定されておりますね。そういう事実があるということであれば、それはきちっと解明をして、そしてこの決議案にお話をしなければならないと思えますね。ですから、先ほどからお答えが出ておりませんが、その辺は疑惑があるということであるのであればですね、その確証を明確にしていきたい。でないと、議会の議決ということに関してですね、先ほど東議員も侮辱というようなことがありましたけれども、議会制民主主義の中では、一個人の話であって、議会が議決したら、その方向に個人の意見じゃなくて、菊池市議会として進んでいくわけですね、案件というのがですね。そこを十分踏まえて、この決議案を出されたのか、出されてないのかをお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 先ほどの東議員のお答えと同じような答えになるかもしれませんが、疑惑があるというのはですね、市民の皆さんから、多くの市民の皆さんから言われております。それをもって、私はこれはきちっと正すべきというふうに思って提案しております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 境和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 市民の代表である我々は、菊池市議会議員ですね。例えば、旧泗水町市会議員ってあるんですか。菊池議会議員としては、菊池市民の全体の奉仕者であるということがまず第一点です。「議員必携」はお持ちだと思いますから、その中に174ページ、第9章議会の規律・懲罰というのがきちっと載っておりますね。載っているんですよ、お持ちですよ、お読みですよ。それじゃちょっと参考までにお話ししますが、議会として議決権というのは、議会が議決権というのは最も市民の代表者である議会議員に与えた権限ですね。ですから、一議不再議とは申しませんが、9月定例会に百条委員会ができましたのは、守秘義務・情報管理についての百条委員会ですね。議員の税滞納に対する疑惑解明じゃなかったわけなんですよ。そこのところを踏まえてですね、きちっと整理をされていかないと、私どもは菊池市議会議員としてのその議決権が、市民の信頼において高貴なものだと思うんです。それを決定をされた議決と全く同じような案文をまた持ち出してきてですね、そして決議案として出すとしては、菊池市市会議員としての資質の問題を問われると私は思うわけですね。ですから、疑惑ということじゃなくてですね、根拠があるならば、その根拠を明確にしなければいけない責務が、職責が工藤議員にあると私は思いますので、一応、あえて申し上げますけれども、市民の声じゃなくて、確証があるならば、疑惑の確証の基をここで堂々と発表していただきたいと思っておりますけど、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 境議員と私の考えは少し違うかなというふうに思います。確証とおっしゃるけど、市民の皆さんがですね、そらおかしいというふうにしっかり言われています。今度のその先ほど提案理由で言いました条例は、これから先のことであって、それまでのお話は全く入っていない。それをもって提案したと、それだけのことであります。

○議長（山瀬義也君） 境和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 繰り返しになりますけどですね、私どもは菊池市市会議員なんです。そして、議会としては議会のルールがあるわけですよ。これはあえて言おうとは思いませんけれども、例えばですよ、菊池市税の納付は、これは国民全体の義務です。当然だろうと思います。しかし、懲罰でこの税金の滞納というのを事細かくお考えになればですね、これはその人たちのプライバシーにかかる問題じ

やないですか。そうするとですね、地方自治法、議員にこういうことを最高の市民の負託を受けて、全体の奉仕者として代表である菊池市議会議員がですね、このプライバシーの政治的議員が本会議場、もう読みませんけれどもですね、公的な立場での批判はいいと思います。ですけれども、プライバシーに関する言動についてはですね、これは許されないと、発言してはならないと載っているんですよ。ですから、そういう意味合いを含めて見解の違いじゃなくて、もし疑惑の対象があるならばきちっと説明をされるべきだろうと、見解が違うということじゃなくて、市民の声は、菊池市いっぱいありますよ、そのような意見が。ですけれども、ですから、なおかつ確証を持って解明をしてお話をお伺いしたいということを重ねて申し上げるんです。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 確証があるならですね、そらもう調査委員会なんかつくる必要はないと思います。確証がないから、調査委員会をつくって、きちっと調べてくださいというお願いをしております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 工藤議員にお尋ねをいたします。

おたくももうご承知かと思えますけれども、先の百条委員会で調査したのはですね、要するに公務員の守秘義務規定、税情報をもらしたんじゃないかということで調査をいたしました。そのとき、調査が終わった。結果報告はちゃんと東委員長の方からなされております。

そこでですね、あなたにお伺いしたいと思いますが、議会というのは調査権までしかないんですよ。捜査権はないんですよ。だから、あなたがおっしゃる議員の税の要するに滞納を調べるといっても、たとえ百条委員会をつくって調べると言っても限界があるんですよ。執行部はですね、これに関してはちゃんと法律で厳しく規定されておりますから、あなたがたとえ聞いても答えられないんですよ、これ。どう思いますか。

それとですね、今回のおたくのこの提案理由の中身、先ほども議論がっておりますけどね、過去の議員滞納疑惑を封じ込めたまま、政治倫理条例改正をしようと、断言しているわけですよ。きょうこの時点でですね、もうあんたどん以外の議員はみんな疑惑持たれたことになるんですよ。先ほどの議論を聞いたらね、あなたは市

民の方の単なる噂をですよ、確たるものはないとおっしゃるでしょう、噂を、このような大事なことを、私もその一人ですよ、大変なこれは名誉毀損されとっとと一緒にですよ。あなた、その責任どう取りますか。できないんですから、これ。それが一つですよ。もうみんな疑惑持たれた、たった今。単なる市民の噂というのはいっぱいありますよ、いろんなことが。それを本会議場で、堂々と、ぬけぬけですよ、いかにもあったように、これ断言しとるわけですから。あなた、これは大変な侮辱罪に訴えられたら問題になりますよ、これ。

それが一つとですね、もう一つは、もし百条委員会が我々が調査した結果が不十分、あるいはあなたが不満と思うならば、何で司法に告訴しないんですか。告発はできるじゃないですか。できるんですよ、これは。それが筋ですよ。いきなり本会議場で、それぞれ皆さん、あたかもその滞納があったような言い方ではですね、みんな名誉毀損されたのと一緒ですよ。この責任は重大と私は思います。

それとですね、なぜ告発しなかったのか。根拠もないのにですね、人の、市民の疑惑をなぜここで発表したのか、その責任はどう取るのか、はっきりここで答えとってください。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今、中原議員がおっしゃる、そのみんなに疑惑が向けられたと。それをですね、当然私もそう思います。で、それを晴らすのが百条委員会だろうと思います。だから、百条委員会をつくってほしい。きちっとどういう形であるのか、どういう過去があったのか、それを調べてほしいというふうをお願いしているところです。責任は、しっかり考えて責任を取りたいと思います。言われるとお

○議長（山瀬義也君） 中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 工藤議員、だから私は最初に言ったんですよ。議会はね、調査までしかできないんです。もしあなたが百条委員会をたとえつくったとして、調べても、執行部としては答えようがないんですよ。税情報というのは厳しい守秘義務があるんですから。できないんですよ。だから、あなたは何で捜査権を持つとる司法に告発せんかと、私はそこまであなたにこう、何と言いますかね、向かい水ばやろうって、今の答えじゃ何の、できんから言いよとですかよ、できないんですよ。たとえ百条委員会ばつくったっちゃ。そうでしょう。公務員の皆さん、自分たちにはこれだけの守秘義務が期されとるということはみんな知つとるわけですから。たとえあなたが百条の委員長になって、証人喚問しても、それから先は答えられん

とですから。だからできないと言っている。しかも、これだけあなたはまだ疑惑を与えてしまった。その責任は重大だから、覚悟しとってくださいよ。できんのですから。もう一回答えてください。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 百条委員会の調査はきちっとできると私は思っております。中原議員が言われるようなことはないと思っております。

○議長（山瀬義也君） 中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 議長。驚きますよ。百条委員会、できないことはないって、これだけ法的に説明しても。これは、局長、ちゃんと議事はぴしゃっと載つとるだろうな。テープ取つとかにゃいんですよ、この発言は。いいですか、そぎゃんこと言わんじやったなんて言われると大変なことになりますから。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

決議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

東裕人君。

まず、反対者の発言です。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 反対討論を行います。

9月議会でも、今回の質疑でも明らかになったように、根拠となる法令も示せない調査。先ほど質疑応答の中で調査はできると工藤議員言われましたが、しかしできると言ったものの、調査の根拠は示さないというのがはっきりしました。また意図も調査権の目的から逸脱したものであると考えます。疑惑を晴らすのは百条と言われましたが、百条調査権の目的にそれは合致しないというふうに考えます。

よって、地方自治法第100条に基づく調査権を付与すべきではないと考えます

ので、反対をします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 私ども議会に与えられた権限の一つに、地方自治法第98条の1というところの中に、検査権というのがあります。そこには、自治体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、自治体の長、その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるとなっております。これを読むと何が何かわからんわけでありませうけれども、その実例において、例えば決算委員会においては、滞納者または不納欠損処分者、処分対象者の書類や資料を要求できる。ただし、納税者の利益を不当に損なうことのないように配慮することというふうな意味のことが書いてございます。また、その事務の検査は、必ずしも具体的な事件の発生のあることを要件とせず、議会が認めるときは検査ができるとあります。

このようにですね、大きな権限を与えられた議会人であればこそ、自分たちの納税に対する市民の疑念があるとするなら、それらを晴らすべく調査をするべきであると、私はこのように思います。

また、先の決算委員会、先ほど委員長報告がありましたけれども、冒頭申し上げました、できるはずの滞納、不納欠損処理者についての検査の要望を、私自身もしなかったわけでありませうけれども、そのことの反省も踏まえまして、あと残るは百条調査委員会を設置されまして、提案者、工藤議員が申し上げましたように、かけられた疑念を晴らすべきである、私はこのように思います。ややもしますと、一番大事な税のことに對しまして触れたらいかんというような雰囲気は議会の中に蔓延しているようでございませうけれども、重要なことであればこそ慎重に調査をすべきであると、このように申し上げ、議員各位の賛同を求めます。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

境和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 私は、反対をいたします。

市民の負託を受けまして菊池市議会議員となって裁量の権の議決権ですね、それに対しては、先ほど東議員からもお話がありましたように、百条調査というのは守秘義務についての百条調査であったと理解をいたしております。それを踏まえて、委員長報告の中であって、それを踏まえて9月議会において議会議員も、市長は副市長、教育長か、5月31日をもって税の納付状況を提出しなければならないとい

うような条例が提出され、22名全員の方が反対討論なく、異議なく、今後このようにしようということで条例が制定をされたわけなんですね。そして議会で決まったことです、これは。我々も22名の議員さんが市民の負託に応えてるならば、5月31日をもって今後については税の情報のついては提出しようということですね、もう議決ができたわけです。それと、もう一つ、要するに92条の2にも、92条の1にも書いてあります。それは、今後の課題として活用したらどうだということで92条の2については明記されていると思います。しかし、何事においてもですね、地方議会は、やっぱり法令に先立っての条例とか調査というのは、これは禁止されていると思います。ご案内申し上げますけれども、地方公務員法にも秘密を守る義務として、第34条職員・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とすると。地方税法、秘密漏洩に関する罪ということで、第22条、地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、これについては、この規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金というのが法令上決まっている。だからできないんですよ。それを逸脱してですね、何の目的もなく、議会が勝手に条例、それと市民の人の信頼関係の議会の権威を愚弄するに当たると、私は思っております。それほど、やはり菊池市議会として議決されることについては責任をもって遂行して、実行していくのが我々の務めじゃないだろうかと思ひ、以上をもって私は反対としますので、議員各位におかれましては、十分慎重に審議していただいて、賛同いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 決議案の第4号につきまして、私は賛成したいと思いますが、まずは先の百条委員会、特別委員会で委員長報告の中にありましたけれども、職員の中で13名の方は内容が把握されておったと。（「そういう委員長報告はしてないですよ」と呼ぶ者あり）要するにそういうような調査関係の問題もあります。それと一つはですね、法的根拠を言われますけど、法的根拠があるなら、これは警察の問題であってですね、やはりこの疑惑という問題はですね、やはり取り除かんと、やはり議員の立場としても、なかなか市民の皆さん方からも批判もあるわけですから、前回の、来年の4月からは要するに未納のない証明書を提出するということは、

これは素晴らしいことですから私も賛成をいたしました。その前の問題のいろいろとそういった疑惑問題に対しては、やはり議会の特権であります百条委員会の設置をして、要するにそういった調査が、職員からの言葉的な問題は守秘義務はありますけれども、内容の書類等についての調査はできますから。コンピューター関係にしましても、そう簡単に取り除いてやるわけでもないですし、いろんな帳簿を見て、そしてやはりぴしっと取るべきものを正して、襟を正すべきだというふうに私は思っておりますので、この決議案第4号については、やはりぴしっとした議員の襟を正す証明の場であるということで、私は賛成の立場で思っております。どうか議員各位におかれましても、やはりこの際、本当にぴしっとやっていかないと、何回もこういう問題が続いて出てきた場合ですね、いつまで経っても疑惑は取れないということでもありますので、賛同いただきますようによろしくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 本案に対して、私も反対の立場で討論いたします。

先ほども何回も言いましたようにですね、この種の百条委員会設置というのは、全く合致しないんですよ。できないんですよ、これは。そういう意味でですね、皆さんおっしゃったように、私もこれは反対ということです。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 賛成討論をしたいと思います。

沖縄の尖閣諸島、中国漁船が当たった事件がございました。民主党は、臭い物には蓋をかぶせました。しかし、勇気ある職員が映像を流したから、真実がわかりました。問題になったのが、守秘義務でございました。今回の菊池の守秘義務、もちろんこれは守らねばならないと私は思います。しかし、これは疑惑でございまして、払っていればこのような問題にはならなかったのではないのでしょうか。税務課の職員は、調べて徴収するのが仕事ですから、当然知っておられるでしょう。議員も、市民も一緒であります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・そして大変な問題になって、百条委員会までつくって調べら

れた。証人喚問、職員さんも相当つらかったと思います。でも、何で百条までつくらなければならなかったのか。市民もそう思っておられると思います。最近の自治体、できる限り情報を公開しようとする動きが一般的であります。しかし、菊池市はなかなか公開、非常に閉鎖的だと私は思います。職員が非常に気をつけて働かなければならない、やりにくい状況ではないでしょうか。議員は市民の模範とならなければなりません。反対に言えば、議員は、どうぞ納税状況等自由にご覧くださいという透明感が必要ではないでしょうか。しかし、百条委員会ができ、職員も何遍も調べ、証人喚問をされたわけでございます。職員さんも大変だったと思います。市民の意見でございますけれども、百条委員会を設置し、職員の守秘義務を調べたのであれば、・・・・・・・・・・、根元である滞納状況も調べるのが筋ではないでしょうか。当然ではないかと言っておられる。市民の代表の私たち議員が襟を正すという観点からしまして、税滞納疑惑に関する調査決議に賛成し、賛成討論いたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君の発言につきましては、後日会議録を調査し、不適切発言等があった場合は善処したいと思います。

ここで議長より申し上げます。発言に当たっては、無礼の言葉、誤解した発言、他人の私生活にわたるような発言がないようお願いをしたいと思います。（「それはそれでいいばってんが、議長、さらにですよ、今の発言の取り消しと陳謝を私は求めます。これは大変な発言ですよ、今のは」と呼ぶ者あり）

ほかに討論はありませんか。（「暫時休憩を求めます。休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 調査権の決議についてですね、賛成の立場で討論をしたいと思えます。

議員の職責というのがここにあります。議員はですね、住民から選ばれて、その代表者が議会議員であります。そして、選良というそうです。だから、選ばれてよか人だけが、その選ばれとるということでもあります。だからですね、住民の代表である人格・識見、それに優れた人が代表者ということで選挙で選ばれた。そうすると、憲法の第15条でですね、公務員は全体の奉仕者であるということですから、議員は全体の奉仕者じゃなかつですよ。議員は議決をするのが議員ですから。ちょっとおかしいと思えます。それぞれ今までいろいろ話がありましたけど、まずその皆さんがですたい、疑惑を持たれたというなら、自分みずから、みずからですたい、私はありません、私はしませんと、やっぱりそういう勇断を持ってここではっきり

言えるような議員であってほしいと私は思います。中原議員、あったじゃなかということ、あったということですか。あったということですか、あなたは、そぎゃんこと言うなら。あったっちゃどぎゃんあったかというなら、あなたはあったということですよ。（「あったらどぎゃんしゅうで思っている」と呼ぶ者あり）だから調査をするわけです。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○
—————
休憩 午後1時15分

開議 午後1時20分
—————
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） とにかくですね、自分たちが自分のことは証明できるようなやはり議員でなかといかんというふうに思いますし、市民の皆さんからやっぱり疑惑があるということであれば、自分みずからですね、やっぱり正すのが議会議員じゃなかろうかというふうに思います。ただ噂でやった百条委員会がですね、それで職員が13名は知ったということもはっきりと言うてあるわけですから、その辺を（「噂でやった百条委員会じゃなかですよ」と呼ぶ者あり）百条委員会はそぎゃんた、どなたかここで言われたでしょうが、一般質問で、それからでけたわけですから。

とにかくですたい、いろいろ言うけど、やっぱりびしっとした自分の出处進退というのはやっぱりやらにゃんわけですから、自分たちが疑惑持たれとるなら、ないというはっきり言えばいいわけですよ。そのようなことを思って賛成討論をいたしますので、どうぞよろしく設置のほうをお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 先ほどから質疑にありましたように、この案件につきましては、百条委員会設置には調査権の限界があるというふうに感じております。よって、反対をいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

決議案第4号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。決議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、決議案件第4号は、否決されました。

○

日程第9 請願第4号 旧泗水町分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第9、請願第4号を議題とします。請願第4号は、今定例会まで提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議は来る10日午前10時から開き、質疑・委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、7日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後1時24分

第 2 号

1 2 月 1 0 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成24年12月10日（月曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問



本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君

19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項についてを申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので質疑を許します。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） おはようございます。議席番号1番の工藤でございます。通告に沿って質疑に入りたいと思います。

議案第99号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねします。公布の日からの施行とありますが、それ以前の開示請求には当たらない、適用されないということだと思っておりますが、それでよろしいですか。一つお尋ねします。

それともう一つ、他の市町村では今回の条例改正のような文言、租税の賦課もしくは徴収というような言葉が入っているのかどうかを、まずお尋ねしたいと思います。

もう一つ、議案第106号、ページで77ページです。教育費中学校費ですね、工事請負費のところ、9,200万円とあります。これが、たしか説明で南中グラウンドの整備ということのようなことだったかと思っておりますけれども、菊池南中ですね、ちょっと金額が大きいような気がしますので、どういった工事の中身なのか、そこあたりをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。工藤議員の質疑にお答えします。

まず、今回の条例の改正は、平成15年に制定された行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う改正法の整備等に関する法律で、国の情報公開法第5条の不開示情報の中に、租税の賦課もしくは徴収を追加する条文の一部改正が平成17年の4月1日に施行されております。これを受けまして、本市の情報公開条例も同様に追加をし、一部改正を行うものでございます。

1点目の公布の日から施行することとしていますけれども、入っているかというご質問ですけれども、入っております。

それと、2点目の他の市町村も同じように一部改正を行っているかというお話でございますけれども、こちらも国の情報公開法に基づいた、先ほど説明した流れの下で行っておりますので、全ての市町村、自治体が一緒だと思います。今回、情報公開条例が本来なら17年の4月1日時点で行っておくべきだったものでございますが、情報公開審査会の中で、8月から11月行いましたその審査会の中で、委員のほうからご指摘を受けましたので、今回条例の一部改正を上程したものでございます。

以上、お答えいたします。

申し訳ございません。ただいま全ての市町村が申しましたけれども、県と八代市がまだ行っておりません。それだけお伝えしておきます。申し訳ございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。工藤議員の質疑にお答えいたします。

議案第106号の教育費、中学校費であります、これの菊池南中学校のグラウンド整備についてでございますけれども、これにつきましては屋外教育環境の一体的な整備を図るものでございますけれども、整備の内容といたしましては、グラウンド整備の基盤となる暗渠排水を含む表層工のほか、側溝、それから周辺のフェンス、防球ネット、部室、体育倉庫等の整備等になります。グラウンド改修工事につきましては7,747万7,000円、そしてまた部室、体育倉庫等の改修につきましては1,452万3,000円、全体工事費として9,200万円を計上しているところでありまして、グラウンド工事の積算につきましては、設計業務に基づく基準単価より積算をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 最初に私が質問した部分が少しお答えが、今私が理解できなかったのか、もう一度お答え願いたいと思います。公布の日から施行とありますがというところですか。それ以前のことには当たらないという理解でいいのかというのをはつきりお答えいただきたいのが一つと、2点目の文言ですね、条例のこの文言。これが県と八代市はまだというようなお答えだったかと思えますけれども、それ以外は全て入っているのか、はつきりお答えいただきたいのと、県はなぜまだ改正がなされていないのかと、もしおわかりであればお答えいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 先ほど私のほうから県と八代市がしてないということでお答えしましたけれども、大変申し訳ございませんでした。県と八代市が行っております。そこ訂正させていただきます。

それと、以前のは入るかというお話かと思えますけれども、そちらも入ります。それとこの点につきましては、今回、17年の4月1日に施行されておりますけれども、その中に租税の賦課もしくは徴収という形で追加ということになりましたけれども、それまでの条文の中にも、これに値するものが、それに該当するものがございましたが、それをあえて国のほうで租税の賦課もしくは徴収という形で中身を詳しく入れられた形になっております。だから、それを除きましても、その部分に値する形と判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第98号から議案第119号まで及び請願第4号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託をします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成24年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 99号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第100号	菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第106号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第6号)
	議案第118号	菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について
	議案第119号	菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
	請願第 4号	旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願
福祉厚生 常任委員会	議案第101号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第102号	菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第105号	菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定について
	議案第106号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第6号)
	議案第107号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第108号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第114号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
	議案第115号	財産の譲渡について

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第 98号	菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
	議案第103号	菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第104号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第106号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第6号)
	議案第109号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
	議案第110号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第111号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第112号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第113号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市四季の里旭志)
議案第117号	市道路線の認定について	



日程第3 一般質問

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁も含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、東裕人君。

[登壇]

○7番(東裕人君) おはようございます。日本共産党の東裕人です。通告に沿って一般質問を行います。

まず初めに、国保税についてです。平成23年度の国保の所得階層別状況は、一世帯当たり平均所得130万円、所得200万円未満の世帯が81%を占めています。所得の低い層が多くを占めているというのが国保の特徴であり、その担税力、税負担能力に対する行政の認識が市民の暮らしを直接左右することは、これまで再三指摘をしてきたとおりであります。この国保税問題について、議会の答弁から見る行政の到達点をいくつか挙げてみると、昨年12月議会では税務課、徴税課、健康推進課の3課で現状について分析、検討を行っていること、これ以上の保険税の市民の負担は困難であり、基金取り崩しと一般会計からの繰入金で賄っていること、特別会計の運営主管課である健康推進課を事務局とし、3課で協議を行い、本市として独自に低所得者層に対する対応策を検討するため作業を行っている状況であること。こうした状況が述べられている。今年3月議会では、平成24年度予算としては一般会計からの繰り入れにより現在の税率を維持する方向で考えていると基本的な考え方が示されています。要は、市民の税負担、担税力は限界だから、これ以上の税負担はお願いできない、国保に関わる3つの課としては協議をして認識を一致させ、本市独自の低所得者層対策を検討するため作業をしており、平成24年度は、さしおり現行税率維持のために繰り入れを行うというのが、今、国保の到達であります。

そこで、まずお尋ねをしますが、これまで調査・検討・議論をすとしていますが、この1年間、それはどうなったのか、行っているであろう行政の議論は税負担軽減のための議論なのか、それとも据え置きのための議論なのか、あるいは引き上げのための議論なのか、3課でのこの間の調査・検討・議論の経過と結果について、まず初めに述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

国保税につきましては、昨年より引き続き税務課、徴税課、健康推進課の3課で協議を行っているところでございます。平成24年度の課税データと前年度のデータを比較しながら、所得の状況や軽減割合等について分析をいたしておりますが、突出した数値の差異は認められず、世帯の主な所得の申告別、所得階層別など、項目ごとに抽出したデータにおいても大きな変化はなく、ほぼ横ばいの状況になっております。平成24年度のデータを基に集計・抽出した結果を申し上げますと、国保の世帯数8,733世帯のうち2割、5割、7割の軽減を行っている世帯が4,255世帯あり、約半分の世帯が軽減を受けている状況については、昨年と同様でござ

ざいます。

また、世帯の主な所得の申告内容について、給与が3,240世帯、年金が2,016世帯、合わせて約60%を占めており、本市の基幹産業であります農業が773世帯、自営業が951世帯、合わせて約19%という割合になっております。国保を構成する世帯の中で農業、自営業の割合が非常に少なく、現在の加入者のほとんどが退職した年金生活者や離職者、非正規雇用のため社会保険に加入できない給与所得者などが占めております。

また、所得階層別に世帯数の割合を見ますと、所得が200万円以下の世帯が全体の約80%を占めており、その中でも大半を占めているのは給与が2,547世帯、年金が1,869世帯、合わせて約50%の割合となっております。年齢別の被保険者数の状況では、全体の被保険者数1万6,251人のうち0歳から20歳代までが3,691人、30代が1,442人、40代が1,423人、50代が2,415人、60代以上が7,279人となっており、少子高齢化の影響を顕著に受けた結果なのか、高齢者の加入割合が非常に多く、支える世代より支えられる世代の加入者が多くなっていることも、本市の厳しい国保財政の一因と考えられます。

一方、国保会計の状況から1人当たりの診療費を見ますと、平成22年度で一般分31万2,046円、退職分34万1,875円、平成23年度で一般分32万7,377円、退職分36万4,210円と、診療費も年々増加傾向にあり、国保財政の運営を厳しくしている要因となっております。

また、診療費の内訳といたしましては、平成23年度の医療費約40億円の支出となっておりますが、そのうち65歳から74歳までの前期高齢者分が約25億円となっており、全体の約半分を65歳以上の高齢者が占めている状況でございます。

このような状況の中、これ以上の税負担は困難でありますので、昨年同様不足する財源につきましては、基金の取り崩し及び一般会計から法定外繰入により現行税率を維持しながら適正な課税と徴収、医療費の適正化を図り、今後も各分野において制度の維持に努めてまいりたいと考えており、このことにつきましては、先ほど言いました税務課、徴税課、健康推進課の3課におきまして現状を把握し、引き上げ、引き下げとか、据え置き等も含めましてシミュレーションを行った結果でございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 行政の調査検討の結果については、今、お聞きしましたが、国保については、この12月議会の初日の決算の討論でも述べましたが、社会保障及

び国民保険の向上に寄与することを目的とした国保が、今、住民を苦しめているという矛盾、実態をどう解決していくのか。このことをどうしても考え、議論する必要があると思います。もちろん、国庫負担を削減してきた国の責任は重く、国庫負担を戻す、あるいは引き上げるなど、国の責任をしっかりと果たさせるよう求めていくことは当然であります。しかし、国の変化待ちでは、何も解決をしないと思いません。行政として、やるべきこと、やれることがあるのではないかと考えます。もう据え置きの議論ではだめであることは、はっきりしている。今も答弁でありましたが、これ以上の負担は困難と言われているわけですから、負担軽減のために何が必要か、今後どうするのか、そこら辺を考える必要があると思いますが、その点で行政が考えていることについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） お答えいたします。

東議員のお答えに満足できるお答えかどうかわかりませんが、国民健康保険の財政状況につきましては、全国的に厳しい運営を強いられている市町村がほとんどであります。今年の4月に整理しました改正国保法では、財政運営の都道府県単位化を進めるため、都道府県調整交付金の割合引き上げや市町村国保の財政基盤強化策の恒久化を柱とした低所得者へ向けた軽減の拡充策や共同安定化事業の拡大による医療費の適正化に努める方向となっております。現在の税率につきましては、限界税率と認識しておりますので、引き続き基金の取り崩しと一般会計からの法定外繰入をお願いすることで、現行税率を維持してまいりたいと思います。

今後の税の引き下げ等につきましては、簡単に3課の協議等ではできませんけれども、引き続き何らかの方策がないか協議を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この問題は、真剣に調査検討されて、税負担、担税力に対する行政の議論や認識が直ちに施策に反映されるようにすべきであると思えます。来年度の賦課までまだ時間があるわけで、しっかり研究していただいて、賦課されるときにそれを反映していただければというふうに思います。

次に移ります。同和行政について質問をします。私は、毎年12月議会の一般質問において、同和行政について取り上げてきました。この問題を私が取り上げるのは、同和問題の早期解決を求める立場からであります。これまでのような同和行政

を続けていけば、部落差別は解消されるどころか、固定化をされ、再生産拡大され、逆差別が生まれる。同和行政のゆがみは、早急に是正しなければならないと考えています。また、私は議員として、市民の税金が正しく使われているかどうかをチェックし、不公平・不正な支出は中止すべきとの立場であります。こうした立場から、今年もこの問題について取り上げます。

まず、これまで指摘してきた事項について、行政は改善してきたと考えているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

併せて、各分野に分散して存在している本市の同和関連予算、総額をお答えください。

それから、平成22年12月議会において、新規申し込みの市民が入れない市営住宅、申し込みの際の選択肢にも上がっていない住宅があること、この住宅は部落解放同盟の支部長の許可や推薦がなければ入居できないこと、これらを挙げ、正しいと考えているのかどうか、質問をしました。そのときの答弁は、入居者の決定については一般公募ではなく、各支部で決定している状況であり、今後改める。各支部と十分協議しながら、早期改善に向けて努めるとのことでありました。昨年は、それから1年経って改善されていない状況を踏まえ、一体いつ改善されるのか質問をし、早期改善に向け取り組むと繰り返し答弁されています。では、この問題一体どうなったのか。2年経って解決したのかどうか、お答えいただきたいと思います。

3つ目に監査の問題です。昨年私は代表監査委員に、これまで6年間質問し、代表監査委員も毎年答弁しているのに、毎年同じように指摘されるようではよろしくない。この機会に定期監査、決算監査だけでなく、地方自治法第199条7の規定による財政援助団体監査を行ってみてはどうですかと提起をしました。代表監査委員は、各支部への行政指導の改善によっては、必要により各支部の監査も行うと答弁をされました。

では、この1年間、その団体監査をされたのかどうか。しているのであれば、その結果を、していないのならその理由を述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 東議員の同和行政についてお答えいたします。

部落解放同盟支部補助金に関し、毎年いくつかのご指摘を受けてきた中で、改善できた点といたしましては、支部間の日当調整において、これまで行動費の上限を6,000円とされてきたものが5,000円に統一できた点が挙げられます。また、補助事業完了後におきましては、各支部からの事業実績報告による精算方式を導入し、その精査に基づき補助対象経費の統一化を図りながら、全体事業費の抑制に努

めてります。

このような中、平成23年度におきましては、それぞれ3支部への補助金が精算時に戻入されたことは大きな改善点だったと捉えており、すなわち補助金額の抑制に努めることで、これまで掲げてまいりました支部間の日当調整の問題を初め、補助金に占める自己資金割合の引き上げと補助金に占める行動費等の抑制の3つの課題の解決に向け前進したものと捉えております。

しかしながら、これまで指摘のありました全ての事項について改善できたとの認識ではなく、今後も改善を要する事項につきましては、各事業内容の把握に努めるとともに、引き続き支部の皆様方との協議を重ね、さらに適切な補助事業の実現に努めたいと思っております。なお、本市における平成24年度の人権教育啓発関連予算の総額といたしましては、市長部局及び教育委員会部局の関係予算を含めまして5,867万3,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、地域改善向けの住宅の一般公募につきましてお答えいたします。

昨年の12月議会でも東議員よりご質問を受けておりましたので、昨年度から今年度にかけて各支部の皆さんと協議を重ねてまいったところでございます。協議の中で、一般公営住宅となったことで、他の公営住宅の管理と同じ取り扱いをするということにつきましては、ご理解をさせていただいたところでございます。ただ、事業本来の目的から入居等への配慮につきましては継続をしていただきたいとの意見でございました。

また、空き家が発生いたしまして入居希望者がいない場合につきましては、一般公募による入居とすることにつきましても、ご理解を示していただいたところでございます。

したがいまして、必ずしも支部長の同意を得る必要はなく、入居者の団地活動に対します協力を説明することとしておるところでございます。

今後も協議を行いまして、一般と同じ取り扱いができるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 答弁させていただきます。

昨年の答弁を基に、財政援助団体監査を実施したかどうかの質問でございますが、現時点におきましては各支部の監査は実施しておりません。その理由としましては、これまで支部との協議に関しましては担当課である人権啓発課のほうで行政指導が行われてきたところであり、毎年指摘がなされた点につきまして調整が進められてきたところでございます。結果としましては、これまでの長い取り組みの経過もあって、一足飛びに調整ができたということではありませんが、各支部のご理解をいただきながら、わずかずつではありますが支出経費の削減につながっており、改善が進んでいるものと認識しているところであります。そのようなことから、財政援助団体の監査は必要ないとの判断を行ったものであります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 住宅については、入居の条件の問題ですから、これはお金がかかる話ではないので、すぐ改善すべきだと思います。

それから、今の代表監査委員の答弁によれば、財政援助団体監査の必要性がなかったからやらなかったということでもありますので、いくつか実態をあげてみます。

1点目は、内部集会、県連主催の行事です。昨年代表監査委員は、内部集会、県連主催行事については補助対象外となると答弁されています。一昨年は、妥当な支出とは認識していないとも答弁されています。ところが今回も例年どおりの支出が行われている。県委員会、支部長会議、支部三役会、専門部会、支部連絡調整会議等へ出席して日当や車代が支出される。ほかの県の支部との交流にも日当が出ている。県連旗開きについても、今回も支出をされています。代表監査委員が補助対象外としているこれらの支出が未だに行われていることについて、どう考えますか。

2点目、対行政行動です。行政に対する行動についても同様の支出が行われています。職員の人事異動に伴う研修、小学校・中学校・教職員との研修、県との会議などなど、行政との研修その他にも日当が支出をされています。行政との会議に参加して日当が出される問題については、これまで、やるほうも認めるほうも、こういう補助金の使い方はやめるべきと繰り返し指摘をしてきました。代表監査委員は、今後もねばり強い行政指導が求められるとこれまで答弁されています。ところが変化はありません。この問題をどう考えますか。

その他、教育委員会関係含めてまだまだ問題点ありますが、これまでの行政指導や改善の要求では不十分だということは明らかなのではないでしょうか。先ほど財政援助団監査は必要性がなかったのでやらなかったと言われていましたが、代表監査委員が毎年答弁している内容が徹底されないこの状況、これを直視し、総括をし

て、改めて地方自治法第199条7に基づく財政援助団体監査を行うことを提案しますが、どう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 再度お答えさせていただきます。

内部集会や対行政行動に対する行動費支出の問題につきましては、担当課である人権啓発課と各支部役員との間で毎年協議、調整が進められているところであります。その中におきまして、単なる内部会議としては行動費等の補助金からの支出については認められないということが伝えられているところであります。これまで答弁しましたとおり、これらの会議が単なる内部会議としての位置づけではなく、例えば講師を招いての研修会や今後における市民の皆様方への啓発を進める上で必要な会議であったと捉えております。特に未だに残る厳しい差別の現実の中で、行政の取り組みだけでは解決できない問題もあり、今後とも行政、学校、地域、そして運動体が一体となって取り組みを進めることが重要であると認識しており、そのためにも差別の現実から深く学び取ることが必要であると考えております。

そのようなことから、ご指摘のありました内部会議等につきましては、その研修や会議の内容等を考慮した上で補助対象経費との判断をしているところであります。その内容に関しましては、今後さらに精査された中で調整を進めるものと考えております。

今後も引き続き担当課である人権啓発課の指導を見守りながら、その改善状況によりまして、必要に応じ各支部の監査を行うことといたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） しっかり精査して、やってください。

最後に、市長にお尋ねをします。これまで私はこの問題でゆがみを正すのに躊躇は要りません、どうしますかと質問をしてきました。市長は、改善すべきは改善する、妥当性を欠いていることについては、さらに精査し、正すべきは正すと答弁されてきました。この数年、改善されるべきは改善されたのではないかとは思いますが、未だに不十分な点、疑問点があります。代表監査の指摘を受けても、なかなか反映されない。こういう実態も踏まえ、市長は今後どうすべきだと考えますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 昭和40年に出されました同和対策審議会の答申を受けまして、

我が国固有の人権問題であります同和問題の解決に向け長年にわたる同和行政が取り組まれてまいりました。しかしながら、残念ながら後を絶たない差別事象や、先に実施をしました市民意識調査の結果からいたしましても、今もなお心理面における差別意識が現存していることを真摯に受け止める必要があると、このように思います。特に平成12年度からは人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というもの、そして合併後におきましては、菊池市部落差別等撤廃人権擁護に関する条例でございますが、人権教育啓発を進めているところであります。差別のない明るい菊池市を創造していくためには、行政の責任というものはもとよりであります。市民全体の課題として、なお一層の人権教育啓発の取り組みが必要であると、このように認識をいたしております。これまでの長年にわたります取り組みの経緯等もありまして、なかなか一度での調整は困難な部分もありますが、それぞれの各支部の皆様方と協議を重ねながら調整を図ってきたところであります。いくつかの改善点につきましては、ただいまご報告をさせていただきましたとおりであります。しかしながら、これまでのご指摘の中で、未だに不十分とされる点につきましては、引き続き代表監査委員のご意見を拝聴いたしますとともに、さらに検証を加えながら、各支部の皆様との調整を図ってまいりたいと、このように考えております。

このようなことから今後も市民の皆様方からの幅広い理解と共感が得られますようにしっかりと取り組みに努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、次の質問に移ります。市長の政治姿勢についてお尋ねをします。これまで市長の政治姿勢について、私は政治的、行政的な節目節目に伺ってきました。今回は、特にこの1年間の市政の問題となっていた泗水独立の問題を中心に市長の政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

まず、独立問題について、9月議会以降の経過としては、ご存じのように特別委員会が4回開催されて、11月には臨時議会も開かれて、結論としては陳情である泗水町の独立を求める要望が否決をされました。この問題について、11月の月例会において、市長は独立問題についての意見を述べています。その内容が、概要については新聞報道されていますが、泗水独立の議案は提出しないという結論だけが広がるのもよろしくないというふうに思います。その経過も含めて明らかにすべきだと思います。

そこで、市長のこの問題の見解を、月例会でありましたが、改めて正確にこの議場で示すべきだと考えますが、その見解について示していただきたいと、思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泗水をよくする会から提出をされました泗水町の独立を求める要望書及び署名簿の取り扱いにつきましては、11月21日の議会の月例会で申し上げたことの繰り返しになってしまいますけれども、12月議会へ泗水独立の議案を提出しないと、このような結論に至った経緯と考え方を再度説明をさせていただきます。

まず、合併協議会に当たりましては、当時の4つの市町村間で様々な課題や、あるいはまた意見の相違がありました。そういった相違がある中で、合併協議会委員の皆様を初めといたしまして、関係市町村の議会の議員の皆様、また関係者のご努力によりまして大変厳しい局面を迎えておりましたが、その厳しい問題を住民にご理解をいただきながら判断を得て、51のそれぞれの協議項目について持ち帰りを繰り返しながら合意し、そして合併に至ったということでございます。私といたしましては、合併協議会の中にありました者でありまして、そして奇しくも初代の市長として市民の皆様方から新しい新菊池市の将来を託されている立場であります。今回の要望書並びに署名簿につきましては、全市的な視点から判断する必要があると、このようにお答えをしております。そして、その判断に当たりましては、泗水をよくする会の会長さんを初め役員の方が審査特別委員会に参考人として招致をされまして述べられました要望の趣旨というのがどういうものなのか、そして泗水町の独立を求めるこの要望書の審査特別委員会の判断がどうなるのか、また泗水地域以外の菊池市民の皆様方はどう考えておられるのか、以上のようなことを含めまして、庁内でも協議をいたしまして、その検討結果を基に総合的に判断する必要があると、このように考えたところでございます。

まず、泗水をよくする会を要望の趣旨につきましては、第3回泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会の場におきまして、松岡泗水をよくする会会長や副会長が価値観、思考、考え方ですが、行動傾向、歴史等について述べられまして、なかなかこの言葉、言葉、一つ一つに判断しづらい点もありますけれども、花房台に新しい市庁舎を建設できないことに起因をすることでの要望であろうと、このように受け止めたところであります。庁舎等の整備につきましては、これまでも詳しく、幾たびにわたり説明申し上げておりますが、昨年1月末に総務省より庁舎建設に係る起債の制度を変更する旨の通知を受けたことに端を発しまして、合併特例債を活用すれば、これはいわゆる新しい合併特例債であります。新制度の合併特例債を活用すれば、財政的にこれまでの合併特例債よりも遙かに有利になる一方で、その発行期限がまた迫ってきているということもありまして、2月の議会月例会への報告を行ったところであります。どういった制度であるかということの報告・説明を

行いました。そのことを受けまして、議会のほうでは、さらに詳しく検討するために議会の審議会、その後は庁舎等の検討特別委員会を設置されまして、慎重に皆様方の審議・検討がなされております。その結果といたしまして、庁舎等検討特別委員会の正副委員長さん並びに正副議長の4名の方々より、8月25日に3つの項目を検討するために、凍結解除の申し入れがあったわけでありまして。その議会の皆様方の提示されました3項目というのは、まず1つ目に庁舎建設予定地でありますこれまでの合併協議において整えられておりました花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業地内では、この事業の進捗状況からいたしまして、この事業の遅れからいたしまして、合併特例債を利用した計画というものは無理であること。また、2つ目には庁舎建設予定地は事業推進を行った経緯からいたしまして、このいわゆる用地というものにつきましては公共用地として市が約束どおり買い上げること。3つ目には、庁舎等の財源計画というものは、今ご説明申し上げました新しく示された合併特例債を充てることで財源を豊かにすること、効率的にすることというような意味合いで、総合的にそれを検討することということでお示しをいただきました。私のほうといたしましては、議会の総意によります3項目については重く受け止めまして、熟慮の結果、第3回の議会定例会の冒頭におきまして、庁舎を建てるとか、建てないとかといったことも含めまして、庁舎等の整備を検討するために凍結の解除を表明をいたしたところでもあります。凍結解除後の庁舎整備についての進め方としましては、その時点、その時点において、整備方針というものを判断して、議会の承認、そして決定を経て、次の段階へと進めてまいりました。整備方針を判断するに当たりましては、地域の意見等を伺う必要があることから、設置してあります合併協議によります旧4市町村に設置の地域審議会や行政区の区長で組織をされております区長協議会の皆様への説明や報告を行いまして、意見を伺ったところでございます。また、そこで出された意見を議会へ報告をいたしまして、議員の皆様へも審議をしていただいたところでもあります。伺ったご意見は様々ございましたけれども、私としましては、最良と判断した整備案、本庁舎の耐震並びにリニューアル工事にあわせ、分散している中央公民館を含めますところの第2庁舎、それから第4庁舎を統合いたしまして、本庁方式としたときの職員配置を考慮して、不足する面積を増築することを議会へ表明をいたしました。その後、検討するために必要な基本構想、そして基本計画、この策定のための予算が必要ということで予算の承認を昨年11月にいただいたところでありまして、また、市民の皆様に対しましては、「広報きくち」や市のホームページでお知らせをまいりました。

このような段階を経て、合併協議会で確認をされた新庁舎建設が花房台から変更せざるを得なくなり、現在に至っていることをご理解を願うものであります。

また現在、庁舎等の整備の基本構想・基本計画を策定しているところでありまして、これまで議会の議決を経て進めてきたもので、これは後戻りできないものであると、このように考えております。

次に、議会の判断につきましては、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会で4回の審議、そして先月19日の臨時議会を経まして、要望にあるとおり慎重に審議されましたが、このことにつきましては、要望書につきましては不採択と、このようになっております。その結果というものを首長としては重く受け止めたいと、このように考えております。

次に、泗水地域以外の方はどう考えておられるのかと。菊池市民でありますから、泗水の問題ではあります。他の地域の方々はどう考えているのかについては、泗水地域以外の方からは、現在までこのような分町独立といったような意味での要望に対する賛同意見というのは、私のほうへは1件も寄せてございません。また、本年6月議会定例会では、泗水地域住民の中から独立運動に反対するという陳情が提出されまして、議会のほうで審議をされ、陳情につきましては採択されているところでございます。いわゆる独立運動に反対する陳情が、採択、反対意見として採択をされたということでもあります。

以上のようなことからいたしまして、市の全体の民意ということでは非常に捉えにくいと考えております。

次に、庁内においても全庁的な観点から検討を行いました。結論といたしまして、参加者の大半が要望書にある議会への上程は困難であるという意見でありました。また、詳細な意見といたしましては、なぜこのような状況になったのか検証すべきではないか。また、市を二分するようなことがあってはならない。これまで庁舎整備については、意見の聴取、議会の議決を経て方向性を示しているもので、丁寧な説明が必要ではないのか。また、全市的な観点から判断すべきである。提出された署名については、泗水地域の50%前後の署名でもありますけれども、その反対の方も、今申し上げますようにおられるということで、これ以上、溝を深めないようにして、早く市民が一つになるような施策を進めるべきであるなどなどの意見が出されたところであります。また、これまでも申し上げていますが、署名簿が法的な、いわゆる地方自治法に基づくものではありませんので、有効なこの署名であるかどうかということは正確ではありませんが、市全体から見れば、これは一部の署名であることや市全体の民意ということで捉えにくいものがあります。今後提出される類似したもの等が提出される場合、要望・陳情が出たとき、正しい方向性というもの、取り扱いというものを示していかなければならないと、このように考えました。また、今後の泗水地区への対応といたしましては、話し合いを

どのような糸口から入ったほうがいいのか、協議できるように副市長をトップとしました検討会等の組織を設けることといたしております。

以上の点を総合的に勘案した結果、泗水をよくする会からの要望、署名につきましては、泗水住民の意向の表れとは思いますが、市全体の民意とは言い難いということで、12月本議会への提案は行わないものと、このように判断したところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、示された見解について、3点ほど私自身の考えを述べたいと思っております。

まず、根本問題である新庁舎問題では、昨年1年間の、特に議会の庁舎等検討特別委員会の議論を踏まえ、判断を下した庁舎整備方針と、その後の進展について、後戻りはできないものと表明されたことは、私は重要であると思っております。明確に到達点、今後の方向性を示したという点で、私はこの点は評価をしたいと思っております。

それから、独立を求める声について、議会特別委員会の審議やその結果を重く受け止め、また6月議会で独立を望まない陳情が全会一致で採択された件にも触れ、市全体の民意ということでは捉えにくいとしていることも重要であると思っております。私は、この独立問題における住民の民意の問題で、9月議会で、異論を排除し、一方的な情報で憎しみや対立をあおり立てて示された民意も、確かに民意であるが、しかし、その反対の声も当然民意であると指摘をし、特別委員会や臨時議会では、2つに割れたもう一つの民意、独立を望まない住民の立場に立って議論をしてきました。この問題で、先日、泗水のある地域の方からお手紙をいただきました。そこには、独立の地域説明会の模様や地域の多くの方々が独立に反対であることなどなどたくさん書かれて、そして住民を混乱させることはやめさせてくれと書かれていました。こうした声、新聞紙上にも載らない、表にも出てこない声も半分はあるわけで、全体から判断するという姿勢が大事であると思っております。

3つ目に、庁舎問題でも、独立問題でも、議会の議論を踏まえ判断している点、これは評価できると思っております。昨年1年間の議会審議会・特別委員会等での新庁舎問題の議論、今年1年間の独立問題の議論その最終的、集中的審議の場としての特別委員会での議論など、議会の熟議を経ての結論を受け止め、尊重するのは、あり方として当然であります。

いくつか評価できる点は挙げましたが、一方で、問題解決に向かう方策、まだまだ不十分であると考えます。私は考えますが、説明する対象が一部に限定されているのではないだろうか。だから、対立の出口が見えないまま、事ここに至っている

というのが今の状況だと思います。全市的な視点から判断したと言われているわけだから、一部の団体対象ではなく、全市的に市長、行政として発信をすべき、また全市的に説明をしていくべきであると考えます。市長は、この問題の解決に向けて今後どうしようと考えているのか、その考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 的確なご質問いただきましたし、また示唆に富んだご発言だったと思います。説明というのは、兼々より行政の責務として丁寧な、市民の皆さん方にご理解いただけるような説明を繰り返していかなければならないというふうに思っております。先ほど申し上げました判断につきましては、議員がおっしゃるような、全市的な視点から判断したと、このように思っておりますが、そのいろんな情報を伝達するにいたしましても、見てない、聞いていない、そういった方々がおられることも現実でありますので、もっときめの細やかなところで説明をまた繰り返していかなければいけないと思います。今後この区長会、あるいはまた各種団体の会議、あらゆる機会を通じながら、この泗水問題につきまして、独立問題につきましての経緯というものにつきまして説明をやっていきたいと、このように思っております。市民の皆様方にわかりにくい今の現状であろうと思いますが、相当これまでも広報を使ったり等々してやっておるつもりではありますけれども、さらにそういったことで経緯ということにつきまして考え方をいろんな場で披露していきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 最後にお伺いします。私は9月議会で、この問題での市長の責任に触れました。問題山積、どうするかと。併せて、来年行われる市長選にも触れて、政治家としての責任問題をお聞きしました。この問題で前回以降、まだこの宿題に対する答えが出ていないと思います。これをどう考えますか。合併当初からの市長として、8年間を振り返り、また数カ月後に市長選が行われるという地点に立って、自分の態度や考えについて述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のほうから、去る9月に質問を受けまして、同様なご質問であろうかなというふうに受け止めております。今、菊池市に大きな課題がいくつもございしますが、そういった課題をどう解決していくのかと、私にこの政治的な責任として問題解決を放り投げて責任を取るのかと。あるいは、またこの責任を果

たして問題の解決に努めていくのかといった、そういったことを質問をいただきました。今、今回の質問は、明確に来るべき来年の市長選挙に対する意思の確認というふうに受け止めさせていただきましたが、前回の場合には、何かこのオブラートに包まれたような感じで、投げ出して責任を取るのか、責任を取って結果を出すのかといったご質問でございまして、何の宿題だったのか、私もよく把握しておりませんでした。今、明確に市長選挙の出馬についてはどうするのかということであったと思います。前回のときもお答えしましたが、いろんな課題は、特に産廃問題を初めとしてありますが、その糸口というものを今つかみかかっていると、見えかかっているということを申し上げてまいりました。3カ月が経過をいたしまして、産廃問題、全面的な解決と言っていいのかどうかわかりませんが、一応の方向性として、地元の皆様方も、議会の皆様方もご理解をいただいていたのではないかなと思います。そのほか諸課題はありますけれども、これについて、それじゃどうするかということですが、限られた時間というのは、常に市長の任期に限らずあります。その限られた時間の中において、いわば市の中に活を求めるといいますか、限られた時間で活路を見い出しながら、一つ一つの問題、課題というものを解決していかなければならないと思います。そして、市民全体の幸福の実現のために何がいいかということを常に忘れずに取り組んでいくべきであろうと、このように思っております。宿題をいただきましたが、私なりに思うのは、その9月のときと違いますし、今現実に20日までの会期中であります。その中で、とりわけ去る4日に国政選挙が幕を切って落とされまして、第46回ですか、衆議院選挙が開始されております。もう折り返し点にさしかかっておりまして、日本の将来の進路がどうなるのか、あるいは我々の国民の生活がどうなるのかということで、それぞれの政党、候補者の皆さん方が大変な激しい選挙戦を繰り広げられております。このことを受けますときに、この私の選挙のために、来年の選挙に対する出处進退というのが影響を及ぼすか、及ぼさないかわかりませんが、この熊本3区、そして菊池市の選挙区、中でも昨日は大変雪降りしきる中におきまして、東議員の奥様の声も何かあったのではなかったかなと思っておりますが、選挙の真っ最中でありまして、その中で一首長の選挙といえども、この中で出处進退というのを明らかにすることはいかなものかなという思いがいたしまして、その辺をぜひ東議員、奥様のご健闘を祈りますとともに、私のことにつきましては、出处進退は、この選挙戦の真っ最中であるということでもありますので、16日の選挙の結果によって、本当に日本の将来、菊池の未来というものが拓けてくるかどうかということにかかってくることだろうと思っておりますので、他人事ではない、私の身も含めながら衆議院選挙というのは展開されているということで、そのときを見たいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩　午前11時05分

開議　午前11時14分

○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん）　これより一般質問をいたします。2題お願いをしておりますので、最初に本市の特別支援教育について、教育長のお考えを伺います。

障害を持つ子どもを対象すると教育支援は、2006年6月に学校教育法の一部改正がなされ、2007年4月から特別支援教育が実施されることになりました。これまで心身に障害を持った子どもの教育は、盲学校、聾学校、養護学校などの特殊学校あるいは小・中学校に設置された特殊学級で展開されてきました。しかし、弱視や難聴、知的障害など、特殊学校に入学するほどではないが、普通学級では不適合を起こす中間領域の子どもや学習障害とか、注意欠陥多動性障害と呼ばれる新しいタイプの問題を抱える子どもが増加していることがわかってきました。そのため、従来の特殊教育の場に限定せずに対象を広げて、総合的な特別支援体制を整えることになり、特に各学校では、校長が特別支援教育コーディネーターを指名して、そのコーディネーターが中核となって支援の必要な児童生徒に校内で連携して対応することとなりました。その背景には、社会のノーマライゼーションの進展、障害の重度・重複化など、特別支援教育を巡る状況の変化を踏まえて、教育の地方分権としても障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学の基準やその手続きの弾力化を図る必要があったということですね。その後の年次改正により、特別支援学校への就学の基準に該当する障害のある児童生徒について、市町村の教育委員会が教育を受ける特別な事情があると認める場合には、当該小学校・中学校に就学させることが可能となりました。ただし、障害に対応できる専門性の高い教員による指導体制、施設設備等の環境条件の整備が重要であることは言うまでもありません。このように、特別支援教育には多くの課題が残されています。

そこで、何らかの障害を持つ子どもの人権に関わる何らかの障害を持つ子どもの学ぶ権利に関わる教育の保障として、教育委員会にはどのような問題意識、課題意識がございますか。これまで、障害のある児童の就学先を決定する際には、市町村教育委員会が専門家の意見を聞いて決定する、就学指導委員会ということになって

いましたけれども、この改正により保護者の意見も聞くことが法令上義務づけられました。この法令の規定する就学指導のあり方についてご所見をお聞かせください。

最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

障害がある幼児、そして児童生徒につきましては、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加のための基盤となる生きる力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であるということ認識しているところであります。そのために、改正の障害者基本法を踏まえることはもちろんのことですけれども、特別な支援が必要となる可能性のある子ども及び保護者に対して、早くから情報提供や相談会の実施などに取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる、一貫した支援体制を構築する必要があると認識をしているところであります。障害者の人権及び学ぶ権利に関する教育の保障ということから申しますと、障害者基本法の一部改正する法律が、今、議員もおっしゃいましたけれども、平成23年8月に公布されておまして、教育に関しましても法第16条に新たに制定されたところでございます。法律のことについては、もうるるは申し上げませんが、法の改正を見ますと、全ての人々が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有する、かけがえのない個人として尊重されるという理念の下に、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められているところであります。内容に4点ほど改正がありますけど、そのことについては、個別になりますので、もうここでは答弁いたしませんけれども、そういうことがありまして、この法律に基づきまして、国のほうでは障害がある子どもの特性に応じた教育の実現に向け、教育の専門性向上のための具体的方策の検討のあり方や体制面とか、財政面を含めた基本的方向性について、平成24年度内を目途に、中央教育審議会の答申を踏まえて検討がなされているということでもあります。県の情報によりますと、本年度中に政令が公布されて、平成26年度入学者から順次適用される見込みであるというようなことを聞いております。そのようなことから、本市といたしましても、就学手続きや特別支援学校あるいは特別支援学級での対応など、体制整備を含め大きな課題であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 一人一人に目配りをしながら、きめ細かなということが

言われました。法律については、学校教育法だけではなく、障害者基本法等々も連動させて考えていくということでありましたね。通り一遍の問題意識はあるようですが、就学指導委員会について意見を聞いてということについてはお答えがありませんでしたので、次のときに聞きたいと思いますけどね。私の問題意識としてはですね、まずそのコーディネーターに高度な専門的な知識や判断力が求められることから、そうした人材の要請が遅れている点と、それから特別支援を具体化するには、教員の増加や予算の増員や増加が必要ですよ。そういった人のための財源が支援されていない点などは、非常に大きな課題だと思うんですね。そして、これまで盲学校、聾学校、養護学校といったような個別の特殊学校が複数の障害、3障害といいますね、それをその3障害に対応する特別支援学校に変わったことによって、そこを選択すれば、その今まであった様々な固有の障害に対する細かな指導がおろそかになると、特別支援学校ではね、3障害一緒になったので。そういう懸念も指摘されているんですけども、教育委員会にはそういう問題意識はございませんか。問題意識について、そういう課題があるかと、教育委員会でもそういう課題を論議するかということについてお聞かせください。これは非常に重要なことです。

就学指導委員会については、インクルーシブ教育として、さらに聞いていきます。学校教育法の一部改正とともに、今おっしゃいました障害者全体の見直しも、施策の全体の見直しも行われて、ここにおいてもインクルーシブ教育システムのあり方が検討されてきました。

これらのことから、文科省において障害者制度改革推進会議の第一次意見や、障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念などを踏まえた教育制度のあり方について検討を行うことが閣議決定されましたね。これによって、文科省は特別委員会を設置して、同特別委員会は2010年10月だったと思いますが、論点を整理して公表しています。その中には、24年度内を、今おっしゃいましたが、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システムへの制度改革の基本的方向として、3点ぐらい主に挙げていますね。そこには、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要としています。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとしていますね、ご存じと思いますが、ご存じですよ。2つ目ですよ、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられると。同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理

解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んじる態度を養うことが期待できるとされていますね。そして、当然ですが、インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方は、短期・中長期的に段階的に実施していくことが必要であるというように、インクルーシブ教育システムの構築は重要であることが述べられています。

また、先ほどちょっとお答えがありませんでしたが、就学相談、就学先決定のあり方について、インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について、教職員の確保及び専門性の向上のための方策についても提言をされています。

そこで、インクルーシブ教育について、教育委員会の所見をお聞かせください。そして、市民一人一人が人権を尊重し、お互いが大切にされるまちを目指すとしている本市人権教育とインクルーシブ教育に乖離があってはなりません。ご認識をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 怒留湯議員の再質問にお答えいたします。

就学指導のあり方に対しまして、これまでとこれからについて少しお答えしますと、本市の現在の状況を申し上げますと、本年度は特別支援学級が34学級、84名の児童生徒が在籍をしております、来年度になりますと90名を超える見込みでもございます。平成17年度は27学級で43名でしたので、当時と比較しますと2倍を超える児童生徒が在籍するという事になっております。このことは、もちろん支援を必要とする児童生徒が増加の傾向にあるということもありますけれども、障害者基本法の改正に合わせまして、平成19年度に菊池市特別支援教育連絡協議会を設置したことによりまして、幼・保・小・中・高の全ての特別支援教育コーディネーターを設置しまして、連携協力の強化を図ったことや、あるいは特別支援教育センター的機能を持つ火の国高等支援学校とか、あるいは菊池圏域地域療育センターの指導・助言を初めとしまして、巡回相談の拡充によりまして特別支援教育に対する細やかな早期対応が可能となったことで、保護者の理解も進んで、そして小学校就学時から個別の対応ができるようになったことも大きな要因であると考えているところであります。

就学指導の流れでございまして、先ほど指導のことを言われなかったということでもありますけれども、この流れとしましては、各学校で幼稚園・保育園等に設置されております特別支援教育コーディネーターを中心とした情報や保健師からの情報とか、あるいはさらには保護者からの就学相談等を基に、児童・園児等の状

況把握に努めているところであります。就学前児童につきましては、夏休み期間中に、各小学校から幼稚園、それから保育園を訪問しまして、次年度の就学についての保護者の意向や児童の特性について確認した上で、各学校から状況調査票を提出いただいて、次年度の学級編成に向け9月より学識者等で構成されます就学指導委員会に諮問をしまして、そして学校教育法の第75条及び学校教育法施行令第22条の3に定めます就学基準に基づき検討しているところであります。最終的な就学先の決定につきましては、法令に基づきまして10月1日現在の住民基本台帳から学齢簿を作成して、そして11月末で就学時健診を実施し、健診の結果と保護者の意向を踏まえて、12月までの3回にわたります就学指導委員会の意見を基に、市教育委員会にて判断し、市町村立の学校の通常学級か、あるいは特別支援学級か、または県立学校である特別支援学校への就学について決定をしているところであります。その後、1月中にそれぞれの設置者であります教育委員会が保護者に対して入学期日等を記載した就学通知を送付しているところであります。

これらの就学指導並びにインクルーシブ教育についての所見でございますけれども、今言われましたこれからの就学指導並びにインクルーシブ教育についての教育委員会の所見と申されましたけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、文部科学省がインクルーシブ教育のシステム構築について、中央教育審議会に諮問した結果報告の段階でありますので、確定した内容ではもちろんありませんけれども、就学基準に基づく判断まで変わりはなく、その後に新たに就学に関するガイダンスを行うということにされておりますので、これについてもるは申しませんが、今後この法令等が整備されるところでございますが、インクルーシブ教育システムの構築につきましては、今の市町村や県の役割の見直し、それから人的並びに財政的援助、医療機関等の協力など、特別支援教育のあり方が大きく変わると予想されていることから、国の動向を見極めながら改正障害者基本法に基づく体制整備に努めていく所存でございます。

しかしながら、現在の対応につきましては、現法令に基づく対応となりますので、本人や保護者の意向を初め、児童生徒の障害の状況などを総合的に判断し、市町村立学校の受け入れ体制や県立学校の役割など、現体制でできる最善の方法で対処しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） インクルーシブ教育については、一定の理解があつて、それに沿って関係法と結びながら進めていきたいということであつたというふうに

受け止めています。実はですね、以前、まだそのインクルーシブ教育の理念が希薄だったころに、障害のあるお子さんが保育園からそのまま、保育園の友だちと一緒に地域の小学校へ入りたいと、ご家族も願っておられたんですが、いわゆるその教育委員会と専門家、就学指導委員会でそれが聞き入れてもらえずに養護学校に行くように勧められていて、非常に孤立して悩んでおられたというケースに立ち会ったことがあります。私は、何度かその事件では交渉をされて、結局そのお子さんは何とか地域の小学校に入れて、中学校にも入ることができたんですね。そして今は就労支援の作業所に通っておられます。つまり、地域の小・中学校でよかったということです。親御さんとご家族は、今も変わらず、そのお子さんにしっかり寄り添った暮らしをされていますが、何が言いたいかわかりですね。教育委員会と専門家は、当然立派な識見のある方々ばかりでしょうが、親や家族の思いは熱く重いものです。それは最大限に尊重されなければなりません。今回の障害者基本法でも、親の意向を尊重することが規定されていますね、意見を聞き置くだけではなくて。その親の意向は最大限に尊重されなければならない。そして、そのお子さんとその状態が、事態が変われば、その時点でも最大限の支援がされなければならない。教育長、そうお思いになりませんか。お聞かせくださいね。非常に教育長の決断は重いわけです。インクルーシブ教育は、今、もう随分ご理解があるようですけども、先進世界の潮流ですね。最初に提起されたのは、ちょっと余分かもしれませんが、1994年6月、スペインのサラマンカでしたね。ユネスコによるスペシャルニーズ教育に関する世界会議が開催された際に、その最終報告書の冒頭に掲載された宣言、サラマンカ宣言と言われています。この中で、「エディケーション・フォー・オール」、「万人のための教育」という概念が示されて、子どもが持っている困難さや差異にかかわらず、可能ならいつでも、どこでも、全ての子どもは一緒に学ぶべきだというインクルージョン、インクルーシブエデュケーションという考え方が述べられています。サラマンカ宣言の「万人のための教育」は、5つの原則に分けられていますね。ご存じと思いますが、ちょっと共有するためにご紹介しましょう。1つ目に、全ての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利を持ち、また授業でできる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない、2つ目、全ての子どもはユニークな特性、関心、能力及び学習のニーズを持っており、3つ目、教育システムは、極めて多様なこうした特性やニーズを考慮に入れて計画立案され、教育計画が実施されなければならない、4つ目、特別な教育的ニーズを持つ子どもたちのニーズに合致できる教育学の枠内で調整する通常の学校にアクセスしなければならない、5つ目、このインクルーシブ思考を持つ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、全ての人を喜んで受け入れる地域社会を創り上げ、インクルーシブ社会

を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは大多数の子どもに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、さらには費用対効果を高いものとするというものです。ご存じと思いますが、もう一度私どもはそのことを共有したいと思います。どの項目も実に的確で説得力があります。

それから、部長もお触れになりましたが、昨年成立した改正障害者基本法においても、インクルーシブ教育の理念が盛り込まれましたね。1項には、障害者が能力、年齢及び特性に応じて十分な教育を受けられるようにすることが明確に規定されていて、その目的達成のためには、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるように配慮することがしっかり規定されています。ここでいう、その共に教育を受けるとは、小・中学校の通常の学級で教育を受けることを指しますよね。で、第2項には、前項の目的のために、ここが大事です、本人、保護者への十分な情報提供と可能な限りの意向尊重が、これは規定されています。そして、そのために人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、その他の環境の整備を促進しなければならないということが追加されています。こういうバックグラウンドを考慮した上で、現在、菊池北小に増設中である特別支援教育施設には改正障害者基本法が求める小・中学校の通常の学級で教育を受けることを指す障害者が共に教育を受けられるようにする理念が生かされていなければなりません。その準備はなされていますか。本人、保護者への十分な情報提供と可能な限りの意向尊重の理念が反映されて、当事者にはその理念が担保されなければなりません。それについてのご所見を伺います。その担保のためには、その予算措置が必要だと思われませんが、そのご用意もありますか。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 怒留湯議員の再々質問にお答えいたします。

今、紹介がありました菊池北小に増設中の特別支援教育施設についてでありますけれども、現在、実施設計を行っているところであります。今月中に設計ができあがり次第入札、そして工事着工して、来年の3月末までに工事を完了し、4月には利用ができるような計画であります。今回の施設につきましては、3つの特別支援学級を設置することができ、当然ながらユニバーサルデザインの視点から施設整備につきましても学校現場等の意見も採り入れながら、例えばトイレ、シャワー室も完備することといたしております。また、今回の整備に併せて、正面玄関にスロープの設置も計画しているところであります。

また、本人、保護者への十分な情報提供、それから可能な限り意向尊重の理念とその担保、そしてまた予算措置についてでございますけれども、個別的な案件につきましても、ちょっとここでは答弁を差し控えさせていただきますけれども、教育委員会としましては、先ほどから申し上げておりますとおり、就学指導委員会の意見を参考に、保護者の意向も踏まえて、総合的に判断して就学先の決定を行いたいと考えております。

予算措置につきましては、現在、当初予算編成の時期でありますけれども、特別支援学級における緊急的な対応と、それから医療的ケアの必要性を含めたところで、必要な人的配置に伴う予算要求を行っているところでございます。

今後、最終的な決定につきましては、就学指導委員会を、先ほど言いましたけれども12月末に予定しておりますので、その意見も参考に、保護者の意見も含め、最終的に判断をしていくという所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この特別支援教育に対する考え、あるいは就学指導のあり方につきましては、これまで部長のほうで答弁したとおりでございます。本来に来年度は34学級、そして94名ほどの、これは予定ですけれども、年々特別支援学級に希望される子どもさん、あるいは保護者の方が増えているということは事実でございます。それに伴いまして、各学校におけます、いわゆる専門性を持った先生たち、これをいかに確保するか。市内の先生方の免許を見ておりますと、なかなか、いわゆる特別支援教育の免許を持っている先生方というのは少のうございます。ですから、教育委員会といたしましては、特別支援学級を担当される先生方にはできるだけ研修の機会を増やして、できるだけ知識・専門性を身につけた先生方を育成していく必要があるかというふうに考えております。

現在、部長のほうで答弁されましたとおり、障害者に対する権利につきましては、議員ご承知のとおり、平成18年12月に国連総会におきまして障害者の権利に関する条約、これが採択されまして、国においても障害者制度改革推進会議が設置されまして、当面5カ年間を障害者制度改革の集中期間と位置づけながら、改革の推進に関する総合調整が行われているところでございます。また、中央教育審議会の報告の中にも、障害者の権利に関する条約の定義に照らし、合理的配慮の捉え方として、障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を共有あるいは行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障害のある子どもに対して、その状況に応じて学校教育を受ける

場合に、個別に必要とされるものとしており、学校の設置者及び学校に対して、いわゆる体制面、財政面において均衡を失した、または過度の負担を課さないものと定義されているところでもあります。現在、改正障害者基本法に基づく関係法令の改正が国のほうで進められている状況でございますけれども、求められます特別支援教育のニーズに対応するため、必要な医療機関あるいは特別支援学校との連携、看護師、理学療法士、作業療法士あるいは言語聴覚士といった専門家の人的配置、施設整備等を含めた財政的援助など、市町村に求められる役割を含めまして、今後の国の動向、現在文科省のほうで検討中でございますけれども、この動向を見極めた対応が必要だと考えるところでございます。

現段階の対応といたしましては、現法令に基づきまして、適切に対応してまいりたいと思いますし、就学指導委員会の意見を参考にしながら、また保護者の動向、意見等も十分総合的に判断しながら、今後就学先を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） かなり踏み込んだご答弁で、インクルーシブ教育システムを進めることは、文教菊池のこれからのベースになっていくと思いますので、鋭意ご努力いただきますようお願いをして、次に移ります。

次に、公共施設の完全UD化、ユニバーサルデザイン化について、関連法に照らしながら伺います。UD化を明確にうたった最高位法として、障害者権利条約がありますね。前段の協議の段でも何遍か出てきましたけれども、これはあらゆる障害、あるいは3障害といえますね、のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約で、最高位の国際法です。2006年の第61回国連総会において採択をされて、日本政府の署名は、翌年の9月でした。これは2008年5月に発効をしております。今年との10月現在の批准国は125カ国だったと思いますけれども、日本も今その批准の準備をして、国内法の整備をしていますね。障害者権利条約第4条、一般的義務の第6項は、障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たり、ユニバーサルデザインを促進するため、全ての人が使用することのできる製品・サービス・設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、または促進することとされています。第24条は、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることとしています。ここに合理的配慮とは、障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、配慮やそのための調

整を行うことと定義されています。したがって、ユニバーサルデザインとは、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすることが基本コンセプトであることから、デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われるバリアフリーとは異なるということですよね。また、国内法としては、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というのがありますが、通称バリアフリー新法とこれは呼ばれていますけれども、その公共的施設のバリアフリーの章の21条の1項は、国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって、障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設、これはいろいろありますが、その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないと義務法として規定しています。

そこで、本市の公共施設のユニバーサルデザインはどのくらいの水準でしょうか。また、この課題をどのように認識しておられるでしょうか。これまで、公共施設建設に当たって、障害者当事者の意見を聴取してこられたと思いますが、それはどのように、どのくらい反映されているでしょうか。

1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

ユニバーサルデザインに対する本市の取り組み、認識、当事者の意見の聴取と反映状況についてお答えいたします。

平成14年2月22日に県が策定いたしました「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」に基づき推進をしており、本市においても平成18年度から5カ年計画で既存施設のユニバーサルデザイン評価を実施いたしております。具体的には、本庁舎を初め学校や指定管理施設など、不特定多数の利用が想定される市の全ての既存施設をアプローチ、玄関、階段、トイレ、会議室、駐車場などの用途を区分し、職員や施設関係者が装具などを付け、来訪者、高齢者、車いす利用者、視覚障害者、ベビーカー利用者などのケースを想定して現地調査を行っているところでございます。そして、わかりやすさ、利用しやすさ、心地よさの3点から5段階の評価を実施いたしました。その結果、古い建物ほど5段階評価は低く、新しいものが高い評価となる傾向が見られました。新しいものでも5段階の最高点ばかりではございませんでした。評価欄には、具体策や課題を記入したら利用者の意見や要望を聴取する欄等があり、例を挙げますと視覚障害者への点字ブロックによる誘導がない、車いすのマークはあるが、玄関、入口までのルート表示がないなど、具体的な記録が

ございます。この評価によって、各施設の現状や課題についてはおおむね把握できております。また、このことによって、職員の理解も進んでおりますので、今後改修を進めるものにつきましては、これらのデータの活用と施設利用者のご意見を伺っていく必要があると考えております。

近年におきましては、必要に応じて設計の前には市民参加によるワークショップなどの実施に努めることにはしておりますが、当事者の意見の反映が不十分な点もございます。今後は実施手順や対象者の選定に関して改善に努めながら事業計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 正直に不十分であるという認識が示され、課題は多いということでありましたので、それを踏まえて考えていきたいと思っております。

形としては、部長もお答えにありましたように、意見を反映するという点についてはワークショップとか、パブリックコメントなども用意されておりますね。しかし、聞くところによりますと、ワークショップなどでUDの提案をしたことはあるけれども、できあがってみると、なかなか意見が反映されていないのが多いという事例は多く聞かれますね。実際、最も新しい某施設においても、ある方がお願いしていたことが実現されていないということも聞き及んでいます。こういう状況というのは、やっぱり行政が当事者の切なる願いに心の耳を傾けて、その実現のために汗と知恵を流すべきところが非常に不十分であったということではないでしょうか、これまではね。私は、あえてその不十分さをここで指摘をしておきたいと思っておりますので、しっかりこのことは部長においても受け止めていただきたい。できなかったことをいろいろここで言っても、非難しても済んだことですから、今後に向けて万人にとって最も望ましい施設ができるように、生産的な質問に移っていきますが、ユニバーサルデザインの7原則というのがありますね。ご存じと思いますがご紹介しますと、とても気持ちのいいものですよ。1つ、どんな人でも公平に使えること。2つ目に、使う上で自由度が高いこと。3つ目に、使い方で簡単ですぐにわかること。4番目に、必要な情報がすぐにわかることですよね。5番目に、うっかりミスが危険につながらないこと。6番目に、体への負担が掛かりづらいこと。つまり、弱い力でも使えるということ。それから、接近や利用するための十分な大きさと空間を確保することとされています。ご存じですよ。障害者を限定した従前のバリアフリーの固定概念からすると、今申し上げたユニバーサルデザインの7つの原則の考え方は、障害のあるなしにかかわらず、万人に得心され、歓迎され

る中身となっていますよね。ユニバーサルデザインとバリアフリーについて、両者をどう認識されますか。

それから、私の経験ですけれども、ある地域の公民館が新設されるときに、ある方が水道の蛇口をひねることができない方が、腕が悪くてね、いらっしゃったんですね。それで、蛇口を上下か左右のレバー式にしてくださいと提案しましたがけれども、取り入れられませんでした。ですから、発注者である行政に、そして受注者である業者に、その学習が足りないと言わざるを得ませんが、これまではですよ、そのご認識と、そして今後の改善のご意思はありますか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） ただいま議員よりご説明がありましたように、ユニバーサルデザインの7原則は、全ての人に配慮した、そういうものであると思います。バリアフリーにつきましても、概念が異なるものだと考えております。ユニバーサルデザインの推進には、高齢者の皆様の安全対策や安心できる子育て環境の充実が叫ばれる中、まちづくりやものづくりなどに様々な立場にある人々から情報を収集し、反映させることが求められており、そのためには職員の理解を深める必要があると思います。また、経済を活性化するという視点で捉えましても、企業にとっては社会的責任や消費者の満足度向上を目指す上で、企業価値を高めていく手段としても有効であると考えられるユニバーサルデザインの考え方に重点を置いた企業努力が求められていると思います。これらのことは、既存産業の活性化や新事業の創出など、可能性の広がり期待できるものと考えられ、行政と企業の双方が学習を深め、住み良いまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。今後、市といたしましても、いろいろな形でいろいろな皆様のご意見をお伺いしながら、その中でも全ての人に満足のいく形ができない部分もあるかと思いますが、先ほど7原則の中でありましたように、できるだけいろんな人が利用しやすいような、そういう施設づくりに努めてまいりたいと思います。また、職員にも十分そういう研修を含めながら、皆さんの意見をいろいろ庁内の中でもお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） これまでの反省に立って、庁内でもしっかり学習をしていくということと、それからその学習の成果というものは、受注者である業者にもしっかり伝えていくことにするという、改善を目指すというご答弁というふう

け止めてよろしいですね。じゃ、ぜひそのようなご方針でお進みくださるようお願いをして、実は先般、この本議会の始まった日の午後でしたか、今、準備されているリニューアルと増築が計画されている庁舎の案を見せていただきましたが、大筋ではそのとおりの案でいいとしても、細部にわたってはまだまだ精査検討の余地があると思われました。例えば、トイレの使用などは、従来の考え方のあの絵を見ますと、その考え方の範疇を超えておらず、そこには厚労省が基準モデルとしているタイプが描かれていますよね。このままであれば改善は進まないし、過ちとは言わないにしても、過ちを繰り返すことになり、進歩はないと思われます。だから、だからこそ、発注者の行政も、受注者である業者も、唯々諾々としてこれまでの流れに墮することなく、謙虚に当事者の肉声に耳を傾けることが、今、急ぐ課題として求められているんですよ。とりわけ発注者が計画・立案の段階から、当事者の意見に耳を傾け、そして単に話を聞き置くにとどめないで、場合によっては現場に立ち会っていただくなどの具体的な手法を取り入れることが重要なんですよ。その一手間を掛けるという丁寧さ、温かさが重要なんですよ。その丁寧さ、温かさを取り入れていただけるかどうか、これから聞いてまいりますね。障害者に関する施策は、リハビリテーションや福祉の観点から考えることが多いようですが、それはそれなりの意味があるとして、障害者権利条約や改正障害者基本法、バリアフリー新法等は、国際人権法に基づいて人権の視点からつくられています。今後の諸々の施策や制度は、障害は個人ではなく社会にあるといった人権の観点から、生涯当事者とともに構築されていかなければなりません。その視点から掲げられている世界共通のスローガンがありますね。これもご存じと思いますが、我々抜きで、我々のことを勝手に決めるな。「ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アス」当事者抜きで決めないで、まさにそのとおりだと思います。そして、このスローガンは、どの分野にも共通して言える、行政当局、為政者への戒めの言葉だと受け止めたいと思います。

次の質問に移ります。本市で計画中のリニューアル・増築の庁舎や準備が進んでいると聞いています泗水交流センターには、最初の設計の段階からユニバーサルデザインが約束されなければなりません。これまでも公共施設の建設に当たっては、検討委員会等での、部長もおっしゃいましたが、ワークショップなどを通して、車いすの方々からの意見が聴取されたということでしたが、結果としてはそれが反映されていないということは、前段で触れました。今後は、そういう不信感を醸すことがないように、実際に当事者に現場に立ち会っていただくことなども考えていただかなければなりません。議長にお許しを得て、ちょっと資料を持ってまいりましたけれども、これは当事者の方々からトイレの使用についてのご提案です。A3に

してきたから見えると思いますけれども。所要面積はどのぐらい必要なのか、便座の向きはどの角度がいいのか、入口は引き戸かドアか、これは言うまでもありませんね。そして、具体的なお提案ですが、そういう具体的なお提案が示されています。今も既存のトイレはこういう形ですよ、奥にある。非常に車いすから移りづらい、移れない場合もあったそうです。そして、ここのスペースが非常に小さいということからですね、身支度をするとき壁にぶつかって非常にやりにくい。そして、ここに非常ブザーなどがありますが、それにその身支度をするとき当たると、非常ブザーをならしてしまおうというようなことがあるということをおっしゃられました。これは当事者でないとわからない話ですよ。少なくともこのように斜めに置いていただくと移りやすいそうです。そして、もっとよければ、こんなふうに置いていただくともっと使いやすいと。もっと細々としたそのお提案はあると思いますけれども、基本的なそのトイレの使用については、少なくともこれが必要だということをおっしゃっていました。で、何よりも今準備中である泗水の交流センターと増築・リニューアルの庁舎には、本市初としてこれを実現していただきたい。これは当事者の方々と支援する市民の皆さんの長年にわたる切なる願いです。これは設定変更ではなく、当初からの設定であれば、予算の変化は特段考えられませんですよ。お取り組みいただけるでしょうか。

それから、もう一つ、こちらはですね、これも当事者の方々からの駐車場ラインのご提案です。当然、今までのように玄関近くの車いすを図示した駐車スペースの確保は当然していただくということですが、たまにですね、そこが満杯であったり、元気な人といいたまいますか、が車を止めていたりして、車いすの方が止められないことがあるんだそうです。そこで、一般駐車スペースのラインをこの図のように引けば、車いすの方はもとより、妊婦さんも、杖を使っているような方も、大きな荷物を持つ方も、あるいはショッピングカートからの積み下ろしも、あるいはチャイルドシートの着脱も、またころころ動き回る幼児を連れている方も、非常に安心して利用できるというものなんですよ。具体的には、またお伺いしてご説明するということもあるかもしれませんが、車1台分の駐車スペースは幅が2.5mなので、2台分で5mですよ。そして、その5mを両側から真ん中2mを確保し、間の共有部分を1mとするということ、今申し上げたようなことが可能になって、駐車台数の減少は少ないということなんですよ。これは実際に私はラインを引いてやってくださるものを見せていただきましたが、これも当事者の方々と支援する市民の長年にわたる切なる願いです。お酌み取りいただけるでしょうか。

もう一つはですね、排水溝のグレーチングの目幅の問題が言われていました。車いすの車輪の細い部分はそのグレーチングにはまって動けなくなったということが

あって、ちょっとつんのめりそうになって危なかったそうです。このときは大事に至らなかったそうですけれども、非常に怖いということをおられました。ぜひとも安全なUDのグレーチングを取り入れるべきですが、これもお酌み取りいただけるでしょうか。ぜひお酌み取りいただけるとして、最後に市長のリーダーシップのお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員の戒めの言葉を聞かせていただきました。おっしゃいますように、公共施設を利用される方は多面にわたっておりまして、高齢者の方、そういった視点で見なければなりませんし、また障害と言いましても異なった障害を持っておられる方々、そういった内容での視点、また子育て中の方々の視点、あらゆる視点で様々な立場から見解を集約して、反映に、その言葉につきまして反映されますように考えていかなければならないというふうに思います。思えばくまもとユニバーサル振興指針というものにつきましては、平成14年、ちょうど潮谷県知事が大変福祉に造詣深く、強く取り組んでおられました。その潮谷知事の福祉施策の最も重点的な施策がユニバーサルデザインであったと、このように認識をいたしております。

ご提案のようなこの設計の仕様等々につきましては、該当する事業、今、交流センターを述べられましたが、こういったご意見というものを十分参考にさせていただきまして、現地の施工の環境とか、あるいはまた技術的な設計の基準とかといったものがございますので、考慮しながらも、そのことをできる可能な限り、ユニバーサルデザインというものの推進に努めなければならないというふうに考えております。

また併せまして、今後、市がいろんな計画を持ち上げてまいりますが、この事業の実施に当たりまして、全ての人々が快適に利用できるような、ご指摘のとおり、そういった快適な空間をデザインすることに心掛けて、やさしいまちづくりに、ユニバーサルデザインを自然的にとけ込ませていくような、そういう地域づくり、施設づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

○14番（怒留湯健蓉さん） 当事者の声とか、その現場に立ち会っていただくという、一手間掛けるという処方は今後は。

[登壇]

○市長（福村三男君） はい。それは常々そういったふうに述べられておりますし、当然のことといえば当然のことで、関係におきますワークショップ等につきましても、当然この交流センターについてもワークショップが開かれております。それに加え

て、またいろんな意味でご意見が、市民の皆様方の声を聞きながら、議会の議員の皆様方からの声も十分行政のほうにつないでいただきたいと思います。聞くことによりまして、初めてこの反映の糸口になりますので、いろんな言葉が市民の中からありますときには、ぜひつなげていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は1時10分から始めます。

○

休憩 午後零時08分

開議 午後1時09分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） それでは、質問させていただきます。産廃問題について、基本合意の成立を受けてご質問したいと思います。

私は、水迫地区に生まれ育ち57年になります。その間、24歳で結婚し、子どもができて、今、孫が2人おります。結婚した2年後の昭和56年より始まった産業廃棄物の埋立処分業も31年の長きにわたり現在まで続いております。私の人生一つを見ても、これだけの長い期間、地元水迫地区の皆さんは、不安、怒り、行政に対する不満で、不信で長年苦しんでこられました。反対運動も、裁判の傍聴も、菊池市全体の皆様とともに活動してきました。当時、活動されていた方々も、ご高齢になられております。早くこの産廃問題に決着をつけなければという思いは、住民の願いですが、自分たちで手を出せる問題でもなく、一向に進展しないことにいらだちを覚えておりました。また最後は裁判になって、いつ終わるかわからんばいたと半ばあきらめの言葉が多く聞かれていました。

そんな中、今回、会社側が環境保全協定の一部変更協定書の白紙撤回を取り下げ、基本合意書の締結が成立した旨、議会また地元水迫地区に説明されました。私は急な話で驚きましたが、基本合意が成立したのであれば、歓迎したいと思います。地元水迫地区でもこの問題は産業廃棄物の埋め立てを4年前倒して終了してもらったので、おおむね歓迎されております。

そこでお聞きいたします。白紙撤回の取り下げと基本合意書締結までの経過について、解決の糸口が見いだせず、確認訴訟まで決議されましたが、なぜ会社が白紙撤回の取り下げの意向が出されたのか。

また、それに対してどのように対応されたのか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） こんにちは。城議員のご質問にお答えいたします。

基本合意書につきましては、これまで議会月例会等でご報告してきたところでございますが、再度、これまでの経緯についてご報告させていただきます。

九州産廃、以下「会社」と言わせていただきます。会社との協議につきましては、これまでどおり誠意を持って対応することを基本に、市・県・会社の担当者による事務レベルの三者協議を何度も重ねてまいったところでございます。このような中、本年5月に環境保全協定書に基づく、市・県・会社の三社の代表者で協議する環境保全協議会を開催し、熔融キルン式焼却施設について協議を行ったところでございます。この環境保全協議会の中で、会社より、最も重要なことは協定書に基づき環境の保全を行うことであり、最終処分場の水処理の処分方法や最終処分場の埋め立て終了後の維持管理等について本音で協議していくのであれば、平成19年3月に締結した一部変更協定書の白紙撤回や13項目の解決条件はいつでもよいとの発言があり、白紙撤回の取り下げの意思があることが判明いたしました。市といたしましては、一部変更協定書の遵守や13項目の問題は重要な課題でありますので、これまで以上に誠意を持って丁寧に協議を続けてまいったところでございます。

このような中、8月には市長と会社の社長とのトップ会談を開いていただきまして、互いに本音で話し合い、会社の白紙撤回の取り下げの意思確認が取れたところでございます。さらに、同じ8月でございますけれども、再度環境保全協議会を開催し、今後も継続して協議を行い問題を解決していくことで合意が得られれば、白紙撤回を取り下げるとの意思を会社から再度示されたところでございます。その後、9月3日には、会社からこれまで協議してきた内容や今後の協議の継続、会社の将来計画等を組み込んだ基本合意書案の提示がございました。市は会社から提示された基本合意書案の内容を顧問弁護士と相談しながら精査するとともに、内容の一部変更など会社とのやりとりを行っております。その結果、9月13日に正式に文書で基本合意書に市が合意することを前提に環境保全協定の一部変更協定書の白紙撤回を取り下げるとの通知がありました。市はこの基本合意書が白紙撤回の取り下げや13項目の問題解決につながるものであることから、合意できる内容であると判断し、10月の市議会月例会で基本合意書の内容をご説明したところでございます。

その後、同様に水迫地区の地元住民の皆様にも内容の説明・ご報告をしております。10月30日付けで、その説明結果、基本合意書を会社と無事締結したところでございます。基本合意書の内容につきましては、11月の市議会月例会で、その写しをお配りしておりましたので、ここでは割愛させていただきます。

今回の基本合意書の締結により、一部変更協定書が遵守されることと、13項目が未達成であっても会社からは疑義は問わないこととなり、産廃問題の解決に向けて大きく前進することになりました。

今後は熔融キルン式焼却処理施設の使用期間の問題がございますので、引き続き誠意を持って対応してまいります。また、協議状況につきましては、議会や住民の皆様へ随時報告してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、今後ご理解・ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、部長の答弁では、5月から三者協議を開催し、しっかりそれに努力されたということでありますので、双方が何とか問題を解決しようと努力されたというのがわかります。今回、合意するに至っては敬意を表したいと思いません。

先日、地元の住民説明会、また環境保全協議会の会議があり、その中で基本合意書の説明があった折、皆様の意見を聞かせていただきました。そこで出た意見を紹介したいと思えます。一つ一つに対して丁寧なお答えをいただければと思えます。

まず、平成27年3月31日をもって最終処分場は終了するが、産廃の処分業の許可を返納すると聞くが、どういう許可の内容になっているのか。県への届け出はどのようなになるのか。

また、管理型処分場は全体で4工区あり、現在3工区まで届け出がなされていると聞くが、約11万㎡の能力がある第4工区に至っては、まだ手をつけていないので行わない協議ができないか。

熔融キルン式焼却施設は、25年11月で終了するが、水処理をどのようにするのか、協議状況はどうなっているのか。

汚染土壌は今後も搬入されると聞くが、常時搬入となるのか。

産業廃棄物の埋め立て処分業が終了したとき、処分場に残余量がある場合、30年で終わってほしいがと。

一般廃棄物の他市町村からの搬入状況はということと、処分場の視察はできないか。

以上、7点を主に言われましたので、ここで挙げさせていただきました。これは、水迫地区の皆さんの心配ごとであり、要望であります。これに対するお答えをよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 城議員のご質問にお答えいたします。

現在、今7項目ほどご質問がありましたので、順を追ってお答えさせていただきます。

まず1点目の平成27年3月で最終処分が終了することになるが、県への届けはどのようなのかという話でございますけれども、一部変更協定書により、平成27年3月31日をもって産業廃棄物の埋め立て処分場を終了することになりますので、この埋立処分業の終了の確認方法についてお答えいたします。産業廃棄物の処理業の許可につきましては、許可権者は県が出しており、その内容は、処理業ごとに許可を出すのではなく、複数の処理業をまとめて一つの許可書として出しておられます。会社が許可を受けている産業廃棄物処分業の許可につきましても、焼却や堆肥化処理施設等の中間処理施設と埋立処分の最終処分業が一つの許可書となって出ています。許可書の廃止の届け出はなく、産業廃棄物の埋立処分業の項目を削除する変更の届け出を出していただくこととなります。

2点目の管理型最終処分場の第4区に対するご質問でございますが、現在、埋め立てをしております管理型最終処分場の許可につきましては、設置許可と使用許可と2段階になっております。平成19年2月に管理型最終処分場の全体計画約39万㎡について設置許可が出ております。また、処分場の使用許可につきましても、各工区ごとに申請をしていくことになり、平成22年2月の第1、第2工区から第3項工区まで使用許可が出ておりますが、議員おっしゃいましたとおり、第4工区がまだ残っているところでございます。県によりますれば、設置許可が出ていけば受け入れ施設の要件に問題がなければ使用許可を出さざるを得ないという状況とのごとでございます。この第4工区をつくってほしくないという地元の方の、住民の皆様のお思いにつきましては、今後会社といろんな協議をしてまいりますので、その協議の中で伝えてまいりたいと考えております。

3点目の、現在溶融キルン式焼却施設で蒸発処理しております処分場から出る浸出処理についての協議状況でございますけれども、これまでご報告してきましたとおり、環境保全という観点から最も重要な課題でございます。現在は溶融キルン式焼却処理施設において蒸発処理をしているところでございます。今後は、その溶融キルン式を閉鎖した場合の新たな水処理方法として、処分場の表面にシートを覆い、キャッピングという浸出水の削減を図る方法、蒸発散施設や施設外に持ち出して処理する方法など、県も含めた三者で協議を行っているところでございます。

今後、ご報告できる状況になりましたならば、議会の皆様、住民の皆様へご報告し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

4点目の汚染土壌につきましては、汚染土壌の搬入につきましては、産業廃棄物や一般廃棄物などの廃棄物とは違うことから、環境保全協定書には何も記載してはございません。現在、汚染土壌の処理は常時発生しているものではございませんが、県が要措置区域等として指定した区域から汚染土壌の搬出とか、処理を行う場合、許可を受けた事業所で処理するものとなっております。現在、九州産廃への汚染土壌は、毎年数千t搬入されていますが、汚染土壌の処理業の許可を受けた事業所も平成24年4月現在で県内では2カ所、九州管内で13カ所事業所がございますので、今後の搬入量がどのような形になるものか予測できるものではございません。

5点目に、平成27年3月31日に産業廃棄物の埋立処分業を終了したとき、処分場に残余量がある場合、その搬入についてでございますが、一部変更協定書及び基本合意書により、会社が行う中間処理施設に伴い搬出される廃棄物、市が認めた災害廃棄物等の一般廃棄物、先ほど言いました土壌汚染対策法に基づく汚染土壌については、早期に埋め立てが終了するよう市が協力することとなっております。平成19年3月の一部変更協定締結時における会社の計画では、約7年間程度埋立処分ができるよう計画されておりましたが、処分場の完成が遅れたことや廃棄物の搬入が減少したことにより、当時想定していた埋立処分残余量より多くなってくるのではないかと考えられるところでございます。

埋め立て期間につきましては、廃棄物の搬入量が不透明であることから予測が付かないところでございますが、市としましても今後会社や県と協議をしていく中で毎年の埋め立て状況を把握し、埋め立てが早く終了するよう住民の皆様のご理解を得ながら協力していきたいと考えております。

6点目の一般廃棄物のほかの市町村からの搬入状況につきましては、平成23年度実績といたしまして、県内・県外の自治体が約13団体から約1万5,000tが搬入されております。これらの一般廃棄物の搬入につきましては、各自治体において処理施設の改修とか、新たに新設するとか、そういった場合、一時的な処理委託とか、災害廃棄物などでどうしても自分のところの自治体で処理ができないものについて、本市と事前協議を行い会社に搬入することができるようになっております。平成24年度におきましては、18団体から約2万tの搬入がある予定で協議が済んでいるところでございます。

最後の7点目でございますけれども、処分場の視察につきましては、今後会社と協議を行っていく中で、住民の皆様の視察受け入れがスムーズにいくよう依頼をしてまいりたいと思っております。このことに関しましては、以前は監視委員会とか、地元の方も受け入れを行っておりましたので実現可能と思っておりますので、今後の協議の中で依頼してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、お答えをいただきましたけれども、今、行政の立場からお答えをいただきまして、今回の合意書で方向性は定まったと思います。今、私が述べました意見は、地元の思いであり、声であります。どうか今後の協議に生かして、しっかりと生かしていただきたいという思いがします。その上で合意書が守られ、合意書どおり事が運ぶようお願いしたいと思いますが、地元ではこの合意書が守られるか、これが一番心配されておりました。最後にですね、合意内容及び遵守することに対する市長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 基本合意書につきましては、平成10年の環境保全協定書と平成19年の一部変更協定書を遵守しまして、環境保全の継続と、また会社と市の良好な関係を図ることを目的にいたしまして締結をいたしました。これまで懸案でありました協定書の一部変更協定の白紙撤回、この取り下げと白紙撤回の原因ともなりました13項目の解決条件の一部未達成についての疑義は問わないということ合意しているものであります。産廃問題の解決に大きく前進したのであろうというふうに考えております。また、解決に向けた協議としまして、平成27年3月末をもって終了すると、最終処分場に残余の量がある場合の一般廃棄物の搬入や現在溶解キルン式の焼却炉で処理をしております最終処分場から出ます浸出水の新たな終末処理体制の構築、最終処分場終了後のまた維持管理業務についての事業計画など、施設の閉鎖に係る諸事項について協議をしていく合意内容と、このようになっております。市といたしましては、これまで長い年月を掛けて問題の解決に取り組んでまいりましたので、再びこの白紙撤回等の問題が生じないように、基本合意書を十分市も会社も守っていかなければなりません。今後は、基本合意書の内容に対しまして、市も誠意を持って対応するとともに、ただいま城議員からありましたように、地元住民の皆様の疑問点、あるいは不安要素につきましては、三者での協議を重ねながら、また議会や住民の皆様のご理解をいただきながら問題解決に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。合意文書ということですから、一方的なものではなくて、双方が理解し、協力し、努力していかなければ、この合意書が実行できないと思いますので、お互いに立場をちゃんと理解し合いながら合意文書に従って誠意を持って解決に向けて頑張ってもらいたいと、このように考えております。

○2番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

ちょっと早いですが、終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時32分

開議 午後1時39分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。

初めに、10月27日に奄美大島龍郷町との友好都市宣言調印式に議員の代表として参加させていただきましたことをご報告させていただきます。1日目は、龍郷町町民の真心からの歓迎を受け、そこには西郷隆盛の子孫の方が神奈川県から参加されており、和やかに開催されました。また、翌日は1年間で最も大切にしている伝統の稲作行事、種下ろし祭りに参加させていただき、町民と一緒に三味線、太鼓、踊りを楽しみながら友好のひとときを過ごさせていただきました。特徴的なところが、踊りが一曲ごとに終わりますと、誰々様1万両とか、誰々様5千両などと寄附金を読み上げられます。そのたびに拍手と歓声上がるという風景でございます。感心したことは、そのお金で集落の1年間、福祉や行事の経費など様々に使われるということです。行政頼みにせず、地域でやれることは地域ですという共助の精神を学ばせていただきました。今、物産館や各種の駅には、奄美の品々が多く置かれています。今後も人との交流、文化、教育の交流に発展することを望んでいます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。前回は、支所の活用について質問させていただきましたが、今回は庁舎整備について、自然エネルギーを利用した庁舎整備をする考えはあるかということの質問をさせていただきます。

地球の温暖化は、自然の生態系や人間社会に大きな影響を及ぼし、人類の生存の基盤を揺るがす大問題になっております。このため、気候変動に関する国際連合枠組条約などの下で、世界各国が温室効果ガス排出削減などに向けた対策に取り組んでおられます。二酸化炭素を発生させる最たる原因は、石油と天然ガスが挙げられます。人類の発展のために、これらは今までは必要であったし、私たちも十分恩恵を受けております。しかし、地球の温暖化問題が深刻になってきた現代、また未来においては、自然エネルギーを考えていく時代になっております。今年の東北震災、

原発事故以来、安全神話が崩れ、国民の意識は大きく変化しました。地球の温暖化には、ほかにもたくさんの要因があります。例えば、森林破壊もそうです。紙の消費、使い捨て割り箸などは、私たち一人一人が気をつけることでもあり、大事なことです。また、マイバッグ運動の推進について、以前から質問をしていましたが、レジ袋は石油製品の最たるもので、ほとんどがごみとなります。そして、またそのごみをまた石油を使って燃やすという悪循環であります。原発エネルギーについては賛否両論があります。今、すぐに原発をなくすことはできなくても、将来的に原発に代わる自然エネルギーに代えていくことが求められてくることでしょう。

そこで、菊池市を自然エネルギーの環境モデル都市にしてはどうだろうかと思っております。自然エネルギーは、再生可能エネルギーともいい、資源として限りがある石油などの化石燃料とは異なり、持続的に利用できるエネルギー資源のことで、具体的には太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がそれらに当たります。以後、再生可能エネルギーといいますが、自然の力で発電、給油、冷暖房、輸送、燃料等エネルギー需要形態全般にわたって用いられます。再生可能エネルギーは、温室効果気体を排出せずにエネルギーが得られるものが多く、新しいエネルギー源として、また地球温暖化への対策としても有効でもあります。実際、再生可能エネルギーを活用している例を紹介させていただきます。以前、委員会で研修させていただいたところではございますが、坂本龍馬が脱藩して有名な高知県梶原町であります。これは、100%再生可能エネルギーを目指している町でございます。平成11年に町営の風力発電所を建設し、風力の売電で得た収益を太陽光発電の推進に企てることで、新しいエネルギーの導入を図っています。森と水と光と風などの再生可能エネルギーを生かした取り組みで、生き物にもやさしい低炭素まちづくりを進め、環境モデル都市になっておられます。そして、2050年には温室効果ガス排出量70%削減、吸収量の4.3倍増と、地域資源利用によるエネルギー自給率100%を目指されております。菊池市にも、森、水、風、光、豊かにあります。私は、その菊池市でも必ずできると確信しております。

また、青森県十和田市では、太陽光発電システムを平成22年度に導入しております。市役所新館屋上で太陽光発電のパネルを105枚設置し、庁舎の発電の一部を補い、発電による年間削減金額は35万8,000円です。さらに、省エネ照明器具機器の導入により、高周波点灯蛍光灯LEDダウンライトを導入した結果、年間削減金額が68万8,000円ということであります。以前も議会でLED電球の活用について質問したときに、前向きに検討をするということでもございました。このたびの庁舎整備に当たり、基本構想・基本計画案が出されました。具体的にどのような考えで再生可能エネルギーを庁舎に活用するものか、質問をさせていただきます。

ます。

また、共に省エネ照明器具機器、つまりLED電球にする考えがあるか、併せて質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 泉田議員の庁舎整備について、自然エネルギーを利用した新庁舎を建設する考えはあるか、LEDの電球に対する考えということでお答えさせていただきます。

これまでの一般質問でお答えしてきましたように、本市は地球温暖化防止などの環境問題に対する意識の高揚や資源循環型社会の実現を目指し、市民の皆様の新エネルギー利用を積極的に支援するため、市内の居住用住宅に太陽光発電システムを設置される方へ設置費の補助を行っているところでございます。また、学校施設への太陽光発電の導入につきましては、耐震補強工事等にあわせて整備を進めてきたところであり、将来を担う子どもたちへの環境教育の題材としても効果が期待されております。

その他の公共施設におきましても、本庁公用車駐車場の屋根に太陽光発電を設置しておりますが、LED電球の活用につきましては、電気器本体の整備が必要なため、活用が進んでいない状況でございます。今回の庁舎等の整備につきましては、大規模な災害時に必要な機能を十分に備え、防災拠点として機能が発揮できるような庁舎等の整備が必要であると認識をいたしております。現在、策定中の庁舎等の基本構想・基本計画では、自然エネルギーを積極的に活用し、環境負荷低減のため省エネルギー設備の設置を検討することといたしております。

今後、詳細な自然エネルギーの活用やLED電球等の使用については、性質や形状、改修または改築によるメリット、デメリットを勘案し、採用に当たっては費用対効果やメンテナンス等を含めて経済的合理性に優れ、人・自然・体に障害のある方や高齢者の皆様にも安心して訪ねていただけるようやさしい庁舎等の整備となりますよう、今後の基本設計、実施設計で十分検討を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、ご答弁の中で、この菊池市も積極的に環境に対して循環型の社会を進めていくというご答弁があったと思います。これから新しい基本計画・基本構想の庁舎のことの説明の中にこういう取り組みが書かれているということも拝見させていただいております。それで、これから先、質問の中で、またいろ

んな形でこの循環型社会の庁舎に対する設備をお願いすると思えますけれども、今日は、もうこれ以上突っ込んだ意見というのはできないと思えます。ただ、庁舎以外にこれから菊池市は、先ほど言いましたようにいろんな自然の恵みがありますので、そういうところで自然エネルギーを活用した循環型の社会を目指していただきたいと思っております。

それでは、次に質問をさせていただきます。田島工業団地が企業誘致募集を始めて10年以上が経っております。以前にも数回このことを質問しておりますが、毎年の利子や管理費だけでも相当な額を払っているわけでありましたが、未だに企業誘致ができておりません。住民の方から心配の声が上がっております。長期間この経費や今後の見通しがないまま月日が過ぎていくことが、非常に不満が高まり、住民の方も心配されております。

初めに、田島工業団地の企業誘致の現状を質問します。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 泉田議員の質問にお答えします。

田島工業団地は、平成8年から事業に取り組み、平成14年3月に完成をいたしました3区画の利用面積10.9haの工業団地でございます。事業費につきましては、売地用地面積が約14.8haで、用地及び補償費としまして7億4,953万円、測量設計費・造成工事費・諸経費等として5億5,336万円で、総事業費が13億289万円となっております。また、今ご指摘のように、完成から現在まで10年が経過しておりますので、借入金、利息や草刈り経費等が加算され、田島工業団地の帳簿原価は、現在平成24年3月末現在で14億7,647万円となっております。平成17年の合併から平成23年度末までに田島工業団地に関する問い合わせは50件近くあっております。今年度に入りましても2件の問い合わせと1件につきましては市から現在積極的に誘致活動を行っている企業がありますが、今のところ具体的な交渉までは至っていない状況にあります。また、昨年8月に再生可能エネルギー特別措置法が施行され、太陽光発電による電力買い取り価格また買い取り基金等が設定された関係で、田島工業団地に大規模太陽光発電所メガソーラーを建設したいということで、数社から建設の申し入れがっております。ただ、田島工業団地につきましては、企業団地本来の目的であります雇用の場の確保や地域経済への波及効果などがメガソーラーでは見込めないということで、現在はメガソーラーの問い合わせについては交渉を控えているところでございます。

今後とも製造業への売却を軸に、県企業立地課及び東京事務所や大阪事務所と連携を取りながら、積極的に企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、平成17年度から50件の問い合わせと、また今年度は2件の問い合わせで1件が進行中という、努力をされているところはわかりました。10年という節目を迎えて、結果を出す時期が来ているのではないかと、私は思います。ある程度期限を切りながら、今後は果敢に攻めの戦略をしていく必要があるのではないのでしょうか。用途変更も視野に入れ、再生可能エネルギーを活用した温泉団地をつくる考えはないのでしょうか。この場所は非常に温泉の豊かな、また質のいいところでもございます。近くにも温泉団地がございます。そういうことを踏まえて、日本の再生可能エネルギー利用率は世界各国と比較すると遅れています。環境省によると、電力消費全体に対する再生可能エネルギー使用割合は9.2%で、またその8.3%は水力発電、そういうことでございます。参考までにその国の、スウェーデンはなんと51%、デンマークが26.7%、スペインでは18.9%と自然エネルギーの活用をされております。日本でも利用促進を図るために、来年度7月から運用が始まる固定価格買い取り制度を柱とする特別措置法が制定されました。これまでも太陽光発電の余剰買い取り制度はありましたが、新制度では太陽光に加え、風力、水力、バイオマス、地熱の利用拡大を目指しております。これは、企業や一般家庭を含む全ての電力利用者の協力で再生可能エネルギーを日本に根付かせるための制度です。一般家庭の太陽光発電の電力も買い取りが義務づけられているので安心感があります。

そこで、田島工業団地は再生可能エネルギー、温泉団地の先駆けとして、菊池市を環境モデル都市にする考えはあるか。そういう考え、またさらにはこの温泉を活用した福祉施設等々、いろいろな考えがございしますが、そういうことを含めたところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

田島工業団地につきましては、都市計画法第29条第1項の規定により、予定建築物の用途が工場・倉庫及び事務所に指定をされております。仮に議員ご提案のような自然エネルギーを利用した温泉団地として開発するには、新たに予定建築物の用途の追加変更の許可が必要となってまいります。さらに、ハード面では住宅団地としての区画割、道路整備、上下水道など、インフラ整備も必要となりますので、相当な経費も必要と見込まれるということで考えております。現在、県内でも利用

可能面積が10ha以上で段差もなく、造成済みの工業団地は、県営工業団地を除き田島工業団地しかありませんので、県の企業立地課におきましても、大規模企業向けの工業団地として優先的に紹介をしていただいているところでございます。また、平成25年3月には県営工業団地、菊池テクノパークが完成する予定であり、当団地には大手企業の進出も考えられますので、田島工業団地には、その波及効果として関連企業やグループ企業などの立地を大いに期待をしているところであります。

このようなことから、今後とも継続的に自動車、半導体関連企業、医療品関連企業等の製造業を中心に積極的にPR活動を行ないながら、優良企業の誘致を図ってまいりたいと考えてはおりますが、企業誘致も大変厳しい状況にありますので、議員ご提案のような自然エネルギーを利用した温泉団地という活用方法等についても視野に入れ、本市の特性にあった誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、ご答弁ありましたように、平成25年3月には県営工業団地、菊池テクノパークが完成する予定であり、それを見込んだところの田島工業団地の関連も考えてというご答弁もありました。また、企業誘致促進特別委員会委員長報告の中にも、そこを踏まえたところで企業誘致を考えていきたいというお答えもありました。それはそれとして、やはりもう非常にこの10年という長い期間、皆さんは、非常に田島住民の方は大きなこのことに対するの関心事になっております。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、市長に最後にそのご決意をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泉田議員ご質問、そして今言われる経済部長のほうからお答えしましたように、ご理解をいただいているものだと思います。議会のほうの企業誘致促進特別委員会のほうで、今の川辺工業団地が来年の3月に竣工すると。そのことからいけば、大変この県のほうとしてはこれを力強く推進しておられますので、関連する企業が必ず立地するであろうという県のほうの見通しもあるようでございますし、大変10年というのは長い年月ではありますが、少なくとも合併してこの8年間の中において、50件も問い合わせがあっているということですから、非常に興味を引く工業団地であるということは事実であろうと思います。併せまして、これまでも議会のほうで温泉住宅団地等を考えたかどうかといったご質問を受けた

ことを記憶いたしております。部長が答弁いたしましたように、広くそういったものをリサーチしながら考えていくべきじゃないのかなど、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、次にいきます。花房台の活用について。当初、新庁舎建設予定地でありました花房台の購入予定地の土地利用について質問をします。整備事業状況、今後の計画、予定はどのようになっていますか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内に創設換地により取得を予定しておりました庁舎を含む公共用施設用地約7.3haの土地は、昨年8月25日に議会庁舎等検討特別委員会から公共用地として市が買い上げることと申し入れをいただいております。そのことに対しましては、畑総事業の事業実施に大きく影響するものであり、議会の申し入れを重く受け止め、市で購入する方向で進めていきたいと考えております。そのためには、取得する前までに利用目的を決定しなければなりませんので、今後議員の皆様方を初め、地域審議会や市民の皆様方からご意見やご要望を伺いながら、広く整備方針を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、ご答弁の中で、これを購入する前には利用目的を決めてから購入するというご答弁だったと思いますけれども、その中で様々な考えがあると思いますけれども、前回9月議会では二ノ文議員が県営のプールを菊池に誘致してはどうかという質問もございました。おおよそ7.3haの広さがありますので、県営プールも含めて、熊本県スポーツ振興事業団を誘致する考えがあるか。また、熊本県スポーツ振興事業団は、県民運動総合公園、陸上競技場、パークドーム、県立総合体育館、藤崎台県営野球場、武道館、そして八代運動公園を持っておられます。熊本県は他県と比べて、また馬術が非常に盛んであります。県内に馬術部のある高校が8校あり、民間の馬術クラブも多くあります。菊池農業高校の馬術部も、非常に盛んであります。県の馬術競技場を誘致したらどうだろうか。県大会や全国大会に利用されると、菊池のアピールにもなると思いますが、いかがでしょうか。そのほか、福祉施設等、広い視野にわたっているような誘致の考えがあると思います。

けれども、様々なご意見を聞きながら、花房台でどういうものが一番適当だろうかということを考えておりますけれども、今言った例を出させていただきましたけれども、執行部としてはどうのお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泉田議員のご質問、花房台の庁舎公共用地として取得予定の用地に対しまして、何か施設を誘致、立地させる気はないかと。その中に、スポーツあるいは福祉的なものなど、何らかの施設を誘致してほしいということであったかなと思います。特に馬術というお話もありましたが、思えば数年前に国体が菊池市で行われました。その前段といたしまして、県に馬術競技場というのがないということで、馬事公苑を県立でつくるべきではないかと。それを菊池農業高校の、自営者育成高校としてあります菊池農業高校、とりわけこれまでの歴史上に馬術が非常に強かったということもありまして、馬事公苑の提案を私は県議会議員のときにしたことがございました。しかしながら利用者というのは非常に極めて少ないということもありまして、結果的には馬事公苑の建設というのはできませんでしたが、今、果たして馬術関係がどれぐらいのこの競技人口があるのかわかりません。いずれにいたしましても、スポーツ的なもの、あるいは福祉的なものなどについて考えられないかということには、ご意見誠にありがとうございます。思えば、熊本市は政令都市になりまして、熊本県の中央地域と、それから県南と県北と大きく大別して、県南・県北・県中という形になってきているかなと思います。

その中で、この県のほうとしては、今あります10カ所の地域振興局というものについて、やはりこの県北と県南と、それから熊本市を中心とする県央という形の中で、大別して広域本部を10局をこの3つの広域本部にするというようなことが言われております。その中で、県北におきましては、玉名、それから鹿本、菊池、阿蘇、それぞれの地域振興局の県北本部として菊池振興局を置くということに方針が打ち出されたようでございます。

そういう意味で、広い時代の変わり目にあるという、行政体の変わり目にあるということからいたしまして、いわゆるこの政令市である熊本市のいろんな施設につきましては、県がカバーするような必要性というのは極めて薄くなったのではないかなと思います。そういう視点からみれば、県の施設が、熊本市にあるものについては、県南と県北のほうに配置を考えていく必要性が迫られてくるのではないかなというふうに思います。

そういう広い意味で捉えながら、花房台のこの非農用地として設定されております7.3haにつきましては、今後の大きな一つのテーマになるんじゃないかなと。

公用施設として何を誘致する。もちろん自己開発ということで、菊池市の公共用施設としての設置というのがありますが、広くは県北地域という地域にあって、必要性のあるものという中で、ご指摘の県営のプールであったり、県営の野球場、サッカー場であったりといったものも含めた中で、今後市民の皆さん方のお考えなどを承りながら考えていく必要性がありはしないか。またこれについては、やっぱり自らの地域の活性化のために提案方式として、菊池地域として提案をしていくということが肝要ではないのかなというふうに考えております。ご質問の趣旨については十分受け止めさせていただきまして、今後の大きな課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） それでは、最後の質問にいきます。

「いい夫婦の日」についてということで、11月22日はいい夫婦の日ということが最近では随分周知されるようになりました。これは、1985年、日本政府の経済対策会議にて、ゆとりの創造月間として提唱された記念日となりました。本市における取り組みについて、まず質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 「いい夫婦の日」とは、11月22日がいい夫婦と読める語呂合わせと、1985年、日本政府の経済対策会議において、11月がゆとり創造月間として提唱されたことに由来すると言われております。平成14年から女性客やご夫婦の観光客の増加を図る目的で、文豪徳富蘆花とその妻で隈府町出身の愛子夫妻にちなみ、おしどり夫婦の里きくちワイフ物語として、菊池温泉のイメージアップ戦略を展開した際に、このいい夫婦の日のイベントを開催しております。当時の具体的事業といたしましては、徳富愛子の顕彰として、句碑の建立のほか、おしどり夫婦を市内外から募集して、11月22日に菊池市にお集まりいただきパーティーを開催したところでございます。なお、夫婦の手紙、絵手紙事業につきましては、広く作品の公募を行い、応募があった作品の中から受賞者を決定して、その受賞者に対しまして、いい夫婦の日に合わせて菊池夢美術館におきまして表彰式を行っているところでございます。また、応募がありました全作品を表彰式から2カ月間程度同美術館に展示をいたして、皆さんにご覧いただいているところでございます。その作品は、夫婦の互いを思う愛情あふれるものや、亡き妻や夫へ感謝の気持ちを伝えるもの様々で、県内はもとより、遠くは関西・関東と全国から応募がっております。また、昨年度からは誘客効果を高めるため、表彰式に出席されま

した受賞者の方を対象に、夫婦の日限定特別宿泊プランや、市民広場に美しく飾られた竹燈籠への点火体験など、菊池観光協会、菊池温泉観光旅館組合等と連携を図りながら、一人でも多くの方が本市に宿泊していただけるような取り組みを実施しているところでございます。本事業は今年で8回目を迎え、熊本電鉄電車の車両に作品が展示されたことなどからマスコミでも徐々に取り上げられ、多くの方に作品を読んでいただいております。応募者の方からは本事業により夫婦の絆が深まったといった声も多く耳にしております。今後とも継続してまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度からは金婚式をお迎えになった市内のご夫婦に対しておしどり夫婦の認証書を送るなど、おしどり夫婦の里としても菊池市のイメージアップに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、菊池市での取り組み、いろいろな取り組みをされているということをお伺いしまして、このアイデアをもう少し膨らませながら肉づけていけば、もっと菊池市が広がっていくんじゃないかと思えます。

今、世の中は結婚したがらない男女が急増しているということでもあります。もちろん、結婚をするしないは、個人の自由ですけれども、今は日本の出生率は1.39人でございます。その子どもたちが結婚しないなら、家は途絶えてしまいます。結婚したくてもできない人もいます。また、経済的理由、出会うチャンスがない人もおられます。そういう中で、前回、大賀議員からも婚活の事業を推進したらどうか、また坂井正次議員からも婚活についてご質問がありました。私は、そのことを思ったときに、ちょうどこのタイミング的にこのワイフの日ということが新聞等で書かれておりましたので、ぜひこの中身について、さらに婚活事業をプラスアルファして進めていったら、もっと菊池市のPRになるんじゃないかという思いで質問をさせていただきました。ぜひ、この夫婦の日に合わせて婚活や合コンなどの未婚の男女の出会いの場をつくる考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

婚活事業につきましては、人口減少対策と定住促進という面で、平成24年度は予算を計上いたしているところでございます。現在、ただのイベントで終わらないような婚活施策を見いだすために、庁内の若手職員によります活性化プロジェクト

チームの意見を取り込みながら、独身男女の交流の場を設ける企画を検討いたしております。その時期につきましては、今回はバレンタインデーの直前に計画をしておりますが、桜の季節や夏休み、秋の行楽シーズン、クリスマスシーズンなど、年間を通して婚活に適した時期というものが散在しております。また、このような活動の実施日につきましては、休日や祭日など、参加しやすい日を設定することが望ましいと考えておりますが、議員のほうからお話がございましたいい夫婦の日の1月22日あたりも今後の参考とさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 県内でもこの日に合わせて婚姻届を出す人が増加し、去年は105件が受理されたそうです。隈府という地名を生かし、いい夫婦にちなんでイベントを企画し、いい夫婦の日をさらに膨らませながら充実させていくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後2時22分

第 3 号

1 2 月 1 1 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成24年12月11日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第2 企業誘致促進特別委員会正副委員長の辞任について
- 第3 一般質問



本日の会議に付した事件

- 日程第1 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第2 企業誘致促進特別委員会正副委員長の辞任について
- 日程第3 一般質問



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君

19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課係長	松原憲一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（山瀬義也君） 日程第1、議会広報特別委員会委員長、坂井正次君が委員会条例第14条の規定に基づき、同委員を辞職されましたので、これを許可いたしました。議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、怒留湯健蓉さんを指名します。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、議会広報特別委員会委員長の互選の結果を報告します。議会広報特別委員会委員長、隈部忠宗君。

以上です。

○

日程第2 企業誘致促進特別委員会正副委員長の辞任について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、企業誘致促進特別委員会委員長、隈部忠宗君及び同副委員長、中山繁雄君が、委員会条例第13条の規定に基づき、それぞれ正副委員長を辞任されましたので報告いたします。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選の結果を報告します。企業誘致促進特別委員会委員長、中山繁雄君、副委員長、二ノ文伸元君。

以上です。

○

日程第3 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

初めに、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） おはようございます。葛原でございます。庁舎整備についてとしております。

副市長以下15名で庁舎検討委員会が構成されております。6月議会で質問を受

けられ、整備と事業費と増改築の考えを述べられております。8月に例会で3案の項目の評価を点検、点数を表されております。9月議会では、3つの案の中から第3案で進める旨の市長の表明があつております。10月で説明を受け、26日に区長さん方に第3案で進める旨の説明があつたそうでございます。11月の例会で、庁舎整備についての説明を受け、配付資料は回収され手元にはありませんが、12月6日の庁舎整備基本構想・基本計画案の中で、配置計画済みはほぼ決定との説明を受けました。区長さんより10月の全体区長会で3案で進めることの説明を受け、それに基づき計画書の作成に着手をしているとの説明があつたときに、そのことの説明を受け、区民の意見として、周囲に文化会館、税務署があるため、建物の配置を変えると駐車場の利用がしやすいのではないかとの意見が出されました。市民の中にも同じような考えの方もおられると思いますので、現在に至った経緯について質問いたします。私ではなく、市民の皆様理解できるように説明をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。葛原議員の庁舎整備についてのご質問にお答えいたします。

別館の建物の配置変更につきましては、これまで議会を初め地域審議会、区長協議会の皆様へ3案を提示し、メリット、デメリットや概算事業費等の説明を行ってまいりました。議員ご質問のあつた周囲の公共施設の利便性を含めた別館駐車場の配置につきましては3案の中に含まれておりませんが、事前に検討を行っております。

今回の3案から外れました理由としましては、中央公民館及び第3庁舎を解体する必要があり、現在多くの方が利用している図書室を含む中央公民館の使用に支障をきたすためでございます。また、そこで事務をしている職員の移動が必要になるため、仮設棟や引っ越し、電算等の移動に伴う費用を要することになります。

以上のようなことから、建物の配置については変更できないことをご理解いただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） えらい簡単でございましたが、市民の方々が理解いただければありがたいことでございます。これには、もう触れません。

次に、西迫間寺小野線と寺小野上虎口線、その後の計画はどうなっているかを質

問しております。昨年の、23年12月7日に質問いたしましたときには、おかげで少しずつ整備されていることにお礼を申し上げ、拡幅未整備のところは3カ所あるので、どの線が先に計画されているのかを知りたかったので質問をいたしましたところ、建設計画にはまだ載せておりませんので、今後検討してまいりますとの答弁でございました。昨年の12月に答弁されております。今まで毎年毎年、区長さん方の連名とダム流域の環境をよくする会からも国・県・市に要望したのは何だったのかと腹を立てましたところ、市長さんが今後またさらに精査して進めてまいりたいので、あまり腹を立てないでよろしく願いますとの答弁がっております。思い出されたかと思えますけれども。あれから1年でございます。普通は要望書は市長さんに出すものですが、市長さんと建設部長にも出した経緯があります。市ノ瀬西迫間間、曲がりひどく、大型車通らず、集落会議で拡幅の話し合いをいたしましたところ、せっかく要望するならば、まっすぐにとの話になり、地権者の同意を得ながら、同意書も付け、22年に区長さんが要望されておられます。そのときの答えは、26年度の見直し計画の中に、その部分は入れるとの答えもいただいております。そのほかに、寺小野集落のはずれの拡幅整備がぶつと切れております。また、虎口の集落より寺小野線が途中で同じくぶつと切れております。この2路線が24年、25年に計画されているものと思っておりますので、昨年質問いたしました。毎年毎年、少しずつでもできていたなら今ごろは終わっているはずでございますが、そのことについて質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ご質問にお答えいたします。

まず、西迫間地区から寺小野地区を経まして虎口地区までの迫間川右岸に沿いました市道西迫間寺小野線と寺小野上虎口線は、議員がご指摘のとおり、竜門ダムの下流域の活性化に資する道路でございます。その一部区間につきましては、新市建設計画に沿ったところの整備を平成26年度までにほぼ完了する状況でございます。

また、この区間の整備につきましては、竜門ダム地域活性化協議会を通しまして国・県による整備の要望を続けております。現在のところ、3カ所の離合箇所の整備が行われているところでございます。

ご質問の具体的な区間でございますが、市野瀬集落から西迫間までの圃場整備が完了している区間につきましては、平成23年度までに拡幅の整備が完了しているところでございます。そのほかの未整備課箇所につきましても、平成27年度以降に継続して整備計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

また、市野瀬地区と寺小野地区および寺小野地区から虎口地区までの区間につきましては、現在一部整備されているところと用地等の問題がございまして未整備の区間が混在しているところがございます。整備箇所が多うございますので、今後竜門ダム下流域の活性化に資する道路といたしまして、国・県による離合箇所の整備要望と併せまして、整備計画の策定を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 西迫間等々のできた分は、お礼を申し上げておりますので、その後、それぞれということでございますが、私は道路だけ取り上げれば、常に対向車と出会うわけではなく、十分といえればそれまでかもしれませんけれども、農村農家の後継者対策として考えるときに、農家戸数も少なくなり、今、頑張っている農業後継者の対策として、道路の拡幅というものは大事なことのひとつと思います。農機具や車は大きくなりました。車社会ですから、往来も多くなります。まして通勤の農業ですから、山から平たん地に、平たん地から山へと行動範囲は広くなります。山間地は平たん地のように、この道が通れなければこちらの道というわけにもなりません。川に沿って1本しかありません。毎年2、30mずつでも拡幅していただければというのが願いでございます。私のほうでは、幸いに後継者も多く、18戸の集落でございますが、20代1人、30代4人います。いずれも結婚し、子どもたちもいますし、ほかにもおりますから、子どもが多い集落であります。みんな頑張っております。道路の問題から農業後継者に変わりましたが、畜産・果樹・野菜・特産・林産と厳しい経営に頑張っております後継者に対しましても、新規就農対策も必要でございますけれども、今、頑張っている後継者に希望の持てる対策が必要であります。そのごく一部が道路であります。今は腹は立っておりません。市長の考えが何かあれば、お示しいただいて、私の質問は終わりますが、何かありますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 前回の質問のときには、少しいらだちを見せるようなお言葉であったかなと思いますが、今、静かに聞いておりますと、何か一つずつ前進しているということではないのかなと思います。今、述べられましたように、竜門ダム下流域として大変重要な道路であるということは、部長の答弁にもありましたように認識をいたしております。その中において、この多くの方々が定住して、そして後

継者がいるということでもありますので、なおさら地域道路として必要性が高いということに認識をいたしておりまして、一歩でも二歩でも早くできますように頑張っていってみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） おはようございます。新市建設計画の投資的事業については、合併時に旧市町村の標準財政規模に応じて事業費が枠配分されており、その期間が平成26年度末までの計画となっています。しかしながら、本年6月に合併特例債の活用期限が5年延長されました。このことにより、今後どのように考えておられるか、質問いたします。

合併してから現在まで多くの事業を実施していますが、様々な意見や質問がありました。例えば市街地の舗装や農道の舗装において、ある地域は原材料支給により関係者で舗装されていますが、片方は業者の請負により施工されています。また、アスファルト舗装か、コンクリート舗装かと、地域によって異なっております。地域が異なることで住民としては集落は隣であるのに、自分たちの集落は自分たちで守る。一方では、市がするのが当たり前と意識の持ち方に問題があると思います。

このような状況があるのは、当初申しあげましたように、旧市町村での枠配分があることによるのではないかと考えております。菊池市も合併して8年を迎えていますが、新市一体となった事業の実施を考える時期にあるのではないかと考えております。今後全市民が4市町村の垣根をなくしてもらい、新菊池市づくりに取り組まなければならないと考えますが、市はどのように考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 中山議員のご質問にお答えいたします。

合併協議会で作成しなければならないものとして、新市建設計画の作成がございました。新市建設計画は、合併後10年間の計画となっており、その中で10年間の財政計画を立てる必要がありました。そのため、4市町村へ合併後必要とする普通建設事業の提出を求めました。それぞれの市町村から出された事業要望は、そのままの事業費を集計いたしますと、新市の財政規模では到底要望に応えることができない、オーバーしたものでございました。そのため、事業費の調整が必要となり、

新市全体として取り組む事業につきましては共通事業として位置づけを行ない、4市町村から要望があった事業につきましては、それぞれの市町村の過去3カ年平均の標準財政規模に応じた枠配分として調整を行ったところでございます。

このような経緯でありますので、これまでも説明しておりましたとおり、合併後10年間は枠配分を尊重し調整することとしております。

今後の予定としましては、本年で合併から8年目を迎えておりますので、合併当初に予定されていた事業で未実施の事業については、実施が可能であるか、ないかの判断をする時期に来ています。その中で、事業実施の見通しが立たないのであれば、新たに必要としている事業はないか検討する必要があると考えております。また、合併特例債につきましても、本年6月に5年間の発行期間の延長が決定しておりますが、普通交付税の取り扱いにつきましては、これまでどおり変更はあっておりません。本市の普通交付税は、平成27年度から合併算定額が段階的に縮減され、平成32年度には一本算定となります。平成24年度現在では、その差が約19億円となっており、大幅な財源不足となるため、行財政基盤の強化を急ぐ必要がございます。

以上のようなことから、将来の財政状況を考慮したとき、国・県補助による継続事業や緊急性、重要性のある事業を優先する必要があると考えております。ご質問がございました新市一体となった事業の実施につきましては、これまで申し上げましたことを今後庁内でさらに検討を重ねて方針を決定する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 今のお答えをお聞きいたしまして、私たちの旭志などは、早く合併枠配分で何でも事業を行っており、また5年延長になったという言葉だけが先走りしておりまして、住民の人たちも不安がっておられますので、説明方をよろしく願いして、検討していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。廃校の跡地利用について質問いたします。廃校については、地域の活性化、地域の雇用の場としての利用を考え、私は大学の合宿所、企業の誘致、東京のファッション関係の拠点、IT関係の事務所、IT関係であるとするれば、事務所はどこでもいいし、空港から30分以内という距離であるという条件でもいいという話を聞きまして、何人かの知人を見せに連れて行ったりいたしました。ある企業からは、廃校の施設を利用したいという相談がありまして、ここに企画課には文書を配っておきましたけれども、菊池市で社会貢献活動として介護サービス、

基盤整備の推進を協力したいと考え、小学校の公共施設の統合が計画されております。弊社といたしましては、統合後の施設を利用し、地域の福祉の施設等を活用したいと思っております。利用方法としては、菊池市福祉第5計画の中の認知症支援策として、認知症のグループホーム、ツーユニットを許可をいただき、地域住民の皆さん方のコミュニケーションセンターを併設し、地域の雇用も貢献を考えておりますというような企業から相談を受けました。こういう企画を持たれた方がおります。しかし、市の方向性で賃借・売却、また地域の人を何人か雇用する条件があれば、賃借としてもいろいろ考えていただくとか、地域の人たちとのコミュニケーションの場としての共同利用が条件など、市は早急に条件提示してほしいと思っております。最近、私はブランド推進課の協議会で、商談会で企業ともある程度関係が取れるようになりました。どんどん提案しようと思っておりますが、条件はと聞かれまして、会話がとぎれてしまいます。先ほどの介護サービスの場合も、申請も必要になるので、早く条件を提示していただきたいという願いもあります。地域の説明会もこれからだそうですが、説明会をして住民から納得してもらうような企業を誘致したいと思っておりますので、市の考えをお願いしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 統合となる4つの小学校につきましては、現在は教育財産でございますので、教育委員会に施設台帳を各学校に備品台帳を備え、建物、土地、備品などについて図面や面積、数量などを把握し、管理しているところでございます。今後、企業が関与するような取り組みを計画することとなれば、おっしゃるような条件や基準額を定め、外部に示す必要がございます。備品につきましては、市内のほかの小・中学校において利用できるものは優先的に利用し、次に市が残ったものについて処分の対象として、その方法を取り決める必要がございます。現在、学校の跡地活用につきましては、対象となる4つの小学校について校区の代表者とそれぞれ意見交換会を開始しておりますが、統合準備の段階から地域の皆様の意見をお聞きし、意に沿うような取り組みを実施していきたいと説明をいたしました。したがって、校区の代表者には売却や貸付を検討いただくための判断材料として、また市にとりましても学校としての役割を終え、可能なものから行政に管理が移されますので、管理対象として財産の区分に応じた分析が必要となります。

このようなことから、今後各土地、施設等の適正な資産評価や物品の管理状況の確認を行った上で、売却や貸し付けを検討する段階に備え、雇用を初め必要な条件の検討や基準となる金額の試算も進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 私は、廃校跡地に企業が来て、地域の人々の雇用、特に若い人が残ってくれば、これらの地域の核となってもらい、これ以上過疎にならないという思いで、今、しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、グラウンド・体育館の利用方法について質問いたします。現在は教育委員会のほうに出向き、空きを見つけ申し込む、これが現状だと思います。以前、私は市長の挨拶がいつまでも謹賀新年との指摘もいたしました。今はネット時代があります。今、ネットでスマートフォンでいろんな情報が取られる時代になっております。例えば、何人かが集まり、今度グラウンド・体育館を借りたいねという話になった場合、そこで、ネットで借りられることができれば、どんなに楽でいいのかと思い、質問しております。こういうネットでグラウンド、体育館の予約ができないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。中山議員のご質問にお答えいたします。

現在、市内の体育施設でありますグラウンドや体育館等の施設の予約・申請につきましては、本町の社会体育課と七城・旭志・泗水、それぞれの教育委員会の分室に、それから総合体育館において受け付け、申請事務を行っております。また、各施設の予約・申請につきましては、例えば七城グラウンドであれば教育委員会の七城分室で、泗水の体育館であれば教育委員会の泗水分室でといった具合に、それぞれ使用される場所の教育委員会での予約申請しかできない状況でございます。

このようなことから、利用者の皆様方の利便性を考えて、市内の体育施設であれば社会体育課、あるいは各教育委員会分室、どこでも予約・申請ができるよう、また利用状況の共有化を図るためにも、ネットによる予約システムの導入が必要であると考えているところであります。

しかし、このネットによる予約システム導入にはいくつかの問題点が考えられます。

まず、1点目が現在の利用状況から見て、グラウンドゴルフやゲートボールにつきましては、比較的高齢の方々の利用が多く、電算システムを、この予約システムを導入となりますと、予約申請の手続きが大変かと思われるところでございまして、また2点目といたしまして、施設利用における減免とか免除の取り扱いが難しいこ

と。3点目が、市内小・中学校、19校のグラウンド・体育館の開放もございませうので、各学校への予約システムの導入が必要となつてまいります。

以上のようなことから、今後はこのような問題点を整理しながら、ネットによる予約システムの導入を段階的に進め、将来的には体育施設が完全な形でシステムが機能していくよう図つてまいりたいと考えております。そのためにも、まずは社会体育課と各教育委員会分室での共有化を進め、どこからでも各施設の空き状況を確認することができ、予約・申請ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 今の答弁で、空きの情報だけでもという話がありました。ぜひ空きの情報からでも取り組んでいただきたいと思ひます。それとネットをすることによりまして、そのグラウンド・体育館の利用度がもっと高まればと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、今後の支所機能について質問いたします。先だつて、菊池市庁舎等整備基本構想・基本計画案が示され、支所利活用の方向性について想定される支所利活用の例を見てもみると、行政を離れたことばかり書いてあります。支所には、数人しか置かないようにという私の考えであります。市は、本年の災害の対応、これから市の対応も決まっていらないのに、どんどんこの庁舎のほうばかり進んで、支所のほうはどうなるかと、私たちは不安でありますので、市のお考えをお答へ願ひます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 今後の支所機能についてお答へします。

9月の一般質問でもお答へさせていただきましたが、今後の総合支所の取り扱ひにつきましては、基本的には本庁支所方式により組織の統合、一元化を進めながら業務の効率化を図り、できる限り住民サービスの低下を招かないような組織編成に努めてまいりたいと考えております。特に支所の防災体制につきましては、本年10月に実施いたしました各課の業務ヒアリングでの聞き取りの内容も踏まえ、事務事業の見直しも含めて対応してまいりたいと考えております。

以上、お答へいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 今、述べられましたように、災害などの対策の方法を早く提示していただけてからしていただきたいと思ひます。

それから、旭志での話ですけれども、旭志の農協は駐車場がなく狭いという話もありますので、住民としては農協とその支所が一緒になっていただければというお話もあっておりますので、今後よろしく願いしておきます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前10時33分

開議 午前10時43分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 無所属の東英俊です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、公務員の倫理という観点において、執行部の見解をお聞きしたいと思います。職員の処分が11月21日の議員全員協議会において執行部より報告をされ、また新聞報道では、翌日の22日に掲載されたこの菊池市の職員の処分は、未だ記憶に新しいところであるわけですが、そもそもこの処分の根幹は何だったのか。その部分から掘り下げながら執行部の考えを聞いていきたいと考えます。

まず、この処分に関しては、職員の分限処分または懲戒処分の公正を期するための菊池市職員分限懲戒審査委員会において決定された処分であろうかと思われまます。処分の理由は、ホームページにも記載されてありますが、執行部に再度確認をしたところ、菊池市情報セキュリティ規則第36条、業務の目的以外での禁止行為に違反するものであり、同規則第61条違反者への対応の規定に基づいて規則違反として処分が行われたものであります。この問題に関して、いろいろな思い、様々な見解が存在するわけですが、果たしてこの報道を受けて、市民の見解はどうだったのか、どういう思いで見られたか、恐らく市民の皆様方からのコメントも、市のほうに届いているでしょう。新聞報道のあった日に、数名の菊池市民の方々から私のほうにもお叱りともとれる同じような内容の電話があったので紹介しますと、興味本位だけで職員は情報を勝手に見聞きしていいのか。これこそ市民への背信行為ではないか。菊池市も、議会議員も、事あるごとに人口増を叫ばれるが、このような菊池市に誰が子どもたちを住ませようと思うのか、がっかりした。あの処分の度合いは適正なのか。議員がそれをOKだというふうに決めたのか。飲酒・酒気帯び運転のモラルのなさ今回の職員の言動の違いは一体何なのか。市の混乱に拍車を掛けてはいないのか。監督責任者の処分はないのか。このような意見でありました。これらの意見は、恐らく多くの議員さん方のところにも数多く寄せられていること

と思いますし、声に出していない市民の方々も多くいるであろうということ。さらに、私が残念に思えて仕方がないのは、人の集まる組織、団体、企業、それらにおいて一部のその姿を見て、あたかもそれらが全て同じように思われること。一度無くした信用を取り戻すことは非常に困難なことであります。菊池市職員服務規程第2条にあるように、職員は全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実・公正に、かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならないとありますが、これらをきちんと自覚して、日々の業務を行っている職員の方々の顔に泥を塗ったという事実が残っただけであります。たしか11月24日の熊日の掲載記事に、旧菊池市職員の中には、町村出身者に対して上から目線の職員がいるとか、開いた口がふさがらない。市長、副市長、教育長、どのように考えますか。合併して8年目に入ろうとしているにもかかわらず、こんな不協和音の庁内でいいんでしょうか。自治体間の競争化時代に、このような状態で市の発展はあり得ますか。市民サービスにおいて、近隣自治体より一步先を進み、市民の方々にこの菊池市に住んでよかったと思ってもらえるんでしょうか。何のための議会、一般質問ですか。議員の提言を消化し、施策として実行に移していくことはできるんですか。市の幹部を初めとした執行部、職員の方々には真剣に考えていただきたい。毎年、常任委員会の研修で他県の自治体に行かせていただいておりますが、今回訪問した新潟の新発田市、人口約10万人の自治体、ここの職員さんたちのやる気、アイデア、行動力に、私を初め委員さん全てが感心をして帰ってきたところであります。

そこでまずお聞きしますが、本市には先ほどご案内したように、職員服務規程は定められておりますが、職員倫理規定はあるのか。また、今回の違反行為を倫理的に見て当局としてどのように捉えていますか、お伺いいたします。

また、処分の重さ、いわゆる量定は、菊池市職員の懲戒の手続き及び公開に関する条例に基づいて処分をされたのか。懲戒処分の量定の決定についてお聞きをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 東議員の公務員の倫理規定についてお答えいたします。

公務員の基本理念につきましては、日本国憲法では全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと位置づけられており、これを受けて地方公務員法では、サービスの根本基準として、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと定めております。そのような法令等を踏まえ、本市においても職員の採用時には菊池市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づき、全体の奉仕者として、誠実かつ

公正に職務を執行する旨の宣誓を行っております。また、一般的な服務につきましては、菊池市職員服務規程を定めているところでございます。しかしながら、本市においては議員からお尋ねのような職員の倫理規定につきましては、現在のところ定めておりません。

また、かねてより職員の公務員倫理の徹底と綱紀保持につきましては、全職員で一生懸命取り組んでまいりましたが、今回、職員が懲戒処分を行わなければならないような不祥事を引き起こしたことは、公務員としてはあってはならないことであり、市民の皆様の市行政に対する信頼を裏切る行為でもあることから、深くお詫びを申し上げます。今回の職員の処分につきましては、地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会からの指摘事項等に基づき調査を行った結果、職員が情報セキュリティ規則第36条の業務の目的以外での禁止行為に違反していたことが認められたこと。また、別の職員が職務上の命令に従う義務に違反していたことにより、地方公務員法第29条第1項の地方公共団体の規則もしくは地方団体の機関の定める規定に違反した場合と同条第2項の職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合に該当することから、菊池市職員の懲戒処分の指針に基づき懲戒処分に該当するものとして、減給や戒告等の処分を行ったものでございます。処分の内容につきましては、菊池市職員の懲戒の手続き及び公開に関する条例に基づく菊池市職員分限懲戒審査委員会からの答申を経て、その内容を決定したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、部長答弁で菊池市職員の倫理規定はないということでありました。本来ならば、このような倫理規定をというふうに聞くのがやばなんでしょうけど、要するに不祥事を想定しているわけではないわけでありますから、がしかしこのような事例が起きたことを踏まえれば、当然避けて通れるわけがなく、菊池市は市民から公務に対する信頼の回復及び今後も想定される様々な違反行為の防止のために、公務員倫理規定を講ずるべきというふうに私は考えます。ですが、その前に再質問ですが、今回の不祥事を受けて、再発防止策は検討協議されたのか。されたのであれば、具体的にお示してください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、このような事態を受け、懲戒処分の公表と同時に、

副市長名で適正な事務処理と綱紀保持についての通知と電子情報の適切な取り扱いについての通知を全職員に対して行ったところでございます。その後の対策といたしましては、全職員に対する情報セキュリティに関する研修を実施するとともに、今後ＩＣカードによるセキュリティシステム導入の検討や情報セキュリティ規則の見直し及びガイドラインの設定を実施していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） たかが情報セキュリティというふうに思われるかもしれませんが、この菊池市民の皆さん方からの見解というのは、やはり非常に重いものがあります。しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

また、この日本国においては、中央省庁の幹部職員の不祥事の続発を背景にして、国家公務員倫理法が成立しております。その第43条に、地方公共団体等の講ずる施策として、地方公共団体及び特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないというふうにあります。このことから判断しても、この菊池市、地方公務員に該当する概念であるというふうに私は考えております。そこで最後にお聞きしますが、公務員倫理規定を講ずる考えはありますか、市長、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の不祥事を受けて、今後の対策といたしましては、まず今回発生した事案というものを細かく再検証する必要があると、このように考えております。その再検証を踏まえまして、職員一人一人が全体の奉仕者としての自覚に立って服務規律を遵守し、今一度服務規律を再点検しますとともに、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚をし、適正な事務処理と、そして綱紀の保持に努めていくことが大変必要であると、このように認識します。また、ただいまご指摘をいただきましたように、国家公務員倫理法第43条にも規定されておりますように、地方自治体にありましても地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずる必要があるということから、本市における職員倫理規程につきましても、早急に制定する必要があると思います。このことについては、早急に検討を進めてまいりたいと、このように考えます。

いずれにいたしましても、今後市政に対します市民の皆様方の信頼の回復に向けまして、公務員倫理教育の徹底に努めますとともに、全職員が一丸となりまして再

発防止に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 都合により、暫時休憩します。

午後の会議は1時から開きます。

○

休憩 午前10時59分

開議 午後 零時57分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 16番、隈部でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の前に、県道139号線旭志鹿本線が去る12月7日開通することができました。この道路は、旧七城町のときに国体に間に合わせるように計画されたわけですが、いろいろな事情で今日まで延び延びになっておりました。地元の方々、待ち望んでおりましたけれども、開通をいたしました。県を初め関係の皆様方にはお礼を申し上げます。

教育は百年の計と言われておりますけれども、本市の人づくりについて4項目ほど質問をしたいと思っております。まず、学校教育について、それから公民館について、教育環境の充実について、それから友好都市について質問をいたします。

本年度も3四半期が経過しようとしています。来年は4つの小学校が統合をされます。そういう中で、本市教育の重点努力事項であります、1つ、教職員としての矜持の堅持、2つ目、文武両道教育の推進、3番目、廉恥・礼節の教育の推進、4番目に特色のある教育活動及び開かれた学校づくりの推進、5番目に幼・保・小・中連携体制の確立と特別支援教育の推進、この5項目が挙げられております。中間ではありますが、どう評価しているか、お伺いをいたします。

2番目に、学力テストの件でございますが、菊池市は県内でも優れていると聞いていますが、その状況についてお伺いをいたします。

3番目に、高校進学について、本市の中学校の進学状況についてお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 隈部議員のご質問にお答えいたします。

本市教育委員会重点努力事項の評価につきましては、菊池市小中学校管理規則第

11条4に基づき、年度末の学校評価報告書により行っています。したがって、今年度の学校訪問、研究発表会、校長会議、各種報告書等で把握した事柄を基に、中間評価として、要点のみ絞って報告を申し上げたいと思います。

まず、教職員としての矜持の堅持につきましては、教育公務員としての自覚、教育道の希求、専門職の研磨を積極的に行ったところございます。その結果、各学校において、実効ある研修が行われ、教職員の意識も確実に高まっております。また、若手教師の授業力向上は、1対1でやる気を引き出す指導を行い、年々確実にその成果が生まれております。本年度は、ICTの活用を掲げ、特に各授業でのデジタル教科書、電子黒板の使用を各学校に要請し、その結果、多くの授業にICTを活用した飛躍的な授業改革が見られた反面、旧態依然とした授業から脱皮できない一面もあり、今後の指導課題として捉えているところであります。

次に、文武両道教育の推進につきましては、基礎・基本の確実な定着、自学力の醸成等に取り組み、その結果、各種学力テストにおいても、標準的な学力を維持しています。また、各学校とも児童生徒の自学力の育成に努力を重ねており、その成果を期待しているところでございます。

一方、剣道、バレーボール、バドミントン、野球、水泳、空手等の競技における児童生徒の活躍はめざましく、47名の児童生徒が個人として、また菊池北小学校野球部を初め17の小中学校が団体として、県大会、九州大会、また全国大会に出場しました。とりわけ花房小学校が50年にわたる体力づくり、体育科研究の功績により、文部科学大臣賞、これは全国で3校でありますけれども、この文部科学大臣賞を受賞したことは、誠に喜ばしいところでございます。

また、廉恥・礼節教育の推進につきましては、家庭との連携による基本的な生活習慣の確立、豊かな心と郷土を愛する心の醸成、人権教育の推進、いじめ・不登校の解消に取り組んでまいりました。不登校対策として、相談活動等が各学校に定着し、昨年度より不登校児童生徒が減少傾向にあります。また、いじめ問題については、人権教育等の推進によりまして、いじめを許さない雰囲気づくり、また一人一人がかげがえのない命であることを自覚させるために、自尊感情の醸成、コミュニケーション力の育成等を図っております。さらに、特色ある教育活動及び開かれた学校づくりの推進につきましては、各学校とも米などの農作物、神楽、太鼓などの伝統文化の継承、乳幼児ふれあい体験、職場体験等々、特色ある地域学習、体験活動を展開しております。しかし、新学習指導要領による教育課程の実施により、このような活動が時間的に制限され、精選、修正等の見直しが求められております。

最後に、幼・保・小・中連携体制の確立と特別支援教育の推進につきましては、各中学校ごとに連携協議会を立ち上げ、小1プログラム、中1ギャップの解消、基

本的生活・学習習慣の定着に取り組んできました。また、相互の授業参観やTT授業による相互乗り入れ授業も行われておりますが、まだ一部の取り組みに留まっております。

また、学校訪問等で授業を参観して気づくことでありますけれども、近年、鉛筆を正しく握れる児童生徒が大幅に減ってきております。鉛筆の握り方は、箸の握り方に通じるところで、幼・保・小・中連携で取り組むべき課題だと捉えているところであります。

特別支援教育は、補助教員、特別支援教育支援員の導入・定着により飛躍的な向上が見られておりますが、地域・保護者の啓発には課題が残り、啓発に向けて地道な取り組みが求められます。

次に、本市の学力テストの現状でございますけれども、菊池市の重点努力事項の中に、基礎・基本の確実な定着と活用力の育成を掲げ、学力の向上を重点課題の一つと位置づけ、学校や保護者と連携しながら地域の理解と協力を得て取り組んでおります。

まず、全国標準学力検査ですが、全国標準学力検査は、例年、小・中学校共に2月上旬に実施しております。昨年度の結果につきましては、全国標準を50として、小学校が53.3、中学校が50.7で、共に全国を上回っております。

次に、熊本県学力調査・ゆうチャレンジについてでございます。例年12月上旬に、小学校は3年生以上の学年で4教科、これは国語、社会、算数、理科でございます。それから中学校は全学年で5教科ですけれども、5教科を実施しております。昨年度の本市の結果につきましては、小学校5年生の国語で県平均にわずかに及びませんでした。小学校3年生、4年生、6年生では知識面でも活用面でも全て県平均を上回っております。中学校1年生では、国語と社会の知識面でわずかに県平均に及ばないものの、ほかは全てにおいて上回っております。中学校2年生では、数学と英語が知識面でも活用面でも県平均を上回っております。ほかはほぼ同じで、理科がわずかに下回りました。中学校3年生では、国語、数学、英語において、知識面でも活用面でも県平均を上回っており、ほかはほぼ県平均と同じ結果でございました。

以上の点から、総合的に判断しますと、菊池市の小・中学校は県平均をおおよそ上回っていると考えられます。

最後に全国学力学習状況調査についてでございますが、本年は4月に小学校では6年生対象に3教科、これは国語・算数・理科です。それから、中学校では3年生対象に同じく3教科、国語・数学・理科になりますけれども、実施されました。小学校では、理科の知識面と活用面で大きく全国平均を上回りましたが、ほかは全国

平均とほぼ同じか、わずかに下回りました。中学校では、理科と国語の活用面で全国平均を上回り、ほかは全国平均とほぼ同じか、わずかに下回りました。

以上、学力検査や学力調査の結果を踏まえまして、教育委員会としましては、標準学力検査において、小学校の目標値を55、中学校を53と設定し、各学校の実情に合わせて、具体的で効果的な取り組みを実践していただくようお願いしているところでございます。

また、熊本県学力調査や全国学力量習状況調査問題の特色と児童生徒の解答傾向を分析し、日ごろの授業改善に生かしながら、徹底指導と能動型学習とのめりはりをつけた熊本型授業の推進に取り組んでいるところでございます。

さらに、毎年市内3校を指定し、その研究成果を共有していくことで、市全体で一丸となって学力向上に取り組み、子どもたちの夢を実現していくための生きる力を育成していきたいと考えております。

次に、中学生の進路状況でございます。本年3月における本市中学校卒業生466名の高校進学状況について報告いたします。

まず、公立高校につきましては、菊池鹿本地区は293名で、その内訳は菊池高校117名、菊池農業高校54名、鹿本高校60名、鹿本商工高校13名、鹿本農業高校13名、大津高校13名、翔陽高校23名となっています。また、熊本地区は55名、阿蘇地域5名、特別支援学校3名、さらに県内通信制高校1名、県外公立高校1名、県外通信制高校1名となっております。

次に、県内の私立高校につきましては、全日制が88名で、うち熊本市内53名、菊池女子校は11名です。さらに、私立通信制高校1名、県外私立高校5名、国立高等専門学校進学が9名、未進学が4名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

1番目につきましては、重点努力目標は、本年度途中でありますが、この評価を今後の学校教育にどう生かされるか伺います。

2番目の学力テストでございますけれども、優秀な成績であるという答弁でしたが、この子どもたちを地元の学校にどうつなげていくか、教育長の所信をお伺いしたいと思います。

3番目に、本市にあります菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校、私ども市民は、高校生の活躍を期待しております。この若い力が本市の発展に大きく寄与していると思っております。しかし、県立高校であることから、閉鎖的であるような気

がいたします。小・中学校と同じように開かれた学校づくりを推進できないか、菊池から開かれた高校づくりを提案してはと思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この評価を今後どういうふうに生かすかということでございますが、重点努力事項は年度末の評価、いわゆるチェック、これを受けながら、そして改善、いわゆるアクションを行い、そして年度初めに新たな計画プランを出しまして、実行する、いわゆるドゥーという手順になっています。したがって、このいわゆる評価、改善、計画、実行、いわゆるPDC Aサイクルに則り、改めるべき点は改め、新たな課題解決に向け努力する所存でございます。

次に、地元高校へどうつながるかということですが、児童生徒は、小学校、中学校でキャリア教育、こういうものを行っております。これを通して自分の進むべき進路について学んでいきます。家族の生き様や願い、学校での様々な生活・学習等を通して、将来社会でどんな仕事をし、どんな生き方をしたいのか、そのためには中学校を卒業したらどんな高校を選択するか考えます。中学校卒業時点では、自分の進路をはっきりと描き、迷わず高校を決める生徒もいるでしょう。また、漠然とした進路しか描けず、友だちの影響を受けたり、先生にアドバイスを求め決定する生徒もいます。また、親の願いや進学希望高校の評判などの狭間で、苦しみ、悩みながら決定する生徒もいます。現在、県内の高校全体の定員数と進学希望者数を見ますと、全員が入学可能です。ところが、平成21年度は1,130名、平成22年度は882名が中途退学をし、毎年、高校1校がなくなっている状況であり、ここに進路選択の難しさがございます。そこで、進路選択に当たって重要なことは、生徒自身がこの高校で学びたいとの意欲を持って選択することです。つまり、行ける高校ではなく、行きたい高校を選択することではないかと思っております。したがって、地元の各高校が、中学生たちにとって、この高校で学んでみたい、生活したい、そういった魅力ある学園づくりに取り組むことが何よりも肝要かと存じます。

次に、保護者や生徒たちの中には、世間の評判などによる幻想もあります。例えば、同じ普通科であれば、鹿本高校や熊本市の普通高校と菊池高校の学習内容は何ら変わらないはずなのに、過去の大学進学の実績あるいは風評にとらわれ、選択をする傾向がございます。どこの高校に行くかより、行った高校でどんな努力をするか、これが大変重要であることを理解してほしいと思っております。

次に、地元高校への開かれた学校づくりの提案についてですけれども、仰せのように、地元高校生の若い活力は本市の活性化に大きくつながります。高校生が学校

の中に留まらずに、本市内で大いに活躍することを望んでおります。現在、菊池高校を事務局とした教育支援ネットワーク菊池、これでは市内中学校3年生を対象としました拓志ゼミナール、夏休みですけれども高校生によります小学校児童への学習支援、小・中・高合同ボランティア活動を開催し、高校から地域への発信を行っています。さらに、菊池農業高校では、菊池農業高校の特色あるいはそのよさを知ってもらうために、小学校農業体験活動に取り組んでいるところでございます。義務制の小・中学校とは異なり、高校の学習内容は高度なものになり、その習得は大変難しく、課外授業が平日、夏季休業日と問わず行われています。したがって、開かれた学校がこれ以上可能なかどうかわかりませんが、教育支援ネットワーク菊池の会議あるいは学校評議員会等の中で、可能な限りそうした要望をお伝えしてまいりたいと思っておりますし、また現在私も菊池高校の学校評議員の一員ですので、そういう中で随時お伝えをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

来年小学校4校が統合いたしますが、統合後の学校教育の重要な課題をどう捉え、さらなる目標に向かってどう取り組まれるか、お伺いをいたします。

2点目に、現在、本市は九州大学・藤原恵洋先生に菊池文化資源総合調査を委託しておりますが、名実共に素晴らしい菊池市を目指したいと言われております。そこにある高校も、ぜひ日本一の高校になっていただきたいと思いますが、本市としてできることは何か、市長に所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、私のほうからは来年度小学校4校が統合するわけでございますけれど、その後、どういうふうな目標に向かって取り組んでいくかということと答弁させていただきたいと思っております。

来年度の重点努力事項につきましては、本年度末の学校評価報告書等を踏まえながら、年度当初にお示しいたしますけれども、特に「廉恥・礼節」教育の分野で推進したいことを一つだけ申し上げたいと思っております。今、子どもたちの置かれている状況を考えますと、少子化、情報化社会の到来の中で、地域での、いわゆるガキ大将を中心とした集団遊びもなく、地域との関係も薄れ、室内でのゲーム遊び、あるいはテレビを見て過ごす、そうした子どもたちが増えております。その結果、学校という集団生活の中で人間関係の希薄さ、あるいはコミュニケーション不足等に起

困するいじめや不登校、そういった問題、さらに100万人とも言われるニート等の問題が生じています。教育では、「不易と流行」という言葉がよく言われます。不易とは、時代を超えて変わらない価値のあるもの、流行とは、時代の変化とともに変わっていく必要のあるものを言います。

そこで、教育の不易であります「人間社会で、正しく、たくましく生き抜く人間を育てる」ために、子どもたちの心を磨く必要性を強く感じているところでございます。実は11月1日、私たち本市の教育委員6名で山口県の萩市にあります萩市立明倫小学校を訪問いたしました。ここは、いわゆる明倫館という藩校でございました。萩市は、吉田松陰先生が松下村塾を開き、伊藤博文ら幕末、明治で活躍した人材を輩出したところでございます。この明倫小学校では、昭和56年より毎朝、全校児童が松陰先生の言葉を朗唱しております。いわゆる朗唱というのは、朗々と唱える、そういう意味でございます。例えば、入学した1年生は1学期に「今日よりぞ 幼心を打ち捨てて 人と成りしに 道を踏めかし」、つまり、今までは親にすぎり、甘えていたが、小学生となった今日からは、自分のことは自分でし、友達と仲良くしようと、入学したその日からこれを朗唱するということになっているそうです。

また、今月の、これは私的な旅行でございますけれども、鹿児島県にあります出水市、ここに武家屋敷通りがございます、ここに訪れまして、薩摩藩の郷中教育が垣間見れる「出水兵児修養掟」、これは出水青少年の修養の掟でございますけれども、こういった資料をいただいてまいりました。この萩市、出水市に共通することとして、先人が残した言葉、いわゆる言霊こそ不易なものであること。例えば、小中学生にとって難しい言葉でも、毎日声に出して唱えることにより、やがて意味がわかり、自分の言動のよりどころ、あるいは心の支えとなるということです。幸い、本市にも菊池氏21代重朝公が、現在の高野瀬区に孔子堂を建て、学問を広げています。また、泗水地区では、旧泗水町時代から有朋の里として、孔子思想のテーマパークであります孔子公園をつくり、毎年、孔子の遺徳を偲び、祭孔大典の儀式を行っております。さらに、社団法人菊池教育会では、菊池塾として大人の論語教室、あるいは親子論語教室を月1回開催し、さらに小・中学生向きの論語資料の準備も進めています。

そこで、本市は来年度から菊池教育会の取り組みを支援ながら、特に小学校を中心に、朝あるいは夕の時間を利用した論語の朗唱を始めたいと考えております。「子曰く、過ちて改めざる、是り過ちと謂う。」、このような孔子の言葉は、必ず子どもたちの心の支えとなることを信じております。

以上、答弁を終わります。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 隈部議員のご質問にお答えいたします。

高校の全体的な定員枠というものが大きく空いている状況であります今日におきまして、公立あるいはまた私立を問わず、それぞれの各学校におきましては学校の存亡を掛けて生徒のニーズに応えられるような学園づくりというものを目指して、校名を変えてみたり、あるいはまた制服が変わったり、学科の改変、さらにはまた新設、部活動の教科、進学率の向上等に取り組まれています。地元の高校3校におきましても、生徒のニーズを踏まえながら特色のある学園づくりを行うことが喫緊の課題だろうと、このように思います。菊池市立の中学校を巣立っていきます若どりたちが受け皿として魅力のある高校として地元の高校、環境の整備が整っていきますように努めていただきますように私は今後いろんな機会を捉えながら学校のほうにお願いしたいと思います。菊池市立の中学校を卒業する生徒は、先ほどご紹介してありましたように466名と、その中の約40%、182名が地元高校には進んでいるわけですが、しかし全国的に脱落していく子どもたちがたくさんいるということも見逃してはならないことであります。その辺を学校3校に対しまして機会を捉えて、またお願いをしていきたいと思っております。また菊池市でできることは何かということにつきましても、いろいろな事柄を考えながら、できることについては拓志館に支援をしておりますような形で、地元の子どもの延長線上におきまして、上位機関ではありますけれども、関連する形を整えながら支援をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 非常に心強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。実は、本日菊池高校の1年生217名が地域学習として先生方も含めて230人ほど、菊池の歴史・文化史跡めぐりを午後3時からされるそうございまして、開かれた高校の一つではないかと思っております。

次に、2番目の質問をいたします。公民館につきまして、今後の公民館の果たす役割について質問をいたします。公民館は、社会構造の変化や地域社会の諸問題などによりまして、これまでの生涯学習、社会教育活動に取り組んできた実践を基に、さらに積極的に地域資源を生かし、人づくりや地域づくりに関わることで、人と地域がいきいきと輝くコミュニティの再生を進めていくことが必要ではないかと思っておりますが、今後の公民館の果たす役割についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○**教育部長（原 誠也君）** 公民館は、地域の人々にもっとも身近な学習や交流の場として、活力と潤いのある地域社会の実現のため、大きな役割を果たしてまいりました。今日におきましても、それぞれの地域性を生かし、公民館講座等の多様な事業の取り組みを実施してまいりました。しかしながら、公民館が設置された当時とは時代背景や社会の構造、それから市民の意識が大きく変化しているために、公民館の役割や講座のあり方等について、見直しを検討する時期が来ているのではないかと考えております。

今後の公民館の果たす役割は、社会の要請に的確に対応し、子どもや若者、働き盛りの人も含めて地域住民が気軽に集い、地域力の向上を目的としたコミュニティ拠点として変わっていくことが求められております。

このためには、地域ニーズを的確に把握し、充実した学習機会を提供することが重要であり、全ての市民の学習・活動の拠点となるよう講座内容や実施時間の見直しを含め、利用しやすい環境の整備を図っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（山瀬義也君）** 隈部忠宗君。

[登壇]

○**16番（隈部忠宗君）** 再質問をいたします。

今述べられましたように、人づくり・地域づくりの拠点として、それでは自治公民館を今後どのように指導されていくか、お伺いをしたいと思います。

○**議長（山瀬義也君）** 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○**教育部長（原 誠也君）** 隈部議員の再質問にお答えいたします。

自治公民館は、地域住民の交流の場であり、地域の連帯意識を高め、地域づくりを推進する活動の拠点としての重要な場所であると考えております。本市におきましては、自治公民館活動推進員連絡協議会を設置しており、各行政区に自治公民館活動推進員を委嘱し、住民の自治能力の向上と明るく住みよい地域づくりを推進するため、積極的な活動を展開しております。

しかしながら、今日では個々の価値観の多様化等により、地域での人と人のつながりが希薄になり、地域のコミュニティが低下している状況にあることも否定できません。本市では、各公民館に自治公民館活動推進員連絡協議会の支部を設置し、自治公民館活動における青少年の健全育成、家庭教育、世代間交流活動、伝統文化継承活動など、自治公民館活動の資質向上のための支援や地域リーダーとしての人材育成のための研修会、講演会など様々な学習の場を提供し、地域づくりや人づく

りに取り組んでいるところでございます。

今後も、地域のニーズ、社会的な課題を把握し、地域の実情に応じた自治公民館活動を地域の学校、各種団体、民間との連携を図りながら、人づくり・地域づくりを推進し、新たな地域コミュニティ形成のための自治公民館活動を支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

人づくりは、本市が今取り組まなければならない重要な課題であります。きくち地域づくり人育成塾実行委員会と菊池市社会福祉協議会は、現在行っておりますきくち地域づくり人育成塾を市としてどのように支援するか、まず伺います。

2番目に、国の平成25年度の新規事業として、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プロジェクトが企画をされております。5つのプロジェクトを設定し、全ての人に居場所と出番があり、全員参加、生涯現役で新しい公共の担い手となる競争の国の実現を目指して、全国150カ所で行う計画が立てられておりますが、本市もぜひ取り組んでほしいと思っておりますが、お伺いをいたします。

3番目に、きくち地域づくり人育成塾では、12月22日、地域づくり実践討論会では、地域興しのカリスマリーダーや国の地域づくりの仕掛け人、あるいは6次産業のスペシャリストがパネラーとして菊池市に来られる計画が立てられております。菊池市の人づくり・地域づくりの課題解決のために、市としてぜひ支援をお願いしたいと思います。市長の所信をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 私のほうからは、今申されました国の25年度の概算要求予算について答弁させていただきたいと思っております。

今、国の25年度の概算要求予算に、今も隈部議員のほうから申されました、公民館を中心とした社会教育活性化プログラムが新規事業として組み込まれております。その趣旨は、現在の日本社会は、バブル崩壊から続く経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力減少、相対的貧困の拡大と仲間層の活力低下等、「日本再生戦略」においても示されたとおり、様々な課題に直面してございまして、加えて東日本大震災という未曾有の災害から復興を行うことが喫緊の課題となっております。

このような困難な状況の中、日本が独自の力を再発見し、新しい時代を切り開いていくためには、日本が古来より重きを置いてきました「絆」や「縁」といった経

済的価値では表せない価値観を取り戻し、これまでのような量的成長のみならず、人々が幸福を感じられる質的成長を図り、「共創の国」、これは共に創ると書きますけれども、これを実現していくことが真に求められております。この事業は、社会教育行政の中核施設であります公民館で、地域において課題を抱える若者の支援、地域の振興、地域の防災等に係る先進的な取り組みを、行政の関係部局の垣根を越え、連携・協働して実施していくものであり、また全ての人に居場所と出番を創出し、各々が全員参加の下、「新しい公共」の担い手となり得るように支援していくものであります。

また、この事業のプログラムは5つに構成されておまして、1つ目に若者の自立・社会参画支援、2つ目に地域の防災拠点形成支援、3つ目に、地域人材による家庭支援、4つ目に地域振興支援、5つ目にその他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援といった内容となっております。

私たちが早速県の社会教育課、公民館担当者に個々の状況を確認しましたところ、まだこの事業の詳細については今のところ明確にされておらず、県内の市町村からの問い合わせもまだあっていないということでありました。本市の当事業の取り組みにつきましては、新規事業として組み込まれたばかりですので、今後この事業の内容を十分検討し、これから適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 公民館におきましての人づくり、あるいは地域づくりの拠点としてどのように指導していくかということですが、中でも菊池の地域づくり人育成塾についてということですが、本市の社会福祉協議会におきまして、現在開催をされていることは存じているところでございます。本市におきましては、地域をつくり、また地域の活性化をしていくためのリーダーの育成というものには必要な施策の一つであると、このように考えております。きくち地域づくり人育成塾には、特に木下議員さんを初めとします実行委員の皆様方が名を連ねていただいております、大変ありがたいことでございます。主要な課題として、今後積極的に取り組んでいけるように考えていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、3番目の教育環境の充実について3点ほど質問をいたします。

まず、図書館、古文書館につきまして、新しく建設されます図書館についての状

況を伺います。どういう図書館を想定されているか。非常に市民の関心度が高いようですので、ワークショップはいつごろ行われるか、また古文書については県立大の調査の進展について、それから資料の収集はどのように行われているか、お伺いをいたします。

歴史資料館につきましては、菊池はどの時代をとっても歴史・文化の宝庫であると言われております。縄文時代、弥生時代から現代まで発展した過程を目で見、耳で聞き、手で触れることができれば素晴らしいと思います。国営公園を目指します鞠智城公園と一体となれば、教育、観光上からも期待がされると思います。建設には5年から10年はかかると思いますが、今、英断をしてほしいと思いますが、所信をお伺いします。

3番目に、市史の編集についてお伺いをします。市史の編集は、何年ぐらいかかりますか。その手順はどうか、お伺いをいたします

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） まず、図書館につきましては、現在、構想中の生涯学習センター、これは仮称でありますけれども、その中に図書館を併設するところで考えているところであります。これまでも市民の皆様方から多くの要望が寄せられており、地域を支える情報拠点として大変意義のあるものでございます。まだまだ素案の段階ではございますが、昨年オープンしました熊本市の「森都心図書館」など、先進的な図書館等をお手本として検討をしてみたいと思います。

今後、なるべく早い時期にワークショップ等の市民の皆様のご意見や要望をお聞きする場を設けたいと考えております。

市民の皆様のご意見を伺いながら、本市の目指す図書館像を具現化し、市民に適切な図書館サービスを提供できるよう努めてまいります。

次に、古文書館についてお答えいたします。古文書館という、いわゆる箱物の施設につきましては考えていないところでありますけれども、先ほど述べました図書館計画の中に古文書及び郷土資料のコーナーを設けるよう検討していたしております。また、古文書及び歴史資料の収集も、併せて取り組んでみたいと考えております。

また、今年度から県立大学と連携して実施しております県立大学地域貢献研究事業におきましては、中央公民館の旧図書室に収蔵しております古文書類について、現在、整理作業を進めているところでございます。今後2、3年をめぐりに、たくさんありますその古文書類を整理してみたいと考えております。

次に、歴史資料館についてでございますけれども、過去の歴史的遺産であります

土器や民具、古文書などを後世に残すことは大切であると認識をしております。現在遺跡発掘に伴う埋蔵文化財の土器等の出土品類は、泗水町歴史民俗資料館、各総合支所、中央公民館の資料室及び文化財倉庫に保管をしております。歴史的遺産等を集約した歴史資料館の建設であります。保存条件などが整った収蔵庫や展示室、ギャラリー等の設置を考えると、ある程度の規模と設備が必要となります。先行して開設されている他の地域の歴史資料館などにおいては、来館者の確保や増大するランニングコストに対する抑制が課題となってきており、効率的な行政運営が強く求められることも事実であります。

しかしながら、歴史資料の整理・保存・公開は、ふるさと菊池市の過去を知り、それを現在、さらに次世代へと伝えるという重要な役目を持っております。今後、策定を検討いたします「歴史文化基本構想」の中で位置づけて検討を続けてまいりたいと考えております。これは、地域に存在する文化財を的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものでございます。その中で市民の文化活動の拠点となるべき歴史資料館のあるべき姿や活動内容等の検討もあわせて考えてまいりたいと思います。

次に、市史の編集についてでございますけれども、旧菊池市の市史編集事業については、昭和52年から昭和61年まで、また泗水町史は平成5年から平成13年まで、七城町史は昭和57年から平成3年まで、旭志村史は昭和60年から平成5年までと、長期の資料収集、編集作業を行い、編纂委員を初め各地区の皆様のご協力を得て完成しております。

市史の発行につきましては、市制何十周年といった区切りの年に発行というものが多く、その発行により、広く市民にもふるさと菊池に興味を持っていただき再認識するきっかけになるのではないかと考えております。

これから合併10周年には間に合いませんけれども、20周年、30周年といった区切りの年が一つの目安になるのではないかと考えております。

また、市史の発行については、専門部署を設置し、学識経験者や多くの地域の方々に参加をしていただき、資料収集する体制をつくり、約10年といった長期的な計画を立てて進めなければなりません。まずは、現在ある旧市町村史の内容の検証と必要資料の収集などから行いながら、市史発行の時期も含めて検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

図書館については、過程を示されましたけれども、執行部としてどういう機能の図書館を目指されるのか。また、古文書の扱いについては総合支所の活用はできないかをお伺いをします。

それから、菊池市の市史の編集につきましては、歴史資料館建設、長期にわたるかと思えますけれども、並行して行われぬか、所信をお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） どういう機能の図書館を目指すのかということにつきまして、本市の図書館像としましては、暮らしに役立ち、誰もが本と出会う喜びを感じ、居心地のよい図書館を目標としております。今後市民の皆様の意見や要望を取り入れ、また先進的な施設の視察なども行い、本市にとってどういった機能の図書館がふさわしいのか検討し、具体的な計画へと進めてまいりたいと思います。

また、古文書のみではなく、歴史資料、郷土資料の取り扱いについては、先ほど述べましたとおり、専門のコーナーで対応を検討しております。また資料の整理・保存についても、これまでの保存場所を含め、あらゆる可能性を検討し、研究スペースなどの確保ができるよう検討してまいりたいと思います。

次に、市史の編集と歴史資料館の建設を並行できないかということでございますが、市史の発行については、資料を収集する体制をつくり、約10年といった長期的な計画を立てて進めなければなりません。歴史資料館の建設を並行して行うのは大変難しいと思いますが、長期の計画の中で構想を考えてまいりたいと思います。そのためにも、国が進めております歴史文化基本構想の策定を視野に入れながら、有識者も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 時間が迫ってまいりましたが、最後の友好都市につきまして、まず先般、奄美大島・龍郷町との友好都市の締結が行われましたが、今後友好都市の交流をどのように行う計画であるか。またこの事後活動はどのように行うか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 本市の姉妹・友好都市につきましては、国外では韓国の清原郡、金堤市、中国の泗水県があり、国内では岩手県の遠野市、宮崎県の西米

良村及び去る10月27日に友好都市を締結いたしました鹿児島県の龍郷町がございます。これらの姉妹・友好都市締結は、龍郷町を除きまして、全て合併前の旧菊池市や泗水町において締結され、新市になりまして改めて締結されたものです。

また交流の状況につきましては、姉妹都市であります西米良村とはそれぞれのお祭り・イベントへの参加や学校間交流など、比較的近い距離にありますので、市民から行政まで、お互いに幅広い交流を行っているところでございます。また遠野市につきましても、区長会や消防団の視察研修や市民訪問団の相互派遣、あるいは昨年の大震災時の職員派遣及び西米良村も含めた三都市交流など、市民・行政同士の交流を行っているところでございます。

なお、本市では遠野市へ派遣します市民訪問団に対し、旅費の一部を補助しておりますが、参加者の方々はその後、「菊池都市間交流の会」の会員として、西米良村や遠野市との交流や、菊池市の歴史や文化財などについての学習活動を実施されております。龍郷町につきましては、これから友好都市としての交流が始まるわけですが、これまでの歴史を基調とする市民同士の交流や第3セクターによる物産交流に加えて、修学旅行、スポーツ、ホームステイなど、青少年の教育分野での交流の拡大が期待されるところです。また、韓国の2つの友好都市との交流につきましては、例年本市から毎年秋に行われます2つの都市のそれぞれのお祭りに市民の代表団を派遣し、そのステージ上でパフォーマンスを披露し、また両都市からは本市の2つのマラソン大会に訪問団がお見えになり、大会に参加されております。さらに相互に中学生を派遣し、ホームステイを行う相互交流も行っております。

なお、中国の泗水県とは本年は北京で行われました国交正常化40周年を記念した中学生の卓球大会に合同チームとして参加しております。韓国・中国ともに友好都市との交流は確かに国同士の問題に影響される部分もございますが、基本的に地方自治体レベルあるいは市民レベルの交流という視点で行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問で友好都市との歴史的検証はどのように行われているかを質問する予定でしたが、もう残りが3分ですので、できないと思いますので、この質問は次回に移させていただきます。

これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午後1時55分

開議 午後2時07分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

菊池市の危機管理体制についてお伺いをいたします。

まず1点目、11月25日、第1回菊池市総合防災訓練が実施をされました。早朝より、行政、警察、消防本部、消防団等の図上訓練を初めとして、実際の作戦展開や炊き出し、防災体験コーナー設置等、私も平成15年から長年にわたり訓練実施を訴えてまいりましたが、菊池地区のみならず、多くの地区の区長さんや住民も参加しての実施に安堵しているところであります。

また、今回の計画策定については、行政初の試みであり、担当課のご苦勞に改めて敬意を表すところであります。

しかし、ここからが本当の意味での菊池市の危機管理システムが始まったばかりであります。7・12、泗水・旭志を中心とした大雨による被災状況は、これまでの防災意識を一変する出来事であり、あらたなシステム構築を一刻も早く求められています。先日もご存じのとおり、東北地方に昨年3月の余震と見られる大きな地震がありました。私もテレビをちょうど見ていまして、南三陸町の知人、遠野市の知人にメールを打ったところですが、大丈夫であると30分後ぐらいにメールが入って、胸をなで下ろしたところであります。菊池で7・12以上の大雨が降らないとも限りません。災害は、こちらの準備を待つてはくれません。また、今にも北朝鮮からミサイルが発射され、Jアラートがならないとも限りません。

そのような状況下、今後の訓練実施についてどのような計画であるか、お伺いをいたします。

また、2点目ですが、先に述べました訓練後、私は菊池ふるさと水源交流館へ「水源食の文化祭」に参加をさせていただきました。その中で、雑談をする中で、訓練の話になりまして、ぜひとも水源でも一刻も早くその訓練をやっていただきたいという話でありました。被災対処や避難誘導等、山間地における災害は、孤立状態での対処を考えなければならないというふうにもおっしゃっておられました。先ほど述べた大雨が阿蘇方面から菊池方面にもしずれていたらどうなっていたのか、そんな心配もされていたところであります。山間地、河川、中心市街地等、多方面展開が必要となる本市の危機管理は、先般も指摘させていただきましたが、専門員の登

用が望まれますが、執行部の対応をお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） ただいまの樋口議員のご質問にお答えいたします。

本市の防災総合訓練につきましては、議員、先ほど述べられましたとおり、去る11月25日の日曜日に本庁並びに隈府小学校において、昨年の震度5強の地震や今年の7月の豪雨災害を教訓として、職員による災害対策本部の設置訓練や消防署、消防団などによる被災者の救出・救助訓練などを合併後初めて実施いたしましたところでございます。今回の総合防災訓練の実施につきましては、合併後初めての試みとして、隈府地区で実施したところでございます。今後は、災害は場所や時間を選ばないということを念頭に置きながら、災害の種類や菊池・泗水・七城・旭志、それぞれの地域に合った防災訓練の方法などを検討し、市全体の総合防災訓練計画を策定し、計画的な訓練体制を構築していきたいと考えているところでございます。

また、今回の訓練において実施しました職員による災害対策本部設置訓練につきましては、基本的には毎年開催する方向で考えているところでございます。職員研修等も随時開催しながら、危機管理体制の充実徹底を図るとともに、職員の防災意識の向上にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、防災専門職員の任用でございますけれども、7月の豪雨災害を受けて、防災専門職員の必要性を強く感じ、関係機関に問い合わせをしながら人材を求めていたところでございます。その結果、先月実施しました市の総合防災訓練の計画・実施に協力していただきました県のアドバイザーの方を12月から来年の3月まで、4カ月間でございますけれども、一般職の危機管理専門員として任用したところでございます。この方は、自衛隊OBで防災や国防に関してのスペシャリストであり、これまで県の防災訓練計画や防災マニュアルなどの修正にも携わっておられます。今後はこの方に本市の防災対策マニュアルや地域防災計画の見直し、また職員研修などのほか、総合防災訓練の計画や実施などに参画していただくこととしているところでございます。

また、新年度以降につきましても、特別職の危機管理専門官として、引き続き任用する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 毎年実施をするということですから、実施計画に当たっては、

ぜひとも市民よりの要望を踏まえての訓練の実施を、充実をお願いしたいと思いません。

先ほどJアラートの話というか、ミサイルの話をして、若干笑いも出しましたが。僕も現時点ではないと思えますけれども、先般、Jアラートは菊池は鳴らなかったと。もし、例えば北朝鮮が九州に向けてミサイルを発射する、どこを狙うか。九州の中心は、自衛隊の司令部は健軍にある西部方面総監部をもし射程として狙った場合、今言われている誤差は半径20kmとすれば、菊池に着弾しないとも限らない。前回は申し上げましたが、Jアラートが鳴って、その事態に陥った時点で、国民保護法が発令されれば、全国民は内閣総理大臣を先頭とする指揮下に入ることですから、そこら辺のところもどこまで、職員の方も含めてご存じかということも、これは先々の話ですが、考えていただきたいと思えます。

あとは、訓練に至る、指揮命令系統の組織化と実践、これは市民の混乱をまず防ぐ第一の条件であります。これをやることによって、日ごろの行政運営にも大きな成果を表すものであるというふうに確信をしておりますので、ぜひとも明確化して、様々な作戦の指揮に当たられることを望みます。

防災専門員については、非常に有能な方が見つかったという答弁でしたので、部長も言われたように、ある程度の計画というか、体に職員さんが染みつくまでは、雇用をしていただいて指導をしていただければというふうに思います。

ついでに言いますと、アドバイザーとご相談をなさって、再三いろんな議員さんが言われていますが、その消防関係の組織、元の総務に戻してはという話もありましたが、全体の組織を見てもらって、そのことも再度検討されてはいかかなというふうには思います。

次に移らせていただきます。2番目は観光振興についてであります。現在、観光協会において、「菊池さくら基金」という事業が計画をされております。大まかには、平成25年度実施を目標に、菊池市内外より一般寄附、ネーミングライツ、要はお金を払って自分の桜を植えるという事業ですね。あと、サポーター会員と基金を募り、菊池市内の桜に関する調査、保護、再生、イベントの手伝い等を主な事業に基金運用をするということであります。観光課におかれましては、事業の打ち合わせ会に入っておられるようで詳細はご存じと思いますが、民間主導の試みであり、大変期待をするところでもあります。これらのイベントについても、市民参加型のモデルケースになればというふうに考えますが、ここで一つ疑問があります。このような試みに対しての行政の役割とは何かということなのです。運営に当たっては、あくまでも民が主導でやられるべきであり、行政が詳細にわたり関与をするというのはいかなるものかなというふうに考えますが、それでは何もしないのかということ

になれば、私は一步下がりながら、行政にしかできない役割を担うべきではないかなというふうに考えます。先日、観光協会長と会話をする機会があり、この基金の進め方として、菊池の桜のあり方を再度市民の意見を基に再生・活性化したいという話でありました。ならば、行政はその意見を反映した設計図をつくる役割はできないかなというふうに考えます。例えば、市民や造園業の皆さんからは、城山公園の桜を山桜、しだれ、八重、吉野、様々な種類の桜を植えて、今の1週間、10日という見頃から1カ月程度花見を楽しめるようなスポットにしてはどうかという意見も出ているようでもあります。日本にある桜は大きく分けて9種、全部で400種程度あるそうでもあります。静岡には、2月から8月まで開いている桜公園というのも実際にあります。この1カ月程度であれば、菊池市でも可能ではないかなというふうに考えます。

また、冬になって葉が落ちた後は、一面のイルミネーションで山全体を飾り付けるというのも一つの方法かなというふうには考えます。菊池地区のみならず、例えば泗水地区の孔子公園、ここから東西に伸びる小道があります。多分これは市道認定してあると思うんですが、実は私も好きなスポットなんですけれども、桜はまだ非常に若くて、植樹もされているし、手入れも行き届いています。この小道を、できればいろんな形で観光資源にできないかなと。ここの街路灯も約30mピッチで整備をされておりまして、非常にロケーションがいいんですが、東西から入ってきて、真ん中の孔子公園になると、夜になるともう真っ暗で何も見えない状態ですから、ここも春の桜、そして冬のイルミネーションのような感じで、小さな山門でもつくって孔子公園の参道として、何か観光資源、経済的な効果が表れるようにできるのではないかなというふうにも考えます。七城にも加茂川公園や、そういうものがありますし、旭志では湯船の堤、また中山議員さんを初めとして議員さんになれる前からと思いますがイルミネーションをやったり、「一心行の桜」に負けない大きな大木の桜も見つけておられるようですので、ここら辺もどうか生かせないかなというふうに思います。しかし、現状としては、市の木として位置づけられている桜も、花房台の桜を筆頭に、老木化により手入れが追いついていないというのが状態であると思います。その整備に市民が立ち上がって主導するのであれば、完成予想図を行政の役割として作り上げて、夢を形に変えるための役割を担うべきではないかというふうに思います。これについて、執行部としてどういうふうにお考えか、ご意見をお聞きしたいと思います。

2点目が、菊池観光サポーター制度の確立を行う考えはないかというところでもあります。観光地の魅力とは何かと。いろいろ議論はあると思うんですが、私には、非日常の体験、そして経験をつくり出し、演出することではないかというふ

うに考えます。私たちが普段何気なく眺めている風景や食、これが他の地域から見れば不思議に見える光景をいかに演出して、より多くの人に発信できるか、そしてどれだけ多くの菊池のファンを増やし続けることができるのかにかかっているのではないかというふうに考えます。先ほどもお話がありましたが、時代は刻一刻と変化を遂げて、善し悪しは別として、情報ツールが発達をしております。菊池市でも、私の記憶では、平成13年に多分ホームページを立ち上げられて、パブリックコメントやイベント情報発信など、幅広く告知に用いられております。しかし、今ではこれらはあくまでも、どちらかという受け身の情報発信になっています。現在では皆さんもご存じのとおり、佐賀県の武雄市では、市長を筆頭として職員全員でフェイスブックを利用した情報発信の試みも行われているところであります。最近、私の家には、以前と比べて、俗に言うダイレクトメールというのが大分少なくなってきました。その代わりにインターネットサイトのメールマガジンというのが数多く携帯・パソコンに入るようになったわけですが、これはもちろん本人の了承なしに送ってくるものではないんですが、多様な情報を瞬時に確認できる非常に便利な機能です。先ほど紹介したさくら基金においても、メールマガジンの配信まで考えておられるようですが、どうせならば協力をして、総合観光情報として四季折々の風景とイベント情報などを写真や文書を用いて情報発信ができないかなというふうに考えました。

その中でいろいろと調べていたら、すぐ隣の山鹿市が既にそういう事業に取り組んでいるということで、資料ももらったところなんですが、効果に関してはまだ日が浅くははっきりした確認はできないということでありましたが、今後やはり菊池市としても取り組む価値はあるというふうに考えますが、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 樋口議員の質問にお答えさせていただきます。

菊池市観光協会では、公益財団法人、日本花の会と共催して全国さくらシンポジウムを平成26年春に本市に誘致すべく、現在準備が進められております。

また、菊池さくら基金として、城山公園を初めとする菊池各地域の桜の名所を市民の憩いの場所及び観光資源と位置づけ、桜の苗木購入、植樹、それに付随する費用及び関連イベントに使用することに賛同する方を募り、本市の木であります桜の保護・育成を目的に運営委員会を立ち上げられております。去る12月6日に第1回の菊池さくら基金運営委員会が開催されております。委員会には本市関係課職員が委員となっておりますので、今後委員会の中で行政の役割についても検討が進ん

でいくものと考えております。

平成23年度に、市民参加型のワークショップが開催され、今後の桜の植樹のあり方と城山公園の立地を生かした有効利用を図るための菊池公園城山地区再整備基本構想が策定をされております。ご指摘のように、市内には国道387号線の花房坂の桜を初め、古木となって傷みや倒木など更新が必要な桜も多く存在し、今後の対応が求められているところでございます。

また、本市には数多くの桜の名所も点在しており、菊池公園だけに限らず、有効な整備でその演出を図ることは、本市のイメージを大きく向上させ、市民意識の高揚と、ひいては農産物の販売や観光産業への好影響など、大いに期待できるものと考えております。

しかし、一挙に整備することは難しく、徐々に進めることが必要であることから、計画を立てておくことは非常に重要なことであると考えております。

桜の整備につきましては、民間と行政が共同で事業遂行することがもっとも有効であると考えますので、計画図の作成やPR等のサポートについては積極的に今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光サポーター制度につきましては、現在、菊池さくら基金の中で、菊池さくらサポーターを年会費1,000円で募集される予定でございます。このサポーターは、桜に関する調査活動のみならず、各種イベントに関する応援隊としても活動することになっております。この菊池さくらサポーターの制度を充実させ、菊池の観光を担うグループとして活動され、民間主導のイベントが開催されれば、地域活性化に大きく寄与するものと考えております。

なお、今後の取り組みにつきましては、先進事例等を参考に、各種イベントや四季折々の風景など観光情報をメールで配信できるように、会員登録制度の創設や菊池ファンづくりのための有効な取り組みについて、観光協会等関係機関と連携をして検討してまいりたいと考えております

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 平野部長がおっしゃったように、やっぱり計画が大事だというふうに思います。本当に菊池市全体をトータルコーディネートして、例えばどの地点には何を植えるという、杭一本ずっと打っていくとか、そんな作業までやっていくべきかなというふうに思います。また、菊池市全体の鳥瞰図として捉えて、四季折々にどのような風景になるかという、その完成したものを市民の前、菊池のファンの前に示すことによって、初めてそのことを成就させるためのサポーターが生

まれてくるというふうに考えますので、そのことに対しては全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、観光都市宣言を目指す考えはないかということでもありますけれども、今まで観光振興に対していろいろと申し上げましたが、ある意味ほんの一部の部分なんですけど、私は何も観光業者を守れとか、観光に湯水のごとく予算をつけろという話をするつもりはさらさらございません。私が申し上げたいのは、観光という産業を利用して、菊池市全体の産業育成ができないかということでもあります。日本はバブル経済崩壊以降、一般的に言えば20年にわたる円高やリーマンショック等で経済が低迷をしているという状態です。ならば、この菊池市における状況も、それらの要因だけで低迷をしているのかということでもあります。確かに誘致企業等は大きな打撃を受けているでしょうが、既存の産業については、それだけではないのではないかというふうに考えます。現在、約5万人の域内経済の消費動向自体が大きな変化をしているからではないかというふうに考えます。この菊池市を考えると、30年から40年前までは、菊池郡市や近隣町村から多くのお客さんが訪れて、適正な価格で商いを営むことができました。当然、生活は成り立ち、その租税を基にインフラが整備をされ、そこに新たに産業・医療・施設等ができ、繁栄を続けてきました。しかし、今日では合志、菊陽、大津など、熊本市隣接の市町がベッドタウン化に成功し、さらには企業誘致にも成功して、定住化と新人口の受け入れに成功をしております。それに伴い、インフラの整備が進み、大型店舗等も進出をして、菊池市民の消費動向が昔とは全く逆の構図になっているというところがあります。いわば現在の5万人人口、この状況を打破しようとするならば、一つにはやはり新たにできる川辺の工業団地や田島の工業団地に企業誘致を成功させて、雇用と定住の促進をするということであると思います。いわば現在の5万人人口以外の外貨を獲得して、外需を内需に転換するというしかないというふうに考えます。私はその一つとして、観光を利用するべきというふうに考えます。菊池温泉の宿泊者はピーク時約40万人、現在13万人です。日帰りは統計調査の変更等がありますので、純粋な数は未定ですが、それでも370万人から300万人に減少しております。まずはこの交流人口を元に戻す施策ができないか。市長が考案された「しゃべるくまモン」非常に順調です。初回2,000個、次に3,000個以上の追加が決定していますが、合計で5,000個ですね。これ定価が2,940円ですから、大体粗利3割と考えたときに、5,000個で約440万円の収益が見込まれるわけなんですけど、仮にこれがもし観光客ピーク時であって5万個売れるとしたならば、そのときは大体約4,400万円、さらにほかの物産品の波及効果も考えれば、約1億円程度の外貨が獲得ができるということでもあります。交流人口を限り

なく広げることは、菊池地域の消費キャパシティを広げる役割を担うものというふうに確信をしております。当然、このバックボーンには、蒲島知事が平成20年12月、「ようこそ熊本観光立県」の条例の制定や推進計画、またそれに伴い小山薫堂氏の観光振興にける活躍があるわけですが、チャンスをつまめるには、機を逃してはならないというふうに考えます。既に、市長は自らそれを実践しておられる。その動きをもっと活発化して、そして地産地消を絶対条件として実践して、そのことがなし得られたときに、私は初めて米や野菜、牛乳、牛・豚肉等の農産品、または間伐材利用の製品、その他自分自身で自分が生産した製品に付加価値をつけて売ることが可能になるのではないかというふうに考えます。これが6次産業への転換であり、今までの大量生産、大量出荷というトン産業からキロ産業、グラム産業、きめ細やかな産業の転換にもシフトできるのではないかというふうに考えております。当然、トンとしての出荷も、それは続けなければなりません、キロ単位、グラム単位で販売することによって、より付加価値が高い売り方ということは可能ではないかというふうに考えております。既に、この菊池市でも、米60kg、いわゆる1俵を3万円から5万円で売っておられる個人の農家の方もおいでなわけですから、ほかの製品に対してもうまく転換できればというふうに考えます。湯布院や、例えばそうですね、小国のそば街道、1人前3,000円から5,000円のステーキや、そばにしても一人前2,000円とかいうものがどんどん売れるところを手本としながら、できればこの菊池をチャンスが実現できるまちとして再生を目指すべきと考えますが、執行部としてのお考えをお答えいただければというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 樋口議員のほうから観光について具体的にお述べをいただきました。いわゆる菊池市の定住人口が減少していく中におきまして、特に観光を中心とした交流人口を増やしていかなければならない。常々そういった思いを持ちながらも、なかなか時代の今の姿・形におきましては、人口が減少し、そして高齢化が進み、少子化が進んでいくと。そういったことを考えますときに、観光というのが非常に厳しい現実さらされていることも、現実の今日の課題だと思えます。

そういった中で、菊池市が、特に農林畜産物とした1次産業を中心として、これの消費の拡大というものは第3セクターを初めとして地元の商工業の、商業の皆様方に大変お世話になっておりますが、これをまた追い打ちする形で、行政のほうで消費の拡大というものは中小企業基本条例に基づきまして、いろんなことにつきましては食材等の一つ一つについても地元産を使うようにということやってきてい

るわけであります。特に観光につきましては、述べられましたように、国の大きな施策としてこの雇用に大きな影響を与えると。あるいはまた経済的に非常に付加価値が高いということもあって、ご案内のとおり、ディスカバリージャパンということで、特に国内産業、国内の観光は当然でありますけれども、国外からお客様を大きく招いていかなければならないということで、国外、とりわけ東アジアに向けての戦略というものが政府のほうで打たれているということでありまして、それを先取りする形で菊池市は、特に交流都市であります中国あるいはまた韓国との交流を深めてまいりまして、韓流ブームを先取りする形で、菊池市には韓国の方々が多数お見えをいただきました。しかし、その時々ごとにいろんな竹島の問題であったり、尖閣の問題であったり、あるいは口蹄疫であったり、インフルエンザであったりということで、中断する形がありましたけれども、先ほど述べられておりますように、国と国との形はいずれにいたしましても、それぞれの地域地域におきまして、盟約を結んだ交流都市としての気脈というものを、また続けていかなきゃならないということで頑張っておりますが、それが少しずつやっぱり広がりを見せて、観光客の入り込みというのは、また元に戻ってきているという状況であろうかと思えます。

特に観光については、この先進であります熊本市、県内では熊本市が熊本城に代表されますように、歴史的な文化遺産を核としました城下町としての、一つの魅力ある観光都市を目指しておられますが、その中でこの将来の熊本県の観光の中心地であります政令市熊本市の姿というものを私たちは直視しながら、この町を見本として、今菊池市も、また熊本県観光の一翼を担うという形で、菊池温泉であります名湯百選、あるいはまた名水百選の菊池溪谷、さらには桜でございました、今お話がありました「さくら基金」を中心としてサポーターをつくっていただくということで、大変ありがたいことですが、そういういろんな地域の皆様方、市民の皆様方の支えによりまして、観光産業というのをやっぱり大きく伸ばしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。いずれにしても、この菊池を訪れた皆さん方が菊池に来てよかったなということで、再びこの地を訪れていただくようなリピーターとなっただけということについては、何をいってもやっぱりインターネット時代ではありますけれども、口コミというのも最も大事なことはないかなと。一つの評判になりますと、今の「おしゃべりくまモン」の話もありましたけれども、いろんな諸会合に行きまして、100人おられれば100人のうちもう80人ぐらいの方々がおしゃべりくまモンのことを知っているということをおっしゃってまして、そんなことですので、観光もそういう視点に立って、今後しっかりとこの行政として市民の皆様方、観光関係の業界の方々、そして観光協会の皆さん方、連携を深めていながら頑張っていかなければならないと、

このように思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 先日、ネットで魅力ある観光地の3つの要素というのが挙げられていましたが、1つは季節ごとの変化はどのようなものがあるか、2つ目に地元人と観光客の交流がどのような形で可能か、3つ目が新しい物事を生み出せる土壌があるかというふうに書いてありましたが、私はこの3つを菊池市は実践することができるというふうに考えています。とりわけ2番目の地元人と観光客の交流というのが、この機会が増えれば増えるほど、ビジネスチャンスが生まれるというふうに考えています。菊池という地域ファンを増やして、その交流の中に人と人との信頼が生まれ、その信頼を基に、それぞれの商行為が活性化をします。そんな取り組みができればいいなというふうに考えております。昨日、北田議員さんの話をちょっと聞いておりました。自分のところの温泉施設でつくった野菜を売るということで、やっぱりこれはつくってすぐだから売れるんだよというお話もお聞きしました。いろんな物産館でも野菜を売っているわけですが、物産品を売するために人を集めるのか、人が集まる場所で物産品を売するのか、どちらとも考えようはあると思うんですが、物産、3セク施設も、当然赤字じゃだめなわけですから、利益を上げることに必死なんですけど、例えば生の野菜だけが売れなければ、田舎のおばあちゃんの漬物とか、そういうものを優先的に置いていくとか、一時期は収益が落ちるかもしれないけど、施設の利益だけを考えるのではなくて、そこに住む人たちの利益を最優先に考えられる、そんな施設ができればいいなというふうには思ひます。

今日の状況からいけば、残念ながら私たちだけの力で日本のGDP国内総生産を上げることはできないというふうには考えますが、私は地域内の総生産を上げることは可能であるというふうに思ひしております。地域間の競争に勝ち、交流人口を利用して5万人経済を10万人、20万人規模の消費が望まれる、そんなまち、そんな菊池市の将来を切望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○
散会 午後2時45分

第 4 号

1 2 月 1 2 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成24年12月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

○
欠席議員（なし）

○
説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	雲 田 哲 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 課 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
代表監査委員	宮 川 貞 雄 君
監査事務局長	大 塚 茂 幸 君

○
事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

坂井正次君。

○19番（坂井正次君） おはようございます。12月6日の本会議におきまして、決議案第4号に対する私の賛成討論の中で、一部不穏当発言がありました。お詫びをいたしまして、議長におかれましてはしかるべき処置をとっていただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不穏当発言などがあつた場合には、善処したいと思います。

ここで、議長より申し上げます。

発言にあたっては、無礼の言葉、誤解した発言、他人の私生活にわたるような発言はないようにお願いします。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） おはようございます。通告に従いまして質問を始めます。

最初に、税の賦課徴収についてお尋ねをいたします。

市町村アカデミーという名前は、私ども議員にもなじみのあるものでありますけれども、その大塚康男客員教授という人が平成22年に発刊された「債権管理術」という本のはしがきの中に次のような記述があります。

税等に滞納が発生した場合にも、強制徴収や強制執行等で処理することが自治法240条及び同施行令171条等で定められていたにもかかわらず、必ずしも実施されていたわけではなく、単に不納欠損で処理されていた事例が多く見受けられていました。今日ではそのような状況は許されなくなってきました云々、とありますけれども、これをもとにお尋ねをいたします。

地方税法では、納税者の災害や病気や事業の廃止等の事情によって、納税の猶予や分割納付等ができるようになっていきます。この法の定め以外に、一般の債権管理のようにいわゆる裁量権が市長にあるかどうかお尋ねをいたします。

2つ目、市税滞納処分の手順の中で、23年度差し押さえた件数及び換価した金額があるとするならばどれほどであるかお尋ねをいたします。

次に、代表監査委員にお尋ねをいたします。23年度決算審査意見書の中で、不納欠損処分事由の内訳の中で、その他の事項が件数、金額とも大半を占めております。その理由、説明できるものであれば説明をお願いいたします。

2つ目、同様に不納欠損処理の中で、国保税には処分事由の表記がございません。法の定めによるものかどうかお尋ねをいたします。

以上、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。森議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの市長の裁量権っていうのは徴税吏員のことだと思いますけども、そのことに基づいて答弁させていただきます。

市税の滞納処分に関しましては、税務行政に与えられました質問調査権により得られた情報を総合的に判断して、強制執行を行っておるところでございます。延滞金につきましては、地方税法第15条の9及び第20条の9の5により延滞金の免除や、災害等の場合には本市に設定しております菊池市税に係る延滞金減免の取扱要綱に基づき減免するものであり、徴税課の職員が個人の裁量で行うものではございません。

2点目の平成23年度における差し押さえの滞納処分の件数と差押額をご報告いたします。不動産のほかに給与、預金、生命保険等の債権を差し押さえておりますが、件数といたしまして462件、差押額として4,025万8,000円あります。その差押額につきましては、税の滞納に充当しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 森議員の質問にお答えします。

平成23年度菊池市一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書におきます一般会計歳入の市税の不納欠損処分事由のその他でございますが、これは地方税法第15条の7第5項及び第18条第1項に係る分の不納欠損でござ

ざいます。これらは、財産なし、生活窮迫、所在不明の理由により差し押さえなどをしないという執行停止を決定した場合、この状態が3年継続すると納付義務が消滅しますが、この3年を経過する前に法定納期限の翌日から起算して5年の時効を先に迎えたため、徴収できないことが明らかとなり、不納欠損処分がなされたものです。

次に、国民健康保険事業特別会計におきます国保税の不納欠損につきましては、件数が289件、金額が6,380万7,610円です。この内訳としましては、第15条の7第4項に基づき、執行停止後3年経過により不納欠損処分されたものが62件の1,362万3,045円です。さらに、執行停止中に5年の時効を先に迎えたために不納欠損処分されたものが227件の5,018万4,565円でございます。

なお、国保税の不納欠損につきまして、その内訳の記載をしていない理由としましては、特別会計におきましては不納欠損額のみ記載をし、不納欠損処分事由を示す内訳は簡略していたものでございます。しかし、質問にもありましたように次年度からは金額だけでなく、処分事由も示す内訳を記載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問をいたします。

国保税の重税感は、多くの方が認めることと思っておりますけれども、その裏づけとしまして不納欠損処理額の増加があります。平成22年度は4,300万円、平成23年6,300万円、やがて億の単位に迫りつつあります。この状況を市としてはどういうふうに見え、どう考えておられますか、お尋ねをいたします。

2つ目、議会の検査件について尋ねます。今、税情報の非開示あるいは公務員の守秘義務、あるいは個人情報保護という点で、議会においても税に関することには触れないような雰囲気になっております。

そこでお尋ねをいたします。決算委員会においては、滞納者または不納欠損処分対象者等の書類や資料を、納税者の利益を不当に損なうことのないよう配慮しながら要求できるというふうに見えますけれども、市としてはいかがですか、お尋ねをいたします。

併せまして代表監査委員にお尋ねをいたします。法の定めでは、議会は監査委員に対し、本市の事務に対し監査の請求ができるようになっております。当然、その事務には出納及び出納に関する事務も含まれるものと思っております。そうであるなら、

議会の請求があれば市長や議員の税の滞納の有無や不納欠損処分の状況等を監査し、報告することができるか。できると思いますけれども、できるかできないかお尋ねをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） まず不納欠損処理について答弁いたします。

不納欠損処理につきましては、地方税法第18条第1項の消滅時効と、地方税法第15条の7執行停止の要件がございます。現状では、執行停止の要件に該当するの可否かを十分に調査し、その執行の停止が3年間継続したときに不納欠損処理を行っております。先ほど議員がおっしゃいましたように、平成23年度の国保税の不納欠損額は、6,380万7,610円でございます。

執行停止の要件といたしましては、財産がない、所在不明、生活窮迫で担税力がない方としております。国保税の過年度収納率の低さに関しましては、長引く景気の低迷による会社の倒産、失業者の増大、納税者が年度内納付が間に合わず、新たな年度の税負担に強いられている方々が増加しているのが原因でございます。今後も、財産調査を積極的に行い、粛々と滞納処分を進めていくことが重要だと考えております。

続きまして、税に関する情報に関しましては、一般的な守秘義務を規定した地方公務員法第34条に加え、地方税法第22条でさらに強い守秘義務が課せられているところでございます。決算特別委員会等で市議会に提出できる文書の範囲に関しましては、決算額、不納欠損額、収納率といった統計的なものに限られると思っております。個人の特定の恐れがある税情報に関しましては、税務行政にかかわる部署以外に持ち出すことは許されるべきではないと考えております。

特別職と市議会議員の皆様に関しましては、市税の納税に関しましてはより厳格さを求められており、9月の定例市議会において政治倫理条例が制定されておりますので、納税証明書等で確認されることだと思われま。個人の税に関する情報が含まれる文書は、地方税法、個人情報保護の観点から公にすることはできないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 再度お答えします。議会の監査委員に対する要求監査につきましては、地方自治法第98条第2項に規定があり、当該地方公共団体の事

務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができると思います。しかし、監査できるのは事務の執行に関する監査であり、市長や議員個人の納税状況につきましては、個人情報の観点から監査になじまないものと判断されます。

また、監査委員には地方自治法第198条の3第2項の規定により、職務上知り得た秘密を洩らしちゃならないとの守秘義務があり、個人が特定される納税状況につきましてもこの秘密に該当するものと判断され、市長や議員個人の納税状況を報告できないものと判断されます。

なお、議会の要求監査につきましては、議会の議決を必要とするものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今、自治法の98条の1項と2項について検査権と監査請求権の話をしたわけでありましてけれども、いずれも公開はしないという前提のもとについての私の質問でありました。ですから、法の実例の中には、納税者の損失にならないように配慮しながら検査をすることができるというふうに書いてあったと思いますので、一部市民環境部長のお答えの中にはなるほどというところもありますけれども、そうではない部分もあったということ踏まえて、最後に市長にお尋ねをいたします。

初めに述べました大塚教授のはしがきの続きに次のようにございます。

市税の滞納者に差し押さえるべき財産があり、容易に強制徴収等が行えるのにかかわらず、首長等がこれを実施しなかったために市税が消滅時効となり不納欠損として処理される場合などにおいて、公金の賦課徴収を怠る事実の住民訴訟が増加してきている云々、というふうにあります。

そこで市長にお尋ねをいたします。昔からの税務の流れとして、賦課徴収を怠る事実該当するようなことはございませんか、お尋ねをいたします。

2つ目、市長も含めて今もお話がありましたように、議員は来年から納税状況を公表する旨を政治倫理条例に追加をいたしました。しかし今まで質問してきましたように、滞納や不納欠損処理にかかわる件は、過去にさかのぼるものでございます。過去をほじくるなという意見もありますが、私は議会の監視権という立場を固めるためにも、市長のリーダーシップを強めるためにも滞納の有無問題を明らかにすべきと考えます。市長のお考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 森議員のお尋ねにお答えいたしたいと思っております。

税の賦課徴収につきましては今、部長のほうから答弁いたしましたとおりでございまして、とりわけ徴収という立場におきましては、資産があるなしということで3年間徴収がやはりできないという、その背景には無資産の状況になっておるといふ状況であれば徴収できないというのが原理的なものだと思っております。

また、さかのぼってこの未収があるかどうかというのは、既に時効的なものになって賦課徴収を法的強制的なものをやろうとしてもなかったということであれば、これはもうその過去のことで処分しなければならぬし、処分されていると。ただ、そういったことが再びまた起こらないように常に納税者の皆さん方に対して、収納をよろしくお願い申し上げてまいりますけれども、やはり今の非常に厳しい状況の中ですから、あらゆる税におきまして国保税を中心として、納入が厳しくなってきたという現実がありますから常にそういったことについて、怠ることなく税徴収に頑張っていかなきゃならないと思っております。

また、徴収可能であるにもかかわらず、市長なりまた行政の一部におきましてそれを徴収を免除するという、そういったことはあり得ないことでありますし、過去にあってもなかったというふうに記憶いたしております。今後ともに税につきましては真剣に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 議員同士の活発な税論議はありますけれども、市長のコメントというのは今までもあんまりないような思いますので、今後も強いリーダーシップを発揮されますようお願いいたしまして、次の質問にまいります。

ローカルな話で申し訳ございませんけれども、合志川護岸の復旧についてお尋ねをいたします。私の地元、泗水町住吉地区は、合志川の両岸に集落が位置しております。この夏の豪雨により、私も初めて経験するような大きな被害を受けました。堤防の崩壊、堰の破損、道路路肩の崩れ等の応急的な手立てはされておりますけれども、まだ交通規制が続き、本格復旧は手つかずのままです。地元住民も早い復旧を望んでおりますので、以下お尋ねをいたします。

1つ、住吉地区の東小学校の通学路は、住吉東西線といたしますけれども交通止めとなっております。復旧の見込みはいつごろになっておりますか、お尋ねをいたします。

2つ目、富納堰の一部損壊により、住吉橋付近の泗水中央線も通行止めとなって地元の方々は非常に迷惑をしております。復旧の見込みはどうなっておりますか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それではご質問にお答えいたします。

住吉地区から泗水東小学校の通学路となっております市道住吉東西線につきましては、県管理の合志川左岸堤防上にございまして、その堤防が議員がおっしゃいましたように7月12日の九州北部豪雨によりまして被災しましたために、現在通行止めとなっておりますところをございます。復旧の現状につきまして、県のほうに確認いたしましたところ、同箇所は復旧のためにただちに国へ被災報告を行っており、災害復旧工事の申請に必要な測量・設計業務を実施し、10月に国の実施査定を受けたところをございます。本箇所は、通常の災害復旧事業に加えまして、改良事業をプラスした災害関連事業といたしまして取り組まれておるために、現在、最終的な国との手続きが進められており、終わり次第復旧工事に着手すると聞いておるところをございます。

また、市道泗水中央線についても、同様の手続きが進められておりまして、同箇所につきましては、富納堰及び市道の復旧工事とそれぞれの管理者との協議調整中であり、その協議が整い次第復旧工事に着手すると聞いておるところをございます。

皆様にご迷惑をおかけしておりますのはわかっておりますので、市といたしましても早急に着手・完成に向け、県に強く要請をしまいたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 市のみでは当然できない事業でございますけれども、ひとつ地域の迷惑も非常に限界にきておりますので、早急に対処されますようお願いしまして次の質問に入ります。

今の東西線の流れの中で、市道の拡幅と樋門の改修についてお尋ねをいたします。

地区の雨水が集中する住吉川隅線沿いの排水樋門が老朽化し、豪雨被害の原因となっていること、あるいはその樋門が市道に突き出る形で非常に危険であることから、早くから市道拡幅の要望が出されておりました。9月補正の中で、この工事についての話が出ておりましたけれども、その工事の見込みと拡幅の予定についてどうなっておるか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 市道住吉川隅線につきましては、排水樋門が設置されてい

る付近の道路幅員が特に狭く、見通しも悪く、車両通行や児童の通学路としても危険な状況にありますので、今年度におきまして局部箇所道路拡幅工事と、道路拡幅に支障となります排水樋門の改修を併せて行い、区から出されております降雨時の排水能力向上の要望に応えるものでございます。工事につきましては、1月に発注いたしまして3月までには工事を完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今、部長、局部箇所の拡幅というなお話でございました。この住吉川隅線といいますのは、先ほどご答弁ございました住吉東西線につながる道路でございます。路肩も軟弱で舗装も大分傷んでおります。せつかくならば東西線までつながるような拡幅工事をお願いしたいというのが地元の要望でもございます。今の話では樋門、局部的な拡幅ということでございました。その先の延長のわずかばかりの長さでございますから、同時にというふうに私たちは思っておったわけでありませけれども、いかがでございましょうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問につきましては、今回の工事を実施いたしますところから先の合志川護岸までの道路につきましては、現在のところは計画はございません。今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今後検討されるならば、ひとつよろしく考えていただきますようお願いして、次にポケットパークのことについてお尋ねをいたします。

よくない評判が多ございますので、ポケットパーク私も4回ほど見て回ってみました。そのうち1回は市民広場の足湯も含めまして、それぞれに自分で入ってみました。11月下旬から、昨日も合わせますと4回見たわけですが、そのうちほとんどお客さんはございません。切明ポケットパークに地元のご婦人らしき人が手を温めておられる姿を一度見たきりで、私が回った時間は昼過ぎでございましたから時間もあろうかと思っておりますけれども、まずお客さんはいなかったというのが実際であります。ただし、市民広場だけは4回のうち4回とも3名から4名、多いときは5名ほど利用されておりました。それらの経験を踏まえて、お尋ねをいたします。

切明、横町それぞれのポケットパークの事業費、どのようになっていますか、お尋ねをいたします。

2つ目、維持管理の仕組みと費用についてお尋ねをいたします。

まだオープンして8カ月でありますけれども、3つ目、利用者の見込みと利用者の見込みといたしますか、計画された段階での見込みと実績、どのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それではご質問にお答えいたします。まず最初に建設経費でございます。実施設計が379万7,459円。切明ポケットパークの用地購入費といたしまして1,176万4,370円であり、また横町ポケットパークの用地購入費が822万4,465円となっております。

また、工事費につきましては、足湯の泉源井戸改修工事が682万5,000円、切明ポケットパーク整備工事が3,398万9,275円、横町ポケットパーク整備工事が3,268万6,305円、足湯温泉管施設整備工事が1,659万円となっております。また、配電工事のほうは45万7,365円、工事に係ります監理委託のほうは217万2,250円となっております。総額で1億1,650万6,480円でございます。

この財源の内訳としましては、総額の事業費の約40%でございます4,600万円につきましては国庫支出金でございます。また、それ以外の約95%につきましては、合併特例債の対象となっております、その充当額が6,700万円となっております。その残りの5%につきましては、一般単独費といたしまして約350万円となっております。

次に、維持管理についてでございますが、内訳は、消耗品費と清掃管理委託料となっております。24年度は当初と、初めてのことでございますので見込みといたしまして、トイレトペーパー等の消耗品代が13万円、光熱水費といたしまして1年間の見込みで電気料が35万円、水道料が7万5,000円、下水道料が32万円、清掃管理業務委託料が146万7,900円となっております。合計の235万円程度がかかる見通しでございます。

足湯、トイレ以外の公園の清掃に関してでございますが、地元の皆さんが定期的に協力をいただくということでございますので、今後菊池市ボランティアサポートプログラムの推進事業実施要綱に基づきました協定の締結を行い、市民の皆様と行政が一体となった清掃活動等を展開いたしまして、管理費用の縮減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、利用者の見込みと実績についてでございますが、切明ポケットパークにおきましては、菊池プラザや市街地の玄関口でございますバス事業所などがございまして、待ち合わせの場所とかに利用されたりしております。また、中央病院につきましても待ち合わせ等もされているような状況でございます。

また、夏場におきましては、親子や子どもたちが水遊びをする場面もございました。横町のポケットパークにおきましては、地域住民の皆さんや保育園児の散歩コース、菊池高校の高校生たちの語らいの場としていろいろ利用されているところでございます。ただ、利用者の数につきましては、統計はとっておりません。

それぞれ夜間時のライトアップにより、地域の住環境の向上及び地域のシンボルとしての公園といたしまして、その効果を演出していると思っております。

また、本ポケットパークの建設につきましては、市街地の活性化にも寄与することも目的の一つといたしておりますので、市民の皆様にも多様にこのポケットパークを活用していただきまして、有効活用を図っていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） つくられた上は上手に活用しなくちゃならないと思います。しかし、市民広場の足湯に入っている中で、市民の方々と話をしたわけでありましてけれども、「幾らかかったか知らんけれども、ポケットパークの足湯に使うお金があれば、こっちのほうをもう少し整備していただきたいかった」というような声がいっぱいございました。市民広場の足湯は、やっぱりよく利用されているっちゃんふうに思いました、自分も入ってみてですね。

今から先は市民広場の話でありますけれども、「北風が吹いて寒いからひとつ風よけを冬場の間だけでもつけてくれんか」とか「あそこに丸石が置いてあるけれども、危険だからあれをよけてくれんか」とか、「せっかくなればもう一つこのくらいのをつけてくれんか」と、「旅行者のためにはひとつ足を拭くふきんあたりも準備してくれたらいいのにな」という旅行者の方の声もございました。

いちいち入ってみて話をしますとですね、「なるほどな」というふうに思うわけであります。ですからどなたがどう担当か私もわかりませんが、切明、横町あたりに担当部署の係の方々はちょっと入ってみられてですね、この後どう改良した方がいいのかぐらいは検討されたほうが良いと私は思います。

市独自の財源はあんまり使うちゃおらんからというお考えかもしれんのですけれ

ども、市民の立場からはそういうことは関係ないわけでごさいます、「使い勝手が悪い」「やっぱりこのお金をどっかに違うほうに使ったがいい」という話が出ておるのも事実でごさいますから、行政の視点ばかりではなくて、どなたの議員さんもおっしゃるように住民の視点で反省と検証をしていただくなればと思います。

建設部長、それぞれお考えと思ひますけれども、切明はですね、車が行き来してどうもゆったりと足湯に入つとるような雰囲気ではごさいません。何か手立てが必要じゃないかと思ひますし、横町はですね、いつか自分が入つてみるとき入り口もなかなかわかりませんでしたし、いざ入りますと鉄の枠がぐるぐる巻いておりましてですね、動物園か何かに入つたような感じが私にはしたわけでありまして。いろいろ思ひ思ひあろうと思ひますけれども、いかがお考えですか、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 今、森議員よりいろいろご質問、ご指摘がございましたポケットパークでごさいますけれども、私のほうもおっしゃいますように一度当然入つておるところでごさいます。その中で、このポケットパークにつきましては、基本的には地域住民の皆さんの憩いの場として、また、徒歩で回遊する観光客並びにまちに来ていただいたみなさんを対象としたところでごさいます。

議員ご指摘の横町のポケットパークにつきましては、ガードパイプ等が長く設置されておりまして「入りづらいのではないか」、また「檻みたいではないか」というご指摘でごさいます。当初、地域の住民の皆さん方とですね、ワークショップ等の話し合いを繰り返したところでごさいます。一つのシンボルとしてアートポリスの流れで建設をしておるところでごさいますけれども、横町につきましては集いのための緑の公園というところで、だれもがどこからでも入りやすい公園として当初はイメージをしていたところでごさいます。その後、住民の皆様方にこの案を紹介するに当たりまして、いろいろなご意見が出てきたところでごさいます。敷地の道路が角地でもごさいますし、プライベート空間が守れて、子どもの飛び出しなどの事故への方策も考えてほしいという要望がございました。それを受けまして、緑豊かな公園及び個人の時間と空間を大切にするために今のような形になったようなところでごさいます。

切明につきましても、当然目立つところではごさいます。逆に言いますと、一つそれはねらいでもございましたわけで、菊池が温泉地であるということも知らしめるための足湯でもごさいますし、手湯でもあるというところでごさいます。地域の住民の皆様が利用されるのに本当に今後も利用されやすいようには考えてまいり

たいと思いますし、その意見を踏まえて改良できるべきところにつきましては、改良をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） これも最後には市長にお尋ねをいたします。切明のポケットパークは市長の近くでございます。昨日ちょっと見ましたところですね、あそこは足湯ばかりではなくて両脇には井手の水を汲み上げて、水の遊び場もつくられておりますが、井手の水ということで昨日は濁っておりました。真っ黒じゃございませんけれども、泥が浮かんでおったというような状況でございますから、所期の目的といたしますか、あそこで子どもたちが遊ぶとするならば何か手立てをせにゃいかんと、このように思いますので、両方横町も併せましてですね、市長に悪い評判が耳に入るとるのかなと、このように思うわけです。なかなかストレートに市民の意見が市長に届いておるのかなということを思いました。その切明・横町、そのポケットパークについてどういう評価を市長は持っておられるのか、お尋ねをいたします。

併せましてですね、先ほど言いましたように市民広場の足湯はとても評判がよい。しかし、改良すればなおなおよくなるというふうな感想を持ちました。ただ、あそこは市の直接の管轄ではないというような話も聞いておりますもんですから、どこにどうあれかわかりませんが、そういう話があるならば市長がリーダーシップをとられるべき事案であろうと、このように思います。

2つ併せまして、いかがお考えかをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市に対するお尋ねでございますが、今の市民広場の足湯につきましては、市の直接のことではございませんで、民間の若い方々が力を合わせながら足湯の小屋をつくっていただきました。それから数年の歳月が流れておりますが、足湯があってもなくとも人が集まる場所であるというところで、そういう意味で時間の待合ということも含めまして、ご利用される方が多いというふうに思います。

また、一面におきましては、当初におきましては非常にホームレスの方々があそこにお風呂代わりに入られるというようなことがありまして、非常に不評をかった時期もありましたが、今ではその姿はあまり見ることもありませんし、声もないようでございます。うまく足湯というのが広く市民の皆様方、そして観光客の方々にもご利用いただいているということでよかったなと思います。

足湯というのについては、まちづくりの一つの核をなすものだとしてご提案をい

ただいたところでありますが、私もイメージ的に菊池観光ホテルさんの足湯、それから笹乃家さんの足湯、市民広場の足湯、足湯の町菊池といったイメージもあっていいのではないかなという中におきまして、この3つの足湯の計画がスタートしたところでありますが、やはり上町についてはこの問題があるんじゃないかといったご意見もありまして2つになりましたが、トータル的なイメージを持ってこの設計コンペというのがなされたものだったと思っております。

横町につきましては、住民の方々も少ないし、通行の方々も少ないということもあるでしょうけれども、菊池高校の生徒さんがよく寄ってるようだとか、子どもたちが寄ってるようだとか、地元の方が使っておられるといった話は聞きます。やはりこれは緑を基調とした公園的なのということで作られているという、そこにまず個人の和んだ時間というのに、外から見られたくないといったのもあったでしょうし、飛び出しの危険防止ということもあったでしょうし、そういういろんなもろの中において構想と計画がされてきたというふうに聞いておりまして、何だろうっていうのも私も率直に思いました。トイレを見てみればまたトイレの中にびっくり仰天といった感じでありまして、やっぱりアートポリスというのが、やはり時間をかけて残し得るものがあるとすれば文化しかないといったことを、私の記憶としては鮮明に細川知事が言われてたことを思い出しておるところでもあります。賛否両論何ごとにもありますが、このアートポリス構想についても賛否両論あるようではありますが、広くこの内外に、特に外国の方々からもアートポリス構想についてはすばらしいという評価があるということで、外国からの視察もあってるということで、県内外においても、そういうアートポリスについてこの熊本を見に来るというのがたくさん出てきているようでございます。

利用者の数につきましては、私が今ご指摘ありましたように切明のすぐ近くであるということもありまして、家族で足湯に足をつけておったこともありました。ただ、もう寒くなってきたんで特にこの最近というのは非常に姿を見ることが少なくなってきたておりますが、これまでにおいては、非常に朝の目覚めを促してくれるのが子どもたちのそれこそこの足湯における、あるいは水に対する遊びの音がたくさん聞こえておりまして、いつぞやは数えてみたら一番多いときは18名同時利用がなされておりました。やっぱり若いお母さんと子ども、それからお年寄りの方々が新聞を読みながらとかといった姿を見ておりまして、やはり目につくから来られるんだなと思っておりました。ただ、言われるように、この駐車場というのがないということについては私も聞いております。

それからトイレについては「ありゃ何だ」といったことでびっくりしてトイレがあることを気づかれないという方々もおられました。だからトイレの案内板、それ

から飛び出しが危険だということも言われましたし、また今は飛び込んでくる自動車がワンペダルがあればいいんですけども、飛び出して歩道に乗り上げてくるというそういう危険性もあるということで、最近になってこの設計者の同意を取らなければ変更できませんので、設計者の同意を得て設計者のほうの企画によって今、ガードをつけております。それもやはり見える姿というのはやはり見えた方がいいということのようですが、いろんなご意見がありまして、「あそこでゆっくりしたいけれども、通りの人たちから丸見えになってしまうから何かあそこにもって見えないようにしてくれ」という声もあることは承知いたしております。

ただ、やはりスタートして1年もまだ至っていませんので、状況を見ながら変えていかなきゃならないのじゃないのかなど。寒い時期に果たしてどうかと思いますし、また逆に言ったら暑い日の日差しの強いときに足湯というのは果たしてどうかと両面あります。利用者のこもごものお考えがあると思いますので、状況をしばらく見ながら判断していかなきゃならんのかなどと思います。改修する必要性がこの市民広場の足湯を含めてあるとすれば、十分その辺は検討させていただいて取り組みたいと思っております。

また、工事費用については先ほどおっしゃっていましたように、費用がかかるかからないということではないんですけども、非常に有利な財源があったということで、全体の中において1億円に対して約500万円程度しかお金が、500万も出してないんですかね、ぐらいで真水でそのくらいしかないということで、土地のお金は1千何百万も出しているわけですから、土地をただ買っただけと側面言えばそうですし、また一面においては「公衆トイレが少ないよ」というご指摘がこれまであっておりました。2カ所町の中にトイレをつくったという側面で見れば、またそれも一つの効果ではないのかなど。多面的に見ていかなければ直ちに費用対効果ということで表しにくい部分もあるということで、しばらく時間を貸していただければなどこのように思います。

○9番（森 清孝君） ポケットパークにおむつ換え台というのも備え付けてありますけれども、使われた形跡はないなというふうに見てまいりました。

一方では、差し押さえをしながらも税を集めるわけですから、自主財源が少ないからといって行政の立場ばかりではなくてですね、もう少し市民視点に立った熟慮された事業を展開していかれるように指摘をしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時49分

開議 午前10時59分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 議席番号5番水上彰澄です。通告に従いまして質問をいたします。

今回は、進捗状況だけをお聞きするわけですが、まず初めに堆肥舎の件についてお伺いします。繰り返すようではありますが、9月の一般質問で菊池郡市2市2町は、JA菊池であるということは言うまでもございませんが、合志市、大津町、菊陽町においては堆肥舎においては固定資産税が100%減免であるということは、先般9月の定例会において申し上げております。菊池市においても、平成25年の切り替えより5年間延長はもちろんのこと、100%の減免を処置でお願いを申し上げたいと思っております。その後、どのような検討をされておられるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 水上議員のご質問にお答えいたします。

来年度以降の畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免につきましては、先般、庁内関係部署による検討会を実施したところでございます。JA菊池及び肉牛部会のほか4部会等により提出されました要望書につきましても、これを真摯に受け止め、他市町村の減免状況や本市における減免の実績、今後5年間の減免の試算等を勘案し、慎重に審議を行いました。

結論といたしまして、現在の畜産業を取り巻く大変厳しい現状を考慮し、来年度平成25年度から平成29年度までの5年間、減免期間の延長を行いたいと考えております。

市町村合併以前の減免状況を申しますと、旧菊池市が平成13年度から、旧旭志村及び泗水町が平成12年度から堆肥化施設に関する固定資産税の減免を行っております。

平成20年度の規則改正で、平成19年1月1日以前に取得された畜産堆肥化施設等については、平成24年度まで100分の50として課税するという形で経過措置を課せられたことにより、合併以前に取得された施設の中では既10年以上の減免措置を受けられているものもございます。

今回、さらに5年間の減免延長を行うことになれば、15年以上の長期間にわたる減免を行う施設も出てまいります。他市町村の本年度の減免状況につきましては、9月議会で答弁申しましたとおりでございますが、合志市においても本市と同様に農業、畜産関係の機関から要望書が提出されております。合志市におきましては、平成27年度までの3年間、減免期間を延長されるということで決定されているところでございます。ただし、合志市におきましては、平成27年度を堆肥化施設等の減免期間の終了年度と位置づけ、減免規則も併せて失効されるということでございます。ですから、平成27年度3年間で合志市はもう終わるということですよ、減免のほうは。

なお、本市の減免割合でございますが、従来どおり100の50を減免した場合でも、単年度で約780万円、平成29年度までの5年間減免することになれば3,850万円程度の減免額となります。これが仮に全額免除することになりますと、単年度で約1,670万円、平成29年度までの5カ年間で約7,700万円の減税額となるため、市の財政事情に大きく影響いたします。したがって、減免割合につきましては、合併以前から適用されております100の50を尊重し、現状維持の措置を行ってまいりたいと考えておるところでございます。また、本市も合志市同様ですね、5年間平成29年度をもってですね、減免期間を終了させていただきたいと考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 税金ということから考えますと、当然行政の側としてはそういうことであろうと思います。非常にいろんなものにおいても厳しい状況にあるということはもちろんでありますけれども、大変畜産の状況が今までになく厳しいということを勘案いたしまして申し上げましたものでございますし、「せめて7、80%ぐらいを減免というようなことはできないか」と、そのように農家の意見も聞きますし、合志、菊陽、大津これらの市町に合わせて100%と申しましたけども、7、80%の減免を考えていただきたいと、そのように思いますが、これは3月決定するわけですかね。その辺も併せてちょっと再度ですね、できないということではありますが、その辺のところもちょっとお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 先ほど答弁いたしました内容につきましては、年を明

けまして1月の末か2月の上旬に要望書が出てまいりました団体等にご説明をいたしまして、その協議で決めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） はい、ありがとうございました。

次に、災害復旧についてをお尋ねいたします。このことについても9月定例会のときに質問をしておりますが、旭志の高柳桜ケ水線の道路及び南桜ケ水の道路、それから旭志の楠原九ノ峰線の主要道路であるところの復旧工事、また、国営竜門ダムの用水管、また県営の管等の復旧工事はどのようになっているか。発注されたとの話もお聞きしましたが、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

また、源流における流木止めや砂防等の石や砂利除去あるいは新たに砂防ダムを設けられるのか、そのあたりの進捗状況をお伺いいたします。もちろん源流のほうにおいては、県の事業とは思いますが、県との協議ができておりますでしょうか。その辺のところを併せて進捗状況をお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それではご質問のほうにお答えいたします。

まず最初に道路のほうでございます。7月の九州北部豪雨等によりまして被災いたしました市の管理いたしております道路や河川の復旧工事につきましては、20カ所の国庫災害復旧工事の申請を行っているところでございます。9月から10月にかけて、国によります5次にわたります災害査定が実施され、現在17カ所につきましては、工事の発注が済んでおるところでございます。また残り3カ所につきましても、遅延なく発注してまいりたいと考えているところでございます。その中で、市道の楠原九ノ峰線についてでございますが、11月下旬に発注を行っているところでございます。また、高柳四季の里線につきましては、協議等が整いましたので12月中旬に発注を予定をしているところでございます。地域住民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、現在、早急に復旧工事に取り組んでいるところでございます。

続きまして、北桜ケ水地区と南桜ケ水地区で甚大な被害をもたらしました直接の原因でもございます狐塚川源流における復旧状況でございますが、県のほうに確認いたしましたところ、既設の治山ダム8基は、現在土砂がたまった状態でございます。この治山ダムにつきましては、溪流の勾配を緩くいたしまして、山を安定させる機能を持つものでございますので、たまった土砂で現在の勾配を保つ必要があり、

取り除くことはないということでございます。災害対策といたしましては、土砂の流出を防ぐ機能を持つ新たな砂防ダムを新山橋付近に1基と南桜ヶ水地区上流に1基計画をされております。既に地元説明会を終わりました、現在設計の最終段階に入っているところでございます。工事の早期発注に向けまして、準備をされているというところで聞いております。

また、治山工事につきましては、平成25年度から27年度にかけて、治山ダムの新設が県のほうで計画されております。現在、国への申請を計画中であるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 市道高柳四季の里線に埋設されておりました国営、県営管災害復旧工事につきましてお答えをさせていただきます。

国営管及び県営管につきましては、管理者であります熊本県、九州農政局において協議をされ、復旧工事は専門的な知識や費用において、有利な条件となる熊本県が事業主体となって復旧工事を実施するというところで決定をされております。

また、本工事は緊急を要する工事であるということで、国の査定前に着手できる応急本工事ということで取り組まれております。そういったことで9月4日には調査設計に入れ、11月9日には入札が既に実施され、施工業者も決定をいたしております。工期は平成24年11月15日から平成25年3月29日までとなっております。今後の工程につきましては、12月中に県営管6号支線及び国営管の撤去工事が行われ、明けて来年の1月からは県営管の埋設及び1月中旬には国営管のダクティル鑄鉄管が搬入される予定でございますので、それに合わせて随時埋設されていくという工程が組まれております。

順調に工事が進捗すれば、給水開始時期の目標を平成25年2月末と目標をされて、現在工事に取り組まれておるということで聞いておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） いずれも建設部長、経済部長の答弁をお聞きした分においては、計画どおりの発注が行われていくような感じがするというところをお受けいたしました。よろしくお願いを申し上げておきます。

次に、庁舎の件ですが、耐震と増築で進んではきたが、新庁舎は考えないかということでございます。いろいろ意見も聞きますので改めて質問をするわけでありま

すが、新庁舎建設については、昨年2月の議会月例会で庁舎整備に充てる合併特例債の制度変更があったことの説明から始まり、議会においては審議や議論を重ねた後、市長へ一時凍結解除の申し入れを行った経緯があります。市長は申し入れに対し、一時凍結の解除を行い庁舎建設について検討された結果、本庁の耐震及びリニューアルと市営プールの場所に庁舎として不足する面積の増築及び公民館機能と図書館機能を併せ持った生涯学習センターを併設するとの判断をされました。

このことは承知しているところですが、現在においても地域の寄り合いのときなど、耐震と増築で進んではきましたけども、「新庁舎は考えられないか」とか「新庁舎は建てなくていい」とか、また「ほかの方法はなかったか」とか、などなどの意見を聞くため、改めて昨年11月の整備方針の表明から現在に至るまでの経緯について質問をします。しかし、昨日の葛原議員の答弁と同じであれば答弁は要りませんが、何かつけ加えることがありますならば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎問題についての昨年の11月以降の経緯等についてというお話でありまして、かぶるところがいろんなところがありますけれども、ご了承いただきたいと思います。

庁舎整備につきましても増築の方針の表明から今日まで、現在までの経緯といたしましては、昨年の11月4日開催の議会の庁舎等検討特別委員会におきまして、整備方針として本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せて、分散している第2庁舎、中央公民館を含むところの第3庁舎及び第4庁舎を統合して、本庁方式としたときの職員配置を考慮して、不足する面積を増築すると、このように表明をさせていただいたところでありまして、

表明の後につきましても、各地区に設置をしてあります地域審議会へ判断に至りました経過の報告と説明、そしてまた市民の皆様方には市の広報紙とホームページにおきまして周知をさせていただいたところでありまして、また、限られた期間内で表明しました方針に基づいた整備を行うためには、基本構想と基本計画の策定が緊急であるということでありまして、そのための予算というものを11月24日招集の議会臨時会で予算の審議をお願いをいたしまして、多くの議員さん方のご承認をいただいたところでありまして、

その後、整備方針に基づいた基本構想・基本計画の策定作業に着手いたしまして、検討を重ねてまいりました。今回の整備方法は、本庁舎周辺に公民館を含むところの第2、第3、第4庁舎が配置を現在されておりますが、市の庁舎として一体的に運用されておりますので、これらの土地を一つの敷地と捉えながら庁舎の配置につ

いての検討を進めてまいりました。検討の中におきましては、いくつもの整備案が検討されましたが、その中からこれがいいと考えられる、ベストと考えられる上位の3つの案を提案をしましたが、本年5月21日の議会の月例会でございました。

その3案は、3つの案は、案の1つ目が現本庁舎のこの本庁舎の平屋部分の東側・西側に増築を、今市民部等が入っておりますが、出納関係があります。不足する面積を市営プールの敷地内へ増築をしまして、併せて生涯学習センターと複合施設として建設するというものでございました。

それで案の2は、現在のこの本庁舎の南側に増築をいたしまして、不足する面積を同じく市営プールの敷地内へということですから、現本庁舎の南側、いわゆるこの小川が流れておりますところの間ですね、庭づくりしてありますが、そして併せて生涯学習センターとの複合施設というものを市営プールの敷地内に増築するということが案の2でございました。

案の3は、現本庁舎、この本庁舎には増築はしませんで、不足する面積を市営プールの敷地へ増築して、併せて増築した部分に合わせて生涯学習センターと複合施設として建設するというので、以上の3つの案を提示をさせていただきました。提示後は地域の皆さん方の意見を聞くために、地域審議会や区長協議会の役員の皆様へ説明を行いまして、この3つの整備案についてご質問とご意見というものを伺ってきたところであります。

一方では、副市長以下、教育長、関係部課長の計15名で構成しております庁内の検討委員会におきまして、3つの整備案を評価するため比較検討というものを行いました。比較検討するに当たりまして、これまで出された意見や3つのこの整備案がどのようなイメージであるか、さらに詳しくした図面を基に検討を行っております。

そしてこの3つの整備案の中で庁内で評価した結果といたしましては、第3案が最も高い評価となりまして、次に案の2、それから3番目が案の1となりました。この庁内の検討状況を8月21日開催されました議会の月例会へ報告しまして、議員の皆様のご意見を伺ったところでございます。

意見を伺う中で、水上議員からも3つの案以外に現在のこの本庁舎のいわゆる平屋部分ですね、この向こうのほうの、平屋部分を解体しまして現在の3階建ての北側に接続して、3階建ての建物を増築したらどうかといったご意見をいただきました。そのときの私どもの回答といたしましては、建築基準法の制限で、増築面積が現在のこの本庁舎の2分の1を超える場合は、相互の建物というものを一定の間隔を空ける必要があること、また吹きさらしの通路が必要になること、さらには現在執務中でありますので、そこに建てるということはそれを解体するために仮設の建

物が必要となることなど、デメリットが数多くあるために課題が多いと判断していることを説明を申し上げたところであります。

次に、基本計画を策定する上での3つの整備案の中から1つに絞る必要があるために、議会や地域審議会、そして区長協議会などで出されました意見並びに庁内検討委員会における評価結果というものを参考にすることといたしました。

特に、この市民の利便性、建設コストの低さという点を最も重視しまして、さらにはまた市民窓口と生涯学習センターの複合化によります行政機能の集約という観点を加えまして、市長として総合的に判断をいたしまして、9月21日の議会月例会において、この3つの配置案の中で案の3で進めることを表明させていただいたところでございます。

表明後は、地域審議会、区長会などの皆様へ説明報告を行いまして、今後策定される基本構想・基本計画の指針となることを申し上げました。また、引き続き策定作業を進めておりました庁舎等の整備基本構想・基本計画（案）まとめましたので、今月の6日の議会審議会におきまして説明をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、市民の皆様へお知らせして意見を聞く必要がありますので、パブリックコメントの実施を予定をいたしております。

以上のように、段階を踏んで進めてまいりましたので、庁舎等整備方針と建物配置につきまして、今後変わってはならないし変わることはないと考えております。

ご理解を、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、詳しく説明がございました。今までの経緯が今の答弁で市民の皆さんにも伝わっていくものと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、都合により暫時休憩します。

午後の会議を1時から開きます。

○
休憩 午前11時26分

開議 午後 零時59分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 皆さんこんにちは。議席番号1番工藤圭一郎です。通告に沿って一般質問に入りたいと思います。

まず、庁舎整備について。これは午前の水上市議員さんがですね、かなり聞かれて市長もしっかり答えられましたけど、私の思いを少し述べさせていただいて、市長に見解を聞きたいと思います。

まず、支所の利活用については地域のニーズを参考に検討するとありますが、どう調べるのかちょっと疑問であります。施設の耐久性、改修費用、施設の維持管理等を勘案して今後計画を検討するとは、お金がかかるからなくなるということだろうかと思えます。小学校の統廃合のようなことが起きないか心配であります。七城、旭志、泗水の住民の皆さんからご理解いただけない本庁整備になりはしないか心配であります。各支所を維持管理するためにも、しっかりと人員配置計画を立てるべきでありますし、その後本庁の人員配置を決めるものであるべきだと考えています。

本庁の職員数は、最大で415人ということで基本構想が計画されていますが、市民の将来負担を少なくするためにも考え直すべきだと思います。各支所の人員配置を合併協定書どおりではなく、本庁舎の位置が変わったのですからこそ見直していただきたい。本庁舎をワンストップ化することは結構なことですけど、各支所の窓口訪問の件数を見ても、本庁舎が1,355件、総合支所七城、旭志、泗水の3カ所で1,023件とほぼ変わらない状況であります。窓口以外の相談にしても本庁舎が548件、総合支所七城、旭志、泗水の3カ所で391件とあります。各3総合支所を1課2係というようなことでは、各総合支所をご利用の皆様にご迷惑をかけることとなります。本庁舎としても整備後の駐車台数が68台増えるだけです。とても受入態勢がとれる状況にはないと思います。

そこでまず、各総合支所のニーズに合った人員配置を決めていただきたい。その後本庁整備計画を見直し、耐震・リニューアルし増築というのであれば山鹿市の半額ぐらいに抑えていただきたいと思えます。これが作文しておりましたところですけど、答えとしては水上市議員にしっかりと市長が答えられ、もう変更はしないんだというようなことですので、この答えとしてはですね、質問としてはまず、庁舎はだれのためにあるのか、それをお聞きしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 総合支所のあり方につきましては、先日の中山議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたが、合併の目的でありますいわゆる行財政基盤の強化、また多様化しております住民ニーズに対応するために本庁と支所の方式

によりまして組織の統合と、それからまた一元化を進めながら業務の効率化を図って、できる限り住民サービスの低下を招かないようなこのような組織編成に努めてまいりたいとこのように考えております。

特に、支所等につきましては、泗水地区におきまして防災問題が発生をいたしましたし、旭志地区にも全く同じようなことで災害が発生をいたしました。この防災体制については、それぞれの各課におきます業務のヒアリングの聞き取り内容を踏まえまして、事務事業の見直しというものを必要に応じて対応することにしております。

本庁方式を進める上におきましては、ご指摘のワンストップサービスを含むところの事務分掌の見直しをしていかなければなりません。総合支所の事務分掌を見直すこととなりますが、また支所の利活用につきましては、多くの活用方法があるところのように考えておりますので、地域住民の皆様方の意向を踏まえながら検討する必要があると、このように考えております。

以上のような理由からいたしまして、総合支所の利活用が現時点では決定してはおりませんし、改修の計画や事業費等もまだ未定であります。

また、新市の建設計画の中で、支所の整備というものについては別途この計画をしておりますので、今回の庁舎等の整備の事業の中には含まれていないということでございますのでご理解をお願いいたしたいと思っております。

（「市長、だれのものかっていうのは」と呼ぶ者あり）

もう答えるまでもなく市民のものであります。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） すみません、当然の質問で当然のお答えだったと思っております。市民のためのものであります。

ただ、この計画の進め方見てますと、どうしても市長を初めとする執行部側が全てを決めて進めているというふうには私は見てとれます。それが市民の方に本当に理解されるのか、市民の声を聞く、市民の利便性を優先するってありますけど、結局基本構想に出てきたのは平成17年のアンケートですよ。しっかり今現在の意見を聞かずに本当に大丈夫なんでしょうか。

何人もの議員の方がいろいろ計画を見直しとかお話が出てます。その議員の方々には多くの市民がついておられます。そういう声をですね、一切取り上げず「いや、こういう方針で行くんだ」って「こう決めました」って、そういう進め方が本当にみんなの理解を得られることなのかと、非常に疑問です。

そこで、来春には選挙があります、市長選がですね。せめて、らいはるですね、

らいはる。らいはる市長選があります。そこまで、らいしゅんですね、らいしゅんですね、すみません。そこまでこの計画をですね、凍結していただきたい。もしくは大きく見直していただきたいと私は思っております。新しい市長がそのときできたときに、この計画ではっていうことにならないように、くれぐれもお願いしたいと思っておりますので、そのこのところをもう一度お聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎整備の経緯というものをお話ししなければならないと思いますが、これまで何度も説明をさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきますが、整備方針や整備方法の決定につきましては、議会の皆さん方を初めといたしまして、地域審議会、区長協議会等に説明をしまして、市民の皆様に対しましても節目節目で広報やホームページに掲載しながら進めてきたものでもあります。一つ一つ手順を踏んで現在に至っているものでありまして、市民の皆様方は大半がご理解をいただいているものだと思っております。見直しの声があるやに今、議員のご指摘でありましたが、私にはそのような声は聞こえておりませんし、議員の皆様方がいわゆる市民の代表としてありますから、議会の中で議場において大いにそういったものについては意見を出していただければと思います。

また、凍結すべきとのご質問ですが、平成26年度が普通交付税の合併算定の期限であります。平成27年度から5年間の段階的な経過措置が終わりますと一本算定とこのようになりますので、平成24年度の現在とその差がどのようになるかと言いますと、その差が約19億円となりまして、それだけ減額になるということでもありますから大幅な財源不足となりますために、この行財政基盤の強化を急ぐ必要があるということでもあります。

合併当時からそういった行政改革というものを進めていかなければならないと。それが庁舎の本庁方式でいくということに裏づけられているところであります。

また、中央公民館を含みますところの第2庁舎から第4庁舎というものは、もうご案内のとおり大変老朽化しておりまして、耐震診断の結果としては第2庁舎と中央公民館も耐震補強の必要性があるということで、本庁舎と全く同様であります。特に中央公民館というのは、多くの一般市民の方々が利用されておりますし、職員を含めまして安全の確保が第一ということでございます。お陰様でこれまでこの菊池市立小中学校、全校において今年度におきまして耐震工事が終わることが皆様方のご理解の賜物でありまして、厚く感謝を申し上げます。

1日でも早くこういった庁舎の整備等については対応が必要であると考えておりますし、以上のようなことでできるだけ早くこの本庁方式へ移行して、大幅なこ

ういった財源不足に対処できるような行財政の基盤を構築することが大変重要であり、基本構想・基本計画の凍結というのは考えておりません。

また、工藤議員ご指摘でありますけども、庁舎建設の凍結というのを長年やってまいりましたが、いわゆる皆様方が庁舎等検討特別委員会をつくられて、議会として民意にこたえて審議を重ねた結果といたしまして、特別委員会の正副委員長並びに正副議長様のほうより、市議会の総意、いわゆる市民の総意としてこの凍結を解除してさらに進めていくべきだということではございまして、凍結を解除して今また改めて凍結しなさいということでありまして、逆なご意見ではないのかなと思えます。そういったことも含めまして、この凍結ということは全く考えてはおりません。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） その交付税がですね、削減されると、削減されていくっていう中で、住民の皆さんに市民の皆さんにどれだけ協力を願わなきゃならなくなるかということでしょう。それが総合支所、支所っていう形でもうやっぱり維持できなくなるなって話になりやしませんか、それは。3つの支所がやっぱり維持できなくて少なくなりますよとか、そういうことになったときに、市民に本当に理解していただけるかとそういうことを言ってるんです。もう少ししっかりと声を聞いていただきたい、周りの人のですね。その手段を考えていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。次は税の滞納問題についてということではしております。市の職員の処分まで行っておられるのに、議員のことは調べもしないことをどう思われるか。

6月議会では、市長は、5月31日現在、未納はなかったと答弁されました。それ以前をご存じであれば教えていただきたい。今日の森清孝議員にお答えになったかと思いましたが、ちょっと大事なことですのでもう一度お答えしていただきたいと思えます。

また、今回議案として提案してあります情報公開条例の改正との関連性がもしあるのであればお答え願いたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） なかなかこの議員の皆さん方に、口の端に載っております税の問題というのは終息を見ないようではありますが、議会の中で滞納している人がいるのではないかといった疑惑があるといったお話がこれまであったかと思えますが、それは議会の自浄作用によって解決していただかなければならない。また、これまで百条調査特別委員会をつくられてこれまで審査をされた結果として、それはこの

調査の中で議員の滞納の調査ではなかったということでありまして、結論的に議員の滞納があったかなかったかということについて、公益上考えましたときに、6月の議会におきましてその話があったということもありまして、5月の末現在におきます議員のそれぞれの皆さん方の滞納があったかなかったかということについては、なかったというふうに私のほうは述べさせていただきました。

これは、どなたの個人のプライバシーにかかわるわけでもないということで、そのようなことを言及いたしたところでありまして。今述べられましたように、議員のことは調べないのかということではありますが、さかのぼって調べるという必要性は全くないと思っております。現況が現況であればいいのではないかと。そのさかのぼって調べるかどうかというのについては、税の調査、秘密情報的なことでこれは個人のプライバシーに当たるために個々を調べることはできませんということは今まで申し上げてきましたし、議会の中でもそういったご議論があったやに聞いてもおります。

条例の今回の改正との関係があるのかどうかということではありますが、それは関係としてはありません。議員の滞納がどうだこうだということでは全く関係ないところでの条例の改正の必要性が委員会のほうで指摘があったために、それを法改正に準じて、よいほうのこの改正に伴って改正するという提案でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今回の職員の処分は、自分で仕事を見つけ市民のために頑張ろうという職員に対して「あまり頑張って仕事するな」と言っているように見えるし、言われたことだけやればいんだというふうに見えます。まあそれが市長の考え方だし、やり方だろうと思います。

首長も選挙で選ばれ市長としておられますけど、前回の選挙での相手方の候補者へ投票された方がかなりおられます。もう少しそういう方にも配慮して仕事に当たられたほうがいいのかと思っておりますが、来春は選挙ですので、ということにしときます。

国民の義務である納税、そしてその税金の使い道をチェックするのが議員であります。議員の税の滞納がうわさであっても、市民の方々に聞こえたことで多くの市民の方々が市に対して不信感を抱かれておられます。市の運営は、市民の皆さんの納税で成り立っているのは言うまでもありません。このまま放置されますと、市民の皆さんの納税意識が下がることにつながりかねません。

そこで市長として何か対策を考えておられればお聞かせ願いたいと思います。また、今回、市民の方が市を相手に情報公開に基づく議員の納税情報を公開するように訴えられましたが、このことも併せて答弁願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議員に特化して、議員の中に滞納者があるやのような核心に触れたようなご発言でありまして、私からすれば少なくともこの23年度ですね、23年度の出納閉鎖の5月末現在においては一切滞納はないということを申し上げてまいりました。そのことは、広く市民の皆様方が議員が税の滞納疑惑があると思っておられる方々に対しまして、滞納はなかったということによって、そのことによって市民の皆さん方が公平な税の課税と収納がなされているというふうに理解をしていただければと思ったところでもありますので、何かあるかのようにどなたが聞いてもいつも何度もその話が出てまいりますが、あればあるということであらうと私思います。

また、市民の中からこの審査請求が出ておりますけれども、このことについては今からどう取り扱っていくかということでございますので、ここでこうだということの言及はしないほうがいいのではないかなと思っております。粛々と受け止めてまいりたいとこのように思っております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） いやこれ、うわさって先ほど言いましたように、別に確定していることを言っているわけじゃなくて、そういうお話がどんどん聞こえてくるもんですから、それを心配してお尋ねしているところです。やはり何か市長としても対応を考えたほうがいいかなというふうな気持ちでお尋ねしたところでもありますので、まあ訴えのほうはですね、当然今のようなお答えだろうと思えます。ただ、この対応は真剣にしないと、本当に納税意識が下がってしまったときにどうされますか。国・県頼りだけでいいんですか。そこをもう一度お尋ねしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 税の滞納があったということがあればこの一般市民の方々からすれば納税意欲は落ちる、影響は及ぼすだろうということはあると思えます。少なくともしかし、議員の23名の皆さん方と私において、本年の5月31日、平成23年度の税に対しては一切の滞納がないということをここで改めてまた申し上げたいと思えます。

そのことを基にして、今市民の皆様方は今、疑惑だと言われてそんなうわさがあるとかってうわさを一切打ち消していただいて、なかったということ言ってるよということ言っていて、信頼の回復に努めていただきたいと思います。こ

の後につきましても、同じように皆さん方の自浄作用として5月末現在において、来年の5月には24年度の納税状況について納税してあるという証明書をつけて提出をされるということですから、これ以上のことはないのではないのかなどこのように思っております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 次の質問にいきたいと思います。市内各中学校の冷暖房用の電気代としての寄附を今、教育委員会が受け取っておられます。各中学校のPTAの役員の方々が、寄附ということでなかなか寄附が言いづらく、保護者の皆さんにですね。「エアコン用の電気代として保護者からお金を集めるのがやりにくい」というようなお話をいただきました。

また、そこで集まったお金をPTAの代わりに学校の先生がですね、教育委員会に持って行く。あくまで寄附ですので、金額が確定していないお金です。そこで何かあったらと、ものすごく心配します。先々は行政で負担するっていうお話をお聞きしましたので、それを少しでも早めることができないのかということでも1回目の質問としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。市内中学校の空調につきましては、近年の非常に暑い傾向の中で子どもたちによりよい学習環境を整えてほしいということで、PTAの皆様の強い要望を受けまして、平成22年度の設置に至った経緯がございます。そのような背景のもとでPTAのご意向で、任意的な寄附がこれまで寄せられておりまして、大変感謝しているところでございます。この件に関しましては、これまで議員の皆様方からも様々な意見をいただいております。もちろん寄附の取り扱いにつきましては、あくまで寄附をされる側の対応と考えておりますので、いつまで、例えばどのように寄附するかなどにつきましては、市内の中学校5校のPTAで十分にご協議をいただければと思っております。

もちろんでございますけども、この空調にかかる電気料金につきましては、当然のことながら市で予算を計上し支出をしているところでございますので、お伝えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今のお話を聞くとですね、各学校のPTAで判断すればお話

し合いをして判断すればもうやめていいというようなお話に聞こえますけど、本当にそれで大丈夫なんでしょうか。PTAの今の役員さんたちが多分そのお話を聞けば「えっ」っていうふうなことになると思いますけど。もう一度その点について、確かめになりますけどお答え願えますでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 工藤議員の再質問にお答えいたします。PTAからの寄附金は先ほども申し上げましたように、任意的なご寄附でありまして、ご厚意によって寄附をいただいておりますけども、本当に感謝しているところでありまして、今後PTAでこのことについては決定されることであるので、以上、申し上げときます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） それでは次の質問に移りたいと思います。次は市長の行政運営についてということでしております。泗水町の独立運動に関して、11月20日から熊日新聞で「8年目の亀裂」として特集が組まれました。記事の内容は、合併協議会のことから独立運動の経緯までわかりやすく、また細かく書かれていました。独立運動の中身がよくわからなかったといった市民の方々から、「こういうことだったのか」「泗水の言い分が正しい」「……………」っていうような声を多く聞きました。そこで市長にお尋ねします。熊日の報道は真実ですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新聞報道、たしか第1から6番までぐらいあったのではないかなと思いますが、真実かどうかというのは非常に難しいものでありまして、新聞っていうのはやっぱり読者の一つの判断、分析、いわゆる読解力っていういいましょか、そういったもので思い思いの取り方がちょっと違うこともあると思いますし、また、記事を書く新聞社、記者の皆さん方の思い、それぞれの思いというのによって、同じ記事でも意味をなかなかわかりづらかったり、あるいは右に寄ってみたり左に寄ってみたりというあれがあると思いますから、判断力が。そういったことからしまして、この読者が一概に一つの見解を持つということはちょっと考えにくいものではないのかなと思いますときに、新聞社の独自の取材になっております記事もありますので、一概にこれが真実であると言えるものではないだろうと思います。判断によって違うんじゃないかなとこのように私は思っております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今回の特集記事については、社会面で取り上げられ、平成の大合併を詳細に検証しているすばらしい記事だと思います。今後も、真実の報道と何の圧力にも屈しない報道であってほしいと思っております。

市長は、11月27日の最終記事で、「融和への糸口を探りたい」と新聞には書いてありました。一方で、「間違っただけをしたのなら謝罪が必要だが、努力したかやむを得ずこうなった」と発言されています。市長、あなたは融和を図るために今までの不誠実な対応を反省して謝罪しますか。それとも間違っていないと言い張りますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これもまた、誠実であるか不誠実であるかっていうのは見解の違いだと思います。またこれまでの8年間というもの、あるいはまた合併の協議が始まって10年間、その経緯を知っていただいてその上での発言であるのかなっていう思いがいたします。10年間の中の2年間を経験をされまして、その中でこのごく最近の状況の中からその前段の理解っていうのが果たして工藤議員ご理解いただいているのかなっていうのを常に思うところでありまして、誠実、誠意というのはなかなか言葉で言ったから誠意があるものでもないし、やはり態度と行動といろいろなことがあるだろうと思います。また、私にとりましていろんな意味ではそういった不誠実と取られる部分もあったかと思えます。けどもお互いがよりよき相手として合併をして今日あるわけでありまして、いろんな事柄があったにしてもやはりそれを乗り越えていかなきゃならないという、少々のことについてはやっぱりお互いが納得しながらいずれやっていかなきゃならんというのが合併であるし、また一つの仕事をみんなで支えようといった場合にお互いがその力を抜くことなく、支えていかなければ物事は前に進まないのではないかなとこのように思っております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 市長、間違っているか、間違っていないかっていう判断はですね、ご自身でするんじゃなくて市民が判断するんですよ。言いかえれば、独立運動に署名した6,800名の人たちは、市長に対して間違っていると判断したといっても過言ではありません。来年の4月にはもっと大きな審判を下す日が迫っております。そのことを肝に銘じて、なぜ独立運動の事態になったのか、根本の部分を理解されることを散々裏切られました、ほんの少しだけ期待して私の一般質問を終

わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後1時32分

開議　午後1時40分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君）　議席番号3番の大賀慶一でございます。本日最後でございますので、今しばらくおつきあいをお願いしたいと思います。それでは通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

最初に、税の収納についてお尋ねいたします。税の問題については、るる質問があつていようでございますけれども、私なりの観点で質問をいたしたいと思います。

今日の景気の低迷や雇用環境の悪化は、全国の地方自治体の財政にも大きく影響を与えております。行政コストの削減と徴収金の収納効率向上が各自自治体の大きなテーマになっていると言われております。また、税務行政の基本は、公平・適正な課税により、より効率的な適正な徴収業務に努めなければなりません。また、納税は自主納税が原則であることを踏まえまして、納税しやすい環境づくり、納税意識の高揚及び滞納の未然防止の強化に対して、本市としても取り組まなければならないと思います。

また、本議会1日目の決算特別委員長報告の中でも、収入未決済額の多さが指摘されており、今後の収納率の改善に向けた取り組みが強く要望されております。

そこでまず、本市の税の収納率の向上に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。まず1点目に、過去3年間の本市における一般税と国保税についての収納率の現状はどのような状況にありますでしょうか。さらに、県下における本市の一般税と国保税の収納の現状はどの位置にありますでしょうか、お尋ねいたします。

2点目に、担当職員の納税者への対応や税に対する認識を深め、徴収技術を高める研修は非常に重要なものだと思います。技術習得のための研修や人材育成などはどのように取り組んでおられますでしょうか、具体的にお答えください。

3点目に、例えばコンビニでの納税やクレジットカードによる納税、口座振替加入促進等の収納体制の見直しについては、どのように考えられておりますでしょうか。コンビニ納税については以前から議論されておりましたが、進展はありました

でしょうか。

以上、お尋ねして1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員の税の収納についてお答えいたします。

まず1点目の平成21年度から平成23年度までの市税、先ほど一般税とおっしゃいました市税は、市県民税、固定資産税、軽自動車税と法人市民税にかかわるものと思います。その市税と国民健康保険税の収納率と県下14市における順位を併せてご報告させていただきます。

平成21年につきましては、市税が97.5%で第6位、国保税が87.52%で第12位、平成22年度におきましては市税が97.2%で第10位、国保税が88.17%で第12位になっております。平成23年度が市税が97.6%で第8位、国保税が88.96%で第12位でございます。

次に収納率向上対策でございますけれども、年々税収入が減る現状でございますが、滞納が発生したときは迅速な納付指導により早期の回収に努めるとともに、滞納者の方に対しては法的措置を含む厳正な対応をとることにより、積極的に債権の回収を進め、収納率の向上を図っておるところでございます。

特に本年の方は新規で口座振込を申し込まれる納税者に対しまして、市内の第3セクターで利用できます500円の商品券を進呈しているところでございます。

また、納税をしやすくするための工夫といたしましては、開庁時に仕事などの都合で納税や納税相談できない方のために、土曜・日曜は除きますが、毎月月末の週に夜間窓口を開設しており、午後8時まで本庁において納税や納税相談を受けておるところでございます。それでも納税する時間がとれない方のために、郵便局のATMを利用して納付する方法を設けております。この支払方法では、土曜・日曜でも納税できますし、平日の夜間も郵便局によりましては午後9時まで利用できます。このようにできるだけ多くの納付方法を導入しているところでございます。

徴税課におきます人材育成でございますけれども、このことに関しましては、菊池地区税協議会や県の研修会、及び出張徴収を兼ねた先進地研修等も実施しているところでございます。

最後にコンビニ納付やクレジット納付につきましては、現在、庁内で検討委員会が設置されておりますので、その推移を見守りたいと思っておりますが、先んじて水道局のほうで来年の2月からコンビニ納付をされますので、そのときの費用対効果等を検証いたしまして、今後の参考にしたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 税の徴収に当たっておられます職員の皆さんは大変ご苦労なさっていると思います。しかし、今の部長の答弁にもありましたように、本市での収納率は県下14市の中でも中以下、国保税にしましては第12位ということでもあります。また、個人の能力や市職員の徴収力にも限度があると思います。

そこで、私は最近、全国の県や各自治体で導入が行われております地方税回収機構についてお尋ねをいたします。地方税回収機構とは、県単位あるいは複数の自治体により設立され、一部事務組合や広域連合で組織され、地方自治体は地方税の回収が困難と判断した件について徴収義務を回収機構に移管するものであります。近年、国からの地方への税源移譲があり、地方自治体の未収税額の占める個人住民税の割合が増大したため、個人住民税の賦課徴収を市町村に委託している都道府県的主导により、地方税回収機構の設立が全国で相次いでいると言われております。

私の調べました中でも、現在、全国で約50カ所が地方税回収機構が設立されております。各地の内容を大まかに見てみますと、北海道・東北で12、関東で3、中部で14、近畿で4、中国・四国14、九州2カ所というようになっておりまして、各地で回収機構が設立されております。

設立の背景としましては、市町村では専門職員の不足、人事異動により徴収専門知識やノウハウの蓄積がなされてない、滞納者が身近で差し押さえ処分がやりづらい、行政への不満による滞納事由から差し押さえが、処分がやりづらいなどの理由が挙げられております。

本市でも、税の収納率を向上させるために一つの方策としまして、回収機構の設立を検討する価値はあるのではないかと思います。そのような思いから質問をいたしたいと思います。

1点目に、執行部はこの地方税回収機構につきまして、どの程度の認識を持っておられますか。また、県や広域連合等で今までに回収機構等の協議はあっておりますでしょうか。

2点目に、全国では多くの自治体で設立の成果が上がっている事例が多く報告されております。九州では佐賀地方税回収機構と長崎県滞納整理機構の設立が行われておりますが、本県では機構の設立が行われていないと承知いたしております。またそのほかに県下では、税の徴収に対しましてどのような取り組みが行われておりますでしょうか。現状がわかればお示してください。

3点目、本市では税の滞納の回収や収納率向上のために、近隣自治体との連携の取り組みはどのように行われておりますでしょうか。具体的な取り組みについてお

尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） ただいまの大賀議員からご紹介ありました全国にある地方税回収機構は、一部事務組合とか広域行政とかそういった組織でされているというのは認識している程度でございまして、実際身近に県内とかございませぬので詳しくは存じ上げておりませぬけれども、それに対する協議と申しますか、そういうのは熊本県のほうでは必要性を考えておられるということでございますけれども、何せ単独の市とか町とか県でできませんので、関連いたします広域的な市町村とか、一塊になってやるべきだと思いますので、大変有意義なことであると思っておりますけれども、現在のところそういった協議と申しますか、そういうのは具体的にやっている状況ではございませぬ。

次に、県内の先進事例ということだと思いますけれども、それに対しましては、天草市さんのほうで平成19年度でございませぬけれども、納税課内に特別整理班を設置され、消費者金融等の債務者の過払い金を滞納者の代わりに返還請求し、過年度分を滞納税に充てるなどの滞納整理をされているところでございませぬ。ただ、これにつきましては、あまり実績がないということですね、今後廃止される意向であるということでございます。

本市において実施しているのは、併任徴収でございませぬけれども、このことに関しましては、昨年平成23年9月に菊池郡市の4市町で市町税等の徴収向上対策に係る併任徴収に関する協定をいたしておるところでございます。内容といたしましては、税務職員のより一層の知識の向上、4市町が協力して滞納処分等の滞納整理に取り組むことや合同公売会ですかね、そういうのを開催を目指しているところでございませぬ。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 部長の答弁のように、これは単独の市町村でやるというような機構ではございませぬ。併任徴収というのが今、近隣の広域市町村でなされているということでございます。今までの答弁の中で回収機構についてはほとんど検討されてないということでございますが、前段でも申しましたが、今後まだまだ景気の低迷や雇用状況の悪化等の影響で、税の収納率の低下が考えられます。

また、納税は国民の義務であると同時に、納税の不平等があってはならないと思います。そのようなことを考えますと、今後本市におきましても、税の収納率向上

を踏まえますとき、回収機構の設立も検討する余地はあると思いますがそのお考えはないか。なおかつ県下において、本市がリーダーシップを発揮して回収機構設立をする考えはないのか、最後に市長にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現在の時点におきましては、熊本県としては県内の市町村と一体となって回収機構的なものを組織しようと、そういった考え方、構想というのはどうなのかということではありますが、なにか考えとしてはあるというふうふうに伺っております。

しかし、これは45のそれぞれの県内の市町村自治体が一つにならなければ組織ができないということでもありますので、県のほうの強いリーダーシップによってそういった組織がつくられることを願って、今後の推移というものを見守っていきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは次の質問に移ります。子どもの救急救命体制についてお伺いをいたします。

本市では子育てしやすいまちづくりを目指して、様々な支援事業を行っております。中でも中学生までの医療費の無料化、これは一部は助成でございますが、県下でもまだ数少ない自治体でしか実施されておらず、大変立派な先進的な取り組みがなされていると思います。子どもを持つ親にとりましては、大変ありがたい取り組みであると市民の皆様から評価をいただいております。

しかしながら、本市における小児医療に関しましては、近年の少子化等により、小児科医療専門の医師や病院は極めて少なく、子育て中の親にとりましては大変心配な状況にあると思います。とりわけ本市における夜間や休日の子どもの救急は、大変危惧される状況にあると思います。夜間の小児医療の診療につきましては、昨年の12月の議会で城議員が質問をなされております。その答弁の中で市長は、「地元でいつでも安心して受診できる小児夜間診療体制の整備は、子育て中の保護者の皆様は大変強いご希望があることは従前より理解しております。しかし、現在のところは本市としましては、県で取り組んでいる専門の看護師や医療科医の適切な助言を行う電話による小児救急電話相談事業の利用を積極的に進めるよう啓発してまいります」と答弁されております。

また、部長は「小児の夜間診療体制は、菊池市の小児夜間医療対策委員会を設置し、医師会と協議を重ねてきましたが、小児の夜間診療を確立するまでには至って

いない」との答弁がございました。

本市の夜間や休日を含めての小児医療体制を飛躍的に充実を図ることは容易なことではないということは十分に承知いたしております。が、より現実的な問題でもあります。子育てをする保護者の方々が、少しでも安心して育児ができるようにしなければならないと思っております。

そこで質問をしてみたいと思います。まず1点目に、現時点での本市の小児医療の現状はどのように行われておりますでしょうか。また取り組みについてありましたら改めてお伺いをしたいと思いますが、お答えください。

2点目に、本市における近年の子どもの医療費につきましては、現状はどのように推移をしておりますでしょうか。また、他の自治体の状況がわかればお示しをいただきたいと思っております。

3点目に、昨年の城議員の質問に対する答弁で、医師会との連携や小児救急電話相談事業の啓発と周知を市民の方々に徹底して行うということでありましたが、その後の進展はあったのでしょうか。以上、3点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

こどもの医療体制の整備につきましては、大変重要な課題であると認識しております。本市の小児医療の現況につきましては、昨年12月に城議員の質問にも回答しましたように、菊池郡市医師会や菊池保健所と小児夜間医療体制対策委員会を設置し、保護者のニーズ調査などを行いながら、適切な医療体制づくりについての協議を重ねてまいりましたが、現時点におきましても、小児の夜間診療体制を確立するまでには至っておりません。

本市では、引き続き県が実施しています小児救急電話相談事業の周知を図っております。これは、夜間の午後7時から午前0時まで子どもの急病等に関して、電話により看護師または小児科医が適切な助言を行う事業であります。相談件数は年々増加しておりまして、平成23年度の相談件数は県全体で約1万1,000件であり、そのうち菊池圏域は1,400件と全体の約13%を占めており、熊本市に次いで利用が多い状況です。市町村ごとの相談件数は把握できておりませんが、小児科医の少ない本市の方の利用は多いと思われまます。相談への対応は、99%が看護師のみで解決できており、すぐに医療機関受診を進めたり、119番するよう勧めたケースは全体の約15%であり、この電話相談により不安を解消し、適切な病院受診ができていると考えます。

また、菊池郡市医師会の先生方のご協力により、子どもの急病時の対応等について、広報紙に掲載するなど保護者の不安軽減に取り組んでおります。さらに、乳児健診の際に乳幼児の急病時の対処方法のパンフレットを配布し、子どもの病気に対する理解を深めるとともに、かかりつけ医の大切さや医療機関への適切な受診等についての啓発に努めております。

子ども医療費の助成につきましては、就学前まででした対象年齢を、平成19年度に小学3年生まで引き上げ、その後平成21年度に小学6年生まで、平成23年度に中学3年生まで引き上げました。これに伴う子ども医療費の推移を見てみますと、平成18年度は約1億400万円、平成19年度は1億4,000万円、平成21年度は1億4,800万円、平成23年度は1億6,600万円であります。平成18年度から平成23年度までの伸びを見てみますと、金額で約6,000万円、58.8%の増であり、子育て世代への重要な施策の一つとなっております。

県内の子ども医療費助成の適用状況につきましては、平成20年4月現在で45市町村中21市町村が中学3年生までを対象としております。また、14市の状況を見てみますと、本市と阿蘇市が中学生まで、小学6年生までが4市、小学3年生までが4市、就学前までが4市となっております。本市としましては、今後も市民の皆様が安心して子育てができますよう、休日在宅当番医制度の円滑な運用を図りながら小児夜間医療体制対策委員会を継続し、小児救急電話相談事業の利用をさらに進めるとともに、あらゆる機会を通じ、夜間・休日の適正な受診に関する啓発等を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 本市におきましては、非常に医療費につきましては県下の中でも相当しっかり取り組んでいただいていると思います。しかしながら、部長の答弁によりまして、昨年の城議員の答弁とほとんど変わりはないということで、今後より有効な小児医療の方策を探っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、教育現場における救命救急医療についてお尋ねをいたします。幼稚園、保育園、小・中学校は多くの子どもたちが集う所でありまして、多方面にわたって危険が潜んでいるのではないかと思います。急な病気や不慮の事故が起こりうる可能性は高いものがあると思います。かけがえのない子どもたちの命を守ることは、最も優先して取り組むことは言うまでもございません。

そこでまず1点目に、教育現場における教職員や保護者への救命救急の指導や研修等は現在どのように行われておりますでしょうか。また、現在実施されているな

らば、さらに今後、救命救急の訓練回数を増やすことは大変重要なことだと思いますが、可能なことでしょうか。

2点目に、私は本年5月の小学校の運動会の開会式に行っておりましたね、次々に子どもたちが開会式で倒れるわけです。その状況を目の当たりにしまして本当に驚きました。今の子どもたちは体格的には優れておりますけれども、体力面での弱さを非常に心配いたしました。

そこで、教育現場において年間どの程度の救急医療が行われているのでしょうか。その実態はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたしたいと思えます。

3点目に、教育現場においてAEDなどの救急救命の配置器具は十分に整っておりますでしょうか。また、保健室の医療器具も充実はできているのでしょうか。具体的にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 大賀議員のご質問にお答えいたします。

教育現場における救命救急の指導、研修会等の実施状況でございますけれども、全ての学校、公立幼稚園におきまして、教職員や保護者を対象に年1回以上の研修を実施しております。

研修の内容といたしましては、命をつなぐ救命の研修であることから専門性の高い消防署の協力のもと、AEDを含めた心肺蘇生法の研修を中心に実施され、うち14校につきましては保護者、児童・生徒を含めた研修を行っているところでございます。

講習の回数を増やす考えはということでございますけれども、今月の広域消防本部の広報紙にも掲載してございますように、本年度から従来的一般市民を対象とした普通救命講習Ⅰや介護が必要な方やリスクがある方を対象とした普通救命講習Ⅱに加えまして、小学校高学年から受講できる救命入門コース並びに、主に乳幼児や小中学生の保護者を対象とした普通救命講習Ⅲが新設されておりますので、今後このような講習を積極的に取り入れ、緊急時の対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育現場で年間どの程度、救急医療が行われているかのご質問でございますけれども、本年度4月以降、学校から病院へ搬送した人数は延べ12名ございます。その内10名が児童・生徒でありますけれども、症状別といたしましては熱中症が2名、転倒による脳震とうを含め、外傷事故が8名であり、これは全て救急車による搬送でございました。

また、AEDの救命救急備品の配置状況と保健室を含め充実しているかとのこと
でございますけれども、小中学校には、熊本県PTA連絡協議会より寄贈されまし
たAEDが1台配備されており、加えて市内中学校5校及び隈府小学校にはライオ
ンズクラブからの寄贈をいただいているものもございます。公立保育園につきまし
ては、市より購入し設置しているところでございます。

設置場所につきましては、玄関付近や保健室など、だれでもわかりやすい場所に
設置をするとともに、保健室を初め学校現場における救命救急備品につきましては
養護教諭が管理しており、養護教諭からは充足しているという報告を受けていると
ころです。

これからも、児童・生徒の安全確保を図るため、AED等の救命救急備品につき
ましては、状況の把握に努めて状況に応じ整備をしてまいりたいと考えておりま
す。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 学校における救急医療については、一応のところ充足している
ということでございますけれども、このAEDなるものなかなか1年に1回の講習
ではですね、覚えきれないというふうに思っております。今度消防署のほうで回数
的にも増やされるということでございますので、ぜひとも学校における研修等を増
やしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。本市におきましては、小児医療機関や医師が少ないのは今
まで述べたとおりでございますが、重篤な病気や大きなけがや休日・夜間の診療は
大変難しい状況にあるやに思います。そこでどうしても熊本市内の総合病院に搬送
することになりますが、県の防災ヘリや日赤のドクターヘリ、あるいは高規格救急
車の運用についてお尋ねをいたしたいと思えます。

まず1点目に、本市内の消防署では、現在多くの救急救命士の方がおられまして、
各救急車に乗務しておられるということでございます。そのことは私たち市民にと
っても大変心強い思いがいたします。以前は、救急車の搬送につきまして、管内の
みに限定されていたと私は記憶しておりますが、最近伺ったところによりますと、
現在は管外にも搬送すると伺いました。具体的にどのようなようになっておりますでし
ょうか。その規定があればお示しいただきたいと思えます。

2点目に、一刻を争う大きなけがや重篤な病気の場合、短時間での病院搬送が期
待できる県の防災ヘリや日赤のドクターヘリの運用は、本市においてはどのような
経緯で運用されるのでしょうか。また、悪天候や夜間の運送はどのように行われる

でしょうか。お尋ねいたしたいと思います。

3点目に、本市の小児の救急救命の現状を踏まえた上で、今後迅速・的確な医療機関への搬送や広報での市民への周知など、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員の高規格救急車とドクターヘリの活用等についてお答えいたします。

まず、救急車の運用につきましては、菊池広域連合消防本部には現在、救急車配置9台のうち高規格救急車が7台配備されております。救急救命士が現在38名の配備態勢となっております。

高規格救急車は、救急救命士による高度な処置が行える資機材で、人工呼吸器、半自動式除細動器などの機器、データ送信などに使用する自動車電話などを積載しているところでございます。心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の指示のもと、救急救命士が特定行為を行うことが可能となっております。

菊池市管内の出動状況につきましては、平成24年1月から11月末までで、子どもを含めました全体で出動件数が1,999件でございます。うち搬送人数が1,854人となっており、そのうち、菊池広域連合消防本部管轄外への搬送割合が2割ほど占めているところでございます。

搬送先につきましては、本人や家族の希望によりかかりつけの病院等への搬送が一番多く、ほかには救急救命士の判断により管内の救急病院や県内に3カ所ございます救命救急センター、これは熊本赤十字病院、国立病院機構熊本医療センター、済生会熊本病院の3カ所へ搬送することになっております。

次に、ドクターヘリの運用につきましては、熊本県では住民の安心・安全の確保のため、熊本赤十字病院において本年1月から運航を開始しているところでございます。ドクターヘリは救急医療用の医療器具を装備し、消防機関からの出動要請に基づき、救急医療の専門医と看護師が同乗し、救急現場へ向かいいち早く患者さんに救命医療を行うことが可能でございます。

熊本県では、ドクターヘリと防災消防ヘリ、これは「ひばり」ですけれども、その2機が相互にその役割を補完し、ヘリ運航に関する4つの基幹病院、これは先ほどいいました3つの病院のほかに熊本大学医学部の附属病院が含まれまして4カ所でございますけれども、この4カ所が連携して救急医療を行うヘリ救急搬送体制を構築しているところでございます。

ヘリの出動は、119番通報を受けた消防機関が必要性を判断して要請いたしま

す。また安全運航のため、日没後や悪天候時は運航ができないことになっております。菊池管内でのドクターヘリの実働状況につきましては、運航、これは平成24年、今年1月からでございますけれども、現在までに17件出動しております。搬送先は、熊本赤十字病院が13人、熊本医療センターが3人、1人が基幹病院に搬送が必要でないとの医師の判断で菊池郡市医師会立病院へ救急車で搬送されております。また、防災ヘリで3人の方が熊本医療センターへ搬送されているのが実情でございます。

市民への周知につきましては、先ほど健康福祉部長が回答されましたとおり、小児救急電話相談事業の利用促進を図りながら、夜間・休日の適正な医療機関受診に関する啓発を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○3番（大賀慶一君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も、引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時18分

第 5 号

1 2 月 1 3 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成24年12月13日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第120号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第120号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君

19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	雲田哲昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課係長	松原憲一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、工藤圭一郎君から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、不穏当な発言があったということですので、議長に委任して、その部分の是正をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君の発言につきましては、後日会議録を調査し、不穏当発言などがあった場合には、善処したいと思います。

ここで、再度議長のほうから申し上げます。発言に当たっては、無礼の言葉、誤解した発言、他人の私生活に当たるような発言はないようお願いをいたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） おはようございます。朝一番の質問ですけれども、よろしくお願いをいたします。

合併して早8年が過ぎようとしております。こと、七城地域におきましては、温泉ドームの老人の入浴料金の値上げ、老人のグラウンド使用料も取られるようになり、ハウスリースの償却資産税も徴収になりました。負担は低く、サービスは高くはずだったはずでありますけれども、各旧町村のグラウンド、また祭り、スポーツ、行事もカット気味でありまして、おまけに庁舎位置も変わり、総合支所も支所になりつつあります。いろんな意味で対等合併だったはずでございます。七城地域の町民のぼやきが聞こえてきます。工事事業も七城が一番少なく、私ども七城町民にお叱りを受け続けております。今から質問します新市建設計画の事業の執行率に全てが表れていると思いつつ、質問に移りたいと思います。

新市建設計画について進捗状況と今後について質問いたします。合併協議で庁舎

以上に重要項目である新市建設計画、合併前に各首長、職員、議員、各種の合併協議委員で1年半かけてつくった新市建設計画であります。いわゆる合併後の事業の骨格であります。福村市長も新市建設計画に沿って執行をしてこられたと思います。

23年の決算も終わり、旧各市町村最新の執行率はどれぐらいですか。多分、七城は低いと思いますが、なぜこんなに差がついたのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。坂井議員の新市建設計画についてのご質問にお答えいたします。

平成19年2月に見直しをしました新市建設計画の旧市町村枠配分による事業費を基礎として、平成22年度末までの執行額で進捗状況を比較した結果、平成26年度までの総事業費は約347億5,900万円、うち平成22年まで実施済額が177億9,000万円、執行率51.2%となっております。その内訳といたしましては、共通事業約60億6,700万円、執行率37.6%、旧菊池市約61億7,900万円、執行率68.5%、旧七城町が約13億1,300万円、執行率46.6%、旧旭志村が約16億7,500万円、執行率67.1%、旧泗水町が約25億5,600万円、執行率が59.4%となっております。新市建設計画投資的の事業につきましては、共通事業及び旧市町村ごとの事業から成り立っており、今後の事業見直しにより執行率が変動することをご了承願います。

次に、旧市町村間の執行率の差につきましては、補助事業等の採択時期により事業実施が集中したことや事業費の変更によるものが考えられます。また、用地交渉の難航や事業の同意推進が進まず、事業着手に至っておらず、執行率が低くなった地域や合併前から継続している補助事業等により、執行率が高くなった地域がございます。このようなことが地域間の執行率に格差が出た要因と考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 部長答弁にもありましたとおり、よその市町村は60%以上ですね、ほとんど。菊池に至っては68%。そんな中で、我が七城町は46.8%でございます。七城の方々、そしてまた建設業者の方々、嘆いておられます。いろいろな状況もあったと思います。非常にやりにくい事業が多かったとか、いろいろな事情はあったと思います。

そこで、6月の定例会で旧市町村の均等を考慮しながら見直しを図るとの市長の答弁でございました。執行率の差、特に低い町村、特に七城でございますけれども、

なぜこんなに低いと思われるのか。また、具体的に6月の定例会以降、どのように執行部として対処対応をされたのか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

坂井議員ご指摘のとおり、各地域の枠配分に対する進捗状況にばらつきが生じており、特に七城地区は、その進捗率が低い状況でございます。その要因といたしましては、先ほど述べました事由が七城地区でも考えられます。現在、七城地区におきましては、社会資本整備総合交付金事業の取り組みを行うため、計画書の策定を行っているところでございます。この交付金事業は、事業内容によって交付額が若干異なりますが、事業費の約4割が国からの交付金で賄われるもので、市の財政負担の軽減を図るために大変有利なものとなっております。計画書の策定については、地域のご意見を伺う必要があることから、七城地区の地域審議会や区長会等の中で説明を行ない、新規のご提案を含め意見聴取を行ってまいりました。本事業につきましては、今年度に事業申請採択を予定しており、平成25年度からの事業着手を目指し取り組んでまいりたいと考えております。なお、区長会や地域審議会から社会資本整備事業の対象外でも事業の施工要望があっておりますので、事業内容をさらに精査し、ほかの地域の新市建設計画との整合性を図りながら、今後とも調整をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 6月の定例会以降、執行部としては本当にしっかり真剣に考えていただいているようでございます。社会資本整備総合交付金、これは確かに補助もありますし有利な事業でございます。ただ、ふが悪いといいますが、七城は菊池、旭志、泗水、七城の順番で10年間の合併のこの新市建設計画の中であと2年しかない。この中で、社会資本整備をやるのは非常に問題が多いと思います。まして土地購入に関しては、非常にやりにくいというような話も聞いております。今言いましたように、期間もなく、非常に認可が下りにくい、事業展開がやりにくいと、今のままでは七城の執行率は非常に上げにくい状況だと私は思います。それに関わる対策を何かお考えでしょうか。

それともう1点、合併特例債が5年延長になりました。新市建設計画では、各市町村の枠配分率を考慮をしていただいて、あと2年しかございませんので、事業展開がしやすいように合併特例債での事業延長を望みますがいかがでございませうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 中山議員への答弁と重複するかもしれませんが、新市建設計画の投資的事業の計画につきましては、4市町村から要望があった事業について、それぞれの市町村の過去3カ年平均の標準財政規模に応じた枠配分として、合併後10年間で事業費の調整を行っております。このようなことで、これまで説明してまいりましたとおり、合併後10年間は枠配分を尊重し、調整することとしております。今後の予定といたしましては、本年で合併から8年目を迎えておりますので、合併当初に予定されていた事業で未実施の事業については、実施が可能であるかないかの判断をする時期に来ています。その中で、事業実施の見通しが立たないのであれば、新たに必要としている事業はないか検討する必要があると考えております。

また、合併特例債につきましては、本年6月に5年間の発行期間の延長が決定しておりますが、普通交付税の取り扱いにつきましては、平成27年度から合併算定替が段階的に縮減し、平成32年度には一本算定となり、大幅な財源不足となるため、行財政基盤の強化を急ぐ必要がございます。

以上のようなことから、将来の財政状況を考慮したとき、国・県補助による継続事業や緊急性、重要性のある事業を優先する必要があると考えております。

今後は、これまで申し上げましたことを庁内でさらに検討を重ねて、方針を決定する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 紳士的に執行部として考えておられること、ありがたく思います。あと2年間ですので、よければ合併特例債での事業展開を望みたいと思います。

次に、泗水の問題について質問をいたします。泗水の分離独立の問題について、非常によいことではありません。しかし現実として、全国でも珍しい分離独立問題、熊日新聞に7回連載で載りました。なるほどという記事もたくさんございました。何もなくてこのような運動にはならないと思います。市長として、市の執行権者として8年間の中でこのような問題が生じた責任につきまして、どのように市長としてお考えかをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎問題でございますが、今年の1月に入りまして、泗水地区におきまして庁舎の位置の変更というものに端を発したものであらうと思いが、分離独立の運動が始まったということだと私は受け止めております。このことにつきましては、合併当初から市民の皆様はこの庁舎の位置の問題というものにはいろんな畑地帯総合整備事業の問題も含めまして、用地の取得が極めて困難であるということをお願いしながら、賛否両論ある中で、熟慮に熟慮を重ねまして、これは一時凍結をすべきであるということ凍結をさせていただきました。それは用地の取得の見通しが立つか立たないかというところを待っていなければならないということで、事業組合の皆さん方がこの事業については、もう断念せざるを得ないということをおっしゃってございました。ですから、前に進もうにも進まない、これが進められなくなった場合には、例えばこの基本構想・基本計画、さらには実施設計となってくる場合に、その無駄なものを使うことになりはしないかという危惧がありました。そういった意味で、花房台グリーンロード沿線上に3年を目標にしてということにつきまして、これは非常に無理があるということでございまして、坂井議員も前副議長という立場において、正副議長・正副委員長さんが私のほうに申し入れをされまして、凍結の解除をして、D地区には無理があるから、改めて検討する必要があるというような議会申し入れもこの判断の一つといたしまして、この市政を預かるものとして、市民の全体のことを考えていかなければなりません。また、将来のことも考慮した上で立って凍結を解除してゼロからスタートしていこうということで、その他の土地についてもどこか適地はありませんかという、そういったことを投げ出しながら、皆さん方のご意見を拝聴してまいりまして、現案のほうに進んできたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。そのことについて、泗水をよくする会という組織ができておりますが、そちらの皆様方に対する説明等々については、正副議長、坂井議員も一緒でございますが、その当時におきましては正副議長と私のほうと松岡会長のほうに出向いて、このことの経緯等々についてご理解をいただきたいということを二度ほど申し入れをして拒否をされたというのが状況でございますので、ご承知のとおりでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） さて、この泗水の問題ですけれども、事ここまてになったのは、新聞にも書いてありましたけれども、時と時間がなかったのも確かでございます。しかしながら、あまりにも拙速すぎはしなかったかなと。短期的に数の論理で行ってしまったのではないかと。もっと少数意見も聞き、泗水の住民の方々にも親切に紳士的に説明・説得・話し合いが足りなかったのではないかとと思うところでご

ざいます。山鹿は5年間論議し、今の場所に決まったら、市長自ら議員さん一人一人に説明をされて回ったそうでございます。今の独立問題、到底協力認めるわけにはいきません。しかしながら、なぜこのようになったのか、温かい心でもう一度みんなで考えて、泗水の方々がまた菊池は一つという考えになってもらわなければ困ります。戻ってもらわなければならないと思います。

市長は、熊日の連載の最後に、市長が庁内に対応を協議する組織を設け、これはもっと早くすべきであったと思いますけれども、よくする会との話し合いなど、解決の糸口を探りたい。容易ではないが、時間をかけて融和を図っていくと言っておられました。まさしく、そのとおりだと思います。経過説明だけではなく、真に泗水の方々と向き合って、この問題解決に向けた話し合い、協議等、早急なる対応が必要だと思いますけれども、いかがですか。お伺いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の本定例会の初日におきまして、東裕人議員の一般質問にお答えしておりますが、この問題というのは一部の住民の話ではなくて、きっかけはそうでありましても、全市的な視野に立って判断をしていかなければならないというふうに思っております。今後は、区長会、あるいはまた各種の団体、いろんな諸会議等々におきまして、これまでの経過等についてはわずかな時間ではありますけれども、あらゆる機会を捉えながら、泗水独立に対する経緯と、またこの現状におきます考え方につきまして説明をさせていただきたいと、このように考えております。

また庁内につきましては、今、ご紹介ありましたけれども、副市長をトップといたしまして、この問題についてどう取り組んでいくべきか、解決の糸口というのは果たして何なのかと。庁舎の問題であり、そうであって庁舎の問題ではないとおっしゃるし、また参考人とされて呼ばれた中においては、やっぱり庁舎という問題が大きく出ておりました。また、いろんな諸条件の条件闘争をするものでもない、こうおっしゃっております、その糸口がなかなかつかめないという状況の中でありまして、行政の執行内部におきまして、副市長ご苦勞かけますけれども、その組織の立ち上げを今準備しております。そういったところから切り口としまして何らかの糸口を見いだしていきたいなど、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 菊池は一つということで、市長、頑張ってくださいと思います。

います。

続きまして、九州産廃について質問をいたします。私は、七城町の菊池川流域で生活をしております。地下水が湧き出し、その水を生活水として活用をしています。七城全域そうでございますし、菊池市のほとんどが地下水だと思います。市民の皆さんもそうですが、万が一、九州産廃の汚染水が地下浸透して、私たちの地下水、生活水の地下水に混じりはしないかと心配しているところでもございます。

そこで、九州産廃に関する質問ですけれども、平成19年3月28日に埋立処分期間を4年間短縮する環境保全協定書の一部変更協定書の締結がなされました。その時期に、拡張の処分場所を旧田崎牧場跡地とし、また農振除外の許可も通りました。そのときの田崎牧場跡地の面積はどれぐらいだったのでしょうか。

もう1点、今回の白紙撤回の基本合意によりますと、最終処分場の使用期間終了時に埋め立て残余量がある場合、九州産廃が行う中間処理施設に伴い排出される廃棄物及び市が廃棄に特に必要であると認めた一般廃棄物並びに汚染土壌対策法に基づく汚染土壌について、早期に埋め立てが終了するよう市が協力するとありますけれども、この汚染土壌というのはどういうものか、説明していただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。坂井議員のご質問にお答えいたします。

まず汚染土壌についてでございますけれども、これまでご説明をしまいましたが、再度ご説明させていただきます。土壌汚染対策法という汚染土壌とは、法で定めた25種の特定有害物質が土壌溶出量基準または土壌含有量基準に不適合な土壌のことでございます。特に基準を超えた場合に、汚染土壌という呼び方から非常に危険なものではないかと捉われがちでございますが、その基準は水道水の水質基準と同等でございます。ちなみに、土壌溶出量基準とは、土壌を水に溶かして出てくる重金属類等の量が、人が一生涯、約70年程度という考えでございますけれども、飲料水として毎日2リットル飲み続けても影響を及ぼさない基準とされております。また、土壌含有量基準とは、土壌に含まれている重金属等の成分の量が人が一生涯その土地に住み続けても影響を及ぼさない基準とされているところでございます。これは非常に厳しい基準である反面、安心して処理することができるものでございます。土壌汚染がどのような場所で発生するかを想定いたしますと、有害物質を取り扱う工場、事業場、農薬倉庫、ガソリンスタンドなどのほか、自然的要因で初めから土壌が汚染されている場合もございます。その土地の用途を何らかの理

由で変更や廃止を行う場合に、必要に応じて土壌の汚染状況の調査をすることになっています。土壌の汚染状況の調査につきましては、土地所有者等が国指定の調査機関に依頼することになり、土壌の汚染状況が基準値に適合しない場合は、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域等として県が区域指定を行います。基準には、区域指定の基となる基準と第2溶出量基準があり、第2溶出量基準を超える場合は、浄化施設等での浄化を行ない、第2溶出量基準内の濃度にならないと許可を受けた埋立地へ受け入れることはできません。九州産廃で埋め立て処理する汚染土壌は、廃棄物処理法の埋立処分判定基準値以下の土壌汚染について管理型処分場へ埋め立て処理することになります。

それと、まず1点目の田崎牧場跡地の全体面積でございますけれども、34筆で18.4haでございます。ただし管理型埋立処分場面積は13筆で7.2haとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 私は心配しているから質問しているわけでございますけれども、私が今から質問する事項に間違いがあったら、答弁で言っていただきたいと思っております。

私が心配しますのは、今回の白紙撤回の基本合意書、これは平成20年11月21日に環境課から出された資料でございますけれども、4年間短縮する環境保全協定書の一部変更協定書、協議を進める中に、平成18年6月23日、九州産廃から産廃問題の早期解決に対する会社の解決条件を出されたわけでございます。管理型計画区域の市道の払い下げもありますけれども、1、拡張施設の埋立期間を使用前、検査後7年間とし、期間満了時に埋立残余量が出た場合の処理できる特例を認めること。拡張の処分場建設場所を計画どおり旧田崎牧場跡地とすること。補償金は、短縮期間と終了後の転職に必要とする期間の7年間とすること。これは、補償金は12億600万円ですかね。4番、拡張計画に伴う農振除外の許可及び管理型施設許可を早期に承認すること。5、期間短縮に伴う会社の健全な運営の存続を図るための解決条件として、補償的な代替業務として委託できる事業を示すこと。これが問題になりました13項目の委託業務でございます。泗水のごみ処理問題、泗水のごみ処理の委託ができなかったので、九州産廃がこれを破棄表明をしたわけですが、白紙にするというようなことを言われました。市は、控訴すると決断をされて、今回白紙撤回、基本合意締結になったと思っております。しかし、もう私の心配です。私が心配しますのは、今回の白紙撤回の基本合意で、もう先ほども言いましたよう

に、汚染土壌ですね、について早期に埋め立てが終了するよう市が協力することあります。つまり、田崎牧場跡地、18haの7.2haとおっしゃいましたけれども、この埋立残余量、環境課の説明で39万m³とのことでした。環境課の説明によると、年に少ないときで3万t、多いときで5万t、平均4万tと仮にしますと、そのトン数を立方メートルに換算しますと1年間に、私の計算ですけれども、3万800tとなります。残余量39万tをこれで割りますと12.6年になります。つまり、私が心配しますこの汚染土壌ですね、心配ないかもしれませんが、12年間埋立可能となります。汚染土壌を含むこの埋立残余量が大変気になりますがいかがですか。

それと、もう一つの心配は、やはり汚染土壌でございます。県の産業廃棄物処理課によると、汚染土壌の中には産業廃棄物と一緒にカドミウム・水銀等を含むこともあるとのこと。また、第一、第二、第三汚染土壌と分別され、第三汚染土壌は産業廃棄物処理をせねばならんとのことでした。そういったことも聞きましたけれども、この汚染土壌、問題はないか、再度質問をしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 坂井議員の汚染土壌等のご心配ということだと思えますけれども、再度答弁させていただきます。

今までの答弁と重複いたしますが、再度答弁させていただきます。会社の最終処分場は、平成27年3月31日で埋立処分業としての産業廃棄物の埋め立ては終了することになりますが、終了時点で埋立処分場に残余量、余裕があった場合は、会社が行う中間処理施設に伴い排出される廃棄物、市が特に必要であると認めた、例えば災害廃棄物等の一般廃棄物、それと議員がご心配になっておられます土壌汚染対策法に基づく汚染土壌については、早期に埋め立てが終了するように市が協力することとなっているところでございます。残余が満杯になるためには、埋立期間につきましては廃棄物の搬入量が不透明であることから予測がつかないところでございますが、市といたしましては、今後会社や県と協議をしていく中で、毎年の埋立状況を確認しながら埋め立てが早く終了するよう住民の皆様のご理解を得ながら協力してまいりたいと考えているところでございます。特に議員がご心配されます汚染土壌の埋め立て処理につきましては、常時発生するものではございませんが、ある程度の搬入はあるものと考えられます。ただし、許可事業者も本年4月で県内に2カ所ございます。九州管内では13事業所がございます。搬入量は、そういう面から考えますと、どこに搬入するかわかりませんから、予測できるものでもございません。基準値を超えた汚染度上の埋立処分でございますけれども、これは国が定

めて調査機関で汚染状況を調査し、第2溶出量基準値以内であれば産業廃棄物の埋立基準と同じものとなるため、管理型最終処分場で処理することができます。また、仮に第2溶出量基準を超えた場合でございますけれども、その場合は浄化施設等で浄化し、再度調査期間で調査をして、第2溶出量基準値以下にならないと処理ができないこととなっております。さらに、国の指定した要措置区域等の汚染土壌を搬出する場合、県への届け出と管理票というマニフェストみたいのがございまして、その交付が定められております。汚染土壌の搬出、運搬、処理など、それぞれの処理業者ごとに管理票を保存することで、汚染土壌の処理の流れを管理することになっており、このようなことで厳しい基準を経て処理することから、基準値を超えた汚染土壌が埋め立てられることはないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

先ほど、指定措置区域等を国といたしましたが、県が指定した措置区域等の汚染土壌でございます。訂正させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 今、汚染土壌に関しましては部長から詳しい説明を聞きましてので安心をいたしました。今後も九州産廃、特に汚染土壌に関しましては、目配り、気配りをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、県道の整備について質問をいたします。県道熊本菊鹿線の進捗状況と児童の安全について、県道熊本菊鹿線、児童の通学時の安全上、また朝夕の通勤時のラッシュ混乱等、地域住民、通学する児童、また通行する車、トラック等、通学時の通学路の確保、県道の拡幅整備は長年の地域の重い懸案でもございます。間近に工事着工を控え、この路線の工事計画をお示してください。なぜかといいますと、工事が完成して信号機設置を県に要望しても設置には1年ぐらにかかるのが一般的であると思います。特に県道菊池インター線と県道熊本菊鹿線の交差点になるところは、多くの児童の通学路でありまして、今でも危険であります。工事が完成したときは、もっと危険になると地域関係者の一致した意見でございます。

そこで、工事完成時点で設置可能となるように早めの信号設置申請を要望したいと思ひますけれども、いかがですか。お答えください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

県道熊本菊鹿線は、熊本市を起点といたしまして、合志市、本市の泗水町、七城町を經由いたしまして、山鹿市、菊鹿町を終点といたします主要地方道でございます。

す。現在、市内におけます県の改良事業の施工区間は、七城町の高島区間でございます。この区間につきましては、道路が集落内を通過いたしまして、家屋が連なり、道路幅員が狭いなど、交通に支障をきたしていることから、道路幅員を6.5m、片側歩道のバイパスによる道路改良が計画をされているところでございます。本工事の工事期間でございますが、県に確認いたしましたところ、県道植木インター菊池線との交差点部分を除きますバイパス部分につきましては、平成24年11月に発注が終わり、平成25年の3月末には竣工予定でございます。その後、県道植木インター菊池線との交差点部の改良に着手予定となっており、全線供用開始につきましては、平成25年度末になる見込みであると聞いているところでございます。

また、県道植木インター菊池線との交差点部の信号機の設置につきましては、交通管理者でございます県警と道路管理者でございます県との間で交差点処理につきまして協議中であるとのことでございます。市といたしましては、引き続き県道の早期供用開始に向けまして、県に要請してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 国道の整備について質問をいたします。325号線の4車線化につきまして質問をいたします。本市の将来、グラウンドデザインを考えますと、本市で最も重要であります国道325号線の4車線化、菊池市の活性化に関して一番必要なものだと思います。以前に325号線の4車線化、中心市街地を通るところの4車線でございますけれども、について質問しましたが、その後、何か対策を講じられたのか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

市街地区間の国道325号4車線化につきましては、以前、県より住民参加型の道づくりを進めるためのPI方式、これは住民参加型でございますが、公共事業、特に道路事業の計画策定の段階から情報公開いたしまして、関係する住民の皆さんや利用者の意見を求めて進める方式でございます。この方式を採用いたしまして、地域住民の皆さんや学識経験者及び行政関係者からなる国道325号検討委員会を設置し検討が進められ、議論がなされておりますことは議員ご存じのとおりでございます。中でもルート選定する上におきましては、市の中心市街地の方向性または地域活性化やまちづくり、都市計画等につきまして密接に関連しているところでご

ざいます。また、道路管理者でございます県におきましては、現在進めております旭志拡幅や菊池拡幅事業整備を優先いたしまして、これに伴う自動車交通量の変化等を見極めながら検討していくと聞いているところでございます。市といたしましては、県の動向を見据えながら進めてまいりたいと考えておりますので、現在のところ検討委員会の設置はしていないところでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 今後の10年先を見据えた場合、これは菊池市の将来のためにも最重要課題であると思っております。以前にも申しましたけれども、本市出身の道路関係の道路局長をされた現役の菊川さんですけれども、霞ヶ関で現役で頑張っておられます。できる限り地元の菊池のために力を注ぎたいと言っておられます。菊川さんの現役のうちに、本市として早めのルート設定をして、そうするためにも早急なる、私が言いますプロジェクトチームを組み、また協議会を立ち上げられていくのが必要だと思っておりますけれどもいかがですか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど部長のほうで答弁いたしましたとおり、国道の325号線の4車線化事業、菊池市街区間におけるルート選定する上におきましては、いわゆる菊池市の中心市街地の方向性、または地域の活性化やまちづくり、都市計画など、密接に関連している事柄がございます。ご承知のとおりでございますが、今後は県の動向というものを見据えますとともに、県と協議を行いながら進めていきたいと、このように考えております。まずは、お話がありましたが、庁内に検討委員会を設置いたしまして、今までの、これまでの経緯や、あるいはまた条件の整理、あるいはまた関連する資料の収集、そういったものを行いまして調査検討を加えてまいりたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長、立ち上げて頑張るといふようなことだったと思っておりますので、できるだけ菊川さんの現役のときによろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、費用対効果について質問をいたします。市民文化会館、ポケットパークの足湯、友好都市について質問をいたします。燃油・飼料・資材の高騰による農業の不況、またデフレ・円高等によりまして企業も大変不景気であります。リストラ・派遣・賃金カット・年金の減額、おまけに消費税も上がると言われております。何かと厳しい今日、本市も景気の低迷により税収の減少が心配をされております。

このような中において、無駄な金、出費は市民感覚として慎まねばならないと思います。事業仕分けといいますか、費用対効果も考えねばならないと思います。貴重な市民の税金でございます。

そんな中で、市民の方の話の中で3点上がりましたので質問をいたします。

足湯についてでございますけれども、今のところ利用者はなかなか少ないようでありまして、維持管理費は1年間でどれぐらいですか。

友好都市、今6つございますけれども、11月23日の熊日新聞に、7つ目の宜蘭市と締結に向けた調査に入るとの記事でございました。そこで、交流関連予算、昨年ですか、1,700万円だったですかね、今年度はいくらですか。

それから3番目、市民文化会館、60年の賃貸契約と聞きます。今年度の賃借料はいくらですか。契約から今まで何年かかっていますか。また、トータルでいくら支払っておられますか、質問をいたします。

それから、今から60年まで何年かかるのか、大体いくらかかるのか、予想想定で60年間でいくらぐらいになるのか、もしわかればお答えください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは横町・切明のポケットパークの維持管理費につきましてお答えいたします。

この2カ所につきましては、消耗品費、光熱水費と清掃管理委託料となっているところでございます。初年度でございますので、見込額といたしましておおよそ235万円見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 本市の姉妹友好都市につきましては、国外では韓国の清原郡と金堤市、中国の泗水県があり、国内では岩手県の遠野市と宮崎県の西米良村がございます。いずれも合併前の姉妹友好都市を引き継いだものでございますが、これに10月に友好都市を締結しました鹿児島県の龍郷町が加わりました。姉妹友好都市との交流の実績でございますが、年度ごとに口蹄疫やインフルエンザ等、様々な事業によりまして事業の実施状況が異なっておりますので、相互の訪問者数や経費等には差がございます。

まず、国外の3都市との交流実績としまして、平成22年度では延べ16人の訪問に対して23人の訪問受け入れがあり、これに要した経費としまして約188万3,000円でございます。平成23年度では延べ39人の訪問に対して31人の訪

問受け入れがあり、これに要しました経費は276万8,000円となっております。平成24年度はまだ年度途中でございますが、市民友好の翼などの関係で143人の訪問に対しまして25人の訪問受け入れがあり、これに要した経費が現時点で約656万1,000円となっております。

次に、龍郷町を含めました国内の3都市との交流につきましては、まず平成22年度で67人の訪問に対しまして36人の訪問受け入れがあり、約121万7,000円の経費となっております。平成23年度では45人の訪問に対しまして24人の訪問受け入れがあり、その経費が約57万9,000円となっております。平成24年度では、年度途中でございますがこれまで36人の訪問に対しまして65人の訪問受け入れがあり、その経費が約75万4,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会のほうからは文化会館の賃借料につきましてお答えいたします。

文化会館は、昭和55年の5月にオープンいたしまして、現在32年を経過いたしております。菊池広域の市町村圏における文化・芸術及び福祉の増進に寄与しているところでございます。土地の賃借契約につきましては、昭和53年4月1日に土地所有者2名の方と締結いたしまして、平成49年までの60年間の契約となっております。

現在までの支払額は、今年度も含めまして34年間、概算でございますけれども3億2,100万円でございます。今後支払う賃借料は26年間でありまして、おおよそ2億1,000万円程度となります。合計いたしますと60年間で総額5億3,100万円程度となります。

また、お尋ねの今年度の賃借料の金額ですけれども、約880万円でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市民が不況にあえいでいる、本市財政もあまりよくない、税収も落ちている今日、事業仕分け等なるべく無駄をなくし、より市民の納得のいく事業、例えば産業振興ですね、ただでさえ冷え気味なのに費用対効果を十分考え、予算執行せねばならないと思っておりますけれども、どうお考えですか。

それと、今答弁がありました5億何千万円だったですかね、トータルすれば、相当な額であります。今後も最後まで、契約まで賃借をすれば2億1,000万円と聞

きました。土地、そんなに広くはないと思いますけれども、これは買った方が安いわけですね。そこで、最後の質問ですけれども、特に文化会館は残り24年、はっきりはわかりませんが24年近く払わなければなりません。これは、不利益契約だと私は思います。これは先代の市長の契約ですが、これ私からのお願いですけれども、市長自ら足を運んでいただいて契約変更の努力をする考えはございませんか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 文化会館の賃貸契約に対します見直しについてでございますが、土地の賃貸借契約は、地方自治体がいわば私人の立場で締結するものでありまして、原則として私法、私の法の規定の適用を受けます。現在の契約の内容では、土地の所有者の合意がなければ契約の変更はできないものと、このように考えております。32年間経過をしておりますが、あとさらに28年間の契約期間が残っております。60年間の契約の期間は、鉄筋コンクリート造りで建物の耐用年数からしましても、この年度設定というのがあったものではないのかなというふうに思われます。また、料金設定等につきましても、多分にその当時におきましては市中金利というもの、あるいは公定歩合というものを参考にしながら、お金を公債を発行して借りるよりも土地代をこの利息に充当する以上に安く借りられると、そういったものが背景にあったのではないのかなというふうにも思います。市の顧問弁護士のほうにもこのことについては相談をいたしました。見解は今申し上げましたとおりで、基本的には、これは所有者より売却あるいはまた賃貸契約の変更、減額の申し出とかいうものがなければ、合意が得られなければ、それ以外に契約の変更というものを迫るものはないということございまして。隣近所のことでもありますので、これまでも何とかご相談できませんかということは私が首長になりましてからも申し上げてきたこともございます。いろいろありますけれども、土地の所有者の方々との契約の見直しというものにつきましては、今後も行っていくかなければならないと、このように考えております。

○19番（坂井正次君） よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時58分

開議 午前11時06分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。
本日は、1点目といたしまして、新菊池市づくりということであります。その中におきまして、税の問題、また住民サービス、26年度以降、27年からの一本算定に向けての新市の財政関係、健全化といった形で質問をしていきたいと思っております。税収と使用料につきましては、もう幅広い関連で数名の方がもう質問をされておりますので、税の管理問題ということでお尋ねをしたいと思っております。

1点目に、税の情報管理、セキュリティの管理責任者はどなたが行っておられるかということが1点目であります。

2点目に、住民サービスの推進状況ということで、福村市政の中で推進してこられ、住民サービスの事業等の中で、特に住民の方々に期待を与えた事業、そしてまた市民が今後期待するような事業等をお示しいただきたいというふうに思います。

3点目に、26年度以降の行政の健全化というようなことで、一本算定に向けての健全化対策というような計画に対してお尋ねをしたいと思っております。今、民間委託の成果、雇用関係の促進、人口減少に伴います流出の対策等につきまして、市の考えをお示しいただきたいと思っております。

以上3点について、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森隆博議員のご質問にお答えいたします。

本市では、情報資産及びそれらに関する情報セキュリティについては、平成17年3月に施行しました菊池市情報セキュリティ規則に基づき管理を行っております。規則では、管理責任者として、情報セキュリティ最高情報統括責任者を副市長、最高情報統括責任者の補佐としてネットワーク管理者を総務企画部長としております。

次に、住民サービスの進捗状況としましては、0歳から中学3年生までの医療費助成を行う子ども医療費助成事業、多くの子どもが出生されることを祝福し、生まれた子どもが健やかに成長されることを願うすくすく子宝祝い金事業、昨今の温暖化により暑さ対策、学習環境の充実が求められる中、学力向上の一環として市内5中学校普通教室への中学校空調整備事業、都市部と地方との地域間格差、情報格差をなくし、企業誘致活動を促進するための市内全域への光ブロードバンド整備事業、自宅の玄関から目的地の玄関までドアトゥドアで行けることから住民サービスの向上を目的としたあいのりタクシー事業、日本一の環境都市を目指して太陽光発電設

置補助による新エネルギー対策事業、防災対策事業として、65歳以上の世帯及び障がい者の皆様の世帯への火災警報器設置事業に取り組んできたところであります。

次に、平成26年度以降の行政健全化としましては、平成27年度より普通交付税が段階的に縮減され、平成32年度において一本算定となることや少子高齢化による社会保障費、施設の老朽化による維持補修費の増大、事業推進のために発行された合併特例債及び交付税の振り替えである臨時財政対策債の償還等も控えております。加えて、平成26年度からの消費税増税による経費増大もあり、今後の財政運営は大変厳しい状況になることが予想され、財政健全化計画策定の必要性は十分認識しているところでございます。計画策定に当たりましては、平成26年度に菊池市総合計画や第2次菊池市行政改革大綱が共に最終年度となり、合併特例債の5年延長に伴う新市建設計画の見直しとともに、それぞれの計画との整合性を図る必要があると考えております。現状といたしましては、行政改革の取り組みの中で、民間にできることは民間を生かすという基本姿勢の下、総合体育館などの公共施設や物産館などの第3セクター関連施設を指定管理者制度の活用により民間へ移行を果たすとともに、養護老人ホームや公立保育園を民営化し、簡素で効率的な行政運営に努めてまいりました。また、緊急雇用対策を活用した雇用創出に努めるとともに、人口減少に伴う流出抑制策としては、先ほど申しあげましたすくすく子宝祝い金事業、集いの広場事業、ファミリーサポート事業及び光ブロードバンド事業など、総合的に実施することにより、住み良い菊池市として効率的な事業展開に努めてきたところでございます。また、施設の老朽化が進み、将来財政を大きく圧迫することが懸念されるため、いち早く現状を把握し、適正な対応策を講じる必要もあることから、新地方公会計制度による財務書類の活用や事業評価を行いながら、財政基盤の安定を目指してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、再質問に入らせていただきます。

情報のセキュリティの最高統括責任者、永田副市長ということでありまして、そういうことで、今、セキュリティの管理問題というような、特に税の情報管理ということが問題になっておりますので、副市長のほうにお尋ねをしたいというふうに思います。

1点目としまして、職員間の信頼、融和といいますか、お互いの絆を深める、職場の管理体制の向けた実績、実態等について、副市長にお示しをいただきたい。

2点目に、副市長が就任されました後に月2回ぐらいは総合支所に出向き朝礼等を行い、職員の教育指導を実施したらという信頼関係を深めてはどうかというようなお尋ねをしたこともありました。副市長、就任から今日まで総合支所に出向かれ、職員指導の状況等をお示しいただきたい。できますなら明確にお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、総合支所でのずさんなセキュリティの取り扱いが行われたと、地方公務員の守秘義務、情報管理に関する調査委員会からの指摘があったわけですが、最高責任者としての責任の取り方、あり方ということでもあります。問題としましては、セキュリティの取り扱いの認識を求める指導方針、あまりにも今日までの職員教育のあり方のずさんさがこういった行為が出てきたのではなかろうかというふうに思いますので、今回、免職処分の職員だけの処分でよいのか、適切な判断であったと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、菊池市の健全化計画ということで再度お尋ねをしたいと思いますが、27年度以降は菊池市の行政の健全化計画が絶対に必要だと私は思っております。そういうことで、やる気があるかないかということでお尋ねをしたわけですが、認識というような方向でお尋ねしたわけではありませんので、1点目としましては、一本化の中に、一本化で進む中におきまして、扶助費の増加、景気低迷に伴います税収の落ち込み、消費税の増税、TPPの影響等の不安を併せまして、菊池市の合併前の負債、または合併後今日まで8年間の負債額、どれだけになっているかということをお聞きしたいと思います。

2点目としましては、やはり借金は返していかなければならないわけですから、返済計画を持ってですね、今の子どもたちの医療助成金事業の継続、各種事業の計画が実現できるようにこうやっていただきというような思いでありますので、財政の健全化計画を取り組むか取り組まないか。

3点目に、民間委託の成果としまして、特別養護老人ホームの民間委託等は考えておられるのか。また、今までの民間委託は利益を出せないというか、出していない施設ばかりであります。できますならば旭志で例を挙げて申しますと、四季の里と旭志の物産館あたりを合わせて民間委託をすればですね、利益が出ている分と出ない分との配分というか、利益配分で安定した経営が望めるのではなかろうかというふうに思いますので、今後そういった民間委託等への方針、考えがあるかないか。

4点目としましては、やはりこう菊池市は人口が急激に減少しているところも伺えます。そういった中で、まずは学校がなくなれば若い人たちが定住はあり得ないというふうに考えるわけであります。泗水地区で人口の増加が伺えておりますけど、

家庭的に余裕がある人たちは家を貸家といたしますか、貸家にしまして、光の森とか大津町の駅周辺のマンション等への移住が伺えております。子どもたちがやはり高校に通うようになりますと、交通の利便性、また生活圏の利便性等が優先されまして、そういった行動に至っておりますけれども、話を聞きますと子どもたちが大きくなるまでは便利のいいところに住んで、その後、老後はまた戻って住むと言うようなこととなりますと、税金がある人は出て行って、税金がない人が帰ってくるような状況に生み出すということでありますので、そういったことに対する認識といたしますか、そういったものを持っておられるか。

以上の点についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 再質問にお答えをいたします。

まず、職員間の信頼・融和・絆を深めるためには、部長・課長等を中心に強調して仕事に取り組むことが最も大切なことだと考えております。副市長、私自身としましては例えば決裁を受けに来た職員には、必ず御苦労さんと声をかけたり、内容について説明を求めながら職員を知り、理解することが重要と考え、関係を深めるように努めております。特に新規採用職員への最初の研修では、まず、最初に私から職員としての心構え等について1時間程度の講話を行っております。また、職員を対象とした人権啓発研修や男女共同参画研修等では、必ず冒頭に訓辞を行っている状況でございます。そのほか、職場の管理体制に向けた人事評価制度の確立や機構改革等の推進を図っております。

次に、総合支所への対応でございますが、各総合支所へは年末年始の挨拶を初め、年2回定期的に総務課職員係とともに支所の現状と課題について、各支所へ事情聴取に訪問をいたしております。訪問の際には、各課を巡回し、所属職員の健康状態などを把握するとともに、ねぎらいの言葉をかけているところでございます。

今回の職員の不祥事に対しましては、公務員としてあってはならないことであり、市民の皆様の市行政に対する信頼を裏切る行為であり、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

処分につきましては、同様の不祥事が発生しました他の自治体等を調査し、検証もいたしております。また、菊池市職員分限懲戒審査委員会の審査を経て決定をしており、今回の処分は適切であると認識をいたしております。

セキュリティの責任者としてしましては、今後こういった事案が発生しないような善後策を講じることが大事でございます。副市長名で適正な事務処理と綱紀の保持についての通知と電子情報の適切な取り扱いについての通知を全職員に対して行っ

たところでございます。

また、全職員に対する情報セキュリティに関する研修やセキュリティ規則の改正、また今回の補正でお願いしておりますように、ＩＣカードによる情報セキュリティシステムの導入など、今後二度とこのような不祥事が発生しないようなシステムづくりに取り組みたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。健全化計画に関わります財政の状況についてお答えいたします。

まず、交付税の一本算定化による影響額は、平成２４年度算定で１９億円と大きな開きが生じております。また、地方税につきましては、平成１９年度と平成２３年度を比較した場合、約４億円の落ち込みが見られ、若干の回復傾向は見受けられるものの、税制改正などの影響がどのようになるのか、不透明な状況でございます。

次に、負債額の比較につきましては、合併前の平成１５年度と合併後の平成２３年度決算における一般会計の起債借入残高でお答えします。平成１５年度約２６０億円に対し、平成２３年度では約２６８億円と８億円の増となっております。ちなみに平成１９年度からの財政健全化法に基づく将来負担額として、地方債の現在高、広域の組合等への負担見込み、公営企業等繰入見込み、債務負担額、退職手当などの将来にわたる負担が見込まれる額として、平成２３年度算定では約４３０億円が見込まれている状況でございます。自主財源の乏しい本市におきましては、普通交付税等の依存財源が与える影響が多岐であるため、今後の国の動向には特に注視しながら、不透明な部分をどのように推し量るのか、難しい面はございますが、見直し時期を迎えます各種計画との整合性を図りつつ、計画策定を目指してまいります。

次に、特別養護老人ホームにつきましては、第１次行政改革大綱に引き続き、２次でも財政の健全化のための独立行政法人等への移行の可能性について総点検をし、平成２６年度までに方向性を決定することとしています。また、つまごめ荘の第２次中期経営計画でも、経営の効率化を基本方針に、施設の安定的で持続可能な運営のために、現状の直営から公営企業への移行、あるいは抜本的に地方独立行政法人化、または民間譲渡も含めて、もっともよい経営形態の方向性を確立することとしております。

このようなことから、現在まで調理業務の一部民間委託を実現するとともに、庁内の個別検討会議で施設の課題問題や市の財政状況を整理するとともに、民間にできることは民間にとした菊池市民間委託等推進ガイドラインに基づいた運営形態のあり方を検証しているところでございます。

また、第3セクター運営施設の統合による委託につきましては、行政改革大綱でも第3セクター見直し方針に基づき、平成25年度からの指定管理者の公募と段階的な会社組織への統合等を視野に入れた検討を行うこととしており、今後の課題と考えております。

なお、菊池市四季の里旭志は、現在の指定管理期間が平成25年3月31日で満了いたします。現段階では、物産館との統合は指定管理者が異なるため難しいものと考えており、公募を行ない、向こう3年間新たな指定管理者の指定議案を本定例会に上程しているところでございます。

次に、人口減少についてでございますが、昨年大賀議員のご質問の中でお答えしておりますように、平成17年3月末と平成23年3月末の7年間に基に、本市の年度別年齢分布について分析をしております。4歳までの乳幼児につきましては若干増加しており、これに伴って25歳から39歳の乳幼児の親が多く含まれると推測できる世帯が若干増加していること。また、小学生から大学生の世代が多い5歳から24歳までが減少していること。併せて、その世代の親が多く含まれると推測できる40歳から50歳世代が減少していること。その後、団塊の世代で大きな増加が見られますが、若干の増減とともに高齢者が増加する傾向が見られております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思いますが、財政面につきましては、本当に借金は減っていない、ふえていきよるということでしょうか。よろしいようです。

それと、やはり人口減少であります。来年度の手帳に書いてありますように、菊池市の減少を見ますと、高齢化率も合併当初26%程度でありましたが、今回はもう28%というふうにも書いてありますように、確かに0歳から14歳までの子どもが13%と、そして65歳以上の方がもう約29%かな、それぐらいの率になってきておりますし、本当にこうこれから先のやはり維持については不安を抱くわけです。そういうことで、今、財政の健全化計画を示していかなければ、今後のいろんな事業に影響が出てくるんじゃないかという思いで計画の重要性を思いながら、立てていくのか、いかないのかということでお尋ねをしたところであります。今、説明ありましたように、27年度からだんだんと5年間、交付税の削減が始まりまして、2020年、32年度には約10億円程度の削減が見込まれるというふうに、今、部長の答弁がありました。それ以上に国の今の政策あたりを見ましても、やはりこうさらなる税の落ち込みもありますし、消費税の増税等も絡

んできます。第1次産業であります菊池市の中におきましては、やはりこのTPPの問題というのが、これが大きな影響を与えてくるんじゃないだろうかというふうに思うわけでありますので、やはり市の財政の中に大きな影響を与えてくるというふうに考えられるわけでありますので、やはりそういった交付税の削減に併せまして、やはりどうしても維持していかなければなりません扶助費の増額、国保税等の見直しといいますか、負担関係も出てくると思いますし、やはり今、子どもたちの中学3年までの医療費助成といったこともあります。こういったものもだんだんなくなっていくだけでは意味がなくなってしまうので、やはりそういった事業に対して、そういった市の明確な収入計画、財政健全化計画というものについて、今後取り組まれるということがあるか、ないかだけ、市長のほうからお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 財政の健全化に向けました計画につきましては、国の動向に注視をしながら、社会保障と税の一体改革における財源配分も現状の状況におきましては不透明であります。合併の特例措置であります普通交付税の段階的な縮減、また消費増税は避けて通れないものであるために、今後各種の計画との整合性というものを図りながら、人口構造の推移も考慮して財政健全化計画を進めてまいりたいと思います。また、進めなければいけないと、このように思います。ただ普通交付税におきましても、単年度において算定するものでありまして、社会の情勢の変化、あるいはまた地方財政制度の改定、急激な行政需要の変化などによりまして、どれだけ詳しくといいたいでしょうか、精度を高めていくかということについては、非常に難しいものもあると思いますが、合併によりますところの施設の改修に借り入れた合併特例債につきましては、やはりこの借金は借金でありますので、後年度の負担というものを今後の財政計画の中で裏打ちできるようにしていかなければならないというふうに思います。歳入の確保と地方自治法にありますように、最小の経費で最大の効果を上げるための方策というものを探ってまいります。まずはできる限り財税情報を住民の皆様方へ提供しながら、持続可能な財政運営を図る上での行財政改革に対します理解をお願いしたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今の段階でも税収が厳しい状況になっておりますし、徴収関係にも苦勞されておりますので、やはりぴしっとした市の財政計画に取り組みますことをお願いしておきます。

それでは、次に菊池市の公共事業の入札制度ということでお尋ねをいたします。

1点目に、23年、24年度の指名業者の選定についてであります。業者の基準と申しますか、どのような点に着眼点を置いて選定をされておられるのかということと、建築工事の場合、設計した業者と現場管理業者が違う場合がありますので、そういったときに指名のあり方ということについてお尋ねをしたいと思います。

2点目に予定価格であります。税込みの落札価格の差額状況についてであります。23年度の入札総額と入札の方式、菊池市の落札率は妥当なパーセントであるのかという認識についてお聞きしたいと思います。近隣町村との比較をした場合に、やはり高止まりと申しますか、菊池市の場合はどうしても98%、99%ということで、近隣町村と比較した場合には、どうしてもパーセントが高いというふうに考えますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

3点目は、これは今回の第3案と申しますか、この次の公共施設等について、やはり入札のあり方と申しますか、この辺についてのプロポーザル方式、コンペ方式、一般競争入札という方法もありますけれども、こういった中に、今、本当にこうプロポーザルの場合は人材、人が考え、コンペ方式は、その案というような形になります。競争入札になりますと金額がやはり下がってくるというふうなメリットもありますけれども、やはりまだ今の設計の段階から申しますと、できますならば大学あたりの建築家関係にも提案をされて、いい知恵を出す。その中から、またプロの方への設計というような形を取っていけば、経費的にもかなり安く見込めるんじゃないかというふうに考えますので、そういった点についてのお考えがあればお示しをいただきたいと思っております。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 本市の公共事業入札制度についてのご質問にお答えいたします。

答弁の前に、菊池市工事入札参加者指名等審査要領第2条第6項指名審査会の審議は公開しない、また指名審査会の構成員は審議の内容を外部に漏らしてはならないと規定されておりますので、具体性に欠ける部分もあると思っておりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

まず、業者の指名選定基準は、菊池市工事入札参加者資格審査格付要綱第5条により格付けされた土木工事、建築工事一式の場合、県の格付けを基準に等級を区分し、制限価格を設け指名しています。舗装工事の場合は、経営事項審査点数を基本に格付けを行ない、技術者資格、所有機械の有無等で制限を掛け、指名をしており

ます。また、格付けなしの工事の場合は、発注金額により特定建設業の許可の有無、技術職員の人数、監理技術者を専任で配置できるか、受注金額以上の工事实績を有しているか否か、市外業者を対象とする場合は、同等規模の工事实績等があるかなどを勘案し、指名を行っているところでございます。委託業務に関しても、技術職員の人数、委託実績等を考慮し、指名を行っております。

お尋ねの設計業者と監理業務の業者が違って選定されているとのことでございますが、監理業務の入札におきましては、指名競争入札を行っているので、設計業者が落札できない場合も出てきます。また、今年度においては災害等が多く出たため、土木コンサル業者の手配ができず、監理業務の指名を辞退されるケースもありました。

次に、平成23年度の入札総額は、工事220件の31億6,000万円、委託業務が142件の5億2,000万円で、入札方式の内訳といたしましては、条件付き一般競争入札17件、指名プロポーザル方式8件、総合評価方式1件を行いました。ほかには指名競争入札で行っております。

落札率につきましては、工事96.7%、委託77.5%となっております。参考に、平成22年度は工事95.7%、委託89.5%となっております。

近隣市の状況は、合志市、工事95.3%、委託91.6%、山鹿市、工事95.6%、委託91.2%、玉名市、工事93.4%、委託84.7%と聞いております。

他市より委託業務が低いのは、平成23年度より変動型の最低制限価格制度を設け、予定価格の60%を最低制限価格とし、一般競争入札を増やしたためと考えております。なお、工事については、最低制限価格を70%としております。参考に、平成23年度の最高落札率は、工事で99.2%でございます。

妥当な落札率ということでございますが、9月議会でも答弁いたしておりますが、工事等における落札率の高止まりは、一つの問題点として受け止めており、条件付き一般競争入札等の入札制度の改革と中小企業振興基本条例の関係を見据え対応していきたいと考えております。

次に、市庁舎等整備基本計画等の設計者の選定については、まだ具体的に示されておられませんので、選定方法の特徴を述べさせていただきます。国及び地方公共団体の契約方法については、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の規定により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの方法がございます。一般競争入札は、平成18年5月23日閣議決定されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針でも示されていますように、入札に参加する参加者の競争性が高く、手続きの透明性が高いという利点はある一方、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける業者が落札し、公共工事

の質の低下をもたらす恐れもございます。

次に、指名競争入札は、信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点もありますが、競争参加者が限定される等のデメリットもございます。また、価格以外の要素、例えば設計者の創造性、技術力、経験等を総合的に評価するプロポーザル方式及び明確な設計条件を基に具体的な設計案を審査し設計者を選ぶコンペ方式等による選定方法がございます。

以上、それぞれの入札方式の特徴を整理・比較・検討し、選定の条件に合った方法で選定できればと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） これは例であります、山鹿市の場合です、今回、庁舎関係の入札等がもう報道されておりますように、予定価格が49億5,496万円、その参加業者が9社であったということで、土木・建築・設備・電気・解体・内装・駐車場を含む一括発注というようなことであります。やはり金額的にしまして、高度な技術と専門性が必要というようなことで、分離分割発注は行わないというようなことで行われておりますし、やはり高い施工能力と専門性の必要性を考えて、建築工事の一式経営事項を実施しておられます。そういった中で、審査の総合評価としては1,700点以上であって、同種工事施工実績を持つ業者ということで入札が行われております。落札率は89%税込みということで、44億4,727万円と。業者は大林組の福岡支店というようなことであります。床面積も1万2,634㎡というようなことでありますし、この平米単価を大体落札価格で割ればですね、単価的にはぴしっと出てくるというふうに思いますので、そういったことはできれば参考にしていただきたいというふうに思っております。

部長のほうから答弁をいただきましたが、まず私が一番不安に思いますのが、やはり設計業者と施工監理業者が別々になりますと、これは絶対に行為的にはよろしくないと思っております。なぜかと申しますと、やはり、特に材料関係の検査等もありますけれども、特に空調等につきましては、やはり何馬力程度というように形で仕様書のほうには書かれます。設計をされる方は、今の一番新しい見積もりを、機種を見積もられるわけですが、例えばその監理関係が変わってまいりますと、同類ということになりますと、例えば5馬力なら5馬力のクーラーでよいということになりますと、その年式はわからないわけですが、1年、2年前のやつを使ったりという可能性も出てきます。そういうことになりますと、空調あたりはほとんど定価の約半額、6割引というふうな状況が現状は多いわけであり

ますが、もう1年、2年前になりますと7割、8割引というようなことは今は現実でもありますし、取り付け後のメンテナンスの保証もなくなるというようなことでもありますので、新築時点から空調の点検業者を必要とするというようなことも発生してまいります。そういうことがありますので、これは絶対に、やはり設計した人に最後まで監理をやっていただくというのが基本であろうと私は思いますので、その点について、やはり明確にさせていただきたいというふうに思います。

特に、この前、副市長のほうに6月議会に宮崎県の都城が保護観察者に対して雇用をする業者ということの受け入れを菊池市もやってみてはどうかというふうにお伺いをしましたとき、県内で1市は検討中、13市はまだ未定と、県は25年度から検討しますというような答弁をいただきましたが、すぐに9月議会で荒尾市が導入をして県下第1号という報道がありました。そういった中に、やはり業者とのそういったお互いの協力体制といいますか、そういったものができてくるところもあります。そういうことで、県のほうにそういったお願いを申し上げに行ったときに、10月には熊本県内の町村にも導入するようにお願いをしたいというお答えをいただいておりますが、そういったことについて菊池市のほうには問い合わせがあつておるのかなというふうに思います。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

- 議長（山瀬義也君） 森議員、議題外でございますから、それについての質問は。
- 20番（森 隆博君） いや、打合せはしております。
ですから、こういった方々の処分については、やはり適切に行っていないとで

すね、後で問題化する部分もありますので、その委員長にお尋ねをしたいと思いますが、そういった責任の取り方ということにつきましては。

○議長（山瀬義也君） 森議員、今のは通告の範囲を超えていますので、その点についての質問は避けてもらいたいと思います。

○20番（森 隆博君） それでは、その点については、また改めてお尋ねをいたしますが、やはりそういった関係の報道があつておる以上は、ぴしっとしたことを示していただきたいというふうに思います。

そういった関係の中におきまして、やはり入札という制度の取り組み方について、やはり慎重にやっていたかという点からいって、いろいろな問題が出てくるということがありますので、今回、菊池市も40数億円の工事を行うという計画でありますから、そういった関係について、そういった例としまして山鹿を挙げましたが、そういったことについての考えを持っておられるか、お答えをいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 再質問にお答えをいたします。

まず、設計業者と監理業者が異なるというお話でございます。これは、入札の結果でございますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

それから、落札率の高止まりにつきましては、一つの問題点として受け止めております。条件付き一般競争入札と入札制度の改革と中小企業振興基本条例、地元優遇と申しますか、との関係を見据えて対応してまいりたいと考えております。

また、電子入札の導入も検討しているところでございます。

業者の選定、庁舎関係でございますけれども、選定に当たりましては、総務企画部長が申しあげましたように、各入札方式の特性を精査し、その条件に合った方法を今後検討してまいりたいと考えております。

また、保護観察対象者雇用に対する優遇措置の導入についてということで6月議会でご質問いただきました。県の動向を見させていただきますという答弁をいたしておりますが、先ほど県が動いたという、県の対応があつたということでございますけれども、私のほうにはその辺の情報は上がってきておりませんので、またその辺の状況を把握をしながら、しっかりと県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） やはり県のほうからそういった菊池市の、この地域で要するに犯罪を犯した人が出てきて、職がない場合に雇用してやれば、ある程度入札制度

の中で緩和措置といいますか、優遇策を取るというのが、今、都城のほうをやっているような事業でありまして、それを荒尾市が第1号で、県下で9月の議会で決議をしたということでもあります。そういったことから、くるみの会といいますか、そういった雇用をされている業者の方が県のほうに出向かれてそういったお願いをしたときに、10月にはそういった県のほうから指導をやるという回答をいただいてきて、私たちに報告を受けたもんですから、菊池にも来ているかなということで今お尋ねをしたところでもあります。

それと、やはり設計者とその施工監理者が変わりますと、どうしてもそういった材料面、いろんな機材面で変更というのが確認できなくなってくるのが現実であります。やはり設計される方は、一番新しい機種、いろんなもので新品というか、新しい年号のやつで見積もりを取られるわけではありますが、確かにメーカーのほうから出荷証明書とかいろんなものは提出されますけど、なかなか確認ができないというのが現実でありますし、この庁舎も今耐震をやっておりますが、正式に言いますと、生コン、コンクリートあたりうちがっておりますとすれば、これもやはり生コン車1台1台をスラップ試験をやるというのが基準であります。全て工事が終わった後に生コン会社から共同試験の書類をいただくというようなことではですね、やはり完全な監理体制はできていないというふうに思いますので、やはり施工をやるときには、大きな企業がやっておるように、ぴしっとその場その場で明確に示せるような業者の選定をやっていたきたいというふうに思っております。

そういうことで、今回、設計のほうも上がってくると思いますが、費用も上がってくると思いますけれども、そういったものを含めまして、新たなこの庁舎と生涯学習センターを含めた建設に向けて、どのような方針で取り組んでいかれる考えなのか、市長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎の入札についてということでの、こういった方向でやるかというようなそんなお尋ねだったと思いますが、まだ今議会のほうに追加議案として設計の予算をお願いしようという段階でありまして、まだ設計が終わって、そして初めて入札をどうするかということの議論になろうかと思っておりますので、今の現時点においては、まだ入札について言及するべきものではないと、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 設計の入札からも考えてください。よろしくお願ひしときま

す。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

○
休憩 午前 11時55分

開議 午後 零時58分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 午前中の私の一般質問の中に不適切な発言があったということですので、議長の配慮をよろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君の発言につきましては、後日会議録を精査し、不穏当発言などがあった場合には善処したいと思います。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ4日間の一般質問の最後となりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市道伊倉黒仁田線についてですが、この路線につきましては、国道387号線の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また産山滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問要望をまいりました。おかげさまで、現在、千畳河原部分は改良が進み、今年の夏も多くの観光客で賑わっております。今後も整備が進むと思われませんが、全体の進捗状況も含め、詳しくお示してください。

次に、七坪小楠野線についてですが、この路線につきましてもこれまで何度も質問要望をさせていただきました。特に七坪集落内については、道路幅員が狭く、小木地区に一般廃棄物処理場が位置しておりますので、これまで長い間関係車両が頻繁に通行し、地域住民の生活道路としての支障が生じております。市としても十分整備の必要性を認識して整備計画が進んでいると思われませんが、現在の進捗状況を詳しくお示してください。

次に、戸城渡打線についてですが、この路線につきましても水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落を結ぶ重要な道路であり、また県道二重の峠菊池線の災害時の迂回路としても大変重要な路線でありますので、これまで何度も質問要望をさせていただきました。お陰様で、市としても辺地総合整備計画に追加していただき、現在

整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画を詳しくお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、最初に市道伊倉黒仁田線につきましては、1期工区延長700m、車道幅員が6.5mの2車線で、片側に2mの歩道を付けて計画をしており、平成20年度より着手をしているところでございます。本年度が最終年度となっており、残り260mの改良工事を発注しているところでございます。また、2期工区につきましては、これは伊倉地区から滝地区区間でございます、延長約900mにつきましては、平成25年度より滝集落内の家屋等の状況を把握し、地元の皆さん方のご意見を十分に伺い、その後、道路計画を行いまして整備に着手してまいりたいと考えているところでございます。

次に、七坪小楠野線でございますが、延長500m、車道幅員が6mで、平成23年度より着手しているところでございます。今年度につきましては延長200mの区間を12月に発注を予定しており、残り300mを26年度までに整備完了する予定でございます。

次に、戸城渡打線につきましては、延長622m、車道幅員5mで、平成21年度より事業に着手しており、延長270mが完了しているところでございます。今年度といたしましては、延長250mの改良工事を発注しているところでございます。残り100mにつきましては、平成25年度で整備完了の予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれの路線も大変地元にとっては重要な路線でありますので、今後の計画についてはよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次に観光振興菊人形・菊まつりの現在の対応についてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成19年12月定例会において質問要望させていただいております。そのときには、合併後の予算カットにより、出品者の方々から会員の高齢化と後継者不足等もあり、やる気をなくされておりました。私も毎年開会式には出席させていただき、期間中も何回か訪れていますが、15日間で毎年約10万人の観光客が県内外から来場されております。

このように、市の観光振興にも大きく寄与している観点からも、予算の拡充をお願いしたところであります。

それから5年経過し、今年は菊人形・菊まつりも23回目となり、本年の出品者の会員の方々のお陰で、素晴らしい作品が出品され、多くの観光客の目を楽しませていただき、無事終了することができました。執行部としても、菊人形・菊まつりが観光振興に貢献していることは十分認識され、対応されていると思われませんが、現在の対応の状況をお示しいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 木下議員の質問にお答えします。

毎年11月1日から15日までの15日間、市民広場を会場として開催されております菊人形・菊まつりは、平成2年から開催され、今年で23回目を迎えております。開催期間中は観光客を初め、先ほど木下議員からもありましたとおり、約10万人の方にご来場いただき、本市の秋の一大イベントとして定着をいたしているところでございます。会場には、大刀洗の場や袖ヶ浦の別れといった南北朝時代の菊池一族を菊で再現しました菊人形や五重塔、懸崖、盆栽など、丹精を込めて育てられました約3,000点の素晴らしい作品が展示され、菊池溪谷の紅葉と合わせ、本市の秋の風物詩として定着し、多くの人に観賞をしていただいているところでございます。また隣接いたしております菊池観光物産館を初め、地域に与える経済効果も大きいものと考えております。この祭りに出店されます菊は、経験豊富と技術を持っておられます菊まつり推進委員会の皆様が長雨や猛暑などの悪条件にも負けず、1年間1日も休まず丹精を込めて管理育成されたもので、菊人形菊まつりは、会員の皆様のご理解・ご協力をなくしては開催できないものだと認識をいたしております。菊まつり推進委員会では、昨年度4名の方が新たに会員となったということで、現在会員の方は22名おられます。この4名の方は、旧七城町の方ということで聞いております。平均年齢は70歳を超えておられ、高齢化が進行をしている状況にあります。そのようなことで、後継者の確保は緊急の課題と受け止めておりますので、推進委員会の皆様と連携を図りながら、市広報等を活用し、後継者の確保に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。執行部としてもですね、菊人形・菊まつりが経済関係にも大変貢献しているということは十分認識していただい

るようでございます。

それと、後継者問題ですね、まだ具体的には出ておりませんが、実態は平均年齢が70歳を超えているということでございますので、本当に問題だと思いません。

そこで市長にお尋ねなんですけれども、私、開会式はもちろん出ておりますけれども、閉会式のほうに参加をさせていただきました。そのときに、各振興会のほうで表彰をなさっておりますけれども、そのときに来賓としてお見えになっているのは市長だけでありまして、開会式のときにはですね、観光協会長、また旅館組合、また議長、またそして地域振興局長と来賓の方々がたくさんいらっしゃっていますが、閉会式は非常に寂しい状況でございました。せっかく賞をそれぞれ差し上げていらっしゃいますけれども、会員の中からもですね、ぜひとも市長賞とか、観光協会長賞とか、旅館組合、そういう賞をつくっていただけないかという要望も出ておりましたので、その点を含めてですね、市長に答弁をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊人形・菊まつりは、先ほど経済部長より答弁いたしましたように、本市を代表するような一大イベントであり、その経済効果も大変大きいと認識をしております。市としましても、これから継続していかなければならないと、このように考えております。継続をしていくためには、会員の高齢化に伴いますところの後継者問題について真摯に受け止めながら、今後とも菊まつりの会員の皆様と連携して会員募集等を積極的に行う必要を感じております。

また、若い後継者という点から毎年菊を出店していただいておりますが、菊池農業高校、私は後援会会長という立場におきまして数年前に菊池農業高校の校長先生を通じて菊花展の出店をお願いした経緯がございますが、現在また北中学校の出店も拡大等の一つの方法ではないかなと、このように考えております。

今後ともできる限りの支援を続けてまいらなければならないと思っておりますし、議員のご提案のような市長賞とか、観光協会長賞なども含めまして、菊を觀賞されました方々が参加をして表彰ができるような、何らかの取り組みができないかなと思えます。特に生産者の意欲、あるいはそれを鼓舞するような、そういった賞となるようなものを考えていけばというふうに思ひまして、会員の皆様方と今後協議を進めさせていただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。市長も十分認識をしていただいているみたいでございます。先ほど私のほうから提案をさせていただきました市長賞とかですね、各旅館組合、それぞれの賞もですね、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

それと、私の一つの提案ですけれども、せっかくですから、今年は苗をですね、花じゃなくて苗の販売をされておりました。ですから、市民に対してそういう苗の配布とか、そういうことによって普及をするとか、そういう考えをぜひとも検討していただきたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。次に、自治公民館の整備の状況と補助についてお尋ねをいたします。市の発展には、そこに暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であります。自治公民館の整備は、地域住民の自主的な学習活動はもちろん、交流の拠点、防災等の避難場所としても大切な施設であり、快適で安全・安心できる住みよいまちづくりには必要不可欠であります。先日の隈部議員の質問でも、今後は公民館の果たす役割は大変重要であり、執行部としても必要性については十分理解していただいたようであります。市としても自治公民館の整備については、これまで私の平成20年9月定例会における質問・要望に対して、小規模な改築、修繕及び備品購入等の拡充に努めていただき、これまで新築・全面改築についての要綱改正によって、水迫地区の銚の甲区、迫間地区中野瀬区に待望の新築公民館が完成し、区民の方も大変喜んでおられます。

このように、地域の現状をしっかりと把握した対応が必要と思われませんが、現在の自治公民館の整備の状況と補助についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

自治公民館は、地域住民がお金を出し合い、あるいは積み立てて建設し、自主的に維持管理している施設となっております。また、今、議員がおっしゃいましたように、自治公民館の役割は地域住民の交流の場であり、地域の連帯意識を高め、地域づくりの活動の拠点として重要な施設となっております。本市には、現在211の行政区があり、そのうち自治公民館が設置している区は192区ございまして、公民館類似施設を設置している区は7区であります。また、いずれも設置していない区が12区ありまして、その場合、市の公民館やあるいは集会施設を利用されている状況でございます。

次に、本市の自治公民館整備補助事業の内容についてお答えいたしますと、公民館の新築改修につきましては、補助率3分の2以内で、上限が300万円を限度と

しております。また改修・修繕につきましては、補助率2分の1以内で200万円を限度として交付しているところであります。

また、備品の購入については、補助率2分の1以内で50万円を限度として自治公民館の整備に努めているところでございます。

この事業の周知につきましては、区長文書での通知とか、あるいは各地区に委嘱しております自治公民館活動推進委員がいらっしゃいますので、その方々を通じて周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、現状についてのご報告がありましたけれども、先般、たしか平成22年だったと思いますけれども、バリアフリー化について質問をさせていただきました。特に高齢化が私ども、中山間地も含め大変進んでおりますので、和式のトイレ等が私どもの公民館も現在そうでございますが、そういうものを洋式のほうのトイレに、基本的にお年寄りも使えるようなトイレに変えるような補助の確立をお願いしたいと。それと、入口ですね、車いす等でも中まで入れるようなそういうバリアフリー化に対する具体的な対応をお願いしたいということをお願いをしておきましたけれども、その後どういふふうになっているかということも含め、再質問とさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 自治公民館は、子どもから高齢者まで地域の住民が快適に利用できる施設として各地区の住民が主体的に管理運営を実施されております。また、自治公民館の修繕あるいは備品等の整備費用は、地区の負担が必要でございますので、各地区とも計画的に積み立てを行い、維持管理をされているところでございます。最近、自治公民館の申請の内容は、洋式トイレの改修等が増加しております。先ほど議員のほうからもおっしゃいましたように、確かに洋式トイレの改修等も現在増加しているところでございます。

そして、またバリアフリー化の取り組みも、洋式トイレを含め、バリアフリー化の取り組みも徐々に増えつつあるところでございます。バリアフリーとか、そういうことについての修理関係につきましては、やはりこれは補助の中で、現時点の補助の中で行っていただきたいと思いますので、そういう要望がありましたら、最初に答弁いたしました補助の内容、その現行制度の中でそれぞれの公民館で取り組んでいただけたらと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。現実的にですね、今の補助率で十分だとは思わないわけでありまして。非常に集落も高齢化しているところが人口が少なく、そして必要性があるのにその対応ができるような予算が組めないような地域がたくさんあるわけですね。そして、やっぱり現実的に、積み立てをしても何年もかかってしまう。その間に、お亡くなりになる方もいらっしゃるというわけですね。だから、現実的には、傾斜配分的なやっぱり考えを持っていただかないと、高齢化率が高いところほど集落は限界集落になって、なかなか集落の維持もできないような状況でございますので、今回改めてですね、そういう実態調査をしていただいた上でですね、その補助率を考えるような検討をしていただきたいと思います。最後に、教育長の答弁をいただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど原教育部長のほうから話がありましたように、現行の中で整備を推進していただければと思います。しかし、今おっしゃられましたように、確かに高齢化して行って、なかなか積み立てるお金もだんだんとなくなっていくという状況の中で、教育委員会のほうもこれから、今話がありましたように、実態調査等をちょっとやって、現実はどういう状況なのかということも踏まえて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） よろしく願いしておきます。

それでは、次に、老人福祉センター跡地の高野瀬区要望に対する対応についてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成23年9月定例会において、高野瀬区より老人センター跡地利用の具体的な要望も出ておりましたので、執行部としても早め早めの対応をお願いいたしたところでございます。そのときの市長の答弁は、地元の方からのご意向というものを十分受け止めておりますので、引き続き高野瀬区と協議をして進めてまいりたいと答えられております。

その後、平成24年の2月には、その当時の区長名による老人センターに関する要望書が改めて市長に対して提出されており、要望書には現在の老人センターに建物及び土地を無償で貸していただきたい。建物は現状のまま借用したい。必要最小限の危険箇所等の補修や不要な物の撤去をお願いしたい。娯楽室には、家庭用エア

コンの設置と床の板張りをお願いしたい。高野瀬区の公民館として利用したい主な理由を列記して、具体的な要望が出されております。ところが、9月の定例会において、改めて質問をしましたところ、市長より旧老人センターを改修してしばらく利用できるようにしてほしいと、こういった要望でございましたが、ご案内のとおり老朽化して、これまで使えないということがあって、新たな移転・新築をしたわけでありまして、改修するにも大変なこの耐震的なものを含めましてお金がかかるということもあわせて、これは新たに作るべきだということで移築をしたわけでありまして、そこで、解体する方向で進めてまいっておりますので、ご理解をお願いしたいとの答弁でございました。今回改めて確認を含めお尋ねいたしますが、これまで高野瀬区との協議の過程について詳しくお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

高野瀬区にあります旧老人福祉センターにつきましては、木下議員の質問にもありましたように、9月議会で答弁しましたとおり解体する方向で進めております。当初は旧センターを改修してしばらく利用できるようにしてほしいという、そのほか要望がございましたが、高野瀬区と協議を重ねながら、老朽化による今後の安全性を考慮して解体する方向で進めていることをお話しし、ご理解をいただいたところですので。その後の対応につきましては、現在協議中であります。

以上、簡単ですけれどもお答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。解体するようになったということでございますけれども、私たち議会のほうにはですね、いつそういう報告があったんでしょうか。

それと、充分、高野瀬の方に理解いただいて解体するということでございますが、その耐震ですね、耐震のその検査とか、そういうのはいつされたのか。また、予算等はいつ計上されて、そういう審査があったのか。それも含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

議員ご質問の中にありました耐震につきましては、協議の中で解体という方向でまいりましたので、耐震診断については行っておりません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 3回しか登壇できませんので。とにかくですね、その耐震審査もしないで一応解体の方針を決めたということでございますけれども、そういう地元のほうにはですね、やっぱりそういうきちんとした耐震の審査をやったとか、そういうことに基づいてやはり解体を決定したとか、また議会にも報告した上でですよ、やっぱりそういうことを決定したということで報告していただかないと、やはりある面では表現はあれですけれども、議会軽視だと思いますけれども。私もこの老人センターの移築に対してはですね、本当に議会でももういろんな問題が出ておりました。送水管方式、また高野瀬からもその場所で建築をしていただきたいと、そういう陳情も1回は採決までされております。そういう経緯を踏まえてですね、やはり解体をして、その後更地になる。そして、私が聞いた話では、コミュニティ事業ですか、コミュニティ助成事業、助成金によって新しく建築をしますと。これはですね、基本的には宝くじでございまして、宝くじが当たると同じように待っていなければいけないわけですね。先般、稗方区の公民館が落成をいたしまして、1,200万円この事業でいただいて新築をされました。10年弱かかって、ようやく予算が取れたということで、歴代の区長さんたちが非常に喜んでおられましたけれども、それもやっぱり県議のお話では、これからもっともこの予算についても厳しくなると、そういうことでございましたので、高野瀬区がいつそのことが現実になるかということであれば、非常に地元の人にとっても大変なことだと思います。なかなかこういう事業についても、地元の方はわかりませんので、内容は。10年先のことを言われても非常に困ると思いますけれども、3回しかいけませんので、市長に対してですね、このことについてどういうふうにして考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 高野瀬公民館、すなわち老人福祉センターの再利用ということについては、ただいま担当部長のほうからご答弁いたしました。大変老朽化しているということで、危険性があるために皆様方のご同意をいただきまして新しい老人福祉センターを移築するということが決まったところであります。もちろん、移築した後、危険であるということが前提でありましたので、このことについては解体する必要があるということで、地元役員、区民の方々にご了承をいただきまして、そしてその後につきましてはコミュニティ事業を中心として新しい事業をもつ

て何とかできないかということで、それまでお互いで頑張りましょうということになっているという状況でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） それでは、次に進みます。次に環境問題、九州産廃との状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この産廃問題につきましては、私はこれまで欠かさず質問、要望、そして指摘をさせていただいております。今回、急に九州産廃が和解に合意され、10月31日に基本合意書が交わされました。市は九州産廃が求めていたごみ処理業務委託など13項目は努力目標とし、九州産廃は13項目は条件だったとして強い態度で白紙撤回を主張していました。その白紙撤回に対しても、市も不成立には終わりましたが、短縮協定の有効の確認を求め、山鹿簡易裁判所に調停を申し立てたり、今年の3月には議会の議決を経て提訴の準備を進めておられましたので、急展開にびっくりしているのが本音であります。城議員、坂井議員からも質問がございましたので重複するかもしれませんが、九州産廃がなぜこのように急に和解に合意されたのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

基本合意書の締結経緯につきましては、今までも議会月例会や先般の城議員のご質問等でお答えしておりますので、内容を要約して答弁させていただきます。会社との協議につきましては、これまでどおり誠意を持って対応することを基本にし、県・市・会社の三者で事務レベルで何度も協議を行ってまいったところがございます。このような中、本年5月に開催しました環境保全協議会の中で会社より最も重要なことは協定書に基づき環境の保全を行うことであり、最終処分場の浸出水の処分方法や最終処分場の埋め立て終了後の維持管理等について本音で協議をしていくのであれば、平成19年3月に締結した一部変更協定書の白紙撤回や13項目の解決条件はいつでもよいとの発言があり、白紙撤回の取り下げの考えがあることが判明いたしましたところがございます。市といたしましては、一部変更協定書の遵守や13項目の問題は重要な課題でございました。これまで以上に誠意を持って協議を続けてまいったところがございます。

また、8月27日の2度目の環境保全協議会では、会社から今後も継続して協議し、問題を解決していくことで合意が得られれば白紙撤回を取り下げるという意思が示され、その後、9月3日に合意書、基本合意書案でございますけれども、それ

が提示され、その間、市は会社から提示された基本合意書の内容を顧問弁護士等と相談しながら内容を精査するとともに、内容の一部変更なども会社と何度もやりとりを行いました。最終的には、9月13日に正式文書で基本合意書について市が合意することを前提に環境保全協定の一部変更協定書の白紙撤回を取り下げることが文書で通知されたところでございます。市は、基本合意書の内容は白紙撤回の取り下げや13項目の解決問題につながるものであることから、合意できる内容であると判断し、先般の議会月例会、地元住民の皆様への基本合意書の報告説明を行い、10月31日に基本合意書を締結したところでございます。このことは、ねばり強く何度も会社と協議を行ってまいってきた結果だと考えているところでございます。今後も引き続き誠意をもって協議に対応してまいります。協議状況につきましては、議会や住民の皆さんへ随時報告してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。ねばり強い努力が報われたというところもあると思いますが、これまでの産廃との、私も三者協議とか、そういうのも大分傍聴させていただきましたけれども、現在の中田社長も、前田前会長がご健在のときもですね、非常に激しい方で、討論を大分聞いた状況もございますので、急にこういう和解に、ましてや13項目の未達成に関しては疑義を問わないという文言まで入っておりますので、非常にびっくりしているわけでございます。今回の基本合意書ですね、ここでは改めて市長にお伺いしたいと思いますけれども、この13項目の解決条件ですね、その補償的業務の委託事業のうち、試算金額にして7割以上が未達成になることを反省しという、この反省しという文言が、なぜこういう形で入っているのか。市としてもですね、提訴まで考えて、その言うなれば私どものほうが正しいと、市のほうが正しいということで提訴を考えているぐらい強い態度でおられたんでしょうから、こんな反省という文言が入る必要もないでしょうし、私としてはですね、こういう文言が民間とのこういう合意書ですか、そういうのに行政側が反省なんていう文言を入れる必要はないと思います。

それと、非常に心配しているのが、埋め立て残余量がある場合、一般廃棄物、これ汚染土壌もですね、多分入ると思いますが、残余量があればずっと埋め立てができると、そういうのがこの文言にも入っておりますので、そのことについては、もし残余量がずっと26年、その以降もひょっとすると当初の協定の30年を超えるまでもしかすると残余量があるかもしれませんので、そのことも含めてですね、市

長としてどういうふうにして考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 変更協定書の白紙撤回の取り下げについては、先ほど来、市民環境部長のほうで答弁しましたとおりでございます。そういった経緯を踏まえまして、基本合意書を取り交わした結果、白紙撤回の取り下げ、そして13項目のいわゆる解決条件と言われているものについては、これは不問に付すということになったわけでありまして、市といたしましては、これまでの三者協議やまた司法の場の調停の申し出、変更協定書の法的有効性というものについての確認訴訟の提起、そういったことで市は白紙撤回の取り下げに向けましてご理解のとおり、ご承知のとおり、強い姿勢で取り組んできたところであります。これが一転してこの合意文書によりまして白紙撤回の取り下げと、それから13項目を問題にしないということになったんで、木下議員の表現によれば、びっくりしたということではありますが、びっくりされるとともに、ぜひひとつ喜びをかみしめていただきたいなと思います。

この事務レベルの協議も本音で話ができるようにしたことで、大変お互いに個人個人の心を込めながらこの温かい思いと、それからとげとげしいこれまでの問題と、いろいろ交雑したことだったと思いますが、中身の濃い協議が事務レベルで積み重ねてこられたというふうにご覧いただいております。

反省という言葉について馴染まないのではないかということもございますけれども、会社と交渉する上におきましては、やはり飲むべきものは飲んでいかなければなりませんし、譲れないところは譲れないということではいかなければならないということで、交渉の結果として、いわゆる白紙撤回の取り下げという実を取ることができたということにおいては、この反省という言葉は大きなことになったのではないかなど。その反省ということが、市民に、あるいは議会に大きく何かご迷惑をかけるということには結ばないと私は思っております。これは、常々これまで申し上げてきました13項目については約束だという、条件だというこの言葉と、それから私たち行政としては、これは努力目標ですということと齟齬がありました。そういったことを抜きにして、取り下げていきたいと思いますという会社側について、そういった努力目標として掲げてはありましたものの、このうちの中の達成率からいたしますと金額的に非常に低いということで、その辺についての努力が足りなかったということにおいては反省すべきものもあるのではないかなという意味でのこの反省という言葉は私は使ったつもりであります。産廃問題については非常に長い歳月をかけて解決に取り組んでまいりましたけれども、議会と、それから住民、とりわけ地域の住民の皆さん方のご理解とご協力がなければ前に進むことはできません。不安

は常に約束事でありますからないとは言いきれませんが、やっぱりお互いの誠意と誠実と、そして行動というものの中で理解しあいながら進めていかなければならないのではないかなという思いであります。その何かほかにも約束事でもあるのではないかなといったご疑問もあるかと思っておりますけれども、それについては合意文書に記載されている以上のものは何もあります。今後は、議会や市民の皆様有機會あるごとに今後の状況とか、今後の協議の内容を報告いたしまして、問題の解決に向けて皆さんと共に、一緒に取り組んでまいりたいと、このように思っております。そういった話し合い、前進していく糸口が大きく拓けてきたということで捉えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。びっくりするよりも喜んでほしいという答弁でございましたけれども、今までのですね、この産廃問題についての思いというのは、やはり失礼な表現かもしれませんが、なかなか信じられないというのが現状でございます。19年のこの一部変更のときもですね、私も議会としてはですね、何も知らない中でそういう、市としてはですね、努力目標であったということでございますけれども、13項目も全然議会は知りませんでした。それが唐突に産廃のほうからですね、それは条件だったということで、こういった混乱を招いたというのはもう現実問題でございます。それで、改めてですね、市長には本当に今回はそういう何といいますか、議会には報告をしてないことがないということをもう一回お答えをいただきたいと思っております。

それともう1点、溶融キルンの期間が平成25年ですか。それに代わる水処理問題を、この間も地元の説明会でもありました、全協でも報告がありました。その水処理を新たな終末処理体制を確立していくということでございますけれども、大学等との調査期間に頼んでどうのこうのということで報告がありましたけれども、具体的にですね、どこまで進んでいるのか。やはりこれはですね、できなかった場合は、それが間に合わなかった場合はどうなるのかとか、そういうこともきちんと議論はしていかなければいけない問題だと思いますので、そのことも答えられる部分があればお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 私のほうからは、水処理についての協議状況についてご報告させていただきます。

現在、市と会社と県と三者におきまして事務レベルの協議の中で、先ほど議員お

っしゃいましたように福大の専門の教授の話も聞きに県のほうも行っていただきましたし、そういった、例えば長崎とかですね、ほかの地域についても県のほうもいろんなところに研修に行ったりなんかしております。そういう中で、現在考えられるのが福大の先生の提案として、先だってもご報告しましたけれども、キャッピングという、処分場にシートを張って水の量を、雨水を中に入れて調整する方法ですね、その方法と処分場外で乾燥させる施設、それと処分場外に持ち出す方法、そういった三通りを今現在三者のほうで協議しているところでございまして、会社のほうは、既にキャッピングにつきましてはいろいろな専門とかそういうところの情報を得まして、自分のところでできるだけのことはやるという形で、今、検討されているところでございます。この水処理方法につきましても、事あるごとにある程度内容がまとまりました時点で議会の皆様、地元の皆さんにはご報告してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 木下議員のお尋ねにおきましては、白紙撤回の取り下げ、そして13項目については疑義は問わないと、こういったことを中心として基本合意書を作成してあるということだけでも、このほかにもいろいろあるのではないかといったことで、信用してもいいのかといったご発言であったかなと思います。先にも申し上げましたように、基本合意書に書いてあるもの以外には約束事も何もありませんので、よろしく願いいたします。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

○

日程第2 議案第120号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議案第120号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程をされました議案第120号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。庁舎等整備に係ります、より詳細な設計を行うための実施設計委託料の補正をお願いするものです。内容の詳細につきましては、総務企画部長より説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案第120号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。今回の追加議案による補正は、歳入歳出それぞれ3,504万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を263億2,761万6,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細でご説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。

まず歳入の主なものですが、款21市債、目2総務債の3,320万円は、今回の補正の財源として合併特例事業債を充当するものでございます。

続きまして、下段の歳出でございます。款2総務費、目5庁舎等整備費、節13委託料の3,504万5,000円は、庁舎等整備に係る実施設計委託料でございます。今回の補正の内容につきましては、菊池市庁舎等整備基本構想基本計画に基づき、本庁舎のリニューアル・改修及び増築する庁舎並びに図書館機能と公民館機能を併せ持った生涯学習センターの複合施設整備を行うため必要となる実施設計委託料の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、4ページにお戻りください。第2表継続費でございますが、今回予算の補正をお願いいたします庁舎等整備設計業務委託事業につきましては、複数年度の事業期間が見込まれ、平成24年度から平成25年度の2カ年間にわたる継続費の設定を行うものでございます。

次に、第3表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を合併特例事業に3,320万円を追加し、合併特例事業21億1,520万円に変更するものでございます。これにより起債発行限度額は総額36億6,771万円となります。

以上、議案第120号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今提出されました平成24年度菊池市一般会計補正予算の中におきまして、第2表の継続費の補正という点についてお尋ねをしたいと思います。今回の24年度の補正額3,504万5,000円、これは適当かなというふうに考えるところでありますが、次年度の、25年度までの予算計上というのは、本予算でやるべきではないかと私は思いますが、執行部のほうの説明をよろしくお願

いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 継続費といたしておりますが、平成24年度が3,504万5,000円で、平成25年度8,177万1,000円の2年間の総額として1億1,681万6,000円とするものでございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） これは、来年度までということになればですよ、もう債務負担と一緒にしょう。もう1回ここで承認いただいて、あとは一切議会の議決は取らないというために上げてあつとじゃないとですか。再度、説明をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 2カ年間の契約をするために計上しているものでございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 25年度まで併せて一括してやるということである、その目的をですね、もう少し明確にお示しいただきたいと思いますが。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 基本設計から実施設計へと移ってまいります、3,504万5,000円につきましては総額の3割、基本的には基本設計分というふうな形でお願いしております。それと、後年度の25年度分の8,177万1,000円については、また改めて要求するという形で、あくまでも予算の総額として上げております。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。
森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 総務企画部長にお尋ねをいたします。

今の提案理由に、基本構想・基本計画に基づいて実施設計の予算を提案するというような説明がございましたけれども、私の手元にあります基本構想・基本計画は、12月6日付けでいただいたものでありますし、この定例会の中にも庁舎建設に関係しましていくつかの一般質問の中で意見が出ております。そういうことを勘案さ

れた上での提案であるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 補正予算を上程するためには、最終的な基本構想・基本計画案を議会に説明する必要がございました。開会日の6日に午後、審議会の中で改めて最終案ということでご説明をさせていただいて、資料等もその場でお渡ししたところでございます。一応それに基づいて、今回追加補正ということ、またその説明をいたしましたときも、市長より、その説明後に本定例会中に基本設計・実施設計のための追加補正をお願いしますということで、一応お願いはしておりますけど、それを受けまして、この前6日に説明いたしましたことが、最終的にそのとき、今後いろいろなご意見を伺う中で変更できる部分、できない部分ということ、を改めてお示したところでございますけれども、いろんな部分が出てきました場合は、基本設計・実施設計の中で修正できる部分に関しては行っていくということ、でご説明をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） この庁舎建設につきましてははですね、随分と議論のあった事案でございます。であればこそ、慎重にという思いも私どもあるわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように、12月6日、そして今日ということですね、いかにも拙速すぎるというような感じは否めません。先ほど森議員のほうから、債務負担行為と同じではないかというような質問もあったわけでありましてけれども、そんなに急ぐ理由もないような気がいたしますけれども、部長の説明、なかなかその辺、当を得た答弁にはなっておらんと思っておりますけれども、いかがでございますか。その期間の短さ、ずっとこういう案でまいますという説明はあっておったわけでございますけれども、その都度都度与えられた資料は回収されておましてですね、私どもちゃんと見る機会もなかったわけでありましてよ。12月6日に冊子となったものをいただいて、それにもまだ案という字が付いているですよ。その辺のところをもう一度お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） なぜそんなに急ぐのかというお話でございますけど、一般質問の中でも数名の議員さんにお答えしておりますが、平成26年度が交付税の合併算定の期限でございまして、平成27年度から5年間の段階的経過措置が終

わかりますと一本算定となります。平成24年度現在では、その差が約19億円ということになっており、大幅な財源不足となるため、早く本庁方式とし、財政基盤の強化を急ぐ必要があるとお答えしております。また、中央公民館を含む第2庁舎から第4庁舎は老朽化し、耐震診断の結果、第2庁舎と中央公民館も耐震補強の必要があることは本庁舎と同様でございます。特に中央公民館は、多くの市民の方が利用されておられますし、職員を含めて安全確保を第一に考えますと、1日も早い対応が必要と考えております。

以上のことを踏まえまして、今回の補正として追加という形で上げさせてもらったところでございます。

それと、予算計上は基本構想・基本計画確定後、すぐに基本計画・実施設計の発注準備に入るためのもので、この中身につきまして、先ほどもお答えいたしました。修正できる部分は修正してありますということと、それと基本的な部分は、これは動かさせませんという部分は6日の日にご説明をさせていただいたところでございます。それを受けまして、基本計画が確定しましたならば、またパブリックコメントとかいろいろ取っていきますけれども、いろいろ意見をお聞きしながら直せる部分は直して、そういう方向でいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） また違う別件で新市基本計画もまた訂正されるようになっておりますけれども、庁舎をめぐる問題につきましてはですね、後先もうばらばらという感じがいたします。基本計画の中にもプールの行き先はわかりませんし、保健センターのことにもまだ触れられておりません。そういうことをちゃんと決めてからしかかってほしいというのが願いであります。提案権は市長にあるということで今度出されました。ひとつ、よくよくその辺のことも考えられて、委員会のほうで審議をしていただきたいと、こういうことを申し上げて質疑を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。議案第120号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月20日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後2時03分

第 6 号

1 2 月 2 0 日

平成24年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成24年12月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 議員提出議案第4号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 議事第6号 議会改革検討特別委員会の設置について

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
日程第3 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第4 議員提出議案第4号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第5 議事第6号 議会改革検討特別委員会の設置について

○

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君

7番	東	裕	人	君
8番	泉	田	栄一朗	君
9番	森	清	孝	君
10番	中	原	繁	君
11番	樋	口	正博	君
12番	二ノ	文	伸元	君
13番	中	山	繁雄	君
14番	怒留湯	健	蓉	さん
15番	坂	本	昭信	君
16番	隈	部	忠宗	君
17番	葛	原	勇次郎	君
18番	木	下	雄二	君
19番	坂	井	正次	君
20番	森	隆	博	君
21番	山	瀬	義也	君
22番	境	和	則	君
23番	北	田	彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君	
副	市	長	永	田	明	紘	君
総務企画部長		野	口	祐	成	君	
市民環境部長		下	田	俊	一	君	
健康福祉部長		宮	本	誠	一	君	
経済部長		平	野	國	臣	君	
建設部長		松	野	浩	一	君	
総務企画部統括審議員		西	浦	一	義	君	
七城総合支所長		雲	田	哲	昭	君	
旭志総合支所長		水	上	菊	也	君	
泗水総合支所長		松	岡	千	利	君	
財政課長		小	川	秀	臣	君	
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長		藤	本	辰	広	君	

教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時01分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月10日及び12月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第98号から議案第120号まで、及び請願第4号の24案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。ただいまより、総務文教常任委員長の報告をいたしたいと思います。

本定例会で、総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例改正案2件、予算案件2件、請願1件及び基本計画、規約の変更案件1件ずつの計7案件でありました。

現場調査を踏まえ、慎重に審議をいたしましたので、その審議の経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第99号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案件は、本市の情報公開条例第7条に行政文書の開示義務が定められております。その第7号に、不開示情報を定める規定がありますが、その例示されている事務を明示して追加するものでありまして、第7条第7号のアに「監査、検査、取締り又は試験」の文言に加えて「租税の賦課若しくは徴収」の文言を追加するものであります。平成11年に成立した上位法である情報公開法が平成15年に成立した個人情報保護法の成立とともに、同年に一部改正が行われております。不開示情報を定める規定において、例示される事務として追加するもので、これが明示されていなかったからダメだというわけではなく、上位法である地方税法第2

2条に制約があるように、この「租税の賦課若しくは徴収」の文言がなかったとしても不開示情報に該当するとの説明があり、質疑もなく、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第100号、菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。これは、地方自治法の一部改正で、平成24年9月5日公布され、これまでは「政務調査費」だったものが「政務活動費」に改められたもので、平成25年3月1日施行に伴う条例改正案であります。

質疑もなく、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第106号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

主なものとして、款2総務費、項1総務管理費の災害補償基金負担金112万円は、昨年の東日本大震災により約310名の地方公務員が亡くなりました。これに伴い、公務災害補償費及び福祉事業費などの特別負担金であり、平成22年の決算に計上された給与総額に特別負担率をかけたものとの説明があり、委員より、負担は今年度限りかとの質疑に、地方公務員保障法施行規則の一部改正により、今年度限りの負担である。22年度決算に計上された職員の区分ごとの給与総額28億2,836万8,422円に1,000分の0.3958を掛けた金額であるとの答弁でありました。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目財産管理費、工事請負費67万2,000円は、泗水福本二区地内の市有地にある廃屋の解体費用で、委員より、民家の廃屋解体の理由はとの質疑に、もともと泗水の公営住宅だったものとの答弁でありました。

次に、款2総務費、項1総務管理費、情報化推進費1,992万6,000円はセキュリティシステム環境構築委託料で、セキュリティシステムの強化のためICカード、認証システムを導入するもので、委員より、指紋での認証システムとのコスト等の比較はとの質疑に、コストの比較はしていないが、指紋認証システムを導入した他市の事例では、指が汚れていたり、汗などにより対応できないこともあり、ICカードでセキュリティ強化を進めたいとの答弁でありました。

また委員より、具体的な強化策の内容はとの質疑に、今まではパスワードを入力すればシステムに入られていたので、パスワードを知っていれば誰でも入られていたが、今後はパスワードとICカードを使用することによって強化するとの答弁でありました。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、工事請負費500万円は、

龍門・迫水・水源小が来年菊池北小学校に統合する際のスクールバスの発着運行に伴う駐車場整備として、舗装、区画線整備のための経費であること。また、款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、工事請負費9,200万円は、次年度に予定していた南中グラウンド改修と部室、体育倉庫等の工事に関する予算であり、公立学校施設整備費補助金の交付決定に伴い計上したものと説明があり、委員より9,200万円の内訳はとの質疑に、グラウンド改修が7,747万7,000円、部室・体育倉庫等が1,452万3,000円、グラウンドの面積としては1万5,150㎡、部室・体育倉庫等は100㎡を計画している。財源は国庫補助金2,020万円、合併特例事業債5,020万円、その他は一般財源であるとの答弁があり、別段、討論もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第120号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目庁舎等整備費の3,504万5,000円は、菊池市庁舎等基本構想・基本計画の策定に引き続き、庁舎等のより詳細な設計を行うために、基本設計・実施設計を行うもので、事業期間が2年にわたるために継続費の追加をするものであり、またこの3,504万5,000円は、契約は一括で行った後のその前払い金で、菊池市の工事契約約款による3割以内の金額との説明があり、質疑を行いました。

委員より、市にとっては最大の事業であり、市民の意見等十分に取り入れてもう少し時間をかけるべきではないかとの質疑に、実施設計の期間を1年程度は見ている。その期間の中で、意見を聞き、吸い上げながら進めていきたいと考えている。また、他市町村の例も把握をし、参考にして、総合支所のあり方、運営の方も同時に進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

また、委員より、事業のスケジュールについてはとの質疑に、基本構想・基本計画案について、今、案を示しているものについて、来年1月に広報とホームページ等で意見の募集をしたい。その後、基本構想・基本計画を確定して、基本設計、実施設計に入っていく。パブリックコメントで出された意見等について、基本構想・基本計画に反映させられるものについては反映させて決定していきたい。並行して設計も進めるが、基本構想・基本計画が決定してからになると答弁でありました。

また、委員より、債務負担行為と継続費の違いは、予算の計上は一括ではできなかったか、また継続費の部分は来年度予算で上程されるのかとの質疑に、複数年度を要する予算措置の方法というのは、地方自治法で3種類ある。一つは継続費というもの、もう一つが繰越明許費、あと債務負担行為の設定ということで、継続費というのは、その履行に数年度を要する事業につきまして、予算の定めるところによ

って、この経費の総額と年割り額を定めて数年度にわたって支出するものであり、次に繰越明許については、年度内にその支出を終わらない見込みのあるときに翌年度に繰り越して支出するというもので、継続費につきましては建設事業などで一般的に使用されていることに対して、繰越明許費のほうは、主に国や県の補助金が会計年度の原則で支出をされるので、それを活用する際に会計年度をまたがって対応をするという場合に繰越明許費ということになる。債務負担の設定という形の対応も可能ではあるんだけど、その年度の年割り額というのを限度額で確定する必要があるので、今回はそれにちょっとなじまないということになる。契約は一括で契約をして、今年度の3,500万円は補正予算で対応するが、来年度については残りの金額を予算要求するという形になると答弁がありました。

討論において、反対討論では、本庁舎はこの場所で異論はないんだけど、総合庁舎のあり方をもっと時間をかけて検討すべきとの意見に対し、賛成討論では、昨年の臨時議会より、議決権を行使し、進めてきたもので、粛々と進めるべきとの賛成討論でありました。

採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更についてであります。これは、菊池市総合計画後期基本計画中、施策6、機能的な行政運営環境づくりの一部を、庁舎等整備の基本構想・基本計画との整合性を高めるため、関係する箇所は変更する必要があるため、「現状と課題」の部分と「課題解決のための取り組み」を改正するもので、質疑もなく、審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第119号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

執行部より、広域連合の規約を変更するには議会の議決が必要なためとした上で、規約第4条、広域連合の処理する事務及び規約第12条で、広域連合の執行機関の選任の方法を変更するものである。規約第4条とは、平成25年度より障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴う改正との説明がありました。

審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第4号、旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願について申し上げます。

まず、委員より、執行部への質疑で、地方自治法が保障している住民自治とは何かとの質疑に、執行部より、憲法第92条で保障されている地方自治が住民の意思に基づいて行われることと規定されている。「地方公共団体の長の直接請求」や「条

例の制定」、「監査請求」、「議員などのリコール請求」、そういった直接請求の制度を指すとの答弁がありました。

また、委員より、「紹介議員への趣旨説明を求める」との意見に、一人の反対もなく、紹介議員への質疑を行いました。

委員より、第3回目の特別委員会で、どの委員かわからないが住民投票はできるのかという質疑に対して、執行部からの答弁は、旧泗水町だけの住民投票はできないということであったにもかかわらず、この請願に賛同された理由はとの質疑に、紹介議員より、よくする会の方々と話をし、会の方々のご意見とすれば、一番そこが引っかかったのだから、どうしてもそこを確かめてほしいと。法的には言われるように菊池市全体的話ということで捉えれば、旧泗水町だけの住民投票は無理というのは説明したが、やはりそれにこだわりたいというお気持ちだった。それを認識して紹介者になったと。

委員より、こだわりたい気持ちはわかるが、普通ならばそのまま鵜呑みにして議員が紹介議員になることよりも、そういったことを治めていく立場であると思っっている。その点はどう思われるかとの質疑に、紹介議員より、そこが考え方の違いだと思っっている。自分も市議会議員という立場も若干ながら理解しているつもりだが、その前に、一泗水町の町民としての立場上、どうしてもここは譲れない。

委員より、この請願書の理由の記述に6,873名という数字が書かれているところについてどう思われるか。また、この6,873名というのは、0歳から当然5歳含めて約2百名の未成年の数字があったと思われる。それを踏まえると、多くの議員さんたちの意見の中で、これらは信憑性がないんじゃないかというようなところで疑問視されたが、その点はどう思われるかとの質疑に、紹介議員より、特別委員会でも言われた部分であるが、最初からその数を提示して、あとの判断は議会の方にお任せという思いだろうと思う。自分たちの思いは6,873名の署名だということだろうと思われるとの答弁がありました。

また、委員より、今回この請願の紹介議員になられたが、この請願を出すときに、この請願が採択されるのか、不採択になるのか、それをどういう思いで紹介議員になられたかとの質疑に、紹介議員より、当然、気持ちとしては理解していただいて採択していただきたいという思いで紹介議員になった。

また、委員より、請願というものは、請願そのものが実現の可能性が当然高くないことには普通なら出さないわけであるが、採択にもならないもので紹介議員にもならないわけだが、それをどういう判断で紹介議員になられたかとの質疑に、紹介議員より、そこを言われると確かなものがあつたかと言えば、自分の中に確かさはなかったかもしれないが、こういう紹介議員になるということで、少なからず発言

ができて思いを代弁できればという思いの署名であった。

委員より、この独立運動を治めて、なんとか一緒にやっという気持ちはないかとの質疑に、紹介議員より、正直に言って今の時点ではない。

委員より、住民投票をするという意義と、署名を生かしてくれということ、住民投票というのはもともと、ここで言うのは泗水地域を対象とする住民投票を言っているわけでしょう。法で決まっているのは菊池市なら菊池市全体を対象として住民投票ということなので、その住民投票の意義をどう理解されているかとの質疑に、紹介議員より、住民投票というのは無理といわれる可能性がありますよと会の方々にも伝えた。がしかし、あえて、その署名の中身の信憑性のそこを言われたのだからそこをきちっと確かめてほしいと。絶対無理なんだろうか、市長命でもできるのではなかろうかという思いというのが、よくする会の方にもあった。それなら言ってみましょうというような答弁でありました。

討論を行った結果、賛成の討論はありませんでした。反対討論の主なものを挙げると、請願書の文章そのものもあいまいで、また住民自治で、みんなが心をつにしていかなければならないこの時期に、市を二分するような、このような方法論を紹介議員となって上げてくること自体、住民自治の基本からもずれている。また、法に基づかない、このようなものを、まつりごとに持ち込むことは認められない。また、請願というものは、願意の実現性というものが非常に重要で、法的にもそぐわない性質のものと言わざるを得ない。

採決の結果、一人の賛同者もなく、不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。福祉厚生常任委員長報告をいたします。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例3件、予算案件4件、その他1件の8案件であります。現地調査も踏まえ、2日間慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第101号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるための条例改正

です。

委員より、技術管理者の資格はエコビレッジと陣内処分場は委託している業者が持っているのかとの質疑に、エコビレッジは委託している業者の方で資格を持った方がおられる。陣内処分場は嘱託職員の中に1名資格を持った方を雇用しているとの答弁でありました。また、エコビレッジと陣内処分場以外の民間の施設で該当する箇所はありますかとの質疑に、執行部より、九州産廃株式会社が一般廃棄物の処理施設として許可をいただいている技術管理者もおられます。泗水地区は環境保全組合で管理者を配置されていますとの答弁がありました。

議案第102号、菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定については、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、事業者の責務が追加されたことに伴う条例改正です。特に質疑はありませんでした。

議案第105号、菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定について及び議案第115号、財産の譲渡については、関連がありますので、同時に審査を行いました。条例を廃止する内容については、砦保育園に併設した菊池市七城世代間交流室を民間事業者に譲渡するため条例を廃止するものであります。今後の有効的な施設運営に資するために、民間事業者に譲渡するものであるとの説明でありました。

委員より、砦保育園民営化のときに福祉厚生常任委員会でこの施設の議論を行っているが、問題点を指摘されていると思うが、どういう議論があったのかとの質疑に、執行部より、平成23年度の福祉厚生常任委員会で説明をしていますが、平成25年度に譲渡すると説明をいたしました。保護者説明会でも同じような説明を行いましたとの答弁がありました。

また、委員より、保護者説明会で地域の方が来られて説明を受けた記憶があるが、施設の議論の中で出された問題点とか疑問点とかは解消されたのかとの質疑に、業者説明会の中でも保護者説明会の中でも、これといった問題はなかったと記憶しているとの答弁がありました。

次に、譲渡の算出基礎はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、建物評価額は去年の砦保育園譲渡価格は評価額の4分の1で決定されており、それに沿って決定したものとの説明でありました。今まで世代間交流ということで園児と高齢者の交流がされてきたと考えるが、今後は交流には使わなくて、保育園関係だけに利用されるのかとの質疑に、執行部より、砦保育園に申し入れを行いまして、これからも交流の場として使っていくという回答もいただいております。要望といたしまして、民間に譲渡してもこれまでどおり交流事業を継続されていかれるようお願いしたいとの意見がありました。

議案第106号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に係る主なものは、保育園の園児増加に伴う「保育所運営費負担金」であります。新明保育園の整備に伴う「保育所施設整備補助金」、7月の九州北部豪雨に係る「災害廃棄物処理委託料の減額」、同じく「全職員に防災服を調える消耗品の増」、豪雨災害に係る「時間外勤務手当の増」、また、「エコビレッジに係る燃料費・光熱水費の増」等の補正であります。

主な、質疑の内容としては、款8消防費、目3消防施設費、負担金及び交付金のうち、消火栓設置負担金は何基分であるかとの質疑に、執行部より、水道局からいただいているのは事業量と事業費のみで、把握はしていない。委員より、新設と既存分は把握しているのが当然ではないかとの意見がありました。消火栓や防火水槽の位置は把握されているのかとの質疑に、消防施設については全市把握しているとの答弁でありました。

そのほかに、龍門ダムの水が近くまで来ているので、異形ソケットがあると充分消火活動が行えるので、周知徹底をお願いしたいとの意見がありました。

款4衛生費、目3塵芥処理施設費、節11需用費のうち、エコビレッジの燃料費617万3,000円（灯油）が多くなった理由は何かとの質疑に、当初の単価より現在は相当値上がりしている。また、ごみ量の増加が見込まれるとの答弁でした。

款4衛生費、目4環境衛生総務費、節19負担金補助及び交付金のうち太陽光発電施設設置費補助金について、今回の補正で20件分264万円の追加をお願いするものですとの説明がありました。委員より、一般財源を使って推進するのはいかなものか。生活に余裕がある人しか設置できない。補助金の平等性に欠けるとの意見がありました。

款4衛生費、目6災害対策費、節13委託料のうち災害廃棄物処理委託料が大幅に減額になった理由は何かとの質疑に、執行部より、委託している熊本県廃棄物協会が安価で処理していただいた。量も見込みより少なかったとの答弁がありました。

款3民生費、目3障害者福祉費、節20扶助費のうち、更正医療費給付事業費の増は何かとの質疑に、透析をされる方が増えたためとの答弁がありました。市内で透析されている方は何名おられるかとの質疑に、執行部より、228名との答弁がありました。

次に、菊之池保育園では、現在除去食をされている園児は何名おられますかとの質疑に、111名中に食アレルギーの方は4名おられるとの答弁がありました。両親への食に対してのアドバイスはされていますかとの質疑に、調理師や職員と一緒に家庭訪問を行っているとの答弁がありました。

議案第107号、平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号)については、平成23年度の決算が確定したことに伴い、一般会計から繰り入れをしなくてもいいようになったため基金取り崩しで国保会計へ繰り入れたとの説明でありました。

議案第108号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、委員より、償還金利子及び割引料のうち国庫支出金返納金は何かとの質疑に、介護タクシーサービスによる不当な請求があった、市と会社と誓約書を交わし、会社はこれまで返還をされていたが、現在廃業となっているとの答弁がありました。

議案第114号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)については、施設の燃料費及びオムツリースが不足するものとの説明がありました。委員より、委託している業者について、事業の内容については把握しておくべきであるとの意見がありました。

以上、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第114号及び議案第115号とも討論もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本委員会に付託された案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告といたします。

○議長(山瀬義也君) 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長(泉田栄一郎君) おはようございます。それでは、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、予算案6件、議決案件2件です。慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第98号、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、水道法の一部改正に伴い、水道事業に係る布設工事監督者の配置基準等を条例で定めるものとの説明を受け、質疑を行いました。現在、布設工事監督者及び水道技術管理者は何名いるのかという質疑に対し、水道局には布設工事監督者が2名、水道技術管理者が3名いるとの答弁がありました。委員より、布設工事に当たっては、材料検査や竣工検査を職員が行うため、専門的な資格を取得され、指導力を高めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第103号、菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一

部を改正する条例の制定については、土地改良法の一部改正に伴い、条文の整備をするため条例を改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第104号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の一部改正により公共下水道等の構造の技術上の基準及び終末処理場等の維持管理に関する基準について条例で定める必要があること。また、下水道法施行令の一部改正に伴い、水質規制項目を追加するため条例改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第106号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第6号）中、付託分については、主なものを申し上げます。

商工費の中の中小企業後継者育成対策助成金45万円について、後継者育成助成金1件30万円の2件分と後継者結婚助成金1件5万円の合計65万円から予算残の20万円を差し引いた45万円の増額であるとの説明を受け、質疑を行いました。

後継者育成対策助成の結婚助成金の申請方法は、商工会を通じて市に申請してもらうということだが、商工会の会員のみ対象としているのかとの質疑があり、商工会の会員でなくても事業所の確認ができれば受け付けるので、基本的に市にお住まいで商工業されている方は、全て対象となるとの答弁がありました。

繰越明許費補正の中の土木費の川辺工業団地アクセス道路整備事業2億3,695万円については、交差点改良及び線形について、県警の交通規制課との協議に不測の時間を要し、現地測量及び図面のやり直し等が生じたため繰越をするもの、また、同じく繰越明許費補正の生活、雨水排水路整備事業1億6,080万円については、花房台の排水路で全長1,060mを今年522m整備する計画だが、本事業は県営花房中部2期地区排水路工事と共同で施工するもので、その施工区間について県と協議を行ったが、協議に不測の時間を要したため繰り越すものとの説明を受け、質疑を行いました。

川辺工業団地アクセス道路整備事業では、県警との協議でなぜ修正が生じたのかとの質疑に対して、県警と詳細に打ち合わせたところ、法令遵守により交差点を厳しく設計するようになったので、それに対応するための変更であるとの答弁がありました。また、雨水排水路整備事業では設計の段階から入っているはずで、県との協議で遅れたというのは疑問であり、説明が足りないのではないかと質疑に対して、工区割は設計の段階からしてあったが、本来、幹線排水路のため県のほうで一括工事ができないかと話を持ちかけたところ、県でも検討することになり、その途中で災害も発生し時間を要して、最終的には県工事では対応できないことになり、事業が遅れたものとの答弁がありました。

次に、議案第109号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第

3号)の主なものについて、総務費の中の備品購入費1,214万1,000円は、給水車の購入に係る費用で、今回の九州北部豪雨による被害時に1週間程度300リットルのポリタンクを軽トラックで運ぶしか生活用水が届けられなかったため、1,600リットル程度運べる給水車を緊急時に備え購入するものとの説明を受け、質疑を行いました。

給水車は日ごろは全く使わないと思うが、管理はどうするのかとの質疑があり、水道局で管理するが、消防車と同じような要綱をつくり、毎月の点検をするよう考えているとの答弁がありました。また、いざという時は使えるようにして、普段は消防署に貸しておけば負担がかからず役に立つのではとの提案があり、維持管理は必要だが、常設して災害時の応援を含め、広域的に考えての購入と考えているが、検討はするとの答弁がありました。

次に、議案第110号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の主なものについては、債務負担行為補正の追加であり、浄水センター等運転業務委託で限度額が6,477万4,000円、期間は平成25年度との説明を受け、質疑を行いました。

浄水センターの運転業務委託では、債務負担行為で金額が上がっているがなぜかとの質疑があり、委託の事業費については、設計基準に基づき今年度は3つの処理場を一つの基準で見直すよう業者に伝えている。委託費が上がっているのは、処理の水槽が一つ増えているためである。委託関係については市の意向を伝え、業者と協議を進めているとの答弁がありました。

次に、議案第111号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の主なものについて、事業費の中の工事請負費1億6,188万4,000円は補助工事で泗水地区等であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第112号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)の主なものについて、事業費の中の一般会計繰出金458万6,000円は、国庫補助金の年度間調整で増額となったため一般会計へ繰り入れて、また一般会計からの繰出金を入れて、明確にわかるようにしているとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第113号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の主なものについて、繰入金の中の下水道事業債1,700万円の減額は、農業集落排水事業から特定環境保全公共下水道事業への切り替えに伴う資本費平準化債への発行可能額の減少によるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第116号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市四季の里

旭志は、現在の指定管理者の指定期間が来年の3月31日で満了するため、公募を行い、指定管理者選定委員会での結果、当該団体を指定するもので、期間は3年間とするものとの説明を受け、質疑を行いました。

今までの指定管理者はなぜ応募されなかったか検証はされたのかとの質疑があり、これまでの3年間は、1年目が口蹄疫による来訪者の減少、2年目が東日本大震災による旅行等の手控え、そして3年目が九州北部豪雨による大水害ということで経営が厳しかったようであるとの答弁がありました。

また、指定管理者が変わるが、従業員の扱いはどうなるのかとの質疑があり、原則として現在の従業員を継続雇用するという事で申し込まれているとの答弁がありました。

次に、議案第117号、市道路線の認定については、富の原地区の市営住宅及び公園整備に伴う新設道路で市道として管理していくため市道認定するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第106号及び議案第110号を除く、議案第98号、議案第103号、議案第104号、議案第109号、議案第111号から議案第113号及び議案第116号並びに議案第117号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論がありました議案第106号及び議案第110号について申し上げます。

議案第106号についての討論では、9月議会で決算済みのものであるが、土木工事の予算関係で報告をお願いしたら全体を把握していないということで、明確な答えがなかったため、今回の補正予算の中にもそういった説明のできないような問題が含まれているのではないかと反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第110号についての討論では、浄水センターの運転業務委託の平成25年度の債務負担が6,477万4,000円とあるが、23年度の決算は5,802万8,000円であり、人件費も削減している中において追加補正するのは理解できない。また、合併後8年間の中に見直しということを経営部に求めてきたが、努力するという答弁だけであり、今回の予算は認められないとの反対討論と、問題提起をされている部分については、引き続き執行部と共にやっていくべきだが、予算の裏づけがない契約はできないということを考えれば、この予算を止めるということは平成25年度の運転業務が止まってしまうことにもなりかねない。そのことを考えれば、認めるべき予算であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります請願第4号、旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願を除き討論を行います。

議案第98号から議案第120号までについて、討論はありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、今回の定例会の中におきましての議案に対しまして、議案第99号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例、議案第110号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について、議案第120号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）、以上の4議案に対しまして、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第99号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の改正の中に、租税の賦課もしくは徴収に改めると、追加議案であります。徴収という言葉は、やはり綱紀、規約、改めるといふ議案改正であります。さらに改正前の情報公開も交付の日から施行する条例改正ということで部長のほうから答弁をいただきましたが、やはり熊本市の政令都市さえこういった改正は行っておりません。なぜ菊池市は情報公開に対して明らかにできないのかという思いでありますし、またこの改正前に提出されました情報公開に対しましても同等な扱いをするということに対しましては、私は法律的に違反する行為であるというふうに考えます。

そういうことから、この今回提出されております議案第99号に対しましては反対ということで討論をいたします。

次に、議案第110号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算であります。浄水センター等の運転業務であります。平成25年度の予算であります。6,477万4,000円の債務負担行為の補正額であります。平成23年度の予算・決算を確認しました。浄水センター等の運転業務委託は5,802万8,000円あります。人件費も減少化しておるような状況の中に、機械機種等も前期5年間の改修工事によりまして、機能的にもコンパクト化しておりますし、機種

改善も進んでおります。なぜ674万6,000円の増額予算というような計上のあり方に対して、ちょっと不満を持つものでありますし、そういったことで今までの8年間の中に債務負担に対しまして業者との交渉を進めていただきたいという願いを執行部に数度お願いをしてまいりました。改善に向けて努めていくという答弁は何度もいただいておりますが、議会のほうには一切報告はあっておりません。下水道事業の浄水センター管理を、やはりこう今後進めていく中に、民間委託というような方針も考えていかなければならない時代に来ているというふうにも思えます。そういった運営の方針に不安を抱き、今回の25年度に対しまして委託の議案第110号に対しまして反対のお示しをいたします。

次に、議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更についてであります。菊池市総合計画後期基本計画の中の9つの柱のその2として、財政の効率化、主要政策の4として、効率的な行政運営、施策6の機能的な行政運営と環境づくりの変更に対しまして、財政の効率化には電子システムの導入、情報公開の不透明性を改正後に情報公開に対応した文書管理システムの開発・運用の一部変更と、さらには22年度から26年度の5カ年間の後期基本計画は、合併協議会確認済の花房台予定地ということで、22年度に後期計画に対しましては23名の議員さんが一致で承認を行った文書であります。この新旧対照表の中に説明がありますように、新庁舎の建設予定地は合併協議で確認されており、花房の中部2期地区畑地帯整備事業区内において用地確保を必要とするというこの文言をなくすということがありますが、やはり後期基本計画の推進半ばにおいて一部変更の提案ということがありますが、理由を求めている地区ですね、地域の方々に、やはりこう明確な説明を果たして、そして新菊池市づくりに向けた行政の執行を示すべきであると私は考えます。12月22日に泗水地区の代表の方が泗水地区での説明会を市長のほうに要望を申し上げたところ、一度は了解をされたということでありました。そしてその後、西浦統括審議員よりお断りの電話があったというふうに私のほうに電話もありました。そういうことではなく、やはり明けてから、また1月12日に再度お願いをしているということでもありますので、できますならやはり泗水町地区の住民の方々に後期基本計画の趣旨を明確に説明をした後、この一部改正を提出するのが私は妥当なやり方であるというふうに思いますので、急ぎ足での提出、議案第118号に対しましては、やはり理解を得ませんので反対討論といたします。

次に、議案第120号、平成24年度の菊池市一般会計補正予算（第7号）であります。第2表の継続費補正、庁舎等整備設計業務委託費であります。平成24年度の基本設計費が3,504万5,000円、25年度の基本設計費が8,177万1,000円、総額で1億1,681万6,000円の補正に対しまして、反対の討論

といたします。本定例会初日に、12月6日に菊池市の庁舎等整備基本構想・基本計画案の説明を行われまして、それから1週間後に追加議案として庁舎整備設計業務委託費として24年度から25年度の継続費補正はどのように考えましても道理が私には理解できません。やはり補正予算を提出されるということであれば、基本構想・基本計画案をびしっとやはり議会の承認を得た上で、やはり提出していただくのが私は道理であろうと思います。何でこれだけ急がなければならないかということに、やはり不思議でたまらないわけでありまして、やはり執行部の提出議案とあるならば、やはり理解のある、また順序に沿った提出を行うのが妥当であろうということで、私はそういう思いで反対をいたします。

以上の4議案に対しまして、反対討論を行います。

議員各位におかれましては、やはり慎重に審議をいただき、賛同いただきたいというふうによろしくお願いを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第99号、議案第110号、議案第118号、議案第120号に対する反対討論がありましたので、まず議案第99号に対する討論を行います。議案第99号に対する賛成者の発言を許します。

議案第99号について、ほかに討論はありませんか。

森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 議案第99号、情報公開条例の改正について、反対の立場から討論を行います。

本条例の狙いとするところは、原則公開、例外的に非公開という立場であろうというふうに思います。そういう立場から考えてみますと、今回、税の賦課徴収ということを入られるわけでありまして、先だって議員提案で倫理条例の中に市長及び議員は、来年度から税の納付状況を公開するというような決議をしたばかりであります。そういう立場に立って考えてみますと、一般市民と、市長あるいは私ども議員という立場の違いがあるというふうに考えるものであります。市長や議員というのは、公人情報という立場で捉えるべきであり、一緒に税の賦課徴収という文言を加えますと、先ほど申し上げました原則公開、例外的非公開という立場にさわりが出てくるのではないかと、このように考え、反対の討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願います。

○議長（山瀬義也君） 議案第99号について、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第99号に対する討論を終わります。

次に、議案第110号について反対討論がありましたので、議案第110号に対

する討論を行います。議案第110号に対する賛成者の発言を許します。
議案第110号について、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第110号に対する討論を終わります。

次に、議案第118号について反対討論がありましたので、議案第118号に対する討論を行います。議案第118号に対する賛成者の発言を許します。
東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。議案第118号について、反対がありましたので賛成の討論を行います。

この問題は、昨年1年間、新庁舎問題、我々議論をしてきました。その結果、議会の熟議を経て、一つ一つ議決を経て進んできて、その到達点がこの改正であると思いますので、これは反対する理由もなく、私は当然賛成すべきだろうと思いますので、賛成したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 議案第118号について、ほかに討論はありませんか。
工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 議案第118号、菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について、反対の立場で討論したいと思います。

この変更はですね、最後の一文に、行政サービスについては行政と市民の協働、共に働くということですね、という理念に基づいた役割分担の基に、市民参加型の組織化に取り組みますとありますが、まず市民の意見を聞こうとしない。平成17年の住民アンケートを持ってきて聞いたというような計画であります。もってのほかであります。ワークショップでもまず開催すべきではなかろうかと思えます。行政と市民の協働というのは、市民の皆さんから意見を聞かずにできるものではありません。まず、しっかりと意見を聞く、そしてさらに専門家の意見も採り入れて、市民の皆さんに対して説明できるように進めていただくためにも、今回の議案提出には反対いたします。

○議長（山瀬義也君） 議案第118号について、ほかに討論はありませんか。
樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議案第118号について、賛成の討論をさせていただきます。

基本計画の一部変更については、議会の議決を経る必要があるということで、執行部として基本計画案を作成されて、この本議会に提出をされました。先ほどの工

藤議員から住民の意見をという話がありましたが、我々は新菊池市の代議員としてこの場に選ばれております。この議会の中で住民の意見を反映させるという場があります。よって、この場に提出をされて、そこで議論をされて、今回今から採決に至るわけですから、その部分について、私は賛成の意見とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

森清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 議案第118号に反対の立場から討論をいたします。

そもそも重点施策と銘打って花房に土地を購入して新庁舎を建設するというのが、後期5カ年計画の基本でございました。それを執行部とされましては、その建設計画を、現実を追認する形で現庁舎付近に変更されるわけでありまして、そうであれば、花房に新庁舎を建設するという計画の基に総合支所方式から本庁方式へ変えるというふうな計画が立てられたわけでありまして、それがご破算になりました以上、支所のあり方等につきましても、これから先、熟議をする必要があると、このように考え、この計画の変更には反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 議案第118号について、ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第118号に対する討論を終わります。

次に、議案第120号について反対討論がありましたので、議案第120号に対する討論を行います。議案第120号に対する賛成者の発言を許します。

議案第120号について、ほかに討論はありませんか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 議案第120号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第7号）について、反対の討論をしたいと思っております。

まず、総合支所の計画を明確にするべきであります。後々、七城、旭志の支所がなくなってしまうんじゃないかと心配しております、私は、43億円もの計画であるが、市民プールの新設計画も入っておりません。さらに、花房圃場整備地内の庁舎用地、それも購入するということですけど、一体総額でいくらになるのかわからず、今一度計画を見直していただきたく、反対とします。

○議長（山瀬義也君） 議案第120号について、ほかに討論はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番(怒留湯健蓉さん) 反対討論がございましたので、賛成の討論をいたします。

これは、昨年の11月の臨時議会を新たな起点として審査を重ね、1年間多方面から検証を行ってきた。議会審議会や協議会でも十分な説明を受けてきております。その結論が本議案として収れんされているわけですので、これはこの議会で予算の起こし方にも問題はなく、委員会でも認めてきたことですので、この議案を認めて進めるべきだと思います。そういう意味で、賛成でございます。

○議長(山瀬義也君) 議案第120号について、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで、議案第120号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで討論を終わります。

ただいま討論がありました議案第99号、議案第110号、議案第118号、議案第120号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第98号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第119号の19案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 異議なしと認めます。よって、以上19案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第99号、議案第110号、議案第118号、議案第120号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第99号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第110号は、原案のとおり可決

することに決定しました。

次に、討論がありました議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第118号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第120号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第120号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前11時23分
開議 午前11時32分

○

○議長(山瀬義也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、委員長報告が不採択であります請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番(工藤圭一郎君) 請願第4号、旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願に対して、賛成の立場で討論したいと思います。

市長初め議員の中にも泗水町民の本当の思いを理解しようということが私には全く見えず、署名の信憑性を問題視されている。代筆についてもしかりです。だからこそ、住民投票をしてでも泗水町民の思いを確かめていただきたいということで、賛成とします。

○議長(山瀬義也君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番(怒留湯健蓉さん) これも賛成がございましたので、反対の立場で意見を述べます。

私は、本請願を受理したことに疑義が唱えられたこともございましたけれども、

議会事務局長が再々説明されたように、私はこの受理そのものには問題はないと思っております。なぜならば、憲法の16条ですか、何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないとして、国民に等しく保障された請求権であることを請願については明記しています。また、これに基づく請願法は、第1条から6条でなっていますが、請願に必要な具備条件が整っていれば、これを受理し、誠実に処理しなければならないとしていることによります。むしろ、請願権が何らかの不当な理由を付けて入口で審査拒否、不受理となることこそあってはならないと考えます。

さて、本請願は、正当な手続きを経て総務文教委員会に付託されましたが、そこでの審査において、本請願は法理・道理の両面から問題があると思われまます。十分審査をいたしましたけれども、住民投票とは、地方公共団体の住民が特定の事項について投票により直接に意思を表示することであって、これは憲法95条に基づいて、地方自治の特別法、一つの地方公共団体に適用する特別法ですね、の制定の可否を問う住民投票と、地方議会の解散要求や議員・首長の解職要求などの直接請求を受けて、その賛否を問う住民投票と、条例に基づく住民投票の3つがあると思われまますけれども、本請願が求める住民投票は、条例とセットで、条例による住民投票を指すものと思われまます。そうであれば、少なくとも地方自治法の74条の1項の1から7、2項の1から13、3項の1から4、4項の1から4等が立脚すべき法だと思われまますけれども、その法理に照らしたとき、馴染むべき要素が非常に希薄で、実現に対しては限りなく大きな困難が予想されまます。

もう一つは、この請願の持つ背景や経緯を考慮したときに、物事の道筋からして道理的に無理があるのではないかとと思われる点です。特別委員会まで設置して集中審議をし、我々も議決権を行使して結論を見ています。さらにまた、その審査の、特別委員会の審査の過程において、住民投票に関する意見が出たときに、市長より、この場合、住民投票を行うことはリスクが大きいと。それよりも、未来志向において、平和的に全市の一体化を図っていくことを目指したいという発言があつて、特別委員会としてもその意思を確認しています。そういうことで、特別委員会の審査・結論を尊重するならば、本請願は法理に適っていないと同時に、道理にも適っていないと判断せざるを得まません。おっしゃるように、住民の思い、民意はないがしろにされてはなりまませんけれども、さりとして情念や感情が道理法理を超えることも、また慎むべきことだと考え、よつて私はこの本請願には反対いたしまます。

○議長（山瀬義也君） ほかに、討論はありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 議会は、住民の最高意思決定機関であります。それを構成するのが、住民の選挙で選ばれた議員であることは言うまでもありません。議会制民主主義、たとえ多数決であっても、決定したことには、それに従うのが基本的なルールだと私は思います。そのことを認識し、肝に銘じながら、今の請願、住民投票を求める請願について、不採択の立場で討論をいたします。

出ていますように6,800数十名、0歳がおります。10年前に亡くなった方もおられます。そういう人たちを有効と認めるということ自体が、私の常識からは考えられない。しかも、部分的住民投票はできないということは、これは自治法でも規定されております。いわば、その法律を歪めてまでも通せということ自体が、私には理解できません。

以上のような理由から不採択に賛成であります。

○議長(山瀬義也君) 次に、賛成者の発言を許します。

森清孝君。

[登壇]

○9番(森 清孝君) 紹介議員の一人として、賛成の立場で討論を行います。

そもそも合併協定書といいますものは、紳士協定というふうにする人もございまして、何ら後で議会でも変えることもやぶさかではないというふうに言われておりますけれども、事の発端であります合併協定書、このことは何度かその後の議会でも取り上げられておりますけれども、議員定数の変化によりまして、その民意というのが大きく動いてきた経緯があります。58名から現在は23名ということで、今、中原議員おっしゃいましたように、その23名がその民意を代表する立場と、このようになっております。しかし、そのこと自体が泗水の住民にとりましては非常に問題の根元となっておるということでございます。地方自治法で別れることを想定とした法の整備はなされておられません関係上、非常に事がややこしくなっている、このように思います。合併時点では300を超えるような住民投票が合併をめぐってあったと聞いておりますけれども、我が泗水町においては住民投票がなされておられません。そして、先の署名でございしますが、皆様おっしゃいますように、強制的にやらされたという意見もございましたし、数に信憑性がないというような話もございました。そうであればこそ、住民の方々が、それでは泗水地区だけでもいいから、ひとつ公平な立場で意見を聞いてみようじゃないかと、こういう思いになられるのも無理からんことであると、このように思います。そもそも署名自体が法的拘束力のない署名でございまして、市長、こういう意見であるから考えてくれというようなものであったと、このように思います。それぞれ口々に腹を立てる人はおら

れますけれども、1年間もまじめに署名活動をされました泗水の住民の方々には、非常に議員としましては頭の下がる思いでございます。まじめによく続いたなど、このような思いであります。

長くなりましたが、そういうことで、法的には拘束力もないし、認められてもいないかもしれませんが、この住民の思いを汲み取っていただくべく、ひとつ住民で投票したいとおっしゃるわけですから、認めていただくべくよろしくお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 請願第4号、旧泗水町分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

総務文教委員会において、うちの紹介議員の説明も明確にされておりますが、その理解できなかった分に対しましてでありますが、やはり法的、道理的に物を申しておるわけではありません。やはり、今、これに対しましての反対討論の中に格差を起こしてはならないという言葉もありましたが、やはりこの地域審議会、また泗水地区の住民に対しましての説明というのが適切に行われておるならば、こういった要望も起きてはおりません。

そういうことで、やはり同じ市民として適切な取り扱いであるのかというところに不安を抱いておるわけであります。やはり合併をしたのだから、新市づくりを願っているのは泗水の住民も同じであります。行政のトップが市民の不安を取り除くというのは、これはまともな、当たり前のことでありますし、やはり市政運営がスムーズにいくためには、どこかで明確な説明責任を果たし、議会任せではなくて、やはりそういった、どこかに落としどころをぴしっとやっていただくということの思いと、それができないなら、やはり住民投票をやって、泗水の方々の思いを訴えたい。要するに、提出されました署名がまともではないというような意見の基にこういった要望が上がっているということを私は強く泗水の方々の思いを考えながら、この住民投票の実施に対しましては賛成をいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 請願の採択に反対の意見を申し述べさせていただきます。

本請願の趣旨及び請願の理由というところに書いてあるのは、一番大きなものは、先ほど提出をされました署名の有効性、信憑性ということ为先ほどから議員さんも

述べられております。しかし、私は先の特別委員会で東委員長、大変お疲れだったと思いますが、その場において、泗水をよくする会の皆様方の思いを聞くいい場を設けさせていただいたと思います。その中で、この署名の信憑性・有効性のみならず、総合的に判断をした中で、それぞれの市町村は昭和の合併を経て、平成の合併を経て、現在があります。前に向かうべくよりよい市をつくるためにトータルな判断として皆さんの意見がなされたと信じております。よって、私はこの請願に対して反対とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

北田彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 請願に賛成の立場から討論したいと思います。

平成17年3月22日合併しました。そのときは、日ごと夢を持って素晴らしい菊池市をつくろうというようなことで合併がなされました。どうですか、今、この話を聞くと。恐らく、合併時、合併前の人、知らない人がいっぱいおられると思います。市長はもうご存じのとおりでありますけど。その中で、やっぱり契約書ができて、そして国の許可ができて合併がなされたわけでありましてけれども、合併の協議事項の一番大事なものを、これを変えちゃいけないものを変えるわけですから、それは住民の人がやっぱり怒るのが当たり前だと思います。議会のルールというのは、私も十分知っております。もう言われなくても。しかし、住民の代表ということで、やはり発言するときには発言せにゃんというふうなことでありますので、この辺をですね、皆さんが考えていただいて、今、数がいっぱいおるから自分たちがいいようにしようというようなことでは、これはいけません。やはり、しっかり住民の声を聞いて、また反省もしない、検証もしないということではいかんと思いますから、その辺を泗水の人たちの思い、これは何遍も言いますが1万5,000人おられるわけですから、そういう話も聞いて、そして議会もそういう耳を傾けるのが議会じゃないかと思えますよ。発言は自治法に保障されておりますから、そういうことをもってですね、皆さんどうぞ、賛同いただきますようお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 私は、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、いろんな泗水の住民の方々とおつきあいをしておりますけれども、何も全部全部この新菊池市から離れたいと言われてはいるわけではありません。そういうと

ころから、今回のこの請願に対しては、一緒にいたいという方もいらっしゃるんです。そういう意味から、原案に反対の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより、採決をします。採決は起立によって行います。請願第4号、旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第4号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出の一覧表のとおり申し出があ

っております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 議員提出議案第3号について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、これまで地方自治法に定められていました議会の委員会などの組織運営等に関する事項を条例に委任することとなったため、委員の選任方法、在任期間等について規定するものでございます。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右の欄の改正案をご覧ください。第2条で、議員は複数の委員会所属が可能になります。第6条、第8条の下線部分は、これまで地方自治法に規定されたものを条例に追加するものです。

以上、改正の説明といたしますので、議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第2 議員提出議案第4号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、議員提出議案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 議員提出議案第4号について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、これまで委員会だけ可能であった公聴会の開催、参考人の招致が本会議においても可能となったための改正であります。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表の2ページをご覧ください。

右の欄の改正案をご覧ください。第17条と第37条は、法の改正により、条文の整理をするものです。第78条から第84条までが新たに追加され、公聴会の開催の手続きから議員と公述人の質疑までを規定したものでございます。

以下、これまでの条文が7条ずつ繰り下がって、法の改正により必要な箇所の条文の整理をしております。

以上、改正の説明といたしますので、議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第4号については、原案のとおり可決することにご

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 議事第6号 議会改革検討特別委員会の設置について

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第3、議事第6号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

長引く景気の低迷など、地方を取り巻く社会情勢が大変厳しい中、議会としても議員定数の検討など早急に取り組まなければなりません。また、より市民に開かれた議会を目指すと同時に、議会の役割を果たすため議会機能の充実、活性化を図り、議会運営なども含め、議会改革について総合的に検討する必要がある、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の設置について、11名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の設置について、11名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算に範囲内とすることに決定しました。

ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会改革検討特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

休憩 午後零時02分

開議 午後零時03分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会委員の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に隈部忠宗君、副委員長に坂本昭信君、以上です。

菊池市議会議会改革検討特別委員会名簿 11名

大賀 慶一	東 英俊	東 裕人	泉田栄一朗
森 清孝	樋口 正博	怒留湯健蓉	坂本 昭信
隈部 忠宗	木下 雄二	境 和則	

○

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、平成24年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午後零時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 中 原 繁

付 録

平成24年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月6日・12月20日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第84号	平成23年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第85号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第86号	平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第87号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第88号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第89号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第90号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第91号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第92号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第93号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第94号	平成23年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第97号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成24年度菊池市一般会計補正予算 第5号)	原案承認
議案第98号	菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	原案可決
議案第99号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第100号	菊池市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第101号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第102号	菊池市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第103号	菊池市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第104号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第105号	菊池市七城世代間交流室条例を廃止する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第106号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第107号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第108号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第109号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第110号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第111号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第112号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第113号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第114号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第115号	財産の譲渡について	原案可決
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市四季の里旭志)	原案可決
議案第117号	市道路線の認定について	原案可決
議案第118号	菊池市総合計画後期基本計画の一部変更について	原案可決
議案第119号	菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第120号	平成24年度菊池市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案3号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案4号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
議事		
議事第5号	菊池市議会副議長の選挙	一人選挙
議事第6号	議会改革検討特別委員会の設置について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
決 議 案		
決議案第4号	菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議	原案否決
請 願		
請願第4号	旧泗水町の分離・独立を求める住民投票の実施を求める請願	不採択
報 告		
報告第18号	専決処分の報告について（市道管理瑕疵）	原案報告

菊池市議会会議録
平成24年第1回11月臨時会
平成24年第4回12月定例会

平成25年2月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電話 (0968) 25-2325